# 令和5年度

# 包括外部監査の結果報告書

子育て支援事業に係る財務事務の執行について

令和6年3月

京都市包括外部監査人 堀田喜代司

# 目 次

第 1	包括外部監査の概要1
1	監査の種類 1
2	外部監査のテーマ (地方自治法第 252 条の 37 第 1 項にいう特定の事件)1
	2.1 選定したテーマ 1
	2.2 テーマの選定理由1
3	外部監査の対象期間1
4	外部監査の方法2
	4.1 監査の要点(監査の着眼点)2
	4.2 主な監査手続2
	4.3 往査の実施状況
5	外部監査の実施期間
6	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格
	6.1 包括外部監査人
	6.2 包括外部監査人補助者
7	利害関係 3
第 2	監査対象の概要4
1	子ども・子育て支援制度4
	1.1 子ども・子育て支援制度の概要
	1.2 施設型給付及び地域型保育給付の創設
	1.3 認定こども園制度の改善
	1.4 地域子ども・子育て支援事業
2	京都市における子育て支援
	2.1 京都市の人口動態
	2.2 憲章の制定11
	2.3 京都市における計画13
3	子ども若者はぐくみ局の概要25
	3.1 子ども若者はぐくみ局創設

	3.2 組織	25
	3.3 子ども若者はぐくみ局の予算の推移及び決算額	27
	3.4 外部監査での検証対象	27
第 3	外部監査の結果	28
1	幼保総合支援室	28
	1.1 施設型給付費及び地域型保育給付費	28
	1.2 保育士等処遇改善臨時特例事業	49
	1.3 公営保育所事業費	53
	1.4 施設等利用給付(認可外保育、幼稚園預かり保育、幼稚園(旧制度))	56
	1.5 時間外保育事業	61
	1.6 一時預かり事業(一般型)	64
	1.7 一時預かり事業(幼稚園型)	69
	1.8 病児·病後児保育事業	72
	1.9 医療的ケア児保育支援事業	77
	1.10 保育料徴収対策	80
	1.11 事務費	84
	1.12 京都市民間保育園等運営補助金	86
	1.13 施設型給付費(2、3号)【条例基準分】	92
	1.14 私立幼稚園助成	94
2	育成推進課1	02
	2.1 児童館(一元化)運営費、児童館(単独)運営費、学童保育所運営費1	02
	2.2 放課後ほっと広場事業1	22
	2.3 地域学童クラブ事業補助1	27
	2.4 学童クラブ障害児対策1	31
	2.5 児童館学童連盟助成1	36
	2.6 放課後児童支援員等の処遇改善1	43
	2.7 放課後まなび教室1	
	2.8 子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)	51

	2.9 青少年活動センター	154
3	子ども家庭支援課	164
	3.1 児童手当給付費	164
	3.2 児童扶養手当給付費	170
	3.3 子ども医療費支給事業	174
	3.4 学童う歯対策事業	178
	3.5 高校進学・修学支援金支給事業	182
	3.6 不妊治療費助成(国基準)	187
	3.7 不妊治療費助成 (府基準)	192
	3.8 妊産婦健康診査(扶助費)	195
	3.9 乳幼児健康診査	197
	3.10 小児慢性特定疾病医療費制度	200
	3.11 民営児童福祉施設措置費	206
	3.12 障害児施設給付費	211
	3.13 障害児施設給付費(市独自軽減分)	214
	3.14 障害児福祉手当	218
	3.15 ひとり親家庭等医療費	221
	3.16 高等職業訓練促進給付金等事業	224
	3.17 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	228
4	子育て支援総合センターこどもみらい館	236
	4.1 事業概要	236
	4.2 委託契約	245
5	児童福祉センター	246
	5.1 事業概要	246
	5.2 委託契約	252
6	桃陽病院	255
	6.1 事業概要	255
	6.2 事業実績状況	258

	6.3 委託契約	260
	6.4 桃陽病院の在り方の検討	262
7	はぐくみ創造推進室	264
	7.1 社会福祉法人等の指導監督事務費	264
	7.2 指導監查実施結果	266

「指摘事項」は、法律や条例への適合性・合規性のみならず経済性・効率性・有効性の 観点から法律や条例で強制されていない事項でもすぐに改善を求める事項を述べている。

また、「意見」は、将来的に改善・検討することが望ましい事項を述べている。

なお、報告書文中で用いている表中の数値については、四捨五入等の関係で合計が一致 しない場合がある。

#### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例 第 2 条に規定する包括外部監査

- 2 外部監査のテーマ(地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件)
- 2.1 選定したテーマ

子育て支援事業に係る財務事務の執行について

#### 2.2 テーマの選定理由

子ども・若者や子育て環境を取り巻く環境は、人口構成の変化と少子高齢化の進行や 家族形態・就労形態の変化、さらには地域のつながりの希薄化等の地域社会の変化によ って大きな影響を受けている。また、児童虐待の顕在化や子どもの貧困など、対処すべ き課題は、多様化、複雑化している。

京都市においても、虐待・貧困・障害等の支援ニーズはより一層拡大・多様化しているほか、国全体で少子化が進行するなど、子ども・若者やその家庭の生活や安全に対して大きな影響を及ぼすおそれのある社会経済情勢の変化も見られている。

京都市では、2017 (平成29) 年度に、子ども若者はぐくみ局(以下「はぐくみ局」という。) の創設、子育て支援コンシェルジュ機能を担う区役所・支所子どもはぐくみ室の設置を行うなどの環境整備を進めるとともに、京都市の子ども・若者に係る総合的な計画である「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」(以下「はぐくみプラン」という。) を策定し、妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めている。

このように、子ども・若者及び子育て家庭への支援が今後の京都市の行政運営にとって重要なポイントになると思われる。

以上のことから、子ども・若者を取り巻く環境変化や課題への対応が適切になされているか、子育て支援に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の京都市の行政運営にとって有用であると判断し、特定の事件(監査テーマ)として選定した。

#### 3 外部監査の対象期間

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

なお、監査対象期間は、原則として令和4年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、令和5年度以降の状況についても言及している。

- 4 外部監査の方法
- 4.1 監査の要点(監査の着眼点)
- ① 子育て支援事業に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ② 子育て支援事業に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、 合理的かつ適切に行われているか。
- ③ 子育て支援事業が、市民へ十分に周知されているか。
- ④ 子育て支援事業の予算・決算に係る事務が適正に行われているか。
- ⑤「はぐくみプラン」の進捗管理は、適切に行われているか。

#### 4.2 主な監査手続

① 関係書類の閲覧

事業を所管するはぐくみ局より各種関係書類や資料の提供を受け、これらの通査・閲覧を通して事業の理解を深めるとともに、問題点等の検出に努めた。

#### ② 関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、はぐくみ局の各担当課の担当者に対して直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

#### ③ 現場視察

監査の要諦は「現場確認」にあるといわれるように、監査の対象となっている現場の 視察は何より重要な監査手続であると理解している。代表的な施設に往査して、その概 要を把握するとともに、現場責任者に対する質問等を積極的に行い、その状況把握に努 め、問題点の検出に注力した。

#### ④ 上記の手続を通じて検出された問題点についての改善策の検討

監査の主目的が問題点の抽出にあることは言うまでもなく、これは監査の批判的機能と説明されることが多く、監査の本源的な機能である。しかし、監査の役割はそれに留まるものではなく、検出された問題点をどのように改善すべきかという提案・提言等を行うことも重要な役割である。これは監査の指導的機能とも呼ばれているが、こうした機能にも留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的な提案・提言につなげられるよう努力した。

#### 4.3 往査の実施状況

往査実施対象施設	往査実施日	往査担当者
	令和5年8月30日	包括外部監査人及び外部
   桃陽病院		監査人補助者3名
松陽州	Δ±η Γ / Ε 11	包括外部監査人及び外部
	令和 5 年 11 月 16 日	監査人補助者1名
子育て支援総合センター	令和5年 9月4日	包括外部監査人及び外部
こどもみらい館		監査人補助者2名
児童福祉センター	令和5年 9月5日	包括外部監査人及び外部
九里佃仙ピングー		監査人補助者2名

#### 5 外部監査の実施期間

令和5年6月9日 ~ 令和6年3月28日

6 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

6.1 包括外部監査人

公認会計士 堀田 喜代司

#### 6.2 包括外部監查人補助者

公認会計士北浦 泰崇公認会計士中田 英里公認会計士・税理士柗井 大治

#### 7 利害関係

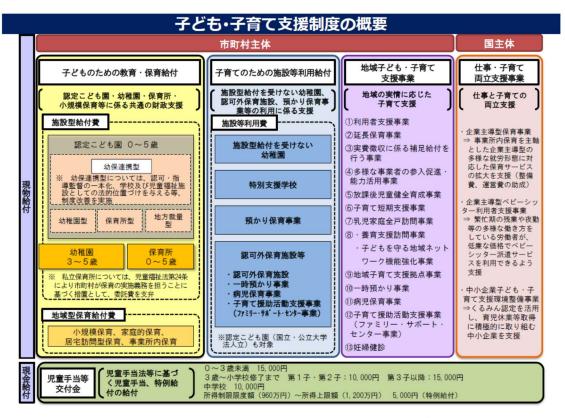
京都市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 第2 監査対象の概要

- 1 子ども・子育て支援制度
- 1.1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度(以下「子ども・子育て支援新制度」という。)のことをいう。

【図 1.1】子ども・子育て支援制度の概要



(出典:こども家庭庁ホームページ)

子ども・子育て支援新制度の主なポイントは以下の3つである。

- 施設型給付及び地域型保育給付の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### 1.2 施設型給付及び地域型保育給付の創設

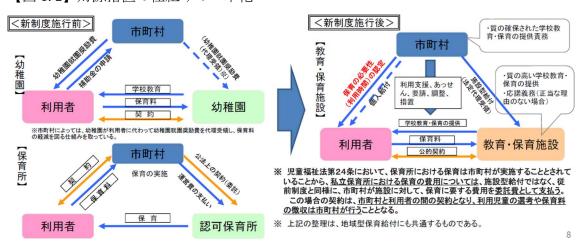
子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が

設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。

認定区分		給付を受けること となる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号	幼稚園
	認定子ども以外のもの	認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護	保育所
	者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由	認定こども園
	により家庭において必要な保育を受けることが困	
	難であるもの	
3 号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護	保育所
	者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由	認定こども園
	により家庭において必要な保育を受けることが困	小規模保育等
	難であるもの	

従来は、幼稚園、保育所、認定こども園の施設ごとに異なる財源により措置されていたが、子ども・子育て新制度では、施設型給付を創設し財源措置の仕組みが一本化された。

【図1.2】財源措置の仕組みの一本化



(出典:「子ども・子育て支援新制度について」こども家庭庁)

また、小規模保育(定員6人以上19人以下)、家庭的保育(定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)の4つの事業については地域型保育給付による財源措置の対象とした。

#### 1.3 認定こども園制度の改善

平成 18 年度に始まった認定こども園制度では、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 類型に分かれており、幼保連携型では幼稚園は学校教育法に基づく認可、保育所は児童福祉法に基づく認可を受けなければならず、それぞれの法体系に基づく指導監督や財政措置が行われていた。改正認定こども園法では、この幼保連携型を学校及び児童福祉施設として法的位置付けをもつ単一の施設(幼保連携型認定こども園)に改め、認可・指導監督が一本化され、財源措置についても施設型給付に一本化された。

#### 1.4 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条により、市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施することとされた。

#### ① 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

#### ② 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

#### ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)に掛かる費用を助成する事業

#### ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

#### ⑤ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を

与えて、その健全な育成を図る事業

#### ⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童 について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業

#### ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

#### ⑧ · 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、 養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援 を行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

#### ⑨ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相 談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

#### ⑩ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主と して昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他 の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

#### ① 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師 等が一時的に保育等する事業

② 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預か り等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との 相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

#### ① 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康 状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に 必要に応じた医学的検査を実施する事業

(出典:「子ども・子育て支援新制度について」こども家庭庁)

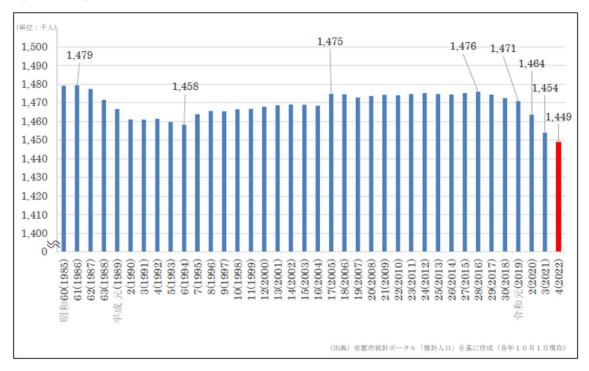
#### 2 京都市における子育て支援

#### 2.1 京都市の人口動態

#### 2.1.1 京都市全体の人口

京都市の人口は、大正9年国勢調査開始以降、昭和61年に最高値1,479,370人となった。平成6年にかけて145.8万人まで減少するが、平成17年(京北町合併時)に147万人台を回復、平成17年から令和元年までは147万人前後で推移した。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和2年と令和3年は大幅に減少したが、令和4年は減少幅が縮小し、144.9万人となっている。

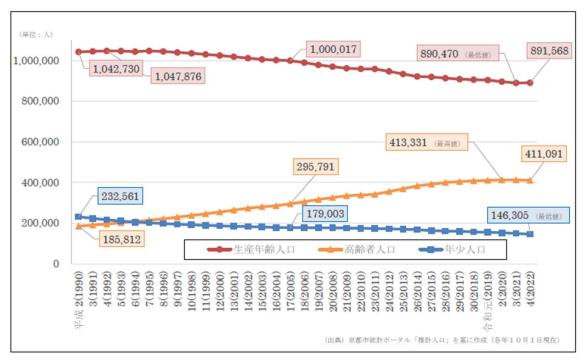
#### 【図 2.1.1】京都市の人口推移



#### 2.1.2 京都市の年齢別人口

京都市の平成 2 年から令和 4 年の 32 年間の年齢別人口の推移は、以下のとおりである。年少人口( $0\sim14$  歳)は約 37%減、生産年齢人口( $15\sim64$  歳)は約 14%減、高齢者人口(65 歳以上)は約 121%増となっている。

【図 2.1.2】京都市の年齢別人口推移



#### 2.1.3 合計特殊出生率

京都市の合計特殊出生率は、平成 17 年以降増加傾向に転じたが、平成 28 年の 1.30 から減少が続き、令和 3 年では 1.17 と 0.13 ポイント低下しており、全国、京都府より低い状況にある。

【図 2.1.3】合計特殊出生率の推移



#### 2.2 憲章の制定

#### 2.2.1 制定の経緯

「京都はぐくみ憲章~子どもを共に育む京都市民憲章~」(以下「京都はぐくみ憲章」という。)の制定の経緯では、以下の内容が記載されている。

京都のまちは、地蔵盆や各地域の祭り、伝統行事に象徴されるように、子どもを大切にする文化を誇りとし、また、全国に先駆けて小学校を創設し、地域住民が運営に参画するなど、地域社会を基盤にした子育てと人づくりを担う自治の精神に満ちた輝かしい伝統を有しています。

そうした精神と社会の在り様は、子どもに社会の一員として愛される喜びと愛する ことの大切さを教え、共に生きるうえでの規律、支え合い、育ち合いの姿勢を自然と 学ばせ、身につけさせる役割を担ってきました。

しかし、今、現代社会において、急速な情報化に加えて、物質的な豊かさや利便性 があまりにも優先され、家庭での親子、更に兄弟姉妹や祖父母、地域での人と人との ふれあいやつながりといった、子どもの健やかな育ちに大切な力が失われつつありま す。

さらに、子どもの命が粗末に扱われたり、子ども自身が自尊感情を持てず、命を軽視してしまう現実を前に、改めて京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかに育むため、市民の心意気を行動で示すことが緊急の課題となっています。

そうした状況のもと、「人づくり 21 世紀委員会からの提言」が提出されるなど、子どもの命と健やかな成長を最優先させるため、今、大人として何をなすべきかを共に考え行動する市民の輪が広がってきたことを受け、児童虐待等の様々な子どもの問題に取り組んできた京都子どもネットワーク連絡会議とも連携し、親として市民として、更には企業としての行動の在り方を具体化する「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定する運びとなったものです。

#### 2.2.2 京都はぐくみ憲章

平成19年2月5日に制定された「京都はぐくみ憲章」は、以下のとおりである。

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託 してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子ども を健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、 時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況 を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要

#### があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民 憲章を定めます。

#### わたくしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

#### 各項目の内容は、以下のとおりである。

#### 【子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります】

- 子どもの目線で見て、話します。
- 子どもの安全をしっかりと守り、危険を未然に防ぎます。
- 子どもをしかった後は抱きしめます。
- よその子でもよいことは褒めて、ダメなことは注意します。
- 児童虐待や危険ドラッグなど、子どもの命と安全を脅かすことに毅然と対処します。

#### 【子どもから信頼され、模範となる行動に努めます】

- 子どもとの約束は守ります。できないときは理由を伝えます。
- きれいな言葉使い、敬語をきちんと使うように心がけます。
- 大人として社会のルールやマナーを率先して守ります。
- いじめは許さない・許されないという意識で子どもたちと一緒に行動します。

#### 【子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます】

- 何事も、まずは子どもと一緒になってチャレンジして親も学びます。
- 子どもたち一人一人が持つ個性をしっかりと見つめて応援します。
- 子育ては一人でできない!人とつながりながら子どもと育ちます。
- 「『ダメなものはダメ』だけではダメ!」押さえつけるのではなく、子どもたちと一緒に問題を考えていきます。

#### 【子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします】

- 早寝をすれば、自然と早起きに。「早寝早起き朝ごはん」を実践します。
- 早く仕事が終わった日は、子どもとゆっくり話をします。

- 元気なあいさつ「おはよう」「いってらっしゃい」感謝の言葉「ありがとう」…を大 事にします。
- 日本の伝統行事や礼儀作法、和食、モノづくりなど日本のよさを家族で大切にします。
- 「真のワーク・ライフ・バランス(仕事、家庭、地域・社会とのつながり)」を進めます。

### 【子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます】

- 「地域の子どもは地域で育てる」家庭、地域、企業、行政…大人みんなで子育てに 取り組むまちづくりを進めます。
- 子どもの登下校時間など、いつも子どもや家庭を見守ります。
- 地域や学校などでコミュニティの一員としてボランティアに参加します。
- 子育て中の親や子どもからの SOS を見逃さないように注意し、親子との関わりを大切にします。

#### 【子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します】

- 自然との調和や命の大切さを学ぶ機会を大切にし、子どもたちを心豊かに育みます。
- 便利さに流されず、物を大切にし、工夫した生活を心がけます。
- 「DO YOU KYOTO? (環境にいいことしていますか?)」を家庭や地域で実践します。
- スマートフォンやインターネットの不適切利用など、急速に変化する子どもを取り 巻く環境とその課題を社会全体で注視し、行動します。

#### 2.3 京都市における計画

#### 2.3.1 計画の趣旨

京都が誇る「はぐくみ文化」の力を遺憾なく発揮し、社会の宝である子ども・若者を 健やかで心豊かに育んでいくための羅針盤として、「はぐくみプラン」が策定されてい る。

はぐくみプランの趣旨として、以下の内容が記載されている。

京都市では、子どもや若者を「社会の宝」として健やかで心豊かに育む社会を築くための共通規範である「京都はぐくみ憲章」(2007(平成19)年2月制定)のもと、「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「はばたけ未来へ!京都市ユースアクションプラン」及び「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定し、着実に推進してきました。

この結果、例えば保育所等では6年連続、学童クラブ事業では8年連続で待機児童ゼロを達成(2019(平成31)年度当初時点)するなど、大きな成果も挙げてきまし

た。

しかしながら、この5年間で、虐待・貧困・障害等の支援ニーズはより一層増大・ 多様化しているほか、国全体で少子化が進行するなど、子ども・若者やその家庭の生 活や安全に対して大きな影響を及ぼすおそれのある社会経済情勢の変化も見られて います。

この間、京都市においても、2017(平成 29)年度に、子ども若者はぐくみ局の創設、子育て支援コンシェルジュ機能を担う区役所・支所子どもはぐくみ室の設置を行うなどの環境整備を進めてきたところですが、こうした状況のもと、全ての子ども・若者・子育て家庭が大切にされ、まちに笑顔があふれる社会とするためには、妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていく必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえ、これまで進めてきた3つの計画を一体化した 形で後継計画として策定するものです。また、策定に当たっては、子育て中の保護者、 子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京 都市はぐくみ推進審議会」において調査審議を行いました。

#### 2.3.2 施策の体系~3つの柱~

はぐくみプランは、施策を3つの柱により計画達成を目指している。

- ライフステージに応じた子ども・若者の成長
- 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
- 子ども・若者とその家庭をみんなで支え・はぐくむ社会

#### 2.3.2.1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長

【妊娠・出産~乳幼児期】

(母子保健)

施策	主な取組
妊娠前から支える安心して妊	・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び
<b>娠・出産できる環境づくり</b>	機能の充実
	・妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実
	・医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目な
	い支援の推進
	・不妊に係る支援の充実
産後ケアと育児不安を軽減す	・産後ケアの推進
るための支援の推進	・妊産婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に
	係る情報発信の充実

施策	主な取組
	・妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実
	・医療機関との連携による妊娠期からの切れ目ない
	支援の推進

## 【乳幼児期~学童期】

(乳幼児期の子育て支援)

施策	主な取組
乳幼児の健やかな発育・発達	・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び
のための支援の推進	機能の充実
	<ul><li>新生児等訪問指導事業の実施</li></ul>
	・乳幼児健康診査の充実
	・新生児聴覚検査費用の助成
	・心理発達に課題を抱える子どもへの支援の充実
	・児童虐待対策に係る取組の推進
	・乳幼児の健康情報の利活用に向けた取組の推進
	・京都版ブックスタート事業の実施
乳幼児や子育て家庭の健やか	・地域子育て支援拠点事業の推進
な成長のための場づくり	・地域に開かれた施設運営の一層の推進
	・身近な地域の子育て支援施設の連携強化
	<ul><li>・子育て援助活動支援事業の推進</li></ul>
	・子育てサロンや子育てサークル等の活動支援
子どもの病気や事故に対応で	・子どもの事故や病気に関する知識や技術の普及啓
きる体制の充実	発
	・休日・夜間・平日準夜帯の医療体制確保
	・子育て支援施設における事故予防の推進

## (幼児教育・保育)

施策	主な取組
幼児教育・保育の提供体制の	・保育所等待機児童ゼロの継続
確保及び質の向上	・既存施設の活用等による保育園、認定こども園の定
	員の拡大
	・幼稚園における預かり保育の推進
	・私立幼稚園における2歳児接続保育の推進
	・保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就
	職支援、就業継続支援の 3 つの観点からの保育の担

施策	主な取組
	い手確保の総合的な取組の推進
	・幼児教育の質を支えるための私立幼稚園における
	担い手確保の支援
	・キャリアアップ研修をはじめとした保育士等への
	研修の実施
	・保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職
	員配置と処遇改善の維持・向上
	・認可外保育施設の質の向上
	・区役所・支所子どもはぐくみ室を中心とした利用調
	整及び利用者支援の実施
	・幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
	・公・民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管
	・小学校就学前施設と小学校の連携・接続による子ど
	もの学びと育ちの共有
	・小学校就学前施設と小学校の子どもの交流
	・小学校就学前施設と小学校の、教職員、保育士の交
	流及び研修の充実
多様な幼児教育・保育の提供	・保育園、認定こども園における一時預かり事業及び
と質の向上	幼稚園における預かり保育等の実施
	・病児・病後児保育の実施
	・医療的ケア児保育支援事業の実施
	・保育園、認定こども園における多様な保育サービス
	の提供
	・幼稚園、保育園、認定こども園等における障害のあ
	る子どもの受入れの推進
	・外国にルーツをもつ子ども、保護者等へのコミュニ
	ケーション確保をはじめとした支援
	・障害のある子どもの保育に関する職員研修の充実
	・食事の提供や食育の取組に関する研修、巡回等によ
	る相談業務の充実
	・関係機関との連携による被虐待児及び保護者に対
	する支援の強化
	・保育園、認定こども園における食物アレルギー児の
	受入れの促進及び安全対応の徹底

## 【学童期~思春期】

(子どもの教育環境)

施策	主な取組
学校・家庭・地域が連携・協働	・質の高い幼児教育と、保幼小の連携・接続の推進
し、子どもたちが夢と志を持	・保護者、地域と進める小中一貫教育の充実・推進
って可能性に挑戦するために	・学力向上に向けた取組の推進
必要な力を育む教育の推進	・インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニ
	ーズに応じた教育の推進
	・市立高校の更なる改革と特色ある教育活動の推進
	・京都ならではの伝統文化教育や環境教育、読書活動
	の推進
	・子どもの規範意識を育む取組の推進
	・いじめ・不登校の未然防止と早期発見・解決に向け
	た取組の推進
	・食育・健康教育、体力向上の取組の推進
	・社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進
	・多文化共生に向けた取組の推進
新しい教育ニーズに応える持	・京都市学校施設マネジメント計画に基づいた学校
続可能で安全・安心な教育環	施設の安全確保、長寿命化改修や防災機能強化
境の整備	・新しい教育内容に即した施設・設備充実等の推進
	・地域との共汗で取り組む新しい学校づくり
	・大学等との協働による、教員養成から採用、研修ま
	での資質の向上のための一体的な取組の推進
	・教員が子どもと向き合うことができる環境づくり
	の推進

## (放課後の子どもたちの居場所づくり)

施策	主な取組
学童クラブ事業や放課後まな	・児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロ
び教室の充実と連動	の継続
	・学童クラブ事業における実施場所確保
	・学童クラブ事業未設置学区における機能確保
	・児童館等の職員の確保及び資質の向上
	・大学との連携による児童館における学生ボランテ
	ィアの確保及び広報の充実による学童クラブ事業に

施策	主な取組
	おける介助者の確保
	・放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持
	・学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した
	事業の推進
	・学童クラブ事業及び放課後まなび教室における障
	害のある子どもの利用推進
児童の健やかな成長と安心・	・乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の
安全な居場所づくり	推進
	・中高生世代の居場所づくりと活動の支援
	・身近な地域の子育て支援施設の連携強化
	・地域住民との交流の推進
	・京都やんちゃフェスタの実施
	・児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施

## 【思春期~青年期】

## (思春期保健)

施策	主な取組
こころとからだの健康づくり	・中学校・高等学校等における思春期健康教育の推進
と次世代をはぐくむ意識づく	・大学生や青年期の若者等を対象とした妊娠・出産に
りの促進	関する正しい知識の普及啓発
	・乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の
	推進

## (若者の自己成長と社会参加)

施策	主な取組
多様なライフデザイン形成へ	・キャリア教育や異世代・多文化交流をはじめとした
の支援	社会体験の実施
	・若手アーティストの支援
	・「20 歳」を社会全体で祝う取組の拡充や「18 歳」に
	成人の自覚を促す取組の実施
	・若者同士が交流し、情報共有できる機会の提供
	・若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進
	・気軽な悩みや新たな挑戦を行いたい若者に応える
	相談支援の推進
	・青少年活動センターによるアウトリーチ手法を活

施策	主な取組
	用した事業の推進
若者が持つ多様な力をいかし	・若者の地域交流事業の推進
た社会づくり	・若者のボランティア活動・地域活動の促進
	・地域における福祉教育・ボランティア学習推進事業
	の実施
	<ul><li>福祉ボランティアセンターによるボランティア活</li></ul>
	動の総合的な支援
	・若者の意見を市政に反映する機会の提供
	・審議会等への青少年の更なる参加促進
	・若者文化の発信

## 【ライフステージ全般】

施策	主な取組
子育て家庭の生活の安定や子	・区役所・支所子どもはぐくみ室による地域と連携し
ども・若者の健やかな成長に	た切れ目のない寄り添い支援
資する継続的な取組	・子ども医療費支給制度の推進・拡充
	・公園の整備及び維持管理の充実

# 2.3.2.2 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援 (貧困家庭の子ども・若者への支援)

+ <i>l</i> - /-/-	→ 大 元 <b>4</b> 月
施策	主な取組
子どもや若者への生活・学習・	・地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居
社会体験の推進	場所づくりの取組への支援
	・生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施
	・学力向上に向けた取組の推進
	・社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進
	・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカ
	ーによる相談・支援
	・文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり
	事業
	・児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施
	・若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進
	・若者サポートステーションでの取組の推進
家庭への子育て・経済・就労支	・医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目な
援の推進	い支援の推進

施策	主な取組
	・ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心とし
	たひとり親家庭支援
	・子育て家庭が気軽に相談できる環境づくりの推進
	・幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
	・就学援助費の支給
	・生活困窮者に対する自立相談支援
	・市営住宅における妊娠期や子育て期の世帯への優
	先入居の実施
地域、関係機関、企業等との連	・食料品等を届けることを通じ必要な支援につなげ
携による貧困家庭等を支える	る取組の検討
環境づくりの推進	・困難を抱える家庭に係る地域、関係機関、企業等と
	連携した情報共有の強化ときめ細かな情報提供
	・寄付などを通じた民間活力による子ども・若者の未
	来への支援

## (児童虐待対策、少年非行対策、社会的養育の推進)

施策	主な取組
児童虐待から全ての子どもを	・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び
守り抜くための取組の推進	機能の充実
	・児童虐待対策に係る取組の推進
	・児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と
	体制強化
	・子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的
	かつ系統的な対応
	・保護者支援、家族再統合の取組の充実
	・区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所、警察、
	学校や地域の関係機関等との連携強化
	・要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
	・児童虐待防止啓発のための広報及び民間団体等と
	協働した街頭啓発等の実施
	<ul><li>・子育て支援短期利用事業の充実</li></ul>
	・母子生活支援施設を活用した支援
少年の非行防止と立ち直りを	・若者を非行から守る活動や社会を明るくする運動
支援するための取組の推進	などの地域の団体の取組の支援
	・非行少年立ち直り支援プログラムの推進

施策	主な取組
	・京都府警察が行う相談事業との連携
	・全市立小・中・高等学校における非行防止教室及び
	薬物乱用防止教室の実施
「子どもの最善の利益」を実	・子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施
現する社会的養育体制の整備	・全ての乳児院・児童養護施設における里親支援専門
	相談員の配置
	・里親・ファミリーホームへの支援の推進
	・里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制
	の構築
	・里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制
	強化
	・ファミリーホームの設置推進
	・乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機
	能転換及び小規模かつ地域分散化の推進
	・児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実
	・研修等による施設職員の質の向上及び施設職員の
	処遇改善
	<ul><li>専門職員の配置推進</li></ul>
	<ul><li>一時保護所の環境改善のための取組の推進</li></ul>
	・国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえた一
	時保護の実施
	<ul><li>・子育て支援短期利用事業の充実</li></ul>

## (困難を有する若者への支援)

施策	主な取組
早期発見と横断的な支援の推	・「切れ目ない支援」の実現に向けたひきこもり支援
進	の充実
	・ひきこもり支援ネットワークの再構築
	・子ども・若者支援育成強調月間における集中的な広
	報の推進
	・子ども・若者相談のしおりの配布
	・若者サポートステーションでの取組の推進
地域・民間団体との連携によ	・子ども・若者総合相談窓口での相談活動の充実と推
る支援の強化	進
	・NPO 等民間団体が実施する社会参加支援事業に対す

施策	主な取組
	る助成
	・関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡
	大
	・子ども・若者総合支援事業研修の実施
	・関係機関のネットワークの再構築

## (障害のある子どもへの支援)

施策	主な取組		
早期発見・早期支援	・関係機関との連携による早期発見・早期支援		
	・身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくり		
	の推進		
特性や状況に応じた支援の提	・重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづ		
供	くりの検討		
	・様々な障害や特性に応じた支援体制の充実		
相談・支援・連携体制の強化	・障害児相談支援の充実		
	・教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進		
一人一人のニーズに応じた教	・インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニ		
育の推進	ーズに応じた教育の推進		

## (ひとり親家庭支援)

施策	主な取組			
子育てを支える生活支援・相	(生活支援・相談・居場所づくり)			
談・居場所づくり、学習支援の	・ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心とし			
推進	たひとり親家庭支援			
	<ul><li>・子育て支援短期利用事業の充実</li></ul>			
	・母子生活支援施設を活用した支援			
	・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施			
	・ひとり親世帯を対象とした市営住宅優先入居			
	・ひとり親家庭支援に関する情報発信・広報の実施			
	(学習支援)			
	<ul><li>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施</li></ul>			
	・生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施			
生活の基盤を支える就労支	(就労支援)			
援、経済的支援の推進	・保育所等待機児童ゼロの継続			
	・児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロ			

施策	主な取組		
	の継続		
	・高等職業訓練促進給付金等事業の実施		
	・自立支援教育訓練給付金の支給		
	(経済的支援)		
	・幼稚園、保育園、認定こども園等における多子世帯		
	やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減		
	・児童扶養手当の支給		
	・母子父子寡婦福祉資金貸付の実施		
	・ひとり親家庭等医療費の支給		

2.3.2.3 子ども・若者とその家庭をみんなで支え・はぐくむ社会 (次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進)

	くくむ地域共生任会の推進)
施策	主な取組
子ども・若者を支える支援ネ	・「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
ットワークの充実	・京都はぐくみネットワークによる地域に根差した
	活動の一層の推進
	・児童福祉センターやこどもみらい館等の中核施設
	の連携強化及び機能強化
	・区役所・支所子どもはぐくみ室の機能強化
	・〜地域で支える〜すくすく子育て応援事業の充実
	・ジュニア消防団の取組など、地域における子どもの
	活動機会の提供
	・若者の地域交流事業の推進
	・地域に開かれた施設運営の一層の推進
	・身近な地域の子育て支援施設の連携強化
	・学校運営協議会の設置拡大と取組の充実
	・PTA、おやじの会による子どもの健全育成のための
	イベントや研修会の実施
	・スポーツ少年団、ボーイスカウト・ガールスカウト
	等の育成団体との連携
	・地域の見守り活動など、地域ぐるみによる歩行空間
	の安心・安全の確保
	・文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり
	事業
	・京都市外国籍市民総合相談窓口における、外国籍の

施策	主な取組		
	子ども・若者や子育て家庭に関する相談に対する適		
	切な情報提供などの支援		
	・多文化共生に向けた取組の推進		
	・寄付などを通じた民間活力による子ども・若者の未		
	来への支援		

## (親育ち促進)

施策	主な取組
親として学び、育ち合う取組	・乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の
の推進	推進
	・「子どもを共に育む「親支援」プログラム」の実践・
	推進
子育ての楽しさ、素晴らしさ	・新生児等訪問指導事業の実施
を感じることができる環境づ	・家庭訪問による継続的個別支援の充実
< n	・子育て支援機関による子育て相談事業の推進
	・地域や関係機関との協働による「子育て応援」に資
	する情報発信
	・京都はぐくみアプリ等の子育て支援情報発信事業
	の充実

## (「真のワーク・ライフ・バランス」の促進)

施策	主な取組
京都ならではの市民力、地域	・京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の
力、文化力をいかした地域活	文化・芸術に触れる機会の創出
動や文化・芸術振興の推進	・京の年中行事など、季節・生活・まちを彩る暮らし
	の文化に触れる機会の充実
	・児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施
	<ul><li>若者の地域交流事業の推進</li></ul>
	・若者のボランティア活動・地域活動の促進
柔軟で多様な働き方の実現に	・「働き方改革」に取り組む企業等の先進事例の収集
向けた取組支援	及び波及・浸透
	・地域・保護者と共に進める、学校、幼稚園、保育園、
	認定こども園、児童館等の働き方改革の推進
	・「真のワーク・ライフ・バランス」実践のための情
	報発信の充実

- 3 子ども若者はぐくみ局の概要
- 3.1 子ども若者はぐくみ局創設

京都市では、子どもや若者に関わるあらゆる行政施策を融合し、一層推進していくために、保健福祉局・文化市民局・教育委員会が実施してきた子育で支援関連業務について、平成29年度にはぐくみ局を設置・移管することで、地域と行政が一体となり、京都に息づく「子どもを地域や社会の宝として大切に育む文化」を「はぐくみ文化」として創造し、発信する組織としてはぐくみ局が創設された。

はぐくみ局では、子どもと子どもの家庭への支援に関すること、子どもの成長に資すること、青少年及び若者施策等、原則として子どもや家庭、青少年等に係る全ての支援施策を推進している。

また、区役所・支所においても、子どもに関する業務を総合的かつ専門的に所管する 窓口(子どもはぐくみ室)を設置するとともに、障害、健康長寿などをはじめ、分野ご とに市民にわかりやすく、質の高いサービスが提供できるよう、窓口を再編している。

#### 3.2 組織

はぐくみ局の組織及び主な業務内容は、【表 3.2】に示すとおりである。

【表 3.2】はぐくみ局組織一覧

部名等	課名	主な業務内容		
はぐくみ創造		局の庶務・計理・労務管理・研修、社会保障制度の		
推進室		適正な運営に関する調査・企画・連絡調整、社会福		
		祉法による社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の		
		認可・指導及び監督、児童福祉施設等の指導及び監		
		督、「京都はぐくみ憲章」の推進、あつまれ!京(み		
		やこ) わくわくのトビラに係る事業の推進・関係機		
		関との連絡調整		
		子ども若者の育成に係る総合的な支援に関する事		
		務の調査・企画・連絡調整、青少年活動の推進に関		
		する事務の連絡調整、はぐくみプランの推進、児童		
	育成推進課	福祉施設の認可・指導、児童館の運営指導、学童ク		
		ラブ事業の実施、放課後まなび教室の推進、青少年		
		活動センター・百井青少年村、子ども・若者総合支		
		援事業、スポーツ少年団その他少年団体への支援		
		母子及び父子並びに寡婦福祉法・児童手当法、障害		
	子ども家庭支	児福祉サービス事業所等の指定、障害児入所施設の		
子ども若者未	援課	認可、ひとり親家庭等医療費・子ども医療費支給制		
来部		度に関する事務、学童う歯対策事業の医療費の支給		
<b>木</b> 司		企画推進会議の運営、研究室等の貸館業務、施設管		
	子育て支援総	理、「子育て図書館」の運営、子育て情報の発信、子		
	合センターこ	育て講座等の実施、乳幼児の子育て相談事業、研究・		
	どもみらい館	研修事業の実施、こども元気ランドの運営、子育て		
		支援ボランティアの募集及び養成		
	児童福祉セン	児童・障害児に関する相談の受付・助言指導、一時		
	 	保護、里親・里親会、児童の診察・指導・看護、発		
		達支援児童の療育等		
	   桃陽病院	桃陽病院(小児慢性疾患患者の診療・指導・看護)		
	1961例7内19元	の運営		
		保育行政の基本計画・保育施策の検討、保育所等保		
幼保総合支援 室		育費用、民間保育園等の認可・法外援助・運営指導		
		私立幼稚園の振興・助成事務、市営保育所の一般管		
		理・労務管理、保育所職員の研修指導、認可外保育		
		施設の届出事務		

部名等	課名	主な業務内容
幼保総合支援 室	保育所	乳幼児の保育

(出典:京都市ホームページ)

#### 3.3 子ども若者はぐくみ局の予算の推移及び決算額

はぐくみ局が所管する令和2年度から令和4年度までの予算現額の推移及び令和4年 度決算額は、以下のとおりである。

【表 3.3】予算現額の推移及び決算額

(単位:百万円)

項目	主要施策の概要	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年
		度予算	度予算	度予算	度決算
幼稚園·保育所	子どものための教				
	育・保育給付、教育・	55, 394	53, 807	51, 909	50, 585
	保育の充実				
子ども若者育	子ども育成支援、若				
成支援	者支援、母子保健対				
	策、要援護児・心身障	56, 048	71, 907	55, 037	51, 697
	害児対策、母子・父子				
	及び寡婦福祉				
母子父子寡婦					
福祉資金貸付		461	400	447	196
事業					
施設運営その	施設運営その他	1 251	707	1 004	708
他		1, 351	787	1,004	108
合計		113, 254	126, 900	108, 397	103, 186

(出典:はぐくみ局提供資料)

#### 3.4 外部監査での検証対象

はぐくみ局では、はぐくみプランにしたがって様々な事業を実施している。

監査の実施にあたり、はぐくみ局より令和4年度当初予算に係る内訳資料の提示を受けた。しかし、事業名だけで200件以上の事業があったため、監査対象年度である令和4年度の当初予算の金額的な重要性や事業の実施形態(直営であるか委託であるか等)を考慮して、監査対象事業の選定を行った。

#### 第3 外部監査の結果

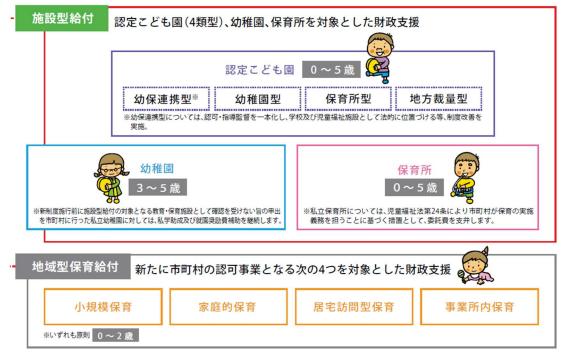
- 1 幼保総合支援室
- 1.1 施設型給付費及び地域型保育給付費
- 1.1.1 施設型給付及び地域型保育給付の概要

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、 従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する 財政支援の仕組みを共通化している。

給付の種類	内容
施設型給付	○認定こども園、幼稚園、保育所に対する財政支援の仕組みで
	あり、上記施設を利用する子どもの保護者に、教育・保育を受
	けるために掛かる経常経費を支給する制度である。
	○保護者に対する支援制度であるが、法定代理制度により、施
	設・事業者が代理受領する。
	○国が定める「公定価格」をもとに算定した給付費が支給され
	る。
	○保育料(月額利用料)については、利用者の所得に応じて応能
	負担で定められている。
地域型保育給付	○地域型保育に対する財政支援の仕組みであり、地域型保育を
	利用する子どもの保護者に、保育を受けるために掛かる経常経
	費を支給する制度である。
	○地域型保育とは、保育所よりも少人数の単位で、0歳から2歳
	の子どもを保育する事業で、共働き世帯など、家庭で保育が出
	来ない保護者の子どもを対象としている。
	○保護者に対する支援制度であるが、法定代理制度により、施
	設・事業者が代理受領する。
	○国が定める「公定価格」をもとに算定した給付費が支給され
	る。
	○保育料(月額利用料)については、利用者の所得に応じて応能
	負担で定められている。

施設型給付と地域型保育給付の対象施設、対象年齢、各施設の内容は、下記、【図1.1.1】 及び【表1.1.1の1】のとおりである。

【図1.1.1】施設型給付と地域型保育給付



(出典:「子ども・子育て支援新制度ハンドブック」こども家庭庁)

【表1.1.1の1】各施設の補足説明

	施設の種類	補足説明	
施設型給付	認定こども	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両	
	園	方の良さを併せ持っている施設。保護者が働いている・	
		いないにかかわらず利用可能。	
		認定こども園自体は、0歳から5歳を対象にしているが、	
		0歳から2歳は、共働き世帯など、家庭で必要な保育を受	
		けることが困難な子どもを対象としている。	
	幼稚園	3歳から5歳を対象に幼児教育を行う学校。	
	保育所	就労などのため、家庭で必要な保育を受けることが困難	
		な子どもを保育する施設。	
地域型保育	小規模保育	定員6人から19人を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の	
給付		もと、きめ細かな保育を実施する施設。	
	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、定員5人以下を対象に、きめ	
		かな保育を実施する施設。	
	居宅訪問型	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がな	
	保育	くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、	
		保護者の自宅において、1対1で保育を実施。	

	施設の種類	補足説明	
Ī	事業所内保	会社の事業所の保育施設などで、	従業員の子どもと地域
	育	の子どもを一緒に保育する施設。	

施設型給付費や地域型保育費等の支援を受けるには、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号(下記、【表1.1.1の2】参照)における認定を市町村で受ける必要がある。

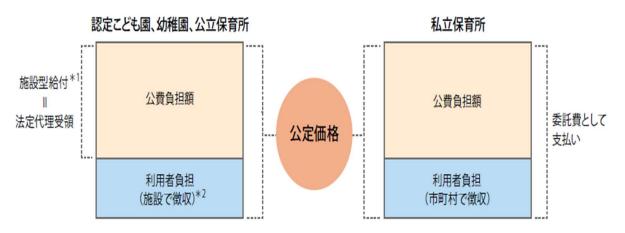
【表1.1.1の2】 認定区分と給付内容

認定区分	給付の内容	給付を受ける施設
<教育標準時間 (1号) 認定子ども>	○教育標準時	幼稚園(新制度に移行した
満3歳以上の小学校就学前の子どもで	間	幼稚園)、認定こども園
あって、2号認定子ども以外のもの		
<保育 (2号) 認定子ども>	○保育短時間	保育所、認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもで	○保育標準時	
あって、保護者の労働又は疾病その他	間	
の内閣府令で定める事由により家庭に		
おいて必要な保育を受けることが困難		
であるもの		
<保育 (3号) 認定子ども>	○保育短時間	保育所、認定こども園、小規
満3歳未満の小学校就学前の子どもで	○保育標準時	模保育等
あって、保護者の労働又は疾病その他	間	
の内閣府令で定める事由により家庭に		
おいて必要な保育を受けることが困難		
であるもの		

#### 1.1.2 施設型給付の基本構造

施設型給付の基本構造のイメージは、【図1.1.2】のとおりである。なお、地域型保育給付の基本構造も同じである。

## 【図1.1.2】公定価格の仕組み



- \*1 地域型保育給付についても、施設型給付の基本構造と同じです。
- \*2 公立保育所の場合は市町村へ支払います。

(出典:「子ども・子育て支援新制度ハンドブック」こども家庭庁)

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額である「公定価格」から、政令で定める額を限度として市町村が定める「利用者負担額(保育料)」を差し引いた金額が、給付費として支給される。「公定価格」には、人件費・管理費・事業費からなる「基本額」と経費補助等の上乗せ額からなる「加算額」の二つで構成される。「公定価格」は、子ども一人あたりの単価として設定されており、「1~3号の子どもの区分」、「定員数」、「年齢」、「施設の所在地(地域区分)」を勘案し、人件費、事業費、管理費などが各々どの程度必要かを評価して単価が決まる。

民営保育所における「公定価格」に加減算する主な項目は、以下のとおりである。

<公定価格について加算により対応する主なもの>

加算項目	補足説明
処遇改善加算 I	平均経験年数に応じて加算がある。
処遇改善加算Ⅱ	キャリアアップにより、給与をアップできるように研修を受講
	し、副主任保育士やリーダーの発令を受けた者に加算がある。
3歳児配置改善加	基本は、子ども20人に対して保育士1人以上の配置となってい
算	るが、子ども15人に対して保育士1人以上の配置をしている場
	合に加算がある。
休日保育加算	
夜間保育加算	_
栄養管理加算	栄養士を配置することで、加算がある。
減価償却費	

加算項目	補足説明
賃借料	_
チーム保育推進加	複数のクラスを複数の保育士で担当することで加算がある。
算	役割を分担して、保育を実施することで、一人あたりの業務量
	が減り、保育士を長く続けることが出来るようになるというこ
	とで、政府が推進している。
高齢者等活躍促進	高齢者・障害者・母子家庭の母等の雇用促進のため、高齢者・
加算	障害者・母子家庭の母等を雇用すると加算がある。
小学校接続加算	
第三者評価の受審	第三者評価を受けることで、加算がある。
加算	

## <公定価格について減額により対応する主なもの>

減算項目	補足説明
分園の場合	分園の場合は、本園で一緒に管理が出来
	るため、管理経費が本園よりかからない
	ため、その分、公定価格の単価が下がる。
施設長を配置していない場合	_
土曜日に閉所する場合	_
定員を恒常的に超過する場合	_

## 1.1.2.1 利用者負担額(保育料)

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたため、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもは、親の所得に関係なく、保育料が無料になっている。なお、0歳児から2歳児までの子どもについては、従来どおり、所得に応じた利用者負担額がある。

京都市の保育料は、他の指定都市と比較し、大変細かく、分類されている。 まず、下記3つの類型ごとに保育料が異なっている。

- ① 保育所・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園
- ② 幼稚園型認定こども園
- ③ 小規模保育事業等

これは、京都市では、保育園等との公定価格の差や保育士配置基準の差を勘案し、小規模保育事業等や幼稚園型認定こども園について、保育料の負担を軽減しているためである。

次に、保育園利用時間についても、国の基準では、保育短時間認定と保育標準時間認 定の2種類であるが、京都市では、保育短時間認定と保育標準時間認定だけでなく、保 育標準時間認定の中で、8.5時間から11時間まで、30分ずつ、6段階に分かれている。

さらに、国の基準では、一定の条件を満たす多子世帯に、保育料を半額や無料とする 軽減措置を実施しているが、京都市では、国の基準の軽減額よりもさらに手厚く、子ど もはぐくみ応援額(基準額の半額以下の保育料)を設定するほか、別途、無料とする基 準を定めている。

【表1.1.2.1の1】保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園保育料 保育認定

階	O歳~2歳児(保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)													
層区			基	準	額		子どもはぐくみ応援額							
分	保育短時間			保育標準	時間認定			保育短時間 保育標準時間認定						
	認定	8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間	認定	8.5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10.5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3,800	4,000	4, 100	4, 200	4, 400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
4	6, 200	6, 400	6,600	6,900	7, 100	7, 300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(5)	6,800	7, 100	7, 400	7,600	7,800	8, 100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
6	7, 300	7,500	7,800	8,000	8, 300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7	12,800	13, 300	13,800	14, 200	14, 700	15, 200	15,600	5, 700	5, 700	5,800	5, 900	6,000	6, 100	6, 100
8	16, 500	17,000	17,600	18, 300	18, 800	19,500	20,000	6,700	6, 700	6,800	6,900	7,000	7, 100	7, 100
9	20, 300	21, 100	21,700	22, 500	23, 200	24,000	24, 700	8, 100	8, 100	8, 400	8,500	8,700	8,900	8,900
10	21, 200	22,000	22,800	23, 500	24, 300	25, 100	25, 800	8, 100	8, 100	8, 400	8,500	8,700	8,900	8,900
(11)	22, 200	23,000	23,800	24,600	25, 500	26, 200	27,000	8, 100	8, 100	8, 400	8,500	8,700	8,900	8,900
12	23, 100	24,000	24, 900	25, 700	26, 600	27, 400	28, 200	8, 100	8, 100	8, 400	8,500	8,700	8,900	8,900
(13)	29, 100	30, 100	31, 200	32, 300	33, 400	34, 400	35, 400	10, 400	10, 400	10,900	11, 100	11, 400	11,600	11,600
14	30,000	31, 200	32, 300	33, 300	34, 400	35,600	36,600	10, 400	10,400	10,900	11, 100	11, 400	11,600	11,600
13	30, 900	32,000	33, 100	34, 200	35, 400	36,500	37,600	10, 400	10, 400	10,900	11, 100	11, 400	11,600	11,600
16	36, 500	37,900	39, 200	40, 500	41, 900	43, 200	44, 500	13, 300	13, 300	13, 900	14,000	14, 200	14, 400	14, 400
(17)	42, 200	43, 700	45, 200	46, 800	48, 300	49,800	51, 300	13,300	13, 300	13,900	14,000	14, 200	14, 400	14, 400
(18)	48, 200	49,800	51,600	53, 400	55, 200	56, 900	58,600	19, 200	19, 200	19,700	19,900	20, 100	20, 400	20, 400
19	49, 900	51,600	53, 400	55, 300	57, 100	58, 900	60, 700	19, 200	19, 200	19,700	19,900	20, 100	20, 400	20, 400
20	57, 400	59, 400	61,600	63, 600	65, 800	67,800	69,900	20, 100	20, 100	20,700	20,900	21, 100	21, 400	21, 400
21)	62, 600	64, 900	67, 100	69, 500	71, 700	74, 100	76, 300	20,500	20,500	21, 100	21, 200	21, 400	21,600	21,600
2	77, 500	80, 300	83, 100	86, 000	88, 800	91,600	94, 400	25, 800	25, 800	26, 500	26,600	26, 800	27, 100	27, 100

(出典:京都市ホームページ)

【表1.1.2.1の2】幼稚園型認定こども園の保育料

## 保育認定

階	O歳~2歳児(幼稚園型認定こども園)													
層区	基 準 額									子ども	はぐくみり	応援額		
分	保育短時間			保育標準	時間認定			保育短時間			保育標準	時間認定		
	認定	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	認定	8.5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10.5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3, 500	3,700	3,800	3,900	4, 100	4, 200	4, 200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4	5, 700	5,900	6, 100	6, 400	6,600	6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
(5)	6, 300	6,600	6,800	7,000	7, 200	7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
6	6, 700	6,900	7, 200	7, 400	7,700	7,800	8, 100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7	11,800	12,300	12,700	13, 100	13,600	14,000	14, 400	5, 300	5, 300	5, 400	5, 400	5, 500	5,600	5,600
8	15, 200	15,700	16, 200	16,900	17, 400	18,000	18,500	6,200	6, 200	6,300	6, 400	6,500	6,600	6,600
9	18, 700	19,500	20,000	20,800	21, 400	22, 200	22,800	7,500	7, 500	7,800	7,800	8,000	8, 200	8, 200
(10)	19,600	20,300	21,000	21,700	22, 400	23, 200	23,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8, 200	8, 200
(11)	20, 500	21, 200	22,000	22, 700	23, 500	24, 200	24, 900	7,500	7, 500	7,800	7,800	8,000	8, 200	8, 200
(12)	21, 300	22, 200	23,000	23, 700	24,600	25, 300	26,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8, 200	8, 200
(13)	26, 900	27,800	28,800	29,800	30,800	31,800	32, 700	9,600	9,600	10, 100	10, 200	10, 500	10,700	10,700
14	27, 700	28,800	29,800	30, 700	31,800	32,900	33,800	9,600	9,600	10, 100	10, 200	10, 500	10,700	10,700
(15)	28, 500	29,500	30,600	31,600	32, 700	33, 700	34, 700	9,600	9,600	10, 100	10, 200	10, 500	10,700	10,700
(16)	33, 700	35,000	36, 200	37, 400	38, 700	39,900	41, 100	12, 300	12,300	12,800	12,900	13, 100	13, 300	13, 300
17)	39, 000	40,300	41,700	43, 200	44,600	46,000	47, 300	12, 300	12,300	12,800	12,900	13, 100	13, 300	13, 300
(18)	44, 500	46,000	47,600	49, 300	50, 900	52, 500	54, 100	17,700	17,700	18, 200	18, 400	18,600	18,800	18,800
19	46, 100	47,600	49, 300	51,000	52, 700	54, 400	56,000	17,700	17,700	18, 200	18, 400	18,600	18,800	18,800
20	53, 000	54,800	56, 900	58, 700	60, 700	62,600	64, 500	18,600	18,600	19, 100	19, 300	19,500	19,800	19,800
21)	57, 800	59,900	61,900	64, 100	66, 200	68, 400	70, 400	18,900	18,900	19,500	19,600	19,800	19,900	19,900
2	71, 500	74, 100	76, 700	79, 300	81,900	84, 500	87, 100	23,800	23,800	24, 500	24,600	24, 700	25,000	25,000

(出典:京都市ホームページ)

## 【表1.1.2.1の3】小規模保育事業等の保育料

#### 保育認定

階					Oj	歳~2歳	児(小	規模保証	育事業等	等)				
層	基 準 額							子どもはぐくみ応援額						
区分	保育短時間			保育標準			-1.00	保育短時間				時間認定		
	認定	8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間	認定	8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10.5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
3	3, 600	3, 700	3, 800	4,000	4, 100	4, 200	4, 300	1,500	1, 500	1,500	1,500	1,500	-,	1,500
4	5, 400	5,600	5, 800	6,000	6, 200	6, 400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
(5)	6,000	6, 200	6, 400	6,700	6, 900	7, 100	7, 300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
6	6, 200	6,500	6, 700	6,900	7, 200	7, 400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7	11,600	12,000	12,500	12,900	13, 400	13,800	14, 200	5,000	5,000	5,000	5, 100	5, 200	5, 300	5, 300
8	14, 100	14,600	15, 100	15,700	16, 200	16,700	17, 200	5,800	5, 800	5,900	6,000	6, 100	6, 200	6, 200
9	17, 400	18,000	18,700	19, 400	20,000	20,700	21, 300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
10	19,000	19,700	20, 500	21, 200	21,900	22,600	23, 300	7,000	7,000	7,300	7, 400	7,500	7,700	7, 700
11)	21, 900	22,800	23,600	24, 400	25, 300	26, 100	26, 900	7,000	7,000	7, 300	7, 400	7,500	7,700	7,700
(12)	22, 900	23,800	24, 700	25, 500	26, 400	27, 300	28, 100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7, 700
13	27, 300	28, 400	29, 400	30, 400	31,500	32, 500	33, 500	9,000	9,000	9, 400	9,600	9,900	10,000	10,000
14)	29,600	30,600	31,600	32, 700	33, 800	34, 900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
(15)	30,600	31,700	32, 900	34, 100	35, 200	36, 400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
16	33, 300	34, 500	35, 800	37, 100	38, 300	39,600	40,800	11,500	11, 500	12,000	12, 100	12, 300	12,400	12, 400
(17)	34, 400	35, 700	37,000	38, 300	39,600	40,900	42, 200	11,500	11, 500	12,000	12, 100	12, 300	12,400	12, 400
(18)	36, 200	37,600	38, 900	40, 300	41, 700	43, 100	44, 400	16,600	16, 600	17,000	17, 200	17, 300	17,600	17,600
19	37, 500	38,900	40, 300	41,800	43, 200	44,600	46,000	16,600	16, 600	17,000	17, 200	17, 300	17,600	17,600
20	40, 300	41,900	43, 400	44, 900	46, 500	48,000	49,500	17, 300	17, 300	17,900	18,000	18, 200	18,500	18, 500
21)	43, 300	44, 900	46, 600	48, 200	49, 900	51, 500	53, 100	17, 700	17, 700	18, 200	18, 300	18, 500	18, 600	18, 600
2	53, 900	56,000	58, 000	60, 000	62, 100	64,000	66, 100	22, 200	22, 200	22, 800	22, 900	23, 100	23, 400	23, 400

(出典:京都市ホームページ)

# 【表1.1.2.1の4】所得階層区分

# ◇ 階層区分

	百匹刀	20 HU 1 - 1 E3
階層	層区分	世帯区分
	1)	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
		偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
	2	市民税非課税世帯
	3	市民税均等割のみ課税世帯
	4	市民税所得割課税額 34,999 円以下
	5	35,000 円以上 ~ 41,999 円以下
	6	42,000 円以上 ~ 48,599 円以下
	7	48,600 円以上 ~ 58,099 円以下
	8	58,100 円以上 ~ 67,599 円以下
市	9	67,600 円以上 ~ 77,100 円以下
民	10	77, 101 円以上 ~ 86, 999 円以下
税	11)	87,000 円以上 ~ 96,999 円以下
課	(12)	97,000 円以上 ~ 102,599 円以下
税	13	102,600 円以上 ~ 110,899 円以下
世	14	110,900 円以上 ~ 124,999 円以下
帯	15	125,000 円以上 ~ 138,599 円以下
	16	138,600 円以上 ~ 168,999 円以下
	17	169,000 円以上 ~ 174,599 円以下
	(18)	174,600 円以上 ~ 211,200 円以下
	19	211, 201 円以上 ~ 300, 999 円以下
	20	301,000 円以上 ~ 357,999 円以下
	21)	358,000 円以上 ~ 396,999 円以下
	22	397,000 円以上 ~

(出典:京都市ホームページ)

【表1.1.2.1の5】適用される保育料の区分

保育料の区分	適用要件
(a)基準額	(b)、(c)以外の子ども
(b)子どもはぐ	①2人以上の子どもが保育園(所)等を同時に利用している場合
くみ応援額	の2人目の子ども(全階層)
	②保育園(所)等の同時入所を問わず世帯内の第2子(第9階層以
	下)
	③ひとり親世帯等の第1子(第9階層以下)
(c)無料	①生活保護世帯(第1階層)
	②市民税非課税世帯(第2階層)
	③3人以上の子どもが保育園(所)等を同時に利用している場合
	の第3子以降(全階層)
	④保育園(所)等の同時入所を問わず世帯内の第3子以降(第16
	階層以下)
	⑤ひとり親世帯等の第2子以降(第9階層以下)

【表1.1.2.1の6】保育利用時間について

徴収区	区分	保育利用時間
保育知	豆時間認定	保育利用時間8時間まで
保育	8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
標準	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
時間	9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
認定	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

【表1.1.2.1の7】保育料の区分(所得・施設の類型・保育必要量)指定都市比較

	自治体名	所得の階層区分	施設の類型による保育料区 分の有無	保育必要量(保 育利用時間)区 分
1	横浜市	30段階	<ol> <li>認定こども園(3号)、認可保育所</li> <li>小規模保育事業等</li> </ol>	短時間と標準時 間の2区分
2	川崎市	27段階	<ol> <li>認可保育所、認定こども園(3号)、小規模保育(A型)、事業所内保育(保育所型)</li> <li>小規模保育(B型)事業所内保育(小規模型)</li> <li>家庭的保育、小規模保育(C型)</li> </ol>	短時間と標準時 間の2区分
3	相模原市	27段階	なし	短時間と標準時 間の2区分
4	大阪市	23段階	なし	短時間と標準時 間の2区分
5	京都市	22段階	<ul><li>① 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定子ども園</li><li>② 幼稚園型認定こども園</li><li>③ 小規模保育事業等</li></ul>	短時間と標準時 間6区分で合計7 区分
6	静岡市	19段階	なし	短時間と標準時 間の2区分

	自治体名	所得の階層区分	施設の類型による保育料区 分の有無	保育必要量(保 育利用時間)区 分
6	広島市	19段階	なし	短時間と標準時 間の2区分
				短時間と標準時
8	仙台市	18段階	なし	型時間と標準時間の2区分
				短時間と標準時
8	名古屋市	18段階	なし	間の2区分
				短時間と標準時
10	千葉市	17段階	なし	間の2区分
				短時間と標準時
10	浜松市	17段階	なし	間の2区分
1.0			2. 2	短時間と標準時
10	岡山市	17段階	なし	間の2区分
1.0	並()扫土	1.0 F几7比	+>1	短時間と標準時
13	新潟市	16段階	なし	間の2区分
13	北九州市	16段階	なし	短時間と標準時
15	4F\7F\11111	10权陷	/4 C	間の2区分
13	熊本市	16段階	なし	短時間と標準時
10	以出入 <b>十</b> √111	104文件	74 U	間の2区分
16	札幌市	15段階	なし	短時間と標準時
10	√ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	104276		間の2区分
17	堺市	13段階	なし	短時間と標準時
1'	31.114	104276		間の2区分
17	福岡市	13段階	なし	短時間と標準時
		20170111	0.0	間の2区分
19	さいたま	11段階	なし	短時間と標準時
	市	~	-	間の2区分
19	神戸市	11段階	なし	短時間と標準時
			-	間の2区分

(出典:各指定都市のホームページより監査人が作成)

前述のとおり、京都市の保育料は、応能負担と応益負担が両方考慮されている料金体系となっているため、複雑な構造となっている。

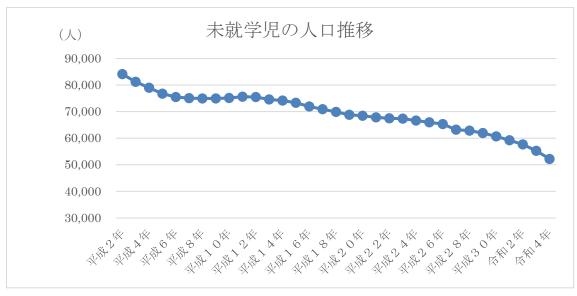
所得の階層区分は22段階と細かく分かれており、他の指定都市と比べると、5番目に

多い。所得の変動により、階層区分が変動したとしても、保育料の変動が緩やかになるように配慮されており、所得階層区分は、多い方が望ましい。

他の指定都市を見ると、施設の類型によって、保育料が異なるのは、横浜市と川崎市の2都市のみである。保育標準時間認定区分の中でも、利用時間に応じて、保育料を変える応益負担の考え方を導入している指定都市は、京都市のみであった。

### 1.1.3 施設型給付及び地域型保育給付の対象施設(保育園等)の現況と推移

京都市の未就学児の人口は、平成2年からの減少が平成8年には増加に転じ、平成12年 以降減少傾向にある。それに対して、保育所等の入所児童数は、共働き世帯の増加に伴 い、近年ずっと増加していた。しかし新型コロナウイルス感染症の流行により、出生数 が著しく減少した令和2年度から、保育所等の入所児童数もついに減少に転じた。令和 2年度に入所児童数は、減少に転じているにもかかわらず、平成29年度から令和3年度ま で保育所等の数は、増え続け、4年間で、42施設も増加している。



【図1.1.3の1】未就学児人口の推移

(出典:「人口統計の推移」京都市ホームページより監査人が作成)

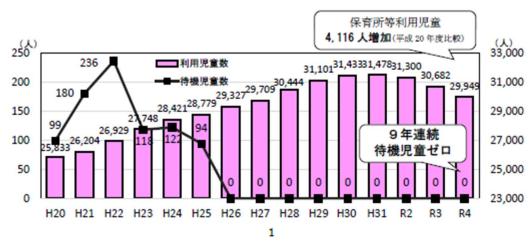


【図1.1.3の2】 保育所等の数と就学前児童数、入所児童数の推移

(出典:「京都市営保育所長会 保育のガイドライン」京都市ホームページより監査人が作成)

今後少子化が続くと考えられるため、共働き世帯の割合が増えたとしても、保育所等 の入所児童数の減少傾向は続くと考えられる。

なお、京都市では、国基準の待機児童は、平成26年度から令和4年度まで9年連続ゼロを達成している。



【図1.1.3の3】保育所等利用児童数と待機児童数の推移

(出典:「教育福祉委員会資料」京都市ホームページ)

一方、国基準では待機児童とならない隠れ待機児童対策のため、保育所等の新設、増設を積極的に進めてきた結果、前述のとおり令和3年度までの過去4年間で42施設増加している。【表1.1.3】のとおり、令和2年度以降、年々利用人数は、減少しているにもかかわらず、利用定員は増加しているため、定員充足率は悪化している。令和2年度に利用定員合計と利用人数の差は、わずか357人だったのが、令和4年度には、1,921人に増加している。

京都市では、ここ数年は、待機児童よりも、定員割れ施設の増加の方が問題となってきている。

【表1.1.3】保育園等の利用定員、利用人数、定員充足率、施設数の推移 (各年度4月1日現在)

保育園等	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用定員(人)	31, 657	31, 869	31, 870
利用人数(人)	31, 300	30, 682	29, 949
定員充足率	98. 9%	96. 3%	94. 1%
施設数(箇所)	419	423	422

(出典:はぐくみ局提供資料)

定員割れが起こると施設の経営が苦しくなる。それは、定員規模によって公定価格の 単価が決まっているからである。

例えば、定員100人の保育所の令和4年度の公定価格の場合、0歳児の単価は176,920円である。定員90人の保育所の場合の単価は182,740円である。実際の0歳児の利用人数が10人の場合、

- ① 100人定員の保育所では、@176,920円×10人=1,769,200円の扶助費が支払われる。
- ② 90人定員の保育所では、@182,740円×10人=1,827,400円の扶助費が支払われる。
- ③ 差額は、58,200円。その他、1歳児~5歳児に乗ずる単価も変わるので、同じ利用人数としても、定員区分によって、扶助費の金額が大きく変わる。

さらに、保育士の人数も定員または利用人数どちらか多い人数に合わせて、配置基準 を満たす必要があるので、利用人数が減少しても、保育士の人数を減らせない。

従って、施設側が経営戦略的に定員を変更できるのは、大変重要なことであるが、京都市では、令和4年度の途中まで定員を減少するには、過去5年間の利用人数平均までしか、減少できないという規制があった。さらに、幼保総合支援室と協議が必要で、近隣保育園等も定員割れが起きていること、大規模マンションの建築がないことなどの条件があり、自由に変更できなかった。

そのことから京都市では、令和5年2月15日に「保育所等における利用定員の取扱いについて(通知)」を発出し、定員変更に関する取扱いが変更された。

#### <定員変更に関する要件>

1号又は2・3号毎に、前年度の年間平均児童数が利用定員と相違し、且つ、以下(1)又は(2)の要件を満たしていること。

- (1) 利用定員の引上げ
- ① 変更後の利用定員に必要な保育室等の面積(※1)及び職員数を確保している。
- ② 変更後の利用定員が認可定員を上回る場合は、併せて認可定員も引き上げる (※2)。
- (2) 利用定員の引下げ
- ① 前年度の年間平均児童数が、利用定員に基づく公定価格単価区分を下回っている。
- ② 4月1日時点での利用児童数が、利用定員に基づく公定価格単価区分を下回っている。
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の達成に支障が生じない。
- ④ 本市が待機児童のため必要があると認める際には、認可定員を上限とする利用定員の見直しに速やかに応じる。
- ⑤ 新たに認可された園(※3)の利用定員引下げは、認可年度の翌々年度から適用する(例:令和3年4月1日に認可→令和5年9月1日から変更可能)。
  - ※1 乳児室、ほふく室、保育室(遊戯室含む。)及び屋外遊技場の面積(新制度幼稚園及び認定こども園は、園舎面積の基準も有り)
  - ※2 新制度幼稚園及び幼稚園型認定こども園を除く。ただし、京都府が認可する 認可定員の範囲内での引き上げとする。
  - ※3 認定こども園への移行、運営主体の変更を理由とする認可を除く。

#### 【用語の定義】

認可定員:児童福祉法等(※)に基づき、保育所等を認可する際、受入児童数の上限として定めるもの(※認定こども園法、学校教育法等、施設類型によって異なる。)利用定員:給付費の単価区分の基となる定員で、子ども子育て支援法における確認において定めるもの。受入上限である認可定員を上回ることができない。

年間平均児童数:4月から3月までの各月初日の児童数の総和を12で除した数値(小数点以下 切捨て)

(出典:「保育所等における利用定員の取扱いについて(通知)」より抜粋)

この変更に伴い、令和5年4月に約500人、さらに令和5年9月に約500人、合計約1,000 人定員が削減されている。定員の引下げ時に利用する利用者数が過去5年間の利用者数 平均から、前年度1年間の利用者数平均に変わったのは、大きな進展であるといえる。

#### 1.1.4 施設型給付費及び地域型保育給付費の事業概要

項目名	子どものための教育・保育給付
主要施策名	施設型給付費・委託費
事業名	施設型給付費(2、3号 保育園、認定こども園)
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及	保育給付の認定(注1)を受けた児童が特定教育・保育施設(注2)
び内容	から保育を受けたときに、当該児童保護者に対し、当該保育に要した
	費用について、施設型給付費を支給するもの。
	実際には、法で定める法定代理受領制度により、京都市から施設に
	直接支払っている。
	注1 認定の根拠となる法令の号数から引用し、「2、3号」と呼称(以
	下同じ)
	注 2 私立保育所、認定こども園、幼稚園 (施設型給付)
根拠法令等	子ども・子育て支援法第 27 条
	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別
	利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額
	の算定に関する基準等
事業の支出	扶助費
形態等	

0歳~5歳の子どもで、保護者が就労、疾病等のため、保育を必要とする子どもであると認定(2号、3号)を受けた子どもが、私立保育所、認定こども園(2号・3号部分)、子ども・子育て支援新制度移行済みの幼稚園(3号部分)から、保育を受けたときに、当該保育に要した費用について、国の公定価格に基づき、施設型給付費を支給するものである。子ども・子育て支援法第27条に規定されており、国の方針に基づき、支給されている事業であり、財源の負担割合は、国1/2、京都府1/4、京都市1/4となっている。

私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから(児童福祉法第24条)、法定代理受領ではなく、利用者負担額を京都市で徴収し、施設型給付と利用者負担を合わせた公定価格全額が委託費として支払われることになる(京都市では、委託費ではあるものの、事業の支出形態から扶助費として分類している。)。

一方、認定こども園では、0歳児から2歳児の所得に応じた利用者負担額は、認定こども園へ直接支払うため、公定価格から利用者負担額を差し引いた残額が扶助費として給付される。

【表 1.1.4 の 1】対象施設数、利用人数、利用定員の推移

私立保育所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減
松丛木 月月	(a)		(b)	(b)-(a)
利用定員(人)	21,610	21, 136	20, 836	△774
利用人数(人)	21, 902	20, 947	20, 142	△1, 760
定員充足率(%)	101. 4	99. 1	96. 7	△4. 7
施設数(箇所)	218	215	213	△5

初中、134 国(旧本)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減
認定こども園(保育)	(a)		(b)	(b)-(a)
利用定員(人)	6, 753	7, 468	7,876	1, 123
利用人数(人)	6, 436	6, 890	7, 170	734
定員充足率(%)	95. 3	92. 3	91. 0	△4. 3
施設数(箇所)	51	58	62	11

合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減
(口) 前门	(a)		(b)	(b)-(a)
利用定員(人)	28, 363	28, 604	28, 712	349
利用人数(人)	28, 338	27, 837	27, 312	△1,026
定員充足率(%)	99. 9	97. 3	95. 1	△4.8
施設数(箇所)	269	273	275	6

(出典:はぐくみ局提供資料)

私立保育所は、令和2年度から令和4年度にかけて5施設減少している。これは、認定 こども園に移行した保育所の影響である。一方、認定こども園は、51施設から62施設と 11施設増加している。これは、保育所及び幼稚園からの移行による影響である。

保育所の利用人数が、1,760人減少している。一部、認定こども園に移行した影響と考えられるが、それでも、1,000人以上利用人数が減っていることがわかる。

令和4年度の施設型給付費(2号、3号)の利用定員は、令和2年度に比べて、349人増加 している一方、利用者数は、1,026人減少している。少子化の影響で今後もこの状況が 続くと見込まれる。

項目名	子どものための教育・保育給付
主要施策名	施設型給付費·委託費
事業名	施設型給付費(1号)
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及び内容	教育給付の認定(注1)を受けた児童が特定教育・保育施設(注2)から教育を受けたときに、当該児童保護者に対し、当該教育に要した費用について、施設型給付費を支給するもの。 実際には、法で定める法定代理受領制度により、京都市から施設に直接支払っている。 (注1) 認定の根拠となる法令の号数から引用し、「1号」と呼称(注2) 私立保育所、認定こども園、幼稚園(施設型給付)
根拠法令等	子ども・子育て支援法第 27 条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別 利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額 の算定に関する基準等
事業の支出 形態等	扶助費

3歳~5歳の子どもで、教育給付の認定(1号)を受けた子どもが、幼稚園、認定こども園(1号部分)から、教育を受けたときに、当該教育に要した費用について、施設型給付費を給付するものである。保護者が就労していたとしても、保育園ではなく、幼稚園に通園させたい保護者の場合は、1号認定をとり、幼稚園に通園させることができる。その場合、施設等利用給付認定(後述)で、新2号認定を受けると、預かり保育が無償化の対象になり、月額11,300円の範囲で、無償になる。

【表1.1.4の2】対象施設数、利用人数、利用定員の推移

幼稚園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減
<i>到</i> 作图	(a)		(b)	(b)-(a)
利用定員(人)	360	390	255	△105
利用人数(人)	258	254	182	△76
定員充足率(%)	71. 7	65. 1	71. 4	△0.3
施設数(箇所)	4	4	4	0

認定こども園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減
(教育)	(a)		(b)	(b)-(a)
利用定員(人)	946	973	1, 128	182
利用人数(人)	662	732	857	195
定員充足率(%)	70. 0	75. 2	76. 0	6.0
施設数(箇所)	51	58	62	11

(出典:はぐくみ局提供資料)

幼稚園は、利用人数の減少に応じて、定員を減らしており、令和2年度と令和4年度で 定員充足率にほぼ変化はない。

認定こども園(教育)については、幼稚園もしくは保育所からの移行に伴い施設数が11 施設増えており、それに伴い定員合計が増加している。一方、定員割れの園が定員を減 らしていることから、定員充足率は、6ポイント改善している。

主要施策名	地域型保育給付費
事業名	地域型保育給付費
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及び内容	保育給付の認定を受けた満3歳未満の児童が地域型保育を行う事業者(注1)から地域型保育を受けたときに、当該児童保護者に対し、当該地域型保育に要した費用について、地域型給付費を支給するもの。 実際には、法で定める法定代理受領制度により、京都市から施設に直接支払っている。 注1 家庭的保育事業、小規模保育事業 A~C、事業所内保育事業
根拠法令等	子ども・子育て支援法第 29 条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別 利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額 の算定に関する基準等
事業の支出 形態等	扶助費

子ども・子育て支援新制度で新たに市町村の認可事業となった、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育から地域型保育を受けたときに、当該子どもの保護者に対して、当該地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費を支給するものである。京都市では、令和5年9月1日現在、小規模保育所124箇所、事業所内保育所6箇所及び家庭的保育事業1箇所がある。

【表1.1.4の3】対象施設数、利用人数、利用定員の推移

事業所内保育所	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用定員(人)	114	114	114
利用人数(人)	80	69	63
定員充足率(%)	70. 2	60. 5	55. 3
施設数(箇所)	6	6	6

小規模保育所	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用定員(人)	1, 717	1, 733	1, 733
利用人数(人)	1, 517	1, 483	1, 483
定員充足率(%)	88. 4	85. 6	85. 6
施設数(箇所)	129	129	126

家庭的保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用定員(人)	3	3	3
利用人数(人)	3	3	3
定員充足率(%)	100.0	100. 0	100.0
施設数(箇所)	1	1	1

(出典:はぐくみ局提供資料)

小規模保育所及び家庭的保育事業では、この3年間、大きな動きはない。事業所内保 育所は、3年前から定員割れの状況が、ずっと続いており、徐々に拡大してきている。

(単位:百万円)

	項目	扶助費	合計
施設型給付費(2、3号	令和4年度予算	32, 510	32, 510
保育園、認定こども園)	令和4年度決算	32, 505	32, 505
施設型給付費(1号)	令和4年度予算	1,623	1, 623
	令和4年度決算	1,609	1, 609
地域型保育給付費	令和4年度予算	4, 853	4, 853
	令和4年度決算	4, 571	4, 571

#### 1.1.5 給付手続

- (1) 施設型給付費(2号、3号 保育園、認定こども園)
  - ① 民間保育所等の設置者は、加算、減算項目について変動があった場合には、 毎月15日までに、「公定価格加算算定・減算調整届総括表」を提出する(変更が あった月のみ)。
  - ② 京都市で加算減算の認定状況を確認し、システムへ登録する。
  - ③ 京都市では、当該支払月の2か月前の在籍児童の状況をもとに、「給付費試算総括表」及び「試算児童一覧」を作成し、各施設へ送付する。各施設では内容に相違がないか確かめ、相違がある場合のみ、返送する。
  - ④ 毎月15日に、毎月の給付費を概算払いにより支払う。
  - ⑤ 毎年11月頃の中間精算と翌年5月の年度末精算により精算される。

## (2) 施設型給付費(1号)

施設型給付費(1号)においても、施設型給付費(2号、3号 保育園、認定こども園) と同様の手続となる。

## (3) 地域型保育給付費

地域型保育給付費においても、施設型給付費(2号、3号保育園、認定こども園)と同様の手続となる。

#### 1.1.6 京都市における確認手続

公定価格は、子ども一人あたりの単価として設定されており、「1~3号の子どもの区分」、「定員数」、「年齢」等に応じた単価×児童数で、基本的な扶助費の金額は決まる。このうち、年齢別、1~3号の号数別の児童数は、別途、1~3号の認定業務を京都市が実施しているので、各施設別の児童数は把握済みである。単価についても、こども家庭庁が公示する公定価格を使用するため、京都市で把握済みである。そのため、「給付費試算総括表」及び「試算児童一覧」を京都市側で作成し、各施設へ送付している。各施設側で問題がないか確認したうえで、訂正がある場合のみ、返送している。

加減算項目については、「公定価格加算算定・減算調整届総括表」に添付されている証憑書類により、確認を行う。例えば、賃借料加算の認定申請の場合には、賃貸借契約書の添付など根拠資料との照合を行っている。一方、職員の配置状況による加算項目については、職員配置状況確認書など施設側が作成した書類との整合性の確認に留まる。厳密な根拠資料を求めることが出来ないものについては、はぐくみ創造推進室による定期監査時に、監査項目と重複する部分(雇用契約書、賃金台帳、タイムカードやシフト表等)は、現地で閲覧して幼保総合支援室への申請内容と照合している。

なお、1号認定の児童数については、毎月、「試算児童一覧」を京都市が作成し、各施

設に送付し、相違がある場合は、手書きで訂正し返送する手続となっている。訂正があった場合には、認定がされているか、もしくは、「退園届」が出ているか、の確認を行う手続となっている。基本的に、1号から3号までの給付認定が下りないと、施設型給付費が支給されないので、新規入園者の認定漏れもしくは申請漏れは、考えられない。ただし、年度途中での退園については、各施設を通じて、京都市へ「退園届」が提出されるため、施設側が申請しなければ、京都市での把握が漏れ、実際には、在園しないにも関わらず、施設型給付費が支給されるおそれがある。施設側が申請しないこともあるとの前提からチェックする仕組みも必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推進室と連携をとり、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点での検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

### 【意見1】児童数の実在性確認方法の検討

施設側が故意に「退園届」を提出しない等の視点での検証が十分に行われているか、 社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携を取り、必要十分な 検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

#### 1.1.7 個別検証

施設型給付費及び地域型保育給付費の給付額の正確性を検討するため、幼保総合支援 室提供の令和4年度の支給金額一覧(給付費)の中から任意にサンプル8件を抽出した。

【表1.1.7】サンプル抽出結果

(単位:千円)

No.	項目	施設名	年間給付額
1	施設型給付費2・3号	A保育園	240, 367
2	施設型給付費2・3号	B保育園	233, 772
3	施設型給付費2・3号	Cこども園	224, 375
4	施設型給付費2・3号	Dこども園	236, 845
5	施設型給付費1号	E幼稚園	106, 882
6	施設型給付費1号	Fこども園	63, 748
7	地域型保育給付費	G保育園	50, 979
8	地域型保育給付費	H保育園	5, 549

「過誤試算総括表」、「令和4年度 子ども・子育て支援教育・保育給付等精算報告書」、

直近に提出された「公定価格加算届」を閲覧し、保育標準時間基本額が年齢別の公定価格×児童数となっていること及び関連証憑との整合性を確かめた結果、指摘事項は発見されなかった。

## 1.2 保育士等処遇改善臨時特例事業

## 1.2.1 事業概要

事業名	保育士等処遇改善臨時特例事業(施設型)	
担当部署	幼保総合支援室	
事業目的	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる	
及び内容	最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園における保育士、	
	幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される	
	取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額	
	9,000円)引き上げるために実施するもの。	
根拠法令	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱	
等	令和 4 年度京都市保育士·幼稚園教諭等処遇改善臨時特例給付事業実施	
	要綱	
事業の支	補助金	
出形態等		
事業名	保育士等処遇改善臨時特例事業(地域型)	
担当部署	幼保総合支援室	
事業目的	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる	
及び内容	最前線において働く、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保	
	育事業・事業所内保育事業・特例保育を行う施設における保育士、幼稚	
	園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組	
	を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000	
	円) 引き上げるために実施するもの。(京都市では施設型と地域型に分か	
	れているが、内容は同じ。)	
根拠法令	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱	
等	令和 4 年度京都市保育士·幼稚園教諭等処遇改善臨時特例給付事業実施	
	要綱	
事業の支	補助金	
出形態等		

(単位:百万円)

事業名	項目	委託料	負担金	合計
保育士等処遇改善臨時特例事業	令和4年度予算	5	502	507
(施設型)	令和4年度決算	_	479	479
保育士等処遇改	令和4年度予算	_	80	80
善臨時特例事業 (地域型)	令和4年度決算	_	74	74

当事業は、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を利用した事業であり、 教育・保育の現場で働く方々の収入の引き上げに必要な費用を補助している。

国事業の実施期間は、令和4年2月から9月までの期間であるが、今回の監査対象は、 令和4年度分のため、令和4年4月から令和4年9月が対象となる。令和4年10月以降は、公 定価格に、「処遇改善Ⅲ」の項目が追加され、処遇改善が維持されるよう給付が続く。

処遇改善は、基本給だけでなく、手当で支給することも可能である。京都市では、補助事業名が分けられているが、内容は同じため、一括で検討する。

## 1.2.2 補助対象事業

令和4年度分の補助対象事業は、令和4年4月から令和4年9月の間に、保育所・幼稚園・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・特例保育を行う施設(以下「民営保育園等」という。)が行う職員に対しての処遇改善に係る事業及び令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に見込まれる公定価格の減額分に対応するための事業である。

#### 1.2.3 補助要件

補助の対象となる民営保育園等は、次に掲げる条件に沿って実施するものとする。

- (1) 原則として、令和3年度京都市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱に基づき令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施していること。
  - (注)賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤 続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用さ れていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。
- (2) 本事業による賃金改善(国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下(3) 及び(6) において同じ。)に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定

福利費等の事業主負担分に全額充てること。

(注) 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額 を標準とする。

## <算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

#### 1.2.4 申請手続

市長が定める期日までに、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画 書を提出する必要がある。

また、実績報告として、市長が定める期日までに、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業変更承認申請書兼実績報告書及び下記の書類を添えて提出する必要がある。

なお、賃金台帳は、補助事業年度における京都市民間保育園等への人件費補助金の実 績報告書の添付書類等をもって代えることができる。

- 賃金台帳
- ・ その他市長が必要と認める書類

## 1.2.5 京都市による確認手続

京都市は、当該補助金の確認手続として、主に申請施設の書類の入力漏れや軽微な記載誤りなどの形式的確認のみを行っている。なお、「賃金改善計画書(処遇改善加算 I)」の資料にて、賃金水準の維持については、確認している。

しかし、当該補助金は、各施設からの申請に基づいて補助金を支給するものであるため、処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検証を行うプロセスが別途必要である。現在京都市が行っている形式的確認のみでは、職員の収入の3%(月額9,000円)程度の賃金改善がなされているかの確認はできておらず、申請内容の適正性の確認としては弱い。また、当期の賃金改善内訳額(職員別内訳)を

提出するのみでよく、前期比較がされないため、賃金改善を行ったかどうか提出書類を確認するだけではわからない。そのため、賃金改善内訳額(職員別内訳)の提出のみでは、申請内容の適正性に関する牽制効果は弱いといえる。

この点、国は、当該補助金申請時の提出書類として、賃金台帳や給与規程の写しを示していたが、その提出書類を使用した具体的な審査方法は何も示されなかった。そのため京都市では、独自に審査する方法を検討したが、賃金台帳や給与規程では、3%の賃金アップの根拠が確かめられないことから、徴求していない。対象となる施設数が400以上となることから全ての施設に画一的に詳細な検討をすることは、困難であると判断し、前述のとおり、「賃金改善計画書(処遇改善加算 I)」の資料にて、賃金水準の維持を確認するにとどまっている。

補助金支給前に、全ての施設の申請内容の正確性を画一的に詳細に検討することは困難であるため、事後的にではあるが、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推進室と連携をとり、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

【表1.2.5】令和4年度臨時特例事業補助金支払実績

施設数	実績報告額	
400施設	552,383千円	

#### 1.2.6 個別検証

令和4年度臨時特例事業支払一覧から、サンプルを任意で2件抽出した。

【表1.2.6】サンプル抽出結果

(単位:千円)

施設名	実績報告額
Aこども園	4, 583
Bこども園	4, 231

監査人は上記施設の申請書類、実績報告書(添付書類を含む。)、交付通知書等の書類 を閲覧し、必要な書類が提出されているか、また申請書類間に不整合がないかどうか確 認したが、指摘事項は発見されなかった。

また、幼保総合支援室では、「賃金改善計画書(処遇改善加算 I)」を用いて、前期の 賃金水準が維持されていることをもって、3%程度の給与改善を実施しているとの心証 を得ているとのことであった。Aこども園の「令和4年度賃金改善計画書(処遇改善加算

## I)」を閲覧したところ、

加算前年度の賃金水準(起点賃金水準)	221,866千円
賃金見込み総額	221,878千円

となっており、前期の賃金より、当期の賃金が上回っていることから、問題ないと判断したとのことであるが、前期の賃金水準と当期の賃金見込み総額との差は、わずか、12千円である。0.005%しかアップしていない。監査人は、この資料から、保育士等処遇改善臨時特例事業の要件を満たしているとの心証を得ることはできなかった。

なお、Bこども園については、前期の給与水準と当期の賃金見込み総額が8%程度増加 していたため、保育士等処遇改善臨時特例事業の要件を満たしているとの心証を得てい る。

## 【意見2】保育士等処遇改善臨時特例事業における要件確認方法の検討

当該臨時特例事業は令和4年9月で終了し、令和4年10月以降は、公定価格の処遇改善Ⅲの項目に引き継がれている。故に処遇改善Ⅲの審査にも影響を与えることになるが、処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

#### 1.3 公営保育所事業費

#### 1.3.1 事業概要

事業名	公営保育所事業費	
担当部署	幼保総合支援室	
事業目的	京都市営保育所の管理運営に要する費用を支出するもの	
及び内容	(例) 公共料金の支払、施設の修繕 等	
根拠法令	児童福祉法、子ども・子育て支援法、京都市保育所条例	
等		
事業の支	京都市直営	
出形態等		

(単位:百万円)

項目	需用費	光熱水費	その他	合計
令和4年度予算	138	64	52	254
令和4年度決算	126	64	42	232

京都市の市営保育所については、大正8年に三条託児所の設置に始まり、同和対策事業・貧困対策として重点的に設置が進められてきた。その後、乳幼児の人口の増加と女性就労の増加、また、社会・経済状況の変化による保育需要の増大により、昭和40年代頃から乳児保育所を中心に設置が進み、平成23年4月1日時点で、26箇所(うち、休所中1箇所)、定員2,455人(民間保育所は、227箇所、定員22,490人)であった。

平成24年5月に「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」、平成26年10月に「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)」がまとめられ、厳しい財政状況の中、民間保育園と比べて高コストとなる市営保育所は、行政直営の下での効率化を図るとともに、民間保育園による取組で、十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられるものについては、民間保育園への移管方針を決めた。その結果、現在では、以下の13箇所となっている(休止中の1箇所を除く。)。

【表1.3.1】 公営保育所施設の建築年月日

行政区	保育所名		建築年月日
北区	楽只		令和3年12月28日
左京区	養正	乳児棟	昭和60年7月16日
		幼児棟	昭和44年6月13日
東山区	三条	乳児棟	昭和63年3月28日
		幼児棟	平成2年8月29日
中京区	壬生		昭和60年2月8日
伏見区	改進		平成5年3月31日
伏見区	辰巳		昭和46年9月30日
南区	久世	乳児棟	昭和43年8月6日
		幼児棟	昭和47年12月12日
南区	南		昭和44年3月1日
中京区	聚楽		昭和55年2月29日
上京区	鶴山		昭和53年10月27日
右京区	ひかり		昭和59年1月1日
右京区	弓削		平成4年1月1日
右京区	周山		昭和55年1月1日

(出典:はぐくみ局提供資料より監査人が作成)

聚楽保育所は、平成30年度に、民間移管の方針であったが、民間受入事業者が撤退し、 その後移管先が見つからなかった。その後、検討を重ねた結果、令和9年4月1日の廃止 が決まったため、新規受け入れを停止中である。

右京区に3箇所ある保育所は、いずれも、京北地域にある保育所であり、山間地域において必要な保育所であると考えられる。聚楽保育所が廃止されると、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」及び「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)」で、民営化予定だった保育所は、全て民営化されることとなる。令和9年4月1日以降、今後しばらくは、12箇所体制が続くと見込まれる。

#### 1.3.2 監査結果

公営保育所の運営費は、全てはぐくみ局で審査のうえ、支払いがなされる。建物の修繕についてはぐくみ局では、年1回、修繕の希望を聞き予算に応じて割り振っているが、保育所別に修繕計画を立てていない。3~4年前に耐震工事は終わったとのことであるが、最も古い南区の昭和43年建築の久世保育所乳児棟は、築55年を超えており、その後、南保育所、養正保育所幼児棟、辰巳保育所と続く。

公営保育所については、長期的な修繕計画、施設整備計画を策定し、長期的な施設の利用可能性を高めていくことが必要であり、また、施設の建替えをも考慮しなければならなくなる時期も迫ってくる。施設の建て替えとなれば、多額の支出が見込まれるため、公営保育所の必要性の議論から始めなければならず、時間も要することになる。

長期的な財政負担の軽減・平準化を行うためにも、計画的に修繕等を実施していくことが望まれる。

#### 【意見3】計画的な修繕等の実施

公営保育所は、建築後、相当年数経過している施設が出てきている。長期的な財政 負担の軽減・平準化を行うためにも、計画的に修繕等を実施していくことが望まれる。 1.4 施設等利用給付(認可外保育、幼稚園預かり保育、幼稚園(旧制度))

## 1.4.1 事業概要

項目名	教育・保育の充実	
主要施策名	子育てのための施設等利用給付	
事業名	子育てのための施設等利用給付(認可外保育、幼稚園預かり保育、幼稚	
	園(旧制度))	
担当部署	幼保総合支援室	
事業目的及	子育てのための施設等利用給付(幼稚園(旧制度))	
び内容	新制度に移行していない幼稚園(以下「新制度未移行幼稚園」という。)	
	を利用する施設等利用給付認定児童について、施設等利用費を支給す	
	る。	
	子育てのための施設等利用給付(認可外保育、幼稚園預かり保育)	
	認可外保育施設や幼稚園の預かり保育を利用する施設等利用給付認定	
	児童について、施設等利用費を支給する。	
根拠法令等	子ども・子育て支援法	
事業の支出	扶助費	
形態等		

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化制度では、認可保育園、認定こども園、新制度移行済み幼稚園だけでなく、新制度未移行幼稚園や認可外保育施設のほか、幼稚園の預かり保育の利用料についても上限額の範囲内で無償化されている。新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、幼稚園の預かり保育の利用料の無償化は認可保育園等とは異なり、利用料をいったん施設や事業所に支払った後に京都市に対して無償化の給付の請求をする必要がある。この無償化の給付のことを施設等利用費といい、扶助費として支出されている。

なお、令和4年度の当該事業における予算額及び決算額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計
令和4年度予算	3, 586	3, 586
令和4年度決算	3, 307	3, 307

## 1.4.2 給付要件

#### (1) 対象者

施設等利用費の給付を受けるためには施設等利用給付認定を受ける必要がある。施設等利用給付認定には【表1.4.2の1】に示す3つの認定区分がある。

【表1.4.2の1】施設等利用給付認定区分

認定区分	
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども、
	新3号認定子ども以外のもの
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の
	子どもであって、内閣府令で定める事由により家庭において必要
	な保育を受けることが困難であるもの
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学
	前の子どもであって、内閣府令で定める事由により家庭において
	必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同
	一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

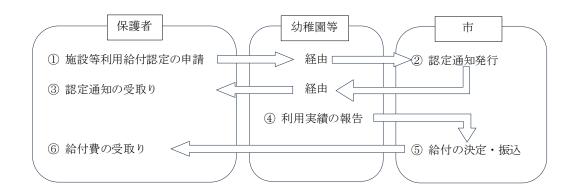
また、施設等利用給付認定を受けて、【表1.4.2の2】に示す対象施設や事業を利用したものが施設等利用費の給付対象となる。

【表1.4.2の2】施設等利用費の認定区分別給付対象施設

認定区分	対象施設・事業 (特定子ども・子育て支援施設等)		
新1号認定	新制度未移行幼稚園		
新2号認定	① 新制度未移行幼稚園		
新3号認定	② 幼稚園又は認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育		
	③ 認可外保育施設		
	④ 一時預かり事業		
	⑤ 病児保育事業		
	⑥ 子育て援助活動支援事業		

## (2) 給付手順及び手続

施設等利用給付認定を受けて対象施設や事業を利用すると京都市から相当額が施設 利用者に直接支払われる(償還払い)。



#### (3) 施設等利用給付認定の申請

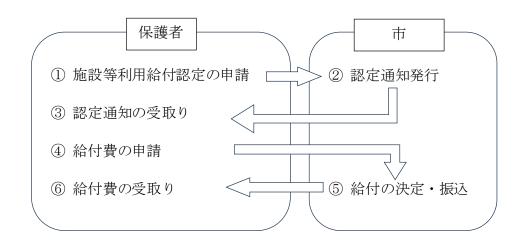
施設等利用給付認定の申請には子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書を提出する必要がある。なお、新2号認定及び新3号認定の場合は保育が必要な理由を確認する必要があるため、保育が必要な理由書及び保育が必要な理由の添付書類を提出することが求められる。また、保育が必要な理由として9項目(就労(48時間以上)、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、育児休業中に継続利用が必要であること、その他)が挙げられており、項目に応じた添付書類が定められている。

## (4) 利用実績の報告及び給付費の申請

施設等利用給付認定を受けた児童が対象施設を利用した実績の報告は原則として各施設が取りまとめて報告を行う。各施設が行う利用実績の報告手順は以下のとおりである。

- ① 各施設は京都市が提供している代理申請用ファイルに施設の概要と児童ごとの利用実績を入力する。
- ② 代理申請用ファイルに入力した内容は電子申請用ファイル(特定子ども・子育て支援提供証明書兼支払証明書(幼稚園・預かり保育)、施設等利用費申請書(請求書)、特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書、特定子ども・子育て支援提供証明書(幼稚園・預かり保育))に反映される。
- ③ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼支払証明書(幼稚園・預かり保育)と施設 等利用費申請書(請求書)を京都市に提出する。
- ④ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書、特定子ども・子育て支援提供証明書(幼稚園・預かり保育)は利用児童の保護者に提供する。

なお、認可外保育施設等を利用する場合は施設を経由するのではなく、直接市と手続 を行うこととなる。



この場合、施設等の利用者は施設等利用費申請書(請求書)を自ら作成する。また、利用した施設・事業所が作成・発行する特定子ども・子育て支援提供証明書及び特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書の3点を合わせて京都市に提出する。

## 1.4.3 給付実績

令和4年度における利用施設・事業別の給付実績は【表1.4.3】に示すとおりである。

【表1.4.3】令和4年度 利用施設・事業別の施設等利用費給付金額及び対象施設数

利用施設・事業	給付金額	対象施設数
新制度未移行幼稚園	2,988,238千円	108施設
幼稚園預かり保育	117,817千円	134施設
認可外保育施設等	201,135千円	84施設
合計	3,307,190千円	

(出典:はぐくみ局提供資料)

#### 1.4.4 個別検証

施設等利用費の給付対象施設から2件(新制度未移行幼稚園:1件、認可外保育施設等:1件)をサンプル抽出し、利用実績の報告資料を閲覧するとともに幼保総合支援室の担当者へのヒアリングを実施した。サンプル対象施設における令和4年度の給付実績は以下に示すとおりである。

(単位:千円)

No.	施設	施設等利用費 合計	うち預かり保育	うち認可外分 (注)
1	新制度未移行幼稚園	106, 582	3, 198	205
2	認可外保育施設等	40, 458		40, 458

(注)認可外には認可外保育施設の施設等利用費の他、一時預かり事業、病児保育事業、 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)の利用費が含まれる。例えば、 No.1の施設では2歳児接続保育を実施しており、当該事業については「一時預かり事業」として施設等利用費を支給しているため認可外分が発生している。

利用実績の報告資料は各利用施設が作成しているものの、施設等利用給付認定を受けた児童にはそれぞれ認定番号が付されており、認定区分の入力誤りや二重登録等が発生している場合にはアラームが付されるシステムとなっていることから入力ミスが発生しにくい仕組みになっていることが認められた。また、幼保総合支援室でも申請内容の前期比較や月次比較を行うことで異常な著増減が発生していないか等の一定の妥当性検証を行っているとのことである。加えて、施設等利用費は償還払いにより利用者に直接給付されていることから利用実態のない申請を各施設が行う誘因自体が低いと考えられる。

また、認可外保育施設等を利用した場合も施設等利用費申請書(請求書)については利用者自らが作成しているものの、利用施設が作成している特定子ども・子育て支援提供証明書及び特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書を添付して送付されてくるため、施設等利用申請書(請求書)の記載内容の正確性及び利用実態の検証は幼保総合支援室でチェックされているといえる。

子育てのための施設等利用給付(認可外保育、幼稚園預かり保育、幼稚園(旧制度))からは、指摘事項は発見されなかった。

#### 1.5 時間外保育事業

## 1.5.1 事業概要

項目名	教育・保育の充実
主要施策名	多様な保育等の提供
事業名	時間外保育事業
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及	支給認定の保育必要量を超えて自主的に時間外保育に取り組む施設の
び内容	当該事業を実施するために掛かった費用に対して給付するもの。
根拠法令等	子ども・子育て支援交付金交付要綱
	児童福祉法、子ども・子育て支援法
	京都市時間外(延長)保育事業実施要綱
事業の支出	扶助費
形態等	

京都市では、時間外保育に対する市民の需要に応えるため、利用施設の開所時間の前後において時間外保育を実施している。

時間外保育は各施設の自主事業であることから、施設と利用者とで利用時間・方法を 決定することとなり、保育料とは別に利用料を徴収することができるが、京都市では実 施施設が当該事業を実施するために必要な費用として京都市時間外(延長)保育事業実 施要綱に定められた金額を別途給付している。当該給付は扶助費として支出されており、 令和4年度の当該事業における予算額及び決算額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計	
令和4年度予算	400	400	
令和4年度決算	316	316	

#### 1.5.2 対象施設

当該事業の対象となっている施設は認可保育園、認定こども園(保育所型及び幼保連携型)、小規模保育事業及び事業所内保育事業を実施する事業所であり、あらかじめ定めた延長時間(30分延長、1時間延長、2時間延長等)で事業を実施する。なお、事業を担当する職員として、施設類型ごとに利用児童の人数に応じて必要となる保育士等を配置する必要がある。

## 1.5.3 申請手続

事業を実施する施設・事業所は時間外(延長)保育事業実施計画届出書を市長に届出 なければならない。

また、実施施設が給付を受けようとする場合は、時間外(延長)保育事業経費交付申請書に時間外(延長)保育事業実績報告書を添付して提出するとともに、時間外(延長)保育事業実支出額調書及び時間外(延長)保育事業に係る経費内訳書を別途提出する必要がある。

#### 1.5.4 給付実績

令和4年度における給付実績及び対象施設数の内訳は以下のとおりである。

【表1.5.4】令和4年度時間外(延長)保育事業経費給付実績及び対象施設数

基本分経費	加算分経費	合計	施設数
302,570千円	13,850千円	316,420千円	244施設

(出典:はぐくみ局提供資料より監査人が集計)

(注)加算分経費とは低所得世帯に対する利用料減免に伴う減収相当分を補填した給付である。

#### 1.5.5 個別検証

時間外(延長)保育事業を実施している施設から2件をサンプル抽出し、時間外(延長)保育事業実施計画届出書及び各種交付申請書類を閲覧した。

(単位:千円)

	M.	基本分経費		加算分経費	Δ≢L
	No.	標準時間認定	短時間認定	加昇万芒貫 	合計
	1	2, 500 2, 406		239	5, 145
	2	2, 220 1,		412	4, 324

#### (1) 時間外(延長)保育事業実施計画届出書

時間外(延長)保育事業実施計画届出書は京都市から定型様式が提供されており、 各施設は年度ごとに提出し、計画している時間外(延長)保育時間と保育料を届出て いる。

記載内容に不適切な内容や記載漏れは認められず、指摘事項は発見されなかった。

#### (2) 各種交付申請書類

各施設は、各月の時間外(延長)保育事業の利用実績を集約した上で、年度末に一

括で報告されており、各種交付申請書類(時間外(延長)保育事業経費交付申請書、時間外(延長)保育事業実績報告書、時間外(延長)保育事業実支出額調書、時間外(延長)保育事業に係る経費内訳書)が提出されている。幼保総合支援室では前期比較や月次比較を行うことで異常な著増減が発生していないか等の妥当性検証や毎月の利用実績報告との不整合がないか等の正確性検証を行ったうえで支給を行っていることを確認することができた。

ただし、幼保総合支援室でのチェックはあくまで形式的な確認のみを行っていると考えられる。しかし、当該給付は事業を行っている施設からの申請に基づいて直接施設に給付するものであるため、利用実態のない申請が行われていないかという視点での検証を行うプロセスが別途必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推 進室と連携をとり、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検 証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構 築することが望まれる。

### 【意見4】時間外保育事業における利用実態の確認方法の検討

施設から利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

## 1.6 一時預かり事業(一般型)

## 1.6.1 事業概要

項目名	教育・保育の充実
主要施策名	多様な保育等の提供
事業名	一時預かり事業(一般型)
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及 び内容	病気や仕事、リフレッシュなどの理由で一時的に保育を必要とする保護者に対し、認可保育園、認定こども園が自主的に一時預かり保育を実施するために掛かった費用に対して給付するもの。
根拠法令等	子ども・子育て支援交付金交付要綱 児童福祉法、子ども・子育て支援法 京都市一時預かり事業 (一般型) 実施要綱
事業の支出 形態等	扶助費

家庭で育児をしている保護者等の育児疲れの解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要等に対応するため、一時預かり保育を実施している。一時預かり事業は各施設の自主事業であることから利用する児童の保護者等から利用料を徴収することができるが、京都市では実施施設が当該事業を実施するために必要な費用として京都市一時預かり事業(一般型)実施要綱に定められた金額を別途給付している。当該給付は扶助費として支出されており、令和4年度の当該事業における予算額及び決算額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計	
令和4年度予算	112	112	
令和4年度決算	92	92	

なお、実施施設が提供するサービスの内容は【表1.6.1】に示すとおりである。

【表1.6.1】一時預かり事業 (一般型) のサービス内容一覧

サービス内容	説明		
非定型的保育サービス	保護者の就労形態等により、家庭における育児		
	が断続的に困難となり、一時的に保育が必要と		
	なる児童に対し、原則として週3日を限度として		
	実施する一時預かり。		
緊急保育サービス	保護者の疾病・入院や出産、災害等の特別な理由		
	により、緊急・一時的に保育が必要となる児童に		
	対し、原則として月14日以内を利用期限として		
	実施する一時預かり。		
私的理由による保育サービス	保護者の育児疲れの解消等の私的な理由やその		
	他の事由により、一時的に保育が必要となる児		
	童に対して実施する一時預かり。		
裁判員制度のための保育サービス	保護者が裁判員の参加する刑事裁判に関する法		
	律により実施される裁判員又は補充裁判員とし		
	て刑事裁判に参加するため、一時的に保育を必		
	要とする児童に対して実施する一時預かり。		
休日における保育サービス	子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号に		
	よる教育・保育給付認定子どもとして保育実施		
	施設に入所する者でない児童を対象として、日		
	曜日、祝日、12月29日、12月30日に実施する一時		
	預かり。		
	ただし、当該提供サービスは休日保育実施施設		
	に限る。		

## 1.6.2 対象施設

認可保育園、認定こども園(保育所型及び幼保連携型)。

令和5年5月現在の実施施設は59施設である(京都市の実施承認施設の数であり、独自 実施施設は除いている。また、現在一時預かりの受入を一時休止している施設の数を含 んでいる。)。

なお、休日における保育サービスに対応している休日保育実施施設は6施設である(現在一時預かりの受入を休止している実施施設の数を含んでいる。また、この他に休日保育を実施している京都市営保育所が1施設ある。)。

#### 1.6.3 対象児童

京都市内に在住し、主として保育所、幼稚園、認定こども園又は地域型保育事業所に通っていない、又は在籍していない就学前の児童を対象とする。ただし、災害による被災又は裁判員制度参加を理由として保育サービスを利用する児童にあっては、対象児童の在住要件については問わない。

#### 1.6.4 申請手続

事業を実施する施設は一時預かり事業(一般型)実施計画書を京都市に提出し、その 承認を受ける必要がある。

また、実施施設が給付を受けようとする場合は、一時預かり事業(一般型)経費交付申請書、一時預かり事業(一般型)事業実支出額調書及び一時預かり事業(一般型)に係る経費内訳書を提出する必要がある。なお、実績報告として当該月の翌月10日までに一時預かり事業(一般型)実績報告書を提出するものとされている。

## 1.6.5 給付実績

令和4年度における給付実績の内訳は以下のとおりである。

【表1.6.5の1】令和4年度一時預かり事業(一般型)給付実績内訳

(単位:千円)

休日以外利用分	休日利用分	合計
86, 733	_	86, 733

令和4年度における休日利用分の給付実績がゼロであったため、平成30年度からの利用件数の推移を以下に示す。

【表1.6.5の2】過去5年間における一時預かり事業(一般型)利用件数推移

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
休日以外利用	42, 190	35, 804	20, 401	21, 635	23, 641
休日利用	4	4	3	2	0

(出典:はぐくみ局提供資料より監査人が集計)

(注)休日利用の件数には当事業の給付対象とならない京都市営保育所での利用件数を 含んでいない。

一時預かり事業(一般型)の休日利用件数は令和4年度で0件、コロナ禍以前の平成30年度でも年間4件の利用にとどまっている。当該件数には保育所等に入所している児童

の休日利用件数は含まれない(注)が、それでも利用頻度が低調であると言わざるを得ない。

この点、京都市では実施施設や保護者等へのアンケート結果から地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出しており、事業に必要な提供体制の確保に尽力している。一時預かり事業(一般型)についても予想利用件数を算出したうえで提供施設の確保を行っているが、休日利用と休日以外利用を区分してまでは検証されていなかった。当該事業では休日利用と休日以外利用の実施施設数そのものが大きく異なることに鑑みると、一時預かり事業(一般型)の休日利用の需要が正確に把握できていないことが予想される。そのため、アンケートを取る際には休日利用と休日以外利用を区分するなど工夫して、一時預かり事業(一般型)の休日利用の需要がどの程度あるのか把握し、提供施設の確保の要否の検証を行っておくことが必要である。

そのうえで、需要はあるにもかかわらず利用がされていないという結果であれば、実施施設が近くにない、広報活動が行き渡っておらず知られていない等の原因が想定されるため、せっかくの子育て支援の制度を有効活用してもらえるように京都市として対策を講じることが望まれる。

(注)保育所等に入所している児童が休日保育を利用する場合は、一時預かり事業(一般型)ではなく、国給付費の休日保育加算の対象(令和4年度実績1,716件)となる。

### 【意見5】一時預かり事業(一般型)の予想利用件数の把握

一時預かり事業(一般型)の予想利用件数を把握する際には休日利用と休日以外利用とを区分してアンケート等を実施の上、需要に適合した対策を講じることが望まれる。

### 1.6.6 個別検証

一時預かり事業(一般型)を実施している施設から1件をサンプル抽出し、一時預かり事業(一般型)実施計画書及び各種給付申請書類を閲覧した。

(単位:千円)

No.	休日以外利用	休日利用	合計	
1	4, 676		4, 676	

# (1) 実施計画書

一時預かり事業(一般型) 実施計画書は京都市から定型様式が提供されており、各施設は年度ごとに対象児童の受入年齢、受入児童数、実施時間、実施曜日、担当保育士に関する情報、受入部屋に関する情報、利用料等を記載して届出ている。

記載内容に不適切な内容や記載漏れは認められず、指摘事項は発見されなかった。

#### (2) 各種給付申請書類

サンプル対象施設からは毎月、一時預かり事業(一般型)実績報告書が提出されており、その結果を集約して年度末に各種給付申請書類(一時預かり事業(一般型)経費交付申請書、一時預かり事業(一般型)事業実支出額調書、一時預かり事業(一般型)に係る経費内訳書)が提出されている。幼保総合支援室では前期比較や月次比較を行うことで異常な著増減が発生していないか等の妥当性検証や毎月の利用実績報告との不整合がないか等の正確性検証を行ったうえで支給を行っていることを確認することができた。

ただし、幼保総合支援室でのチェックはあくまで形式的な確認のみを行っていると考えられる。しかし、当該給付は事業を行っている施設からの申請に基づいて直接施設に給付するものであるため、利用実態のない申請が行われていないかという視点での検証を行うプロセスが別途必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推 進室と連携をとり、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検 証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構 築することが望まれる。

【意見 6】一時預かり事業(一般型)における利用実態の確認方法の検討

施設から利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

## 1.7 一時預かり事業(幼稚園型)

## 1.7.1 事業概要

項目名	教育・保育の充実
主要施策名	多様な保育等の提供
事業名	一時預かり事業(幼稚園型)
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及	保育所又は認定こども園(保育所部分に限る。)を利用していない家庭
び内容 において、就労や日常生活上の突発的な事情等により一時的	
	の保育が困難となった保護者に対し、主に幼稚園が自主的に一時預か
	り保育を実施するために掛かった費用に対して給付するものである。
根拠法令等	京都市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱
事業の支出	扶助費
形態等	

当該事業は保育所又は認定こども園(保育所部分に限る。)を利用していない家庭において、就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、主に幼稚園において一時預かり保育を実施するものである。一時預かり事業は各施設の自主事業であることから利用する児童の保護者等から利用料を徴収することができるが、京都市では実施施設が当該事業を実施するために必要な費用として京都市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱に定められた金額を別途給付している。当該給付は扶助費として支出されており、令和4年度の当該事業における予算額及び決算額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計
令和4年度予算	78	78
令和4年度決算	60	60

### 1.7.2 対象施設及び対象児童

当該事業は幼稚園型 I と幼稚園型 I の類型に分けられる。それぞれの対象施設及び対象児童は【表1.7.2】のとおり。

【表1.7.2】類型別対象施設及び対象児童

	対象施設	対象児童	
幼稚園型 I	幼稚園又は認定こども園	家庭において保育を受けることが一時	
	(幼稚園部分に限る。)	的に困難となった満3歳以上の幼児で、	
		原則として左記対象施設に在籍し、教	
		育時間の前後又は長期休業日等に保育	
		が必要なものについて、主として昼間	
		に必要な保護を行う。	
幼稚園型Ⅱ	幼稚園(認定こども園を除	原則として家庭において必要な保育を	
	< 。 )	受けることが困難である2歳児(幼稚園	
		に就園するまでの者に限る。)につい	
		て、定期的に預かりを行う。	
		なお、当該サービスを利用しようとす	
		る者はあらかじめ京都市に対し、私立	
		幼稚園における2歳児接続保育利用開	
		始届を提出しなければならない。	

# 1.7.3 申請手続

事業を実施する施設は、以下に示す申請書類を京都市に提出し、その承認を受ける必要がある。

	申請書類		
幼稚園型 I	一時預かり事業(幼稚園型 I )実施計画書		
幼稚園型Ⅱ	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)承認申請書		
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)実施計画書		

また、実施施設が給付を受けようとする場合は、以下の書類をそれぞれの定められた 期日までに提出する必要がある。

	提出書類			
幼稚園型 I	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)運営経費交付申請書			
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)実績報告書			
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)収支報告書			
幼稚園型Ⅱ	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)事業補助金交付申請書			
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)実績報告書			
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)収支報告書			

### 1.7.4 交付実績

令和4年度における類型別の交付実績は以下のとおりである。

# 【表1.7.4】令和4年度一時預かり事業(幼稚園型)交付実績

(単位:千円)

幼稚園型 I	幼稚園型Ⅱ	合計	
28, 398	31, 426	59, 824	

### 1.7.5 個別検証

一時預かり事業(幼稚園型)を実施している施設から2件(幼稚園型 I:1件、幼稚園型 I:1件、幼稚園型 I:1件)をサンプル抽出し、一時預かり事業(幼稚園型)実施計画書及び各種交付申請書類を閲覧した。

(単位:千円)

No.	類型	合計	
1	幼稚園型 I	3, 693	
2	幼稚園型Ⅱ	7, 242	

### (1) 実施計画書

実施計画書は京都市から定型様式が提供されており、各施設は毎年度必要事項を 記載して提出している。サンプル対象施設の提出しているそれぞれの実施計画書を 閲覧したところ、必要項目が網羅的に記載されており、記載内容に不適切な内容や記 載漏れは認められず、指摘事項は発見されなかった。

### (2) 各種給付申請書類

サンプル対象施設からは毎月、一時預かり事業(幼稚園型)実績報告書が提出されており、その結果を集約して年度末に各種給付申請書類が提出されている。幼保総合支援室では前期比較や月次比較を行うことで異常な著増減が発生していないか等の妥当性検証や毎月の利用実績報告との不整合がないか等の正確性検証を行ったうえで支給を行っていることを確認することができた。

ただし、幼保総合支援室でのチェックはあくまで形式的な確認のみを行っていると考えられる。しかし、当該給付は事業を行っている施設からの申請に基づいて直接施設に給付するものであるため、利用実態のない申請が行われていないかという視点での検証を行うプロセスが別途必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推 進室と連携をとり、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

【意見7】一時預かり事業(幼稚園型)における利用実態の確認方法の検討施設から利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

# 1.8 病児・病後児保育事業

### 1.8.1 事業概要

項目名	教育・保育の充実
主要施策名	多様な保育等の提供
事業名	病児·病後児保育事業
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及び内容	病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童を病院・診療所等に付設された保育施設で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としている。 実施主体は京都市であるが、適切な事業運営が確保できると認められる医療法人等に業務を委託しており、委託料等の支払いを行っている。
根拠法令等	京都市病児・病後児保育事業実施要綱 病児保育事業実施要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱
事業の支出形 態等	委託費、扶助費

当該事業は主として委託費として支出されており、令和4年度の当該事業における予算額及び決算額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	委託料	扶助費	合計	
令和4年度予算	134	0	134	
令和4年度決算	133	0	133	

(注)委託料の決算額には医療法人等に支払われたもの以外にシステム保守費用460千円が含まれている。

一方で、施設の利用者は実施施設に対して京都市病児・病後児保育事業実施要綱に定められた利用料を納入しなければならない。また、利用期間中に要した食事代、医療費、移送費等の経費は実費負担しなければならない。具体的な利用料(利用児童1人あたり日額)は以下のとおりである。

利用者が生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属するとき	0円
上記以外の利用者が所得税非課税世帯に属するとき	1,000円
利用者がその他の世帯に属するとき	2,000円

### 1.8.2 委託手続

現状の病児・病後児保育事業の実施施設には過去から継続して業務を委託している。 地域的な事業の空白地も特になく、近年新たに業務を委託した医療法人等はない。

なお、委託を受けた医療法人等は毎年度、京都市病児・病後児保育事業実施計画書を 京都市に提出し、事業の実施状況の変化等を含めて承認を受ける必要がある。

令和4年度に事業を委託している10施設のうち2件をサンプル抽出し、京都市病児・病後児保育事業実施計画書を閲覧した。

サンプル対象施設からは実施計画書がそれぞれ提出されており、必要項目が網羅的に 記載されていることを確認できた。

結果、指摘事項は発見されなかった。

### 1.8.3 支払実績

令和4年度における委託料の支払実績(10施設合計)は以下のとおりである。

【表1.8.3の1】令和4年度病児・病後児保育事業の委託料内訳

(単位:千円)

基本分	分経費	加算分経費	利用料等	普及定着	۸≇۱	
基本分	改善分	加昇刀砼質 	減免分加算	促進費	合計	
44, 930	25, 380	48, 500	13, 944	_	132, 754	

(出典:はぐくみ局提供資料より監査人が集計)

なお、委託料の内訳は京都市病児・病後児保育事業実施要綱の別表で以下のように定められている。

# ● 基本分経費

病児保育実施施設	(基本分) 2,469千円(2,469千円×実施月数/12月)
1箇所あたり年額	(改善分) 2,538千円(2,538千円×実施月数/12月)
病後児保育実施施設1	(基本分) 1,941千円 (1,941千円×実施月数/12月)
箇所あたり年額	(改善分) 2,225千円 (2,225千円×実施月数/12月)

なお、改善分は地域の保育所等への支援として病気の予防や病気にかかった際の対応などの情報提供等を実施した場合、基本分に加えて加算するものとされている。具体的には各施設から地域の保育所等に病気の予防や病気にかかった際の対応などの情報提供(情報発信)を電子メールで年4回程度行うことを目安として実施しており、幼保総合支援室でも電子メールを受信して実績を確認している。

## ● 加算分経費:当該年度における年間延利用児童数により区分される額を加算

		<u> </u>
病児保育実施施設1箇所あたり年額	10人以上50人未満	522千円
	50人以上200人未満	2,609千円
	200人以上400人未満	4,434千円
	(中略)	
	3,800人以上4,000人未満	41,001千円
病後児保育実施施設1箇所あたり年額	10人以上50人未満	416千円
	50人以上200人未満	2,290千円
	200人以上400人未満	3,225千円
	(中略)	
	3,800人以上4,000人未満	38,325千円

実施施設は毎月、京都市病児・病後児保育事業実績報告書を作成し、施設利用児童数の報告を行う。加算分経費は当該実績報告に基づき、年間延利用児童数に応じて算定される。

なお、事業の利用を希望する児童の保護者は実施施設に対して京都市病児・病後児保育事業利用申請書を提出する。申請を受けた実施施設は児童の健康状態等について診察、問診等を行い、当該児童の病気回復状態を把握したうえで利用の可否を決定する。利用を許可した場合は児童の保護者に対して京都市病児・病後児保育事業利用(承認・不承認)決定書を交付している。

# ● 利用料等減免分加算

一律調整分	3,000円×年間延利用児童数
生活保護世帯及び市民税非課税世帯利	2,000円×生活保護世帯及び市民税非課
用料減免分	税世帯に属する年間延利用児童数
所得税非課税世帯利用料減免分	1,000円×所得税非課税世帯に属する年
	間延利用児童数

施設の利用者は実施施設に対して京都市病児・病後児保育事業実施要綱に定められた 利用料を納入しているが、一部減免が行われていることから減免分を京都市が加算して 実施施設に給付している。実施施設が作成している京都市病児・病後児保育事業実績報 告書は当該区分が判別できるように作成されている。

# ● 普及定着促進費

改修費等(1箇所あたり年額)		4,000千円
礼金及び賃借料(開設前月分)	(1箇所あたり)	600千円

実施施設が事業を行うにあたり必要となった改修費等の一部を負担するものであるが、令和4年度については該当の給付はなかった。

なお、令和4年度における施設別の委託料及び年間延利用児童数は以下のとおりである。

【表1.8.3の2】令和4年度施設別委託料及び年間延利用児童数

(単位:千円)

委託	基本分	}経費	加算分	利用料等		年間延利
施設	基本分	改善分	ルテカ 経費	減免分	合計	用児童数
//ERX	坐平刀	以音刀	<b>性</b> 貝	加算		(人)
A	4, 493	2, 538	3,000	668	10, 699	218
В	4, 493	2, 538	16, 000	4, 703	27, 734	1, 523
С	4, 493	2, 538		14	7, 045	4
D	4, 493	2, 538	1, 500	435	8, 966	145
Е	4, 493	2, 538	5,000	1, 558	13, 589	436
F	4, 493	2, 538	7,000	2, 117	16, 148	677
G	4, 493	2, 538	5,000	1, 496	13, 527	460
Н	4, 493	2, 538	8,000	2, 281	17, 312	717
I	4, 493	2, 538		12	7, 043	4
J	4, 493	2, 538	3,000	660	10, 691	210

年間延利用児童数欄を見ると令和4年度の利用実績が非常に低い実施施設があることがわかる(委託施設C及びI)。

この点、年間委託料のうち加算分経費及び利用料等減免分加算は年間延利用児童数に 比例して算出されるため利用実績が低ければそれに応じた加算額となる。一方で、基本 分経費(改善分も地域の保育所等に情報提供を年4回程度、電子メールで送信していれ ば支払われることから現状では全ての実施施設で対応されている。)については実施施 設に対して固定額となっているため利用実績が低くても全ての実施施設で同額が支払 われていることになる。

当該事業は京都市の委託事業であり、実施施設は事業を実施できる施設・体制を整備 しておく必要があることから年間延利用児童数が少ない場合であっても基本分経費の 支払いが固定的に行われること自体に問題はないと思われる。

しかし、病児・病後児を抱える保護者に対する支援事業として医療機関の協力を得て 実施している事業にもかかわらず、利用者が少ない実施施設があるという状況は何らか の課題が内包されていると考えられる。令和4年度に利用者が少なかった2施設について は以下のような原因によるとの回答があった。

- ・施設の交通の便が良くなく、駐車場も有料である。
- ・利用当日の朝に受診しても病児保育の利用開始が昼過ぎになる。
- ・コロナ禍で該当施設では受入前のPCR検査を必須としていたが、当該施設での検査 ができず、別の病院等で検査したうえで申し込む必要があった。

病児・病後児保育については、感染症の流行状況や保護者の就労状況等によって利用 実績が大きく変わることも予想され、社会経済活動維持のための重要な施設であること も踏まえると、実績が少ないことのみをもって委託を中止できないことは理解できる。 しかし、京都市からの委託事業であることを踏まえると上記のような施設の利用のしが たさに原因があるのであれば、年度途中でも実施施設と原因解消に向けた対策を講じる べきであり、原因解消が難しいようであれば委託先の変更も含めて検討することが必要 と考える。

なお、令和4年度に年間延利用児童数の少なかった2施設のうち、1施設については令和4年度末で委託を終了している。

### 【意見8】利用者数の少ない病児・病後児保育実施施設との協議

病児・病後児保育施設の利用者数が少ない原因が施設の利用のしがたさにあるのであれば、年度途中でも実施施設と原因解消に向けた対策を講じ、原因解消が難しいようであれば委託先の変更も含めて検討することが望まれる。

### 1.8.4 個別検証

各実施施設に対する年間委託料は各実施施設から送付されている京都市病児・病後児 保育事業実施報告書に基づいて幼保総合支援室で算出している。

令和4年度に事業を委託している10施設のうち1件をサンプル抽出し、京都市病児・病後児保育事業実施報告書を閲覧した。

幼保総合支援室では京都市病児・病後児保育事業実施報告書に記載されている病児・ 病後児保育受入れ実績及び地域への情報提供実績について記録の正確性を確認したう えで利用しており、年間委託料を正確に算定できる仕組みになっていることを確認した。 個別検証の結果、指摘事項は発見されなかった。

### 1.9 医療的ケア児保育支援事業

### 1.9.1 事業概要

項目名	教育・保育の充実
主要施策名	医療的ケア児支援事業
事業名	医療的ケア児保育支援事業
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及	必要な保育士数を充足したうえで、保育士の配置基準を超えて看護師
び内容	等を配置する等により、対象児童に必要な医療的ケアを実施したとき、
	対策費を支給する。
	また、喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児の支援体制の確保を図る
	ことを目的に、保育士等が医療的ケアを行うために受講が必要な喀痰
	吸引等研修(第3号研修)に係る費用の一部を助成する。
根拠法令等	保育対策総合支援事業補助金交付要綱
	京都市民間保育施設医療的ケア児保育支援対策費支給要綱
	京都市医療的ケアを必要とする児童に係る保育利用要綱
	京都市医療的ケア児保育支援に係る程度区分認定要領
	民間保育施設に対する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付要綱
事業の支出	扶助費
形態等	

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として新生児集中治療室(NICU)等に長期入院 した後、退院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの 医療的ケアが日常的に必要な児童のことである。京都市では医療的ケア児やその家族へ の支援に向けて、医療、保健、福祉、教育等の各場面において受入体制の拡充や日常生 活における支援等に取り組んでおり、当該事業は受入体制を整備する保育施設等への財 政的支援を行うものである。当該給付は扶助費として支出されており、令和4年度の当該事業における予算額、決算額及び実施施設数は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	実施施設数	扶助費	その他	合計
令和4年度予算	_	111	0	112
令和4年度決算	9施設	80	_	80

また、対策費の支給額は京都市民間保育施設医療的ケア児保育支援対策費支給要綱の 別表で定められた職員加配数(対象児童:看護師等)に基づいて算出される。

初学区八	職員加配数	支給基準額
認定区分	(対象児童:看護師等)	(月額)
1	1:1	492千円
2	1.5:1	328千円
3	2:1	246千円
4	3:1	164千円
5	5:1	98千円

(出典:京都市ホームページ)

なお、本事業は対象児童ごとに京都市民間保育施設医療的ケア児保育支援対策費支給 要綱で規定している医療的ケア児の程度区分認定に応じた支給基準額に算定対象とな る月数を乗じて算定した金額を支給する。そのため、事業に要した経費の実績額が仮に 支給額より少なかったとしてもそのことをもって返還を求めるものではない。

## 1.9.2 申請手続

対策費の支給を受けようとする保育施設は医療的ケア児保育支援対策費交付申請書を作成し、申請する。

また、実績報告として医療的ケア児保育支援対策費実績報告書を作成し、京都市に提出する必要がある。

### 1.9.3 個別検証

令和4年度に支給実績のある9施設のうち1件をサンプル抽出し、医療的ケア児保育支援対策費交付申請書及び医療的ケア児保育支援対策費実績報告書を閲覧した。

(単位:千円)

No.	給付金額
1	34, 194

医療的ケア児保育支援対策費交付申請書には対象児童別に障害児認定区分、医療的ケア児認定区分及び支給額(月額)が記載されており、幼保総合支援室では主として実経費がどの程度かかっているかという視点でチェックされていることが確認できた。

また、医療的ケア児の受入れについては入所調整の段階から各施設と看護師等の配置 状況も含んだ個別調整を実施しており、入所後も京都市が全受入施設を訪問して対応状 況等のヒアリングが行われている。加えて職員配置については、各施設から職員配置等 計画書、職員配置等実績報告書、看護師資格者証の写しなどの挙証資料の提出を受けて 実態把握に努めていることが確認できた。

以上の結果、利用実態のない申請が行われるリスクは非常に低いと考えられる。

医療的ケア児保育支援事業からは、指摘事項は発見されなかった。

# 1.10 保育料徵収対策

# 1.10.1 事業概要

項目名	教育・保育の充実
主要施策名	保育料徴収対策
事業名	保育料徵収対策
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及び内容	平成2年度から保育料の徴収方法を、保育所長が徴収する方法から、保護者が取扱金融機関を通して直接京都市に納入(口座振替、納付書)する方法に変更したことにより、徴収率の低下及び滞納保育料の増加傾向が生じた。そこで、区役所・支所における徴収事務をサポートするため、平成10年度から保育料滞納整理を行う嘱託員(現在は会計年度任用職員)を配置して、滞納世帯に対する家庭訪問や電話催告など、状況に応じたきめ細やかな納入指導を実施し、効果的な徴収対策に努めている。また、平成19年度からは、保育料滞納者への滞納処分を実施しており、更なる徴収対策の強化を図っている。
根拠法令等	子ども・子育て支援法附則第 6 条 児童福祉法第 56 条 地方自治法第 231 条の 3 等
事業の支出 形態等	京都市直営

令和4年度の当該事業における予算額及び決算額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	報酬	給与等人件費	その他	合計
令和4年度予算	20	11	5	36
令和4年度決算	17	9	5	31

# 1.10.2 滞納状況

京都市では保育所保育料の徴収率の向上を図り、保育所運営に係る貴重な財源を確保するとともに、納入世帯と滞納世帯との不公平を是正していくため、毎年7月と12月を保育料の徴収強化月間と定め徴収強化に取り組んでいる。具体的な徴収対策としては以下の取組を行っている。

- 口座振替の利用促進
- 督促状及び催告状の送付
- 区役所・市役所職員及び保育料滞納整理嘱託員(現在は会計年度任用職員3名体制) による電話・家庭訪問等の個別納入指導
- 上記の納入指導に従わない悪質な滞納者に対する財産(給与や預貯金等)の差押 え

令和4年度に発生した収入未済の件数及び金額は【表1.10.2の1】に示すとおりである。

【表1.10.2の1】令和4年度中に発生した収入未済の件数及び金額

	件数	収入未済額
民営保育園	338件	7,841千円
市営保育所	26件	209千円

(出典:はぐくみ局提供資料より監査人が集計)

また、過年度に滞納が発生し、令和4年度末で徴収されていない件数及び収入未済額は【表1.10.2の2】に示すとおりである。

【表1.10.2の2】令和4年度末における収入未済の件数及び金額(発生年度別)

	<b>%</b>	件数	収入未済額
	発生年度 	(件)	(千円)
民営保育園	平成 7年度	1	14
	13年度	676	1, 402
	14年度	600	2, 703
	15年度	2, 728	4, 943
	16年度	2, 102	1, 258
	17年度	527	6, 022
	18年度	651	12, 046
	19年度	351	4, 821
	20年度	318	3, 955
	21年度	337	4, 432
	22年度	241	3, 363
	23年度	373	4, 025
	24年度	336	3, 254
	25年度	312	4, 185

	∞ 4. 左 庄	件数	収入未済額
	発生年度	(件)	(千円)
	26年度	510	4, 705
	27年度	280	4, 970
	28年度	321	5, 940
	29年度	411	9, 284
	30年度	543	14, 080
	令和元年度	264	7, 522
	2年度	72	1, 720
	3年度	401	4, 258
	小計	12, 355	108, 901
市営保育所	平成27年度	35	385
	28年度	37	3
	29年度	53	689
	30年度	26	230
	令和元年度	16	139
	2年度	12	177
	3年度	20	160
	小計	199	1, 782
合	計	12, 554	110, 683

(出典:はぐくみ局提供資料)

なお、過去に行われた滞納処分の実施件数は【表1.10.2の3】に示すとおりである。

【表1.10.2の3】平成29年度以降の滞納処分件数の推移

年度	滞納処分 実施件数
平成29年度	11件
30年度	7件
令和元年度	4件
2年度	1件
3年度	2件
4年度	1件

(出典:はぐくみ局提供資料)

滞納者との折衝記録を任意に3件検証してみたところ、非常にきめ細やかに対応されている過程が見て取れた。また、令和4年度末に収入未済額として残っているもののうち、最も古い平成7年度に発生したものについても折衝記録を検証してみたところ、定期催告の送付のみでなくタイミングを見て電話連絡を行っている状況が見て取れた(ただし、近年では架電するも応答がないため令和5年度に時効期間が到来し、不納欠損処理する予定とのことである。)。

一方で個別対応することによる相当な手間がかかっているとも考えられる。この点、保育料は強制徴収債権であり、京都市が自ら滞納処分(財産調査、差押え等)ができる。そのため、滞納が発生した場合は前述の徴収対策を進め、それでも徴収ができない場合には時効期間(5年)の経過により、債務者による時効の援用を要せずに債権を消滅させることになる。複雑な法的手続や判断が必要となる古い案件が残り続けることはないことから幼保総合支援室の担当者による対応で十分可能であるとのことであった。

しかし、幼保総合支援室の人員も限られており、折衝件数が多くなればきめ細やかな 対応もしきれなくなることが容易に想像できる。毎年度ある程度の収入未済額が新たに 発生している現状に鑑みると、例えば、保育料を期限内に納付していない場合には児童 手当からの特別徴収を実施するなどして収入未済額の発生件数自体を低減させる対策 も必要ではないかと考える。【表1.10.2の3】に示したような滞納処分や不納欠損処理 が発生しており、受益者負担の公平性を確保する意味でも保育料の滞納者対応事務作業 量の軽減策を検討することを期待する。

## 【意見9】保育料滯納者への効果的・効率的な対応方法の検討

保育料の滞納者対応に相当な手間がかかっていることから、例えば、保育料を期限 内に納付していない場合には児童手当からの特別徴収を実施するなどして収入未済 額の発生件数自体を低減させる対策等、業務量の軽減策を検討することが望まれる。

# 1.11 事務費

# 1.11.1 事業概要

項目名	教育・保育の充実
主要施策名	幼児教育・保育の無償化関連事務費
事業名	事務費
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及	施設等利用給付認定の申請に際し、必要となる帳票類作成費用、施設・
び内容	保護者向けの書類の発送費用及び幼児教育・保育無償化事務集中室運
	営経費等に係る諸経費等である。
根拠法令等	子ども・子育て支援法
事業の支出	京都市直営
形態等	ただし、施設等利用給付の認定・支払い及び幼稚園の副食材料費補足
	給付の支払いに係る事務、無償化に係るシステム改修及び電子申請推
	奨システムの保守業務については業務委託している。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに発生した事務処理 手続を正確かつ迅速に処理するために係る諸経費である。令和4年度の予算額及び決算 額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	委託料	その他	合計
令和4年度予算	122	7	128
令和4年度決算	100	4	104

# 1.11.2 個別検証

予算化された諸経費のうち大部分を以下の案件が占めていることから、当該委託料について個別検証を実施した。

### 契約内容

幼児教育・保守の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務委託につい て

種別	契約方式	契約先	金額
委託	随意契約	アライドテレシス株式会社	91,231 千円
	プロポーザル	関西中四国支社 関西支社	(注)

### 随意契約の理由

本委託業務の内容は、契約の相手方の能力、技術、経験が業務遂行のために大きく 影響することから、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、価格以外に 事業者の能力、提案を評価することで相手方を選定する必要があり、プロポーザル 方式による選定とした。プロポーザルに応募した事業者からプレゼンテーションを 受けた結果、効率的な事務の提案や管理責任者等の配置計画等において、高い評価 点を獲得した事業者を受託候補者として選定し、随意契約を行った。

(注) 当該契約は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2事業年度を履行期間として おり、契約金額総額は182,461千円とされている。

当該契約はプロポーザル方式による随意契約で締結されている。委託契約書、業務仕様書等を閲覧した結果、契約手続は京都市公契約基本条例、その他規則等に準拠して適切に行われており、関連資料は適切に保管されているものと認められた。また、当該委託業務の内容は幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに発生した事務処理手続に関する内容であり、プロポーザル方式による随意契約が行われた理由についても妥当なものであると認められた。

監査の結果、指摘事項は発見されなかった。

# 1.12 京都市民間保育園等運営補助金

# 1.12.1 事業概要

主要施策名	民間社会福祉施設単費援護
事業名	京都市民間保育園等運営補助金
担当部署	幼保総合支援室
事業目的及び内容	① 京都市民間保育園等への人件費等補助金 <事業目的> 民間保育園及び認定こども園の職員の処遇改善や職員の増配置に取り組むことにより、もって、子どもの最善の利益に資するため <事業内容> 補助事業年度において2・3 号認定子どもの保育実施に要した対象職員の人件費及びこれに類する経費として実際に要する経費のうち、国制度給付費等の人件費相当収入でなお不足するものについて対象職員別に設定する上限の範囲内で補助を行うもの
	② 京都市民間保育園等障害児加配補助金 <事業目的> 民間保育園及び認定こども園の職員の処遇改善や職員の増配置に取り組むことにより、もって、障害のある子どもの最善の利益に資するため <事業内容> 補助事業年度における2・3号認定子どものうち、障害認定区分に応じて定める保育士加配職員数の配置に要する人件費として実際に要する経費のうち、障害認定区分及び保育士の配置状況等に応じて定める上限の範囲内で補助を行うもの
	<ul> <li>③ 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する各園の創意工夫や独自性等の発揮を補助するための物件費補助金</li> <li>(事業目的&gt;公益社団法人京都市保育園連盟に加盟している民間保育園及び認定こども園の創意工夫や独自性等の発揮に資するため</li> <li>(事業内容&gt;保育園連盟が実施する事業に要する経費の一部を補助するもの</li> <li>④ 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する専門的知見に係る相談</li> </ul>

	事業補助金
	<事業目的>
	公益社団法人京都市保育園連盟に加盟している民間保育園及び認定
	こども園に向けて専門的知見に係る相談事業を実施することにより安
	定的な園運営に資するため
	<事業内容>
	保育園連盟が実施する事業に要する経費の一部を補助するもの
根拠法令等	京都市民間保育園等への人件費等補助金交付要綱、京都市民間保育園
	等への人件費等補助金交付要領、京都市民間保育園等障害児加配補助
	金交付要綱、公益社団法人京都市保育園連盟が実施する専門的知見に
	係る相談事業の補助に関する要綱
事業の支出	補助金
形態等	

(単位:百万円)

項目	負担金	合計	
令和4年度予算	3, 669	3, 669	
令和4年度決算	3, 479	3, 479	

# 1.12.2 補助事業の対象

(1) 京都市民間保育園等への人件費等補助金

補助金の交付の対象は、補助事業年度において補助対象園の運営のために要した 対象職員の人件費及びこれに類する費用として次に定めるもの(1号認定子どもの保 育のために要したものとして別に定める額及び時間外保育事業、一時預かり事業、医 療的ケア児保育事業、地域子育て支援事業等に係る人件費は除く。)である。

人材派遣会社からの派遣職員に係る人件費(紹介手数料を含む。)及び対象職員の 採用に係る紹介手数料

ただし、紹介手数料については、下記の金額を年間上限額とする。

·保育士等:1,700千円

・調理師等及び事務職員等:各1,000千円

# 下記、委託費用等

保育士等

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基
準等に関する条例(幼保連携型認定こども園にあっては、京都市認
定こども園の認定の要件等に関する条例)により置くべき保育士の

		数を配置した上で保育時間内に児童を対象に実施するものであっ		
		て、英語教室や体操教室等、保育の質の向上に向けた取組(受講を		
		希望した児童のみを対象に実施するものを除く。)に係る委託費等		
		(人件費相当額に限る。)。ただし、年間上限額は800千円とする。		
	調理師等	調理委託を実施している場合の委託費(人件費相当額に限る。)		
	事務職員等	次に掲げる費用のうち、市長が必要と認めるもの(人件費相当額に		
		限る。)		
		ア 社会保険労務士、税理士、会計士等の経営見直し等のために専		
	門的知見を得るために必要な委託費			
		イ 清掃、運転業務等、保育の周辺業務を行うための業務委託費		
		ウ その他市長が特に必要と認めるもの		
マ	その他市長が特に必要と認めた経費			

### (2) 京都市民間保育園等障害児加配補助金

補助金の交付の対象は、補助事業年度における在籍児童のうち、対象児童の障害認 定区分に応じて定める加配職員数の配置のために要した対象職員の人件費である。

(3) 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する各園の創意工夫や独自性等の発揮を補 助するための物件費補助金

公益社団法人京都市保育園連盟が実施する各園の創意工夫や独自性等の発揮を補助 するための事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて、予算の範囲 内で交付する。

(4) 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する専門的知見に係る相談事業補助金 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する相談事業に要する経費のうち、下記の経 費であって、市長が適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付する。

労務事務に関するアドバイザー派遣事業に要する経費(事務費含む。)

会計事務に関する税理士等派遣事業に要する経費(事務費含む。)

その他、市長が必要と認めるもの

#### 1.12.3 申請手続

(1) 京都市民間保育園等への人件費等補助金

市長が定める期日までに、「京都市民間保育園等への人件費等補助金交付申請書」に 下記の書類を添えて提出しなければならない。

- 職員配置状況確認書
- 賃金総括表
- ・ 保育体制強化事業を活用する場合は、京都市保育体制強化事業実施計画書
- ・ その他必要な書類

また、市長が定める期日までに、当該補助事業年度の状況について、「京都市民間保育園等への人件費等補助金実績報告書」に下記の書類を添えて、提出しなければならない。

- 職員配置状況確認書
- 賃金総括表
- 保育体制強化事業を活用する場合は、京都市保育体制強化事業実施状況報告書
- ・ その他必要な書類

### (2) 京都市民間保育園等障害児加配補助金

市長が定める期日までに、「京都市民間保育園等障害児加配補助金交付申請書」に下記の書類を添えて申請する必要がある。

なお、下記職員配置状況確認書及び賃金総括表については、補助事業年度における 京都市民間保育園等への人件費等補助金の申請書又は変更承認申請書の添付書類等を もって代えることができる。

- 職員配置状況確認書
- 賃金総括表
- ・ 障害程度区分の認定通知
- 医療的ケア児程度区分の認定通知
- ・ その他市長が必要と認める書類

また、市長が定める期日までに、当該補助事業年度の状況について、「京都市民間保育園等障害児加配補助金変更承認申請書兼実績報告書」に、下記の書類を添えて報告する必要がある。

なお、下記職員配置状況確認書及び賃金総括表については、補助事業年度における 「京都市民間保育園等への人件費等補助金の実績報告書」の添付書類等をもって代え ることができる。

- 職員配置状況確認書
- 賃金総括表
- 京都市保育施設障害児保育障害程度区分認定要領第6条に基づく障害程度区分の 認定通知
- ・ 京都市医療的ケア児保育支援に係る程度区分認定要領第7条に基づく医療的ケア 児程度区分の認定通知
- ・ その他市長が必要と認める書類

(3) 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する各園の創意工夫や独自性等の発揮を補助するための物件費補助金

市長が定める期日までに、「物件費補助事業補助金交付申請書」に事業計画書、収支予算書、その他必要な書類を添えて、申請する必要がある。

また、実績報告のために、「物件費補助事業補助金実績報告書」に事業実績書、収支決算書、事業に係る人件費に関する挙証資料(給与台帳等)を添えて、報告する必要がある。

(4) 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する専門的知見に係る相談事業補助金 事業開始日までに、「専門的知見に係る相談事業補助金交付申請書」に、事業計画書、 収支予算書、その他必要な書類を添えて申請する必要がある。

また、実績報告として、「専門的知見に係る相談事業補助金実績報告書」に、事業決算書、業務実績書、その他必要な書類を添えて報告をする必要がある。

### 1.12.4 個別検証

補助金の交付要綱に従い、補助金が交付されているか否か確認するため、幼保総合支援室提供の「京都市民間保育園等運営補助金(交付先一覧)」より、サンプルを任意で3件抽出した。

(単位:千円)

N -	交付先	人件費等	障害児加	物件費補	相談事業
No.		補助金	配補助金	助金	補助金
1	A 社会福祉法人	33, 097	4, 108	_	_
2	B社会福祉法人	13, 966	15, 307	_	_
3	C 公益財団法人	-	-	402, 257	1,014

関連証憑の閲覧を実施した結果、指摘事項は発見されなかった。

#### 1.12.5 人件費補助金制度の再構築

令和4年度に人件費補助金制度再構築が行われた。

制度再構築について、「京都市民間保育園等への人件費補助金等及び園運営の実態に 係る調査結果(令和4年度分)並びに今後の対応について」で、以下のように記載され ている。

- (1) 制度再構築が目指したもの
- ① 令和3年度までの制度の課題の解消

制度の再構築の目的は、処遇の維持・向上を図りつつ、令和元年度、令和2年度の調査の結果明らかになった以下の旧制度の課題を解消することであった。

- ア 国制度給付費と市補助金との間で、充当の優先順位がないため、国制度給付費に優先して市補助金が充当されていた。
- イ 使途の職種を限定していないため、他職種への充当が可能であった。
- ウ 国制度給付費と市補助金の両制度をそれぞれ別個に運用しており、国制度の 充実を確実に反映できる制度となっていない。
- エ これまで補助金の直接の交付先でない各園における執行状況を確認する仕組 みがなかった。
- ② 令和4年度からの新たな補助金制度

本市の人件費補助制度は、従来から、全体として処遇の維持・向上を図るために 行ってきており、給与や職員配置が基準を超える園など、個別園の給与を保証する ことを目的としていない。

この前提のもと、国の制度を基礎に、保育士等について全国平均を 100 万円以上 上回る単価を設定するなど高い基準を設けたうえで、不足する人件費を補助するこ とで、処遇の維持向上を図りながら、必要な職種に確実に人件費が行き渡るような 制度とした。

また、各園で雇用や処遇の独自性を発揮いただくため、各園の判断で職種間の振り分けが可能な補助上限額の上乗せや、園の安定運営を可能とするための 6.5%の控除を設けるとともに、人件費支出が超過している園に対しては、将来にわたって安定的な運営ができるよう検討いただくことを前提に、一定期間、不足分の一部を追加で補助する(持続可能な園運営に向けたサポート)こととしている。

併せて、人件費以外の運営を支援するための物件費補助金を創設し、各園における運営のあり方等の検討を支援するため、専門家(社会保険労務士、税理士)による無料の相談体制を確保した。

新たな補助金制度開始後も、障害児加配補助金の別制度化や、認定こども園事務員の配置充実、アレルギー対応による調理員の加配など、関係団体の声を聞きながら、必要な充実を行ってきた。

今回の制度再構築で、人件費支出が補助上限を超過している園だけでなく、超過している間も含め、約3割の園で、いわゆる給与カットや昇給停止等の給与引下げが行われていることは事実であり、修繕や借入金返済等の人件費以外に活用できる裁量が狭まったことにより、人件費を削減せざるを得なかった状況が伺える。

監査人としては、今回の制度再構築は、旧制度の課題を解消し、補助金としてふさわ しい形に適正化したものであると評価している。しかし、個別の園ごとには、制度再構 築によって補助金額の増減があることは想像でき、将来にわたり今までと同様の金額を 得られるものと考えて運営を行ってきた園にとっては、修繕の計画や借入金返済計画等、 園運営全般に影響がでた園もあったであろうことは想像に難くない。

京都市は、制度周知に加え、実際に影響が出ることを危惧した保育現場からの意見も踏まえ、複数回にわたって制度の見直し、充実を行ってきており、令和5年度の補正予算では、園の安定運営を可能とするための6.5%の控除を10.0%に拡大する補正予算により、各園の課題に応じた対応を一層可能とすることで安定的な運営を支援している。京都市の支援や周知により、いわゆる給与カットや昇給停止等の給与引下げなどが解消されることを期待したい。

# 1.13 施設型給付費(2、3号)【条例基準分】

# 1.13.1 事業概要

事業名	施設型給付費(2、3号)【条例基準分】	
担当部署	幼保総合支援室	
事業目的及び内容	民間保育園等に対し、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例並びに京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例に定める必要な人員及び費用が確保できるよう財政的な支援を目的としたもの。	
根拠法令等	京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱	
事業の支 出形態等	補助金	

(単位:百万円)

項目	負担金	合計
令和4年度予算	1,688	1,688
令和4年度決算	1, 630	1, 630

京都市では、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」並びに「京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例」により、下記【表1.13.1】のように、国基準の保育士配置基準より、手厚い保育士の配置基準を設定している。このうち、3歳児については、公定価格の加算で対応済みのため、1歳児、4歳児、5歳児分について、条例に定める必要な人員及び費用を確保できるよう財政的支援を目的とした事業である。

【表1.13.1】保育士配置基準

歳児	京都市基準	国基準
0歳児	3:1	3:1
1歳児	5:1	6:1
2歳児	6:1	6:1
3歳児(注)	15:1	20:1
4歳児	20:1	30:1
5歳児	25:1	30:1

(注)3歳児については、公定価格の基本分単価は、20:1であるが、3歳児配置改善加算として、15:1にすると、加算が付く仕組みとなっている。

### 1.13.2 補助の対象

補助事業年度における補助対象施設の条例基準保育士数を満たすために要する人件費から、国基準保育士数を満たすために要する人件費を差し引いた差額を支給している。

### 1.13.3 補助金の申請手続

補助金の申請をする保育施設は、市長が定める期日までに、「京都市民間保育園等条例基準部分補助金交付申請書」に職員配置状況確認書及び賃金総括表、並びにその他必要な書類を添付して提出する必要がある。

また、実績報告として、「京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金実績報告書」を作成し、職員配置状況確認書、賃金総括表、その他必要な書類を添えて、京都市に提出する必要がある。

### 1.13.4 個別検証

監査人は施設型給付費(2、3号)【条例基準分】が補助金交付要綱に基づき、適切に支給されていることを確認するため、幼保総合支援室作成の支払金額一覧(条例基準部分補助金)から、任意にサンプルを2件抽出した。

(単位:千円)

No.	施設名	交付確定額
1	Aこども園	16, 322
2	B保育園	4, 613

関連帳票を閲覧した結果、指摘事項は発見されなかった。

# 1.14 私立幼稚園助成

# 1.14.1 事業概要

. ,,,,,,	女	
主要施策名	私立幼稚園助成	
事業名	私立幼稚園等助成	
	(注)私立幼稚園及び認定こども園 (子ども・子育て支援法施行前にお	
	いて、幼稚園であったものに限る。)(これらを以下「私立幼稚園等」と	
	いう。)	
担当部署	幼保総合支援室	
補助事業1	京都市私立幼稚園等運営事業補助	
事業目的及	市内の私立幼稚園等に対する幼稚園教育の充実に資する事業に係る	
び内容	経費への補助。各園 1,600 千円(補助率 1/2)を上限に補助。	
根拠法令等	京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱	
事業の支出	補助金	
形態等		
補助事業2	京都市私立幼稚園等預かり保育推進事業補助	
事業目的及	市内の私立幼稚園等に対する預かり保育事業推進に係る経費への補	
び内容	助。1 園あたり 40~2,500 千円を補助。	
根拠法令等		
事業の支出	補助金	
形態等		
補助事業3	京都市私立幼稚園等特色ある幼稚園教育推進事業補助	
事業目的及	市内の私立幼稚園等が実施する特色ある幼稚園教育推進事業(地域	
び内容	における子育て支援の拠点としての相談等)を推進するため、900千円	
	を上限に補助。また、「満3歳児未満の親子登園」を年度を通じて定期	
·	的に実施する園に対し、各園 200 千円を上限に補助額を加算。	
根拠法令等	京都市私立幼稚園等特色ある幼稚園教育推進事業補助金交付要綱	
事業の支出	補助金	
形態等		
補助事業4	京都市私立幼稚園協会事業補助	
事業目的及	(公社) 京都市私立幼稚園協会が実施する私立幼稚園教育の振興事	
び内容	業に対する補助。(設置者・園長・教職員研修大会、就職説明会、会報	
	発行など) 	
根拠法令等	京都市私立幼稚園協会事業補助金交付要綱	

事業の支出 形態等	補助金
補助事業5	京都市私立幼稚園等特別支援教育振興事業補助
事業目的及 び内容	市内の私立幼稚園等に通園する、障害のある幼児の幼稚園教育の充実 を図るため、1 園につき 100 千円、1 人園児につき 350 千円の補助。
根拠法令等	京都市私立幼稚園等特別支援教育推進事業補助金交付要綱
事業の支出 形態等	補助金
補助事業6	京都府私立幼稚園連盟研修事業補助
事業目的及 び内容	(公社) 京都府私立幼稚園連盟が実施する教職員研修事業に対する 補助。(教職員研修会、かいが展など)
根拠法令等	京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱
事業の支出 形態等	補助金
補助事業7	京都市私立幼稚園幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補 助
事業目的及び内容	市内の私立幼稚園において、幼児教育・保育の無償化に伴い発生した事務に必要な経費の一部を補助する。1 園につき 40 千円、1 園児につき 1,500 円。
根拠法令等	京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助事業実施 要綱
事業の支出 形態等	補助金

(単位:百万円)

項目	負担金	合計
令和4年度予算	502	502
令和4年度決算	500	500

現在、京都市には、京都市立幼稚園が15園と私立幼稚園(認定こども園に移行した幼稚園を含む。)が95園ある。現在では、16時までと短い時間の預かり保育を実施している園もあるものの、全ての幼稚園で、標準教育時間の前後に預かり保育が実施されている。

# 1.14.2 京都市私立幼稚園等運営事業補助

私立幼稚園等が京都市の幼稚園教育の推進に果たす重要な役割に鑑み、私立幼稚園等の教育の充実に係る費用を補助している。

### 1.14.2.1 補助対象経費

私立幼稚園等における教育の充実に資する事業の推進に必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、私立幼稚園等の運営に係る義務的経費は対象とならない。

- 教材費
- 備品購入費
- 消耗品費
- ・ 教育施設の小規模な修繕費
- ・ 定数外教職員に係る人件費
- ・ 講師等への謝礼
- ・ その他幼稚園等の教育活動に必要と認められる経費

### 1.14.2.2 申請手続

市長が定める期日までに京都市私立幼稚園等補助金交付申請書に事業予算書、教職員数等調査書、その他市長が必要と認める書類を添付して申請する。

また、実績報告として、市長が定める期日までに京都市私立幼稚園等運営事業補助金 実績報告書に領収書等、補助事業に要した費用及び費用を支出したことを証する書類を 添えて提出する必要がある。

### 1.14.2.3 支給実績

施設数	金額
95園	151,930千円

### 1.14.2.4 個別検証

監査人は、京都市私立幼稚園等運営事業補助金が補助金交付要綱に基づき、適切に支給されていることを確認するため、幼保総合支援室提供の運営事業補助(R4)金額一覧より、サンプルを1件任意抽出した。

幼稚園名	補助額
A幼稚園	1,600千円

関連証憑を閲覧した結果、指摘事項は発見されなかった。

## 1.14.3 京都市私立幼稚園等預かり保育推進事業補助

## 1.14.3.1 事業概要

京都市内の私立幼稚園等に対する預かり保育事業推進に係る経費への補助事業である。

# 1.14.3.2 補助対象事業

- ・正規の教育時間の前後における預かり保育については、下記①から③のいずれかに該当する事業。
- ・長期休業期間に実施する預かり保育については、下記④または⑤に該当する事業。

	実施時期	預かり保育の時間	開設頻度
1	通常保育日	午前8時以前から正規の教育時間の	年度を通して週あたり4
		開始時間まで	日以上
2		正規の教育時間の終了時間から午	年度を通して週あたり4
		後6時以降まで	日以上
3		午前8時以前から午後6時以降(正規	年度を通して週あたり4
		の教育時間を含む。)	目以上
4	長期休業期間	1日6時間以上実施	長期休業期間中20日以
		(ただし、預かり保育の実施時間の	上
(5)		前後30分も実施体制を整備するこ	土曜日、日曜日、国民の
		と)	祝日に関する法律に規
			定する休日、1月2日、同
			月3日及び12月29日から
			同月31日まで並びに夏
			季休業日のうち4日間を
			除く日

## 1.14.3.3 申請手続

市長が定める期日までに、京都市私立幼稚園等預かり保育推進事業補助金交付申請書に事業予算書、預かり保育実施概要を添えて、申請しなければならない。

なお、市長が定める期日までに、京都市私立幼稚園等預かり保育推進事業補助金実績報告書に下記書類を添えて、実績報告を行わなければならない。

- 事業報告書
- 収支決算書
- ・ 領収書等、補助事業に要した費用及び費用を支出したことを証する資料
- ・ その他市長が必要と認める書類 (補助金の交付額の決定)

### 1.14.3.4 補助実績

令和4年度における補助実績は以下のとおりである。

施設数	支給額
87施設	134,660千円

### 1.14.3.5 個別検証

監査人は、京都市私立幼稚園等預かり保育推進事業補助金が、補助金交付要綱に基づき、適切に交付されていることを確認するため、幼保総合支援室提供の補助金支給額一覧から、サンプルを任意に1件抽出した。

幼稚園名	補助額
A幼稚園	2,000 千円

関連する証票書類を閲覧した結果、指摘事項は発見されなかった。

### 1.14.4 京都市私立幼稚園等特色ある幼稚園教育推進事業補助

### 1.14.4.1 事業概要

この事業は、公益財団法人京都市私立幼稚園協会(以下「幼稚園協会」という)が実施する特色ある幼稚園教育推進事業、すなわち、地域子育て相談事業や未就園児を対象とした親子登園事業、独自の幼児教育事業を実施する私立幼稚園への経費補助をすることにより、京都市内において子育てを行う保護者の子育て支援及び京都市内に設置する私立幼稚園等の教育活動の向上に寄与することを目的とする事業である。

### 1.14.4.2 補助金交付対象

補助金の対象となる経費は、特色ある幼稚園教育推進事業に要する経費のうち次に掲げる経費である。

- 教材費
- 備品購入費
- 消耗品費
- 光熱水費
- 人件費
- ・ その他事業遂行に必要と認められる経費

### 1.14.4.3 申請手続

市長が定める日までに京都市私立幼稚園等特色ある幼稚園教育推進事業補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、その他市長が必要と認める書類を添えて申請しなけ

### ればならない。

なお、実績報告として、京都市私立幼稚園等特色ある幼稚園教育推進事業実績報告書に事業報告書、事業実施園一覧、収支決算書、領収書等補助事業に要した費用及び費用を支出したことを証する資料を添えて、報告をする必要がある。

### 1.14.4.4 支給実績

令和4年度の補助金の支給実績は以下のとおりである。

相手先名	補助額
公益社団法人京都市私立幼稚園協会	99,800千円

令和4年度の幼稚園協会から、各幼稚園への支給実績は、以下のとおりである。

事業内容	実施園数	補助額
特色ある幼稚園事業推進事業	94園	84,600千円
年間を通して、親子登園実施園	67園	13,400千円
調査研究費等		1,800千円

## 1.14.4.5 個別検証

監査人は、京都市私立幼稚園等特色ある幼稚園教育推進事業補助金が交付要綱に従い、適切に交付されていることを確認するために、幼稚園協会が作成した京都市私立幼稚園等特色ある幼稚園教育推進事業補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書等関連証憑を閲覧した。また、幼保総合支援室提供の特色ある幼稚園教育推進事業補助(R4)金額一覧から任意にサンプルを1件抽出した。

(単位:千円)

幼稚園名	補助額
A 幼稚園	900

関連証憑を閲覧した結果、指摘事項は発見されなかった。

## 1.14.5 京都市私立幼稚園等特別支援教育振興補助

### 1.14.5.1 事業概要

幼稚園協会に対し、幼稚園協会に加盟する私立幼稚園等に通園する、障害のある幼児の教育の充実を図ることを目的とした、京都市私立幼稚園等特別支援教育振興補助金を交付する事業である。

### 1.14.5.2 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、私立幼稚園等における障害のある幼児の教育の充実を図るため実施する事業のうち、下記の経費である。

- 施設改修費
- 備品購入費
- 講師謝礼
- ・ 特別支援教育の実施にあたり特に雇用した職員の給与
- ・ その他事業遂行に必要と認められる経費

## 1.14.5.3 申請手続

市長が定める期日までに京都市私立幼稚園等特別支援教育振興補助金申請書に、下記の書類を添えて申請する必要がある。

- 事業予算書
- 申請対象園児在園状況報告書
- ・ 特別支援を要する園児の状況調査一覧

また、実績報告として、市長が定める期日までに京都市私立幼稚園等特別支援教育振 興補助金実績報告書に下記の書類を添えて報告する必要がある。

- 収支決算書
- · 申請対象園児在園状況報告書
- 特別支援を要する園児の状況調査一覧
- ・ 領収書等、補助事業に要した費用及び費用を支出したことを証する資料

### 1.14.5.4 個別検証

監査人は、京都市私立幼稚園等特別支援教育振興補助金が補助金交付要綱に従い、適切に交付されていることを確認するために、幼稚園協会からの京都市私立幼稚園等特別支援教育振興補助金申請書、事業予算書、申請対象園在園状況報告書(申請時)、京都市私立幼稚園等特別支援教育振興補助金実績報告書、収支決算書、申請対象園児在園状況報告書(報告時)を閲覧した。

関連帳票を閲覧した結果、指摘事項は発見されなかった。

#### 1.14.6 京都府私立幼稚園連盟研修事業補助

# 1.14.6.1 事業の概要

公益社団法人京都府私立幼稚園連盟(以下「京都府幼稚園連盟」という)に対し、京都府幼稚園連盟が実施する研修事業に係る経費を補助することにより、京都府内に設置される私立幼稚園教育の振興及び充実を図ることを目的とした事業である。

### 1.14.6.2 補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、京都府幼稚園連盟の実施する研修事業のうち下記の経費である。

- 事務経費
- 賃借料
- 講師謝礼
- 広報費
- ・ その他事業の実施に必要と認められる経費

## 1.14.6.3 申請手続

市長が定める期日までに「京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金申請書」に事業計画書、収支予算書を添えて申請する必要がある。

また、実績報告として、市長が定める期日までに「京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金実績報告書」に下記の書類を添えて報告する必要がある。

- 事業報告書
- 収支決算書
- 財産目録
- ・ 領収書等、補助事業に要した費用及び費用を支出したことを証する資料

### 1.14.6.4 監査結果

京都府私立幼稚園連盟研修事業補助について、事業の中身及び補助金交付要綱を検討した結果、指摘事項は発見されなかった。

# 2 育成推進課

2.1 児童館(一元化)運営費、児童館(単独)運営費、学童保育所運営費

# 2.1.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	児童育成施設運営
事業名	児童館(一元化)運営費
担当部署	育成推進課
事業目的及	18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊
び内容	かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営
	するとともに、「学童クラブ事業」を一体的に実施する。
	<児童館事業>
	0歳~18歳の児童とその保護者等を対象に健全な遊びの場所の提供、
	遊びの指導、クラブ活動の指導と育成等を実施する。
	<学童クラブ事業>
	両親の共働きや一人親家庭その他の事情により放課後児童を保護する
	者がいない昼間留守家庭の小学生児童に対し、適当な遊び場を設けて
L. March	保護するとともに、これらの児童を健やかに育成する。
事業名	児童館(単独)運営費
1. VC H	
担当部署	育成推進課
担当部署	育成推進課
担当部署事業目的及	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊
担当部署事業目的及	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営
担当部署 事業目的及 び内容	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営する。
担当部署 事業目的及 び内容 事業名	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営する。 学童保育所運営費
担当部署 事業目的及 び内容 事業名 担当部署	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営する。 学童保育所運営費 育成推進課
担当部署 事業目的及 び内容 事業名 担当部署 事業目的及	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営する。 学童保育所運営費 育成推進課
担当部署 事業目的及 び内容 事業名 担当部署 事業目的及 び内容	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営する。 学童保育所運営費 育成推進課 専用施設である学童保育所において「学童クラブ事業」を実施する。
担当部署 事業目的及 び内容 事業名 担当部署 事業目的及 び内容	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営する。 学童保育所運営費 育成推進課 専用施設である学童保育所において「学童クラブ事業」を実施する。 京都市児童館及び学童保育所条例
担当部署 事業目的及 び内容 事業名 担当部署 事業目的及 び内容	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営する。 学童保育所運営費 育成推進課 専用施設である学童保育所において「学童クラブ事業」を実施する。 京都市児童館及び学童保育所条例 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準
担当部署 事業目的及 び内容 事業名 担当部署 事業目的及 び内容	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営する。 学童保育所運営費 育成推進課 専用施設である学童保育所において「学童クラブ事業」を実施する。 京都市児童館及び学童保育所条例 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
担当部署 事業目的及 び内容 事業名 担当部署 事業目的及 び内容	育成推進課 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置する児童福祉施設である児童館を運営する。 学童保育所運営費 育成推進課 専用施設である学童保育所において「学童クラブ事業」を実施する。 京都市児童館及び学童保育所条例 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 京都市公設学童クラブ事業実施要綱

(単位:百万円)

児童館(一元化)運営費						
項目	委託料	使用料	光熱水費	その他	合計	
令和4年度予算	3, 706	25	4	7	3, 742	
令和4年度決算	3, 665	24	2	6	3, 697	
児童館(単独)i	軍営費					
項目	委託料	使用料	光熱水費	その他	合計	
令和4年度予算	19	_	_	_	19	
令和4年度決算	19	_	_	_	19	
学童保育所運営	学童保育所運営費					
項目	委託料	使用料	光熱水費	その他	合計	
令和4年度予算	203	5	1	_	209	
令和4年度決算	201	5	1	_	207	

#### 2.1.1.1 京都市における児童館事業及び学童クラブ事業の沿革

現在、京都市における児童館事業(注 1)及び学童クラブ事業(注 2)の運営は、主に学童クラブ事業の機能も併せて実施する児童館(以下「一元化児童館」という。)が担っている。児童館事業のみ行う児童館(以下「単独児童館」という。)や学童クラブ事業のみ行う学童保育所もあるが、一元化児童館に比べ、これらの施設数は少ない(注 3)。

京都市の児童館事業は、昭和30年に当時の9つの行政区において市電の廃車を利用 して児童館機能をもたせた「第2種児童館」を設置したことから始まった。昭和45年 には京都市児童館条例を改正し、児童館を児童福祉法の児童厚生施設に位置づけた。

また、学童クラブ事業は、昭和 40 年に昼間留守になる家庭の児童の保護育成を図るために、「学童保育事業」(現「学童クラブ事業」)に着手し、小学校の敷地などに学童保育所を設置した。

昭和53年には学童保育を児童館のひとつの機能として児童館事業に統合し、広く地域児童の健全な育成を図るという児童館機能を充実する方針のもと、「1中学校区1児童館」を目標に、学童保育機能を有する児童館すなわち一元化児童館の整備が始まった。

平成17年の新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」において、一元化児童館130施設を目標に掲げ、平成25年に達成している。その後、大規模学童クラブの解消に向けた取組を経て、令和4年4月1日時点で、一元化児童館を136施設(うち分室は、8施設)整備している(注3)。

また、平成22年からは新たな放課後児童対策として放課後まなび教室(注4)と学童クラブ機能を有する事業を緊密な連携により実施する「放課後ほっと広場(注5)」を開始した。

なお、平成27年には、国の「子ども・子育て支援新制度」を受け、学童クラブ事業の対象学年について、「小学3年生(障害のある児童は4年生)まで」を「小学6年生」までに拡大した。さらに「子ども・子育て支援新制度」により、放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準を定めることが必要となるとともに、「面積(児童1人につき概ね1.65㎡以上)」、「支援の単位(概ね40人)」、「職員配置(支援の単位ごとに2名以上)」などの基準に基づく学童クラブ事業の運営のための体制整備が必要となった。

このほか、学童クラブ事業を補完するものとして、「地域学童クラブ事業(注 6)」 に対する補助も行っている。

このような取組を経て、学童クラブ事業の待機児童は、平成 24 年度以降連続ゼロを 達成している。

- (注1) 「児童館事業」については、2.1.1.2 参照のこと。
- (注2) 「学童クラブ事業」については、2.1.1.3 参照のこと。
- (注3) 「施設数」については、2.1.2 参照のこと。
- (注4) 「放課後まなび教室」については、2.7参照のこと。
- (注5) 「放課後ほっと広場」については、2.2 参照のこと。
- (注6) 「地域学童クラブ事業」については、2.3参照のこと。

### 2.1.1.2 児童館事業の概要

児童館事業とは、児童福祉法第 40 条に定められた児童福祉施設の運営事業である。 児童館では、0 歳から 18 歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し健康の増進と情操 を豊かにすることを目的に児童が自由に来館して遊ぶことができ、児童の遊びを指導す る児童厚生員が配置されている。

## 児童福祉法

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

児童館事業の概要は、以下のとおりである。

主な事業 内容	<ul> <li>・子どもの健やかな育ちを援助する活動 遊びの教室、スポーツ・ゲーム大会等の行事活動、クラブ活動等</li> <li>・子どもと子育て家庭を支援する活動 乳幼児クラブ、家族参加の催し、子育て相談等</li> <li>・子どもと子育て家庭を支える地域社会を創造する活動</li> <li>・地域住民との交流できる児童館まつり等の行事の開催やボランティア活動の推進、母親クラブ等</li> </ul>
対象児童	0 歳から 18 歳未満の児童
実施日時	日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「祝日」という。)・年末年始を除く毎日実施。実施時間は、午前10時~午後6時30分である。 なお、活動によっては、事前申込みや登録制のものがあるものの、基本的に自由に来館する方法で利用できる。
利用料金	利用料金は無料である。ただし、教材費等実費が必要な場合がある。

## 2.1.1.3 学童クラブ事業の概要

学童クラブ事業とは、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業のことであり、ひとり親家庭、両親の共働き等で昼間留守になる家庭の児童を放課後安全に保護し、健やかに育成することを目的として行う事業である。

## 児童福祉法第6条の3

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

学童クラブ事業の概要は、以下のとおりである。

	小学校1年生~6年生の児童で以下の両方を満たす児童。
	・保護者のいずれもが就労又は病気等のため児童を保護する者がいな
対象児童	٧٠°
	・保護を必要とする児童が、病気等のため、集団での保護及び育成が不
	可能又は著しく困難でない。
実施日時	日曜・祝日・年末年始を除く毎日実施。実施時間は、放課後から午後6
<b>天</b> 旭日时	時30分まで(ただし、学校休業日は午前8時から開始)である。

利用料金

利用料金が必要であり、その額は、「京都市児童館及び学童保育所条例」 に定められている(参照【表 2.1.1.3 の 1】)。

京都市は、市の行財政改革に伴い令和4年度より学童クラブ事業の利用料金の考え方を見直している。令和3年度までは【表2.1.1.3の2】のとおり、利用世帯の所得に応じ11区分の利用料金を設定し、応能負担としていた。しかし、学童クラブ事業による利用料金を低く設定することにより、国基準を上回る負担軽減を行った結果、収支バランスの不均衡の要因となったとし、利用料金を見直し、令和4年度より【表2.1.1.3の1】のとおり、学童クラブ事業の利用時間に応じた利用料金、すなわち応益負担に転換している。具体的には、所得に応じた区分をなくし、新たに「平日のみの利用」、「平日と土曜日の利用」、「長期休業中(8月のみ)」の区分に応じた利用料金を設定している。そのうえで、多子世帯や配慮が必要な世帯に対しては、負担軽減している。

また、令和4年度から5年度までの2年間の経過措置として、利用料金改定の影響が 大きい世帯等一部の世帯に対し減免している。

【表 2.1.1.3 の 1】令和 4 年度学童クラブ事業利用料金表(月額)

(単位:円)

	平日	のみ	平日+土曜		長期休業中
利用区分	午後5時	午後6時半	午後5時	午後6時半	(8月のみ)
	まで	まで	まで	まで	(一律)
1人目	9,000	11,000	11,000	12,000	13, 000
2人目	4, 500	5, 500	5, 500	6,000	6, 500
3人目以降	0	0	0	0	0

(出典:はぐくみ局提供資料)

(注)配慮が必要な世帯(生活保護法による保護を受けている世帯、市府民税均等割の み課されている課税世帯、市府民税のみを課されている者の属している世帯、就 学援助を受けている世帯等)、家計急変世帯に対する減免がある。

【表 2.1.1.3 の 2】令和 3 年度学童クラブ事業利用料金表 (月額)

(単位:円)

階層区分	午後 6	午後6時まで		寺半まで
	1人目	2 人目	1人目	2 人目
被生活保護世帯等	0	0	0	0
所得税及び市・府民税非課税世帯	1,600	900	1, 700	1,000
市・府民税のみ課税世帯	3,000	1, 700	3, 200	1, 900
以下所得税課税額				
10,000 円未満	4,600	2, 400	4, 900	2,600
10,000 円以上 20,000 円未満	5,600	2,800	5, 900	3, 100
20,000 円以上 30,000 円未満	6,600	3, 300	7,000	3, 700
30,000 円以上 60,000 円未満	7, 300	3,600	7, 900	4, 200
60,000 円以上 100,000 円未満	8, 400	4, 500	9, 200	5, 300
100,000 円以上 200,000 円未満	9, 300	5, 000	10, 100	5, 800
200,000 円以上 400,000 円未満	9,800	5, 200	10,600	6,000
400,000 円以上	10, 300	5, 400	11, 100	6, 200

(出典:はぐくみ局提供資料)

### 2.1.2 施設数及び児童数

## 2.1.2.1 施設数

京都市における児童館事業及び学童クラブ事業を行っている事業別の施設数は【表2.1.2.1の1】のとおりである。

京都市が設置する公設施設は、民間の事業者が設置する民設の施設よりも多いものの、民設の施設も全体の約3割を占めている。

また、「2.1.1.1 京都市における児童館事業及び学童クラブ事業の沿革」に記載した とおり、京都市では、公設・民設問わず一元化児童館事業を中心に整備され、現在一元 化児童館は、全体の8割を占める。

ここ3年間の施設数は、【表 2.1.2.1 の 2】に記載のとおり、若干の増減がある程度である。

なお、公設の学童保育所 8 施設が児童館機能を持たず学童クラブ事業のみの施設である理由は様々であるが、例えば小学校内に施設があり 0 歳から 18 歳未満の児童等不特定多数の方が自由に来館する児童館事業を運営することが困難等の理由がある。

また、京都市では、学童クラブ事業を実施する事業は、「一元化児童館」や「学童保育所」以外に「放課後ほっと広場(注1)」が8施設、「地域学童クラブ(注2)」が14施設あり、現時点で、学童クラブ事業はおおよそ京都市内全域をカバーしているといえる。

# 【表 2.1.2.1 の 1】事業別施設数(令和 4 年 4 月 1 日時点)

(単位:箇所)

	実施す	る事業	施設数	(注3)	
事業名	児童館	学 <u>童</u> クラブ	公設	民設	合計
一元化児童館	0	0	91	37	128
単独児童館	0		-	1	1
学童保育所		0	8	3	11
放課後ほっと広場 (注1)		0	8	-	8
地域学童クラブ (注2)		0	-	14	14
合 計			107	55	162

(出典:はぐくみ局提供資料)

- (注 1) 放課後ほっと広場は、放課後まなび教室(参照 2.7) と学童クラブ機能を有する事業を緊密な連携により実施する事業(参照 2.2)。
- (注2) 地域学童クラブは、京都市から補助金を支給され運営している民設民営の事業 (参照2.3)。
- (注3) 分室(一元化児童館において公設5施設及び民設3施設)をカウントせず。

【表 2.1.2.1 の 2】事業別施設数推移(4月1日時点)

(単位:箇所)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一元化児童館	129	129	128
単独児童館	1	1	1
学童保育所	9	10	11
放課後ほっと広場	8	8	8
地域学童クラブ	15	16	14
合計	162	164	162

(出典:はぐくみ局提供資料)

(注)分室(一元化児童館において公設5施設及び民設3施設)をカウントせず。

### 2.1.2.2 児童数

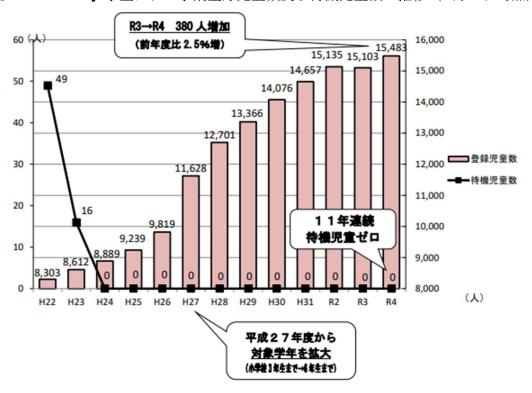
学童クラブ事業の登録児童数の推移及び待機児童数は【図 2.1.2.2 の 1】のとおり、 平成 27 年度に学童クラブ事業の対象年齢を小学 3 年生から 6 年生に拡大して以降、増加傾向にある。

なお、令和3年度の登録児童数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり若干減少 したが、令和4年度は前年度に比べ380名増加している。 京都市立小学校の児童数は、減少傾向にあることを踏まえると学童クラブ事業のニーズの高さがうかがえる。

【表 2.1.2.2 の 1】の学童クラブ事業登録率に記載のとおり、令和 4 年度の京都市立小学校の児童数に対する学童クラブ事業登録率は 26.3%と、概ね小学生の 4 人に 1 人は学童クラブ事業に登録している状況にある。また、学年別でみると【表 2.1.2.2 の 2】のとおり、小学 1 年生から 3 年生の登録児童数が全体の約 8 割を占める。月別の延べ児童利用者数は、【図 2.1.2.2 の 2】のとおりであり、4 月から 9 月までの上半期の利用者数が多い。なお、5 月は、祝日が多いことにより学童クラブ事業の実施日が少ないこと、8 月はお盆の時期に利用しない児童が多いため、月別の延べ児童利用者数は少なくなっている。

このように学童クラブ事業の登録児童数は増加している中、京都市では、既存の学童クラブ事業の専用区画について小学校の余裕教室の活用等により拡大を図る、小学校の統廃合により新たな小学校が整備される際には小学校内に学童クラブ事業を整備する等、様々な施策を図りながら、待機児童数ゼロを達成している。

【図 2.1.2.2 の 1】学童クラブ事業登録児童数及び待機児童数の推移(4月1日時点)



(出典:京都市ホームページ)

【表2.1.2.2の1】学童クラブ事業登録児童数推移(4月1日時点)

(単位:人)

	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登	一元化児童館	13, 073	12, 918	13, 286
録	学童保育所	716	851	895
児	放課後ほっと広場	636	627	618
童	地域学童クラブ	710	707	684
数	合 計①	15, 135	15, 103	15, 483
京都市立小学校の児童数② (注1)		60, 414	59, 592	58, 941
学童クラブ事業登録率 (①÷②×100)		25.1%	25.3%	26.3%
一施設最大児童数(注2)		203	252	259
一施設最小児童数(注2)		7	10	8
	一施設平均児童数(注2)	90	88	92

(出典:はぐくみ局提供資料)

- (注1) 京都市立小学校の児童数:各年度5月1日現在。出典は教育調査統計資料。
- (注 2) 一施設最大児童数・一施設最小児童数・一施設平均児童数の計算において、分室(一元化児童館において、公設 5 施設及び民設 3 施設)を一施設扱いとしている。

【表 2.1.2.2 の 2】学童クラブ事業学年別登録児童数

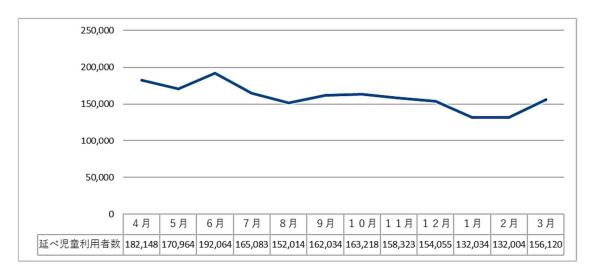
(単位:人)

		(
項目	令和4年4月1日 登録児童数	構成比
1年生	4, 645	30%
2年生	4, 174	27%
3年生	3, 323	21%
4年生	1, 997	13%
5年生	939	6%
6年生	405	3%
合 計	15, 483	100%

(出典:はぐくみ局提供資料)

【図2.1.2.2の2】令和4年度月別延べ児童利用者数

(単位:人)



(出典:はぐくみ局提供資料)

### 2.1.3 委託契約の概要

#### 2.1.3.1 公設施設の業務委託契約

一元化児童館・単独児童館・学童保育所のうち、京都市が設置している公設施設は、 一元化児童館91施設及び学童保育所8施設であり、指定管理者が指定を受け施設の管理 及び運営をしている。

指定管理者の募集は、97施設を公募、2施設を非公募によっている。2施設を非公募と したのは、当該施設が設置されている敷地は、京都市が借りている敷地であり、当該賃 貸借契約に「地域住民等が主体となった運営委員会が同施設を運営すること」という条 件が付されているためである。

なお、指定管理者は、社会福祉法人が多いが、公益社団法人、一般社団法人、地域住 民等が主体に構成される運営委員会等の任意団体、株式会社が指定されている施設もあ る。

指定管理に当たっては、京都市と指定管理者の間で協定書を締結し、対象施設や指定期間、京都市が支払う費用の額や業務の範囲等管理に関し必要な事項について取り決めている。

### 2.1.3.2 民設の施設の業務委託契約

一元化児童館・単独児童館・学童保育所のうち、民設の施設は、一元化児童館が37施設、単独児童館が1施設、学童保育所3施設であり、京都市は、民間の団体に随意委託契約によりこれらの業務運営を委託している。

### (1) 契約相手の選定方法

決定書によると随意契約としている理由及び契約相手の選定理由は、以下のとおりである。

### 民設 一元化児童館及び単独児童館

#### (随意契約の根拠)

京都市の児童館においては、18 歳未満の児童の健全育成を図ることを目的とした 児童館事業と昼間留守になる家庭の小学校児童に対して放課後の安全な場所を提供 する学童クラブ事業を施設的に一元化して行うことを基本としている。

事業の実施に際しては、①児童の健全育成に深い理解を持つこと、②地域の学校、各区役所、支所子どもはぐくみ室等との密接な関係を築き、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館である必要がある。

よって、当該契約については児童館という児童厚生施設を所有していることのみならず、事業に対する専門性が求められるため、性質及び目的が競争入札に適さず地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。

### (委託先選定理由)

委託先は、児童館という児童厚生施設を有しているのみならず、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められる。

#### 民設 学童保育所

#### (随意契約の根拠)

学童保育所における学童クラブ事業は、昼間留守になる家庭の小学校児童に対して、放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては児童の健全育成に対して深い理解を持つことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない。よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

### (委託先選定理由)

委託先は児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

#### 地方自治法施行令

(随意契約)

#### 第167条の2

- 1 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその 性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

民設の一元化児童館・単独児童館・学童保育所事業の契約に当たっては、各委託先と随意契約の締結を継続している。随意契約の理由として、一元化児童館及び単独児童館については、「児童館という児童厚生施設を所有していることのみならず、①児童の健全育成に深い理解を持つこと、②地域の学校、各区役所、支所子どもはぐくみ室等との密接な関係を築き、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館である必要があり、事業に対する専門性が求められる」ことを、学童保育所については、「児童の健全育成に対して深い理解を持つことと地域の関係機関と密接な関係を築いていく必要があり、専門性が求められる」ことを挙げている。

しかし、児童の健全な育成を図ることを目的として事業を行っている団体は、現在の契約相手先以外にもあり、これらの団体は、地域の関係機関と密接な関係を築いたうえで事業を運営するポテンシャルは十分にある。

例えば、少子化が進み定員が充足していない保育園や幼稚園の運営法人がその施設を利用して学童クラブ事業等を行う意欲を持つ可能性がある。公設児童館の指定管理者の募集に当たっても、一部の児童館においては競合するケースがでてきている。

随意契約を長期間継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性が担保できない。契約相手が切り替わる際に多少の混乱が生じるかもしれないが、安定後はサービスの質の向上が図れる可能性もある。

よって、随意契約の理由を再検討した上で、理由が不十分な場合には、地方自治法上、 随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性を 確保するため、プロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討すること が望まれる。

なお、契約は単年度ではなく複数年度で契約することもありうることを申し添える。

【意見10】民設一元化児童館・単独児童館・学童保育所事業の委託先の募集方法 随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎず、随意契約を継続している現 状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性を担保 できない。

随意契約の理由を再検討した上で、理由が不十分な場合には、契約の透明性を確保するため、プロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。

### 2.1.3.3 委託料金

公設及び民設の児童館事業にかかわる委託料の額は、人件費と事業費をそれぞれ算定 基準に基づいて積算し、当該金額を事業者に支払う。

# (1) 人件費に関する算定基準

令和4年度の人件費に関する算定基準は、「京都市児童館事業委託料(人件費相当額)算定基準」により定めている。主な内容は以下のとおりである。

項目	主な内容等
基本給相当額	学童クラブ事業の実施の有無別の職員の号給ごとの標準金額を定
	める。
通勤手当相当額	交通機関利用・自転車及び原動機付自転車利用について定める。
超過勤務手当相	各職員別に以下の算定式により積算
当額	1時間あたりの超 過勤務手当単価 ×
期末手当相当額	基準日:6月1日及び12月1日
	基本給相当額×120%
勤勉手当相当額	基準日:6月1日及び12月1日
	基本給相当額×95%
その他の手当	館長手当相当額・勤続手当相当額・経験手当相当額
その他	社会保険料の事業主負担相当額・健康診断に要する費用相当額・
	休暇代替臨時職員の雇用に要する費用相当額・新規に採用する職
	員の基本給相当額・前歴を有する職員の基本給相当額・再採用職
	員の基本給相当額・新たに資格を取得した職員の基本給相当額・
	職務の変更に基づく基本給相当額等について定める。

## (2) 事業費に関する算定基準

令和4年度の事業費に関する算定基準は、「京都市児童館事業委託料(事業費相当額)算定基準」により定めている。主な内容は以下のとおりである。

項目	主な内容等
基本額相当額	児童館を運営するに当たって必要となる基本的な運営経費の額
事業加算相当額	児童館事業及び学童クラブ事業を実施するにあたり、京都市が指
	定する内容を追加で実施する場合に必要な経費の額
	・児童館・学童クラブ事業の実施状況に応じた加算
	(行事活動・クラブ活動・中高生を対象とした活動・乳幼児ク
	ラブ・子育てグループの育成及び支援・家族参加を促す活動・
	地域住民との交流・母親クラブ・地域との連携)
	・中高生世代と赤ちゃんとの交流活動
	・児童館における学習支援事業
	・母親クラブと連携し、活動を行う経費
	・児童館の来館者及び学童クラブ事業の登録児童に掛けた保険
	料
職員配置等相当	学童クラブ事業を実施するにあたり、受入れ児童数に基づく学童
額	クラブ事業の支援の単位の数や障害のある児童の受入れ等の個
	別の状況により追加で人員を配置するために必要となる経費の
	額
学童クラブ事業	学童クラブ事業を実施するために、必要な経費の額であり、以下
実施相当額	の項目を考慮
	・4月1日付けの編成済みクラス数
	<ul><li>登録事務及び利用料金の算定事務費</li></ul>
	・民間物件の借上げ等費用(上限あり)

算定基準に基づいた委託料金額か確認するため、任意に1児童館を抽出し、精算表 やその他関連証憑を閲覧した結果、指摘事項は発見されなかった。

## 2.1.4 学童クラブ事業の設備及び運営基準

## 2.1.4.1 京都市の学童クラブ事業の設備及び運営基準

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、市は条例により「放課後 児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準」を定めることとされている。

そこで、京都市では、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第 11 条により、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「設備・運営基準」という。)」 を京都市の基準として定めている。

当該国の「設備・運営基準」は、市が「放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準」を定めるにあたり参酌すべきものとして、発出されたものである。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第4章 放課後児童健全育成事業

(その他の基準)

第11条 前3条に定めるもののほか、法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)に定める基準とする。

また、学童クラブ事業の運営団体に対しては、公設の場合は、指定管理の協定書において、また民設の場合は委託契約書において、基準条例に従った運営を求めており、ひいては、国の「設備・運営基準」による運営を求めている。

### 公設学童クラブ事業の指定管理の協定書

(業務の範囲及び管理の基準)

第\*条 乙が行う業務の範囲及び管理の基準については、京都市児童館及び学童保育所 条例(略)、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営 の基準等に関する条例(略)及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手続 等に関する条例(略)に定めるもののほか、別紙1の仕様書に定めるところ による。

## 民設学童クラブ事業の委託契約書

(実施方法)

第\*条 乙は、事業を本契約、基準条例及び京都市民設学童クラブ事業実施要綱に基づき、誠実に行わなければならない。

なお、指定管理者を募集するための募集要項においても、基準条例に従った事業の実 施が必要である旨明記している。

### 公設学童クラブ事業の指定管理者募集要項

- 8 業務の概要及び運営に係る基本事項
- (1) 業務の概要
- イ 学童クラブ事業の実施に当たっては、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の 人員、設備及び運営の基準等に関する条例(略)第9条、第10条、第10条の2及び 第11条の規定に基づき、事業を実施してください。

#### 2.1.4.2 面積基準

学童クラブ事業では、児童が安心・安全で静かに過ごせる場として、体育館など体を動かす場とは区分した「専用区画」を設ける必要がある。国の「設備・運営基準」では、専用区画の面積基準として、「児童1人につき概ね 1.65 ㎡以上」と定め、「専用区画の面積」を「児童の数」で割って算出する。

## 設備•運営基準

(設備の基準)

- 第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
  - 2 専用区画の面積は、児童1人につき概ね1.65平方メートル以上でなければな らない。

また、学童クラブ事業の運営団体に対しては、指定管理の協定書もしくは委託契約書において、専用区画面積基準を満たさなくなった場合、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営するよう求めている。

### 指定管理の協定書 別紙1 仕様書 | 委託契約書 別紙1 仕様書

学童クラブ事業については、指定期間中に登録児童数が増加し、基準条例第 11 条(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)(以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。)第9条第2項)に規定する専用区画の面積基準を満たさなくなった場合は、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営することとする。

一方、指定管理者を募集するための募集要項においては、「専用区画の面積基準を満たさなくなった場合、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営を実施していただくことがあります」と記載されている。

### 指定管理者募集要項

- 8 業務の概要及び運営に係る基本事項
- (1) 業務の概要

イ(略)指定期間中に、学童クラブ事業の登録児童数が増加し、基準条例第11条(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) (以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。)第9条第2項)に規定する専用 区画の面積基準を満たさなくなった場合、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営を実施していただくことがあります。

(下線は監査人が挿入)

現状の募集要項の記載内容では、運営団体が施設外に事業の実施場所を確保しない場合があるとの誤解を招くおそれがあるため、募集要項においても、施設外クラスとして 運営する必要がある旨の趣旨が伝わる記載内容とすることが望まれる。

### 【意見11】募集要項における専用区画の面積基準に関する記載内容

公設児童館の指定管理者の募集要項では、「専用区画の面積基準を満たさなくなった場合、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営を実施していただくことがあります。」となっており、協定書の「施設外クラスとして運営することとする」と記載内容が異なる。

現状の募集要項の記載内容では、施設外に事業の実施場所を確保しない場合がある との誤解を招くおそれがあるため、募集要項においても、施設外クラスとして運営す る必要がある旨の趣旨が伝わる記載内容とすることが望まれる。

## 2.1.4.3 職員配置基準

国の「設備・運営基準」では、学童クラブ事業者は、施設ごとに放課後児童支援員を「支援の単位ごとに 2 人以上置く」必要がある(設備・運営基準第 10 条第 1 項、第 2 項)。

ただし、その1人を除き補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができるとしている(設備・運営基準第10条第2項)。

この放課後児童支援員とは、「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者(保育士・ 社会福祉士・2年以上児童福祉事業に従事したもの等)であって、都道府県知事が行う 研修を修了した者である(設備・運営基準第10条第3項)。

また、「支援の単位」は、放課後児童健全育成事業における支援の提供に関する児童の集団の規模を表すものであり、「一の支援の単位を構成する児童の数は、概ね 40 人以下」とする必要がある(設備・運営基準第 10 条第 4 項)。

#### 設備•運営基準

(職員)

- 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
  - 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その 1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援 員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えること ができる。
  - 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県 知事又は地方自治法・・・(略)・・・の指定都市・・・(略)・・・の長 が行う研修を修了したものでなければならない。
    - (1) 保育士・・・(略)・・・の資格を有する者
    - (2) 社会福祉士の資格を有する者
    - (3)~(10)・・・ (略)・・・
  - 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、 一の支援の単位を構成する児童の数は、概ね40人以下とする。
  - 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

京都市は、学童クラブ事業の運営団体に対して、指定管理の協定書もしくは委託契約書において、児童の数概ね40名ごとにクラス編成したうえで、1クラスごとに2名以上の職員を配置し、うち1名は放課後児童支援員の資格を有する者とするよう求めている。

指定管理の協定書 別紙1 仕様書 | 委託契約書 別紙1 仕様書

学童クラブ事業については、基準条例第 11 条 (放課後児童健全育成事業基準省令第 10 条) の規定に基づき、児童の数概ね 40 名ごとにクラス編成したうえで、1 クラスごとに 2 名以上の職員を配置し、うち 1 名は放課後児童支援員の資格を有する者とする。

また、指定管理者の募集要項においても、出席児童数概ね 40 名の支援の単位ごとに クラス編成するとともに、1 クラスごとに 2 名以上の職員を配置し、うち 1 名は放課後 児童支援員の資格を有する者とすることを明記している。

### 指定管理者募集要項

## (4) 職員配置

学童クラブ事業については、基準条例第 11 条 (放課後児童健全育成事業基準省令第 10 条) に規定された職員が従事する体制が必要です。

※ 別表 1 「児童館一覧」に掲げた各児童館の学童クラブ登録児童数を参考に、出席児童数概ね 40 名の支援の単位ごとにクラス編成するとともに、1 クラスごとに 2 名以上の職員を配置し、うち 1 名は放課後児童支援員の資格を有することが必要です。

## 2.1.4.4 児童の数

面積基準及び職員配置基準の算定で利用する「児童の数」の計算方法について、京都市は以下のとおり、厚生労働省が技術的助言をしている通達(注)の計算方法と異なる方法を採用している。

塔口	<b>宣化兴展小汉字(沙)</b>	京都市		
項目	厚生労働省通達(注) 	面積基準	職員配置基準	
児童数	登録時の利用希望日数	登録児童数×過去3年	登録児童数×過去 3 年	
の算出	をもとに	間の実出席率の平均値	間の実出席率の平均値	
	「毎日利用する児童の	(下限 70%)		
	人数」+「一時的に利用			
	する児童の平均利用人			
	数」			
実出席		・算定対象月は、4~7、	9月(長期休業期間の8	
率の計		月は除く。)		
算		・算定対象曜日は、月~	金(土曜日は除く。)	
		・新型コロナウイルス感染症により臨時休所し		
		た期間は除く		
		・過去3か年の平均値を	採用	
		但し、新型コロナウイ	ルス感染症の流行初期に	
		おける小学校の一斉休校の時期等において、京		
		都市が利用自粛を求めていた令和 2 年度は除		
		く(令和4年度実出席率の場合、平成30年度・		
		令和元年度・令和3年	度の平均値)。	

(注) 厚生労働省局長通達「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について(平成26年5月30日発出、雇児発0530第1号。)

京都市が面積基準と職員配置基準の算定で利用する児童数は、「登録児童数×過去3

年間の実出席率の平均値」により計算し、厚生労働省通達の「登録時の利用希望日数」を用いていない。これは、京都市の利用料金体系は、利用日数別でなく利用月別であり、申請時に利用希望日数の情報を入手していないこと、また情報を入手したとしても、申請は年度前の2月中旬頃を期限としており、申請時に利用実態に近い情報を得られないと思われるからとのことである。

なお、京都市の実出席率の算定対象月に 10 月以降を除いているのは、登録児童は年度当初は多く、その後減少傾向にあることを踏まえ、比較的多くの登録児童がいる上半期に対応可能な面積及び職員配置を要求するためである。また、土曜日は出席者が少ないため、算定対象から除いている。8 月を除いているのは、お盆の時期とそうでない時期の出席者の増減が非常に大きいためである。

専用区画面積基準のための児童数の算出時に実出席率の下限70%を設けているのは、 下限を設けず平均実出席率により児童1人あたりの専用区画面積を算出すると、登録児 童の多くが出席した場合に安全管理上問題が生じる場合があることを鑑み、安定的な運 営のためである。

京都市において学童クラブ事業の面積基準と職員配置基準の算定の際に利用する児童数の算出は、厚生労働省通達と異なるが、その具体的な算定方法について、公設の学童クラブ事業に関する指定管理者の募集要項に記載していない。面積基準及び職員配置基準は重要な基準であり、応募の可否の判断において重要な内容である。よって、募集要項に面積基準と職員配置基準の具体的な算定方法を掲載することが望まれる。

また、民設の学童クラブ事業の運営者にとっても面積基準と職員配置基準は運営上重要な基準である。現状、問合わせがない限りその具体的な算定方法については周知していないとのことであるが、運営者には広く周知することが望まれる。

【意見12】学童クラブ事業の面積基準と職員配置基準の具体的な算定方法の周知面積基準及び職員配置基準は重要な基準であり、応募の可否の判断において重要な内容である。よって、募集要項に面積基準と職員配置基準の具体的な算定方法を掲載することが望まれる。

また、民設の学童クラブ事業の運営者にとっても面積基準と職員配置基準は運営上重要な基準であるため、運営者には広く周知することが望まれる。

面積基準及び職員配置基準を満たしているか確認するため、任意に 1 児童館を抽出 し、図面や関連証憑を検証した結果、指摘事項は発見されなかった。

### 2.2 放課後ほっと広場事業

## 2.2.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	児童育成施設運営
事業名	放課後ほっと広場事業
担当部署	育成推進課
事業目的及び内容	児童館及び学童保育所等が整備されていない小学校区(一定の要件あり)において、小学校内で「学童クラブ機能」を有する事業を、市内8 箇所において実施する。また、実施に当たっては、小学校内で実施している「放課後まなび教室」と緊密な連携を図っている。
根拠法令等	京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例 放課後ほっと広場事業実施要綱
事業の支出 形態等	委託

(単位:百万円)

項目	委託料	光熱水費	合計
令和4年度予算	109	2	111
令和4年度決算	109	1	111

放課後ほっと広場は、一元化児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域において、小学校施設を活用し「放課後まなび教室」との緊密な連携のもと実施する学童クラブ機能を有する事業である。これは、国の「新・放課後子ども総合プラン」等において推進する一体型(同一の小学校内で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する)の事業形態である。

京都市においては、大規模学童クラブや待機児童が存在していることを踏まえ、平成22年度から、新たな放課後児童対策として4校から開始し、平成23年度に3校、平成24年度に1校と、現在8校で実施している。

### 2.2.1.1 事業内容

実施主体は京都市であるが、実施に当たっては、民間団体に運営を委託している。 委託契約書によれば、業務の範囲は、①学童クラブ事業、②「放課後まなび教室」と の緊密な連携、③学童クラブ事業にかかわる利用決定に関する業務、④①~③の実施に 際し、必要と認められることである。また、「放課後まなび教室」との緊密な連携とは、 具体的には、放課後ほっと広場事業及び放課後まなび教室事業の双方に参加する児童に 関する情報交換を行うとともに、放課後まなび教室事業と協働し学習体験活動プログラムを実施することと定めている。

なお、委託契約書において、「業務の範囲については、…(略)…京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例…(略)…に定めるところによる」との条項を盛り込んでおり、同基準を遵守する旨要求している。このことにより、放課後ほっと広場も学童クラブ事業の2.1.4.2 面積基準、2.1.4.3 職員配置基準を遵守する必要がある。

#### 2.2.1.2 対象地域

放課後ほっと広場事業実施要綱において、放課後ほっと広場事業を行う地域の要件は、 以下のとおりである。

- ・原則として児童館等が設置されている小学校区ではない。
- ・当該小学校区の小学校の昼間留守家庭児童が概ね20名以上であること
- ・当該小学校と現行の利用児童館等が遠距離であること
- ・当該学校施設に実施場所が確保できること

なお、一元化児童館や学童保育所には、放課後ほっと広場と同様小学校内で行っているところもあるが、一元化児童館や学童保育所の場合、学童クラブ事業を行う専用の施設を設ける必要がある。一方、放課後ほっと広場は、小学校内の放課後まなび教室に隣接した教室等で行い、専用の施設を設ける必要がない点が特徴といえる。

## 2.2.1.3 対象児童

対象児童は、昼間留守になる家庭の児童等、一元化児童館等で行う学童クラブ事業の対象者と同様である。ただし、当該事業を実施する小学校に通学する児童である必要がある。

### 2.2.1.4 実施日時

実施日時は、以下のとおりである。

- ・日曜・祝日・年末年始を除く毎日
- ・放課後から午後6時30分まで(ただし、学校休業日は午前8時から開始)

ただし、放課後まなび教室の登録児童においては、放課後まなび教室実施日については、放課後まなび教室終了から小学校完全下校時間まで放課後ほっと広場事業を利用することとなる。

#### 2.2.1.5 利用料金

放課後ほっと広場事業の利用者は、利用料金が必要であり、金額は、京都市が定める「京都市放課後ほっと広場委託料における利用料金に関する積算基準」の範囲内において運営団体が定めることとなる。

令和4年度の利用料金は【表2.2.1.5】のとおりであり、放課後ほっと広場の利用料金も児童館や学童保育所での学童クラブ事業の利用料金と同様に令和4年度から所得に応じた料金設定から利用時間に応じた利用料金に変更されている。

なお、放課後ほっと広場利用料金は、学童クラブ事業の利用料金(参照【表 2.1.1.3 の 1】)に比べ、60%の金額が設定されている。例えば、利用が一人のみで平日の午後 6 時半までの場合、学童クラブ事業は 11,000 円だが、放課後ほっと広場は 6,600 円である。これは、放課後まなび教室の終了後に放課後ほっと広場事業を利用するため、事業全体の運営時間や経費について、学童クラブ事業に比べると概ね 60%程度となっていることから、利用料金も 60%の金額に設定しているとのことである。

【表 2.2.1.5】令和 4 年度放課後ほっと広場利用料金表(月額)

(単位:円)

					· ·
	平日	のみ	平日-	⊢土曜	長期休業中
利用区分	午後5時	午後6時半	午後5時	午後6時半	(8月のみ)
	まで	まで	まで	まで	(一律)
1人目	5, 400	6,600	6, 600	7, 200	7, 800
2 人目	2, 700	3, 300	3, 300	3,600	3, 900
3 人目以降	0	0	0	0	0

(出典:はぐくみ局提供資料)

(注)配慮が必要な世帯(生活保護法による保護を受けている世帯、市府民税均等割の み課税世帯、市府民税のみを課されている者の属している世帯、就学援助を受け ている世帯等)、家計急変世帯への減免がある。また、令和4年度から5年度ま での2年間の経過措置として、利用料金改定の影響が大きい世帯等一部の世帯に 減免対応をしている。

## 2.2.2 実施場所及び登録児童数

過去3年間の実施場所数及び登録児童数は、【表2.2.2】のとおりである。

【表2.2.2】放課後ほっと広場の実施場所数及び登録児童数の推移(4月1日時点)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施場所数 (箇所)	8	8	8
登録児童数 (人)	636	627	618

(出典:はぐくみ局提供資料により監査人が集計)

### 2.2.3 契約相手の選定方法

京都市は、放課後ほっと広場事業の運営について京都市学童保育所管理委員会(任意 団体)に随意契約により委託している。

決定書によると随意契約としている理由及び契約相手の選定理由は、以下のとおりである。

## (随意契約の根拠)

放課後ほっと広場において実施する放課後児童健全育成事業は、昼間留守家庭となる 小学校児童を対象として放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に 際しては、児童の健全育成に対して深い理解を持つことと地域の関係機関と密接な関 係を築いていかなければならない。よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及 び目的が競争入札に適さないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき 随意契約とする。

## (委託先選定理由)

京都市学童保育所管理委員会は公設学童保育所の指定管理者として8箇所の学童保育所を運営しており児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

放課後ほっと広場の契約に当たっては、京都市学童保育所管理委員会と随意契約の締結を継続している。地方自治法上随意契約は例外的に認められたものに過ぎないため、 随意契約を行うためには、具体的な理由が必要である。

随意契約の理由として、「昼間留守家庭になる小学校児童を対象として放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解を持つことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない」ことを挙げている。

また、契約相手を京都市学童保育所管理委員会とした理由は、「8箇所の学童保育所 を運営しており児童の健全育成に対して深い理解を持っていることと事業の実施につ いて意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認め られる! ためとしている。

しかし、児童の健全な育成を図ることを目的として事業を行っている団体は、現在の契約相手以外にもあり、それらの団体は、地域の関係機関と密接な関係を築いたうえで事業を行っていくポテンシャルは十分にある。

随意契約を長期間継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性が担保できない。契約相手が切り替わる際に多少の混乱が生じるかもしれないが、安定後はサービスの質の向上が図れる可能性もある。

よって、随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性を確保するため、プロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。

なお、契約は単年度ではなく複数年度で契約することもありうることを申し添える。

## 【意見13】放課後ほっと広場事業の委託先の募集方法

随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎず、随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性を担保できない。

随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、契約の透明性を確保するため、放課後ほっと広場事業に関しプロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。

## 2.3 地域学童クラブ事業補助

## 2.3.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	児童育成施設運営
事業名	地域学童クラブ事業補助
担当部署	育成推進課
事業目的及び内容	児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域である等、一定の要件を満たす場合、社会福祉法人等が実施する学童クラブ事業に対し、助成を行う。 対象児童:小学1年生~6年生 実施日時:放課後~(運営団体によって異なる)
根拠法令等	京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例、京都市地域学童クラブ事業補助要綱
事業の支出 形態等	補助金

(単位:百万円)

項目	負担金	光熱水費	合計
令和4年度予算	121	0	121
令和4年度決算	114	0	114

## 2.3.1.1 補助金の概要

京都市は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために、近隣に学童クラブ事業を実施する児童館等がない地域や昼間留守家庭児童の多い地域等、一定の要件を満たす場合、民間の社会福祉法人等が実施する学童クラブ事業(以下「地域学童クラブ事業」という。)に対し、補助金を交付している。

すなわち、当該地域学童クラブ事業は、補助金の交付要件に近隣に学童クラブ事業を 実施する児童館等がない地域や昼間留守家庭児童の多い地域等、一定の要件を設けてい ることで、山間地域等の待機児童や大規模学童クラブの解消に対し一定の役割を果たし ているといえる。なお、地域学童クラブ事業においては、利用者が支払う利用料金や利 用時間等について事業者が自由に設定できる。

### 2.3.1.2 補助の対象者要件

補助金の交付をうける事業者は、一定の要件を満たす必要がある。主なものは以下のとおりである。

- ・事業の実施場所の近隣に京都市学童クラブ事業を実施する児童館等がないこと、又は 事業の実施場所近隣のニーズが高いなど、事業実施の必要性が認められること。
- ・京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第9条、第10条及び11条の規定に基づき、事業を実施していること。
- ・日曜日・祝日・年末年始以外で、事業を250日以上実施していること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、200日以上は実施しているが、実態として250日以上実施する必要がない場合は、この限りではない。
- ・1日の事業の実施時間は、3時間以上とすること。ただし、学校長期休業期間は1日8時間以上とすること。
- ・開所時間を通して、児童の数概ね40名の支援の単位ごとにクラス編成するとともに、 1クラスごとに2名以上の職員を配置し、うち1名は放課後児童支援員の資格を有する 者を確保できること。なお、配置する職員は専従職員とする。ただし、利用児童が20 名未満のクラブであって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は放課後児童支 援員の資格を有しない者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事してい る場合でその他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

## 2.3.1.3 補助金の額

補助金は、「基本額」と「加算額」を合算した額を上限に決定され、四半期ごとの実施状況に係る報告に応じて概算交付をしたうえで、年間の実績報告に基づき交付額を決定する。事業者は利用者から利用料金収入を得るが、補助金の額は、利用料金収入を加味せず算出される点が特徴といえる。

## (1) 基本額

基本額は、以下のとおり、支援の単位を構成するクラスごとの年間平均利用児童数 及び開設日数に応じて、算出される。

支援の単位 を構成する 年間平均利 用 児 童 数 (注)	事業開設日数 250日以上の場合の基本額	事業開設日数 200日〜249日の場合の基本 額
1~19人	3,162,000円- (19人-支援の単位を	1,726,000円
	構成する児童数)×29,000円	
20人~35人	4,676,000円- (36人-支援の単位を	3,071,000円
	構成する児童数)×26,000円	
36人~45人	4, 676, 000円	
46人~70人	4,676,000円- (支援の単位を構成す	
	る児童数-45人)×67,000円	
71人以上	2, 917, 000円	

### (注)年間平均利用児童数の算出方法

「当該年度の4月1日時点における登録児童数×A%(年間出席率)」とし、小数点以下の位を切り上げた人数とする。

適用する年間出席率(A)については、当該年度の3年度前の年度、2年度前の年度、及び前年度に提出の「京都市地域学童クラブ事業実施状況報告書」から算出したクラブの平均出席率をもとに算出する。

## (2) 加算額

加算項目は以下のとおりである。

- ・障害のある児童に係る加算
- ・ 医療的ケア児に係る加算
- ・長時間開設に係る加算
- ・山間地域に係る加算

- ・物件の賃借に係る加算
- ・備品更新に係る加算
- ・放課後児童指導員の経験加算

## 2.3.1.4 実績等報告

京都市地域学童クラブ事業補助要綱により、地域学童クラブ事業者は京都市への実績等報告を行う必要がある。

## (1) 四半期

四半期ごとに京都市地域学童クラブ事業実績等報告書により、事業の実施状況を報告しなければならない。

### (2) 事業完了

事業完了後 30 日以内に京都市地域学童クラブ事業実績報告書により、実績報告を 行わなければならない。この時、以下の実績書等を添付する必要がある。

項目	添付資料
医療的ケア児の受入れに係る加算が	京都市地域学童クラブ事業医療的ケア児受入
ある場合	れに係る実績書
医療的ケア児の送迎支援に係る加算	京都市地域学童クラブ事業医療的ケア児送迎
がある場合	支援に係る実績書
物件の賃借に係る加算がある場合	京都市地域学童クラブ事業物件賃借実績書
備品更新に係る加算がある場合	京都市地域学童クラブ事業備品更新実績書
その他	その他市長が必要と認めるもの

### (3) 決算確定時

事業に関する決算が確定したときは、速やかに収支決算書を用いて報告しなければならない。なお、収支決算書の歳出合計額を超える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じることとなる。

監査人は、補助金額が要綱に従った補助金の算定となっているか、要綱に従った事務の執行がなされているか確認するため、A 学童クラブに対する補助金額の算定表及び実績等報告書を閲覧した。

その結果、A 学童クラブの収支決算書の歳入の「京都市からの補助金額」の欄は、作成日時点の見積金額が記載されていたため、実際の決算金額と異なっていた。

これは、次の理由による。京都市は、補助金の最終支払となる4回目の補助金の金額を確定するために、歳出総額が確定した段階で収支決算書を提出させている。そのため、補助団体は、正確な歳入額を把握する前に収支決算書を提出する必要があり、京都市からの補助金額について、見積金額を記載せざるを得なかった。

しかし、京都市地域学童クラブ事業補助要綱によれば、決算が確定したのち収支決算書により報告を受ける必要がある。

実際の補助金の額を記載した収支決算書を入手しなければ、確定した年間の補助金額と歳出合計額とを比較して、返還すべき補助金の額の有無が一読してわからない。また収支決算書により、京都市は、補助金の活用状況や事業全体の収支のバランスを確認しているとのことであるが、そのためには確定した年間の補助金額による収支決算書を入手したうえで収支のバランスを確認する必要があろう。

これらの手続を効果的に実施するために、確定した段階において、確定した補助金額が記載されている収支決算書を入手する必要がある。

## 【指摘事項1】地域学童クラブ事業の収支決算書

地域学童クラブ事業の収支決算書の「京都市からの補助金額」について、補助団体の見通し額を記載したものは入手しているものの、確定金額を記載したものは入手していない。

京都市地域学童クラブ事業補助要綱に基づき、確定した補助金の額を記載した収支決算書を入手する必要がある。

## 2.3.2 施設数及び登録児童数

過去3年間の地域学童クラブ事業の施設数及び登録児童数は【表2.3.2】のとおりである。

【表2.3.2】地域学童クラブ事業の施設数及び登録児童数(4月1日時点)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	(箇所)	15	16	14
登録児童数	(人)	710	707	684

(出典:はぐくみ局提供資料により監査人が集計)

# 2.4 学童クラブ障害児対策

## 2.4.1 事業概要

	·
項目名	子ども育成支援
主要施策名	児童育成施設運営
事業名	学童クラブ障害児対策
担当部署	育成推進課
事業目的及び内容	各児童館、学童保育所、放課後ほっと広場(以下「児童館等」という。) において実施する学童クラブ事業について、ノーマライゼーション (注)の観点から、障害のある児童の受入れ促進を図るとともに、児童 の健全育成に寄与することを目的として、児童館等への介助者派遣を 行う。
根拠法令等	京都市公設学童クラブ事業実施要綱 京都市民設学童クラブ事業実施要綱 京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者 派遣事業実施要領
事業の支出 形態等	委託

(注) ノーマライゼーションとは、「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、

ともにいきいきと活動できる社会を目指す 」という理念であり、厚生労働省が 当該理念に基づき、障害者の自立等の促進に取り組んでいる。

(単位:百万円)

項目	委託料	扶助費	合計
令和4年度予算	100	8	108
令和4年度決算	85	2	87

## 2.4.1.1 介助者派遣事業の概要

京都市は、平成7年度から児童館等で実施する学童クラブ事業において障害のある児童を受け入れるにあたり、障害の程度に応じて、介助者の派遣を実施している。

事業の概要は、以下のとおりである。

対象児童	学童クラブ事業に登録している児童で小学校育成学級及び総合支援学 校に在籍する程度の障害のある児童
介助内容	<ul><li>児童の日常生活、遊びなどにおける指導や援助</li><li>児童の送迎</li><li>その他 必要と認める事項</li></ul>
派遣回数	原則として同一児童について 1 週につき 3 回を限度とする。ただし総合支援学校在籍児童等については一週につき 6 回を限度とする。
実施日時	日曜・祝日・年末年始を除く毎日(ただし、放課後ほっと広場事業については学校閉鎖日を除く。) 実施時間は、下校時から午後6時30分まで(ただし、学校休業日は午前8時から開始)

### 2.4.1.2 介助者派遣の利用実績

令和4年度の障害のある児童に対する介助者派遣時間及び利用施設数は、【表 2. 4. 1. 2】 のとおりである。介護者派遣時間は、合計 99,075 時間にのぼり、利用した施設は月平均 96 施設と約 65% (注) の施設が介助者派遣を利用していることから、ニーズの高さがうかがえる。

(注) 96 施設÷148 施設(児童館・学童保育所・放課後ほっと広場の合計) =64.8%

【表2.4.1.2】令和4年度月別障害のある児童の統合育成対策介助者派遣時間等

(単位:時間・箇所)

月	時間	利用した施設数	月	時間	利用した施設数
4	9, 092. 0	93	11	7, 495. 0	99
5	6, 681. 5	91	12	8, 348. 5	95
6	7, 875. 0	97	1	7, 359. 0	97
7	8, 520. 0	96	2	7, 033. 0	93
8	11, 474. 5	97	3	10, 155. 0	95
9	7, 311. 0	97	合計	99, 075. 0	1, 147
10	7, 730. 5	97	平均	8, 256. 3	96

(出典:はぐくみ局提供資料)

### 2.4.1.3 介助者派遣利用対象施設

当該介助者派遣事業は、学童クラブ事業において障害のある児童を受け入れる児童館等の各施設が利用できる。しかし、地域学童クラブ運営施設は利用できない。

地域学童クラブは、一元化児童館等と同じく学童クラブ事業を行っている。しかし、京都市によれば、地域学童クラブ事業の運営団体は補助団体という特性上、事業の実施責任は各運営団体にあり、障害児対策についても各運営団体の負担で実施することとしているため、介助者派遣の対象にしていないとのことである。ただし、地域学童クラブ補助金では、一元化児童館等よりも手厚い障害児受け入れに係る加算を設けており、障害児対策に要する費用負担の軽減を一定程度図っている。

しかし、一定の負担軽減が行われているとはいえ、地域学童クラブ運営事業者自身が障害のある児童を安全・安心に見守るための体制をつくるには一定の負担がかかり、受入れを躊躇する可能性がある。上記2.4.1.2介助者派遣の利用実績で述べたとおり、介護者派遣はニーズの高い事業である。

そもそも地域学童クラブは、学童クラブ事業を実施する児童館等がないこと、又は事業の実施場所近隣のニーズが高いなど、学童クラブ事業を実施する必要性が認められる場合に補助金の交付が認められていることを鑑みると地域学童クラブしか利用できない地域の住民にとって、他の地域の住民と同じサービスを受けられないのは公平性に欠ける。地域学童クラブの運営団体は、児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域である等必要性が認められるため補助金の交付が認められていることを踏まえ、公平性の観点から同事業の利用対象に地域学童クラブの運営団体を含めることが望まれる。

### 【意見14】障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の利用対象

学童クラブ事業において障害のある児童を受入れるにあたり児童館等への介助者を派遣する介助者派遣事業は、非常にニーズの高い事業であるが、地域学童クラブの運営団体は利用対象外である。地域学童クラブの運営団体は、児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域である等必要性が認められるため補助金の交付が認められていることを踏まえ、公平性の観点から同事業の利用対象に地域学童クラブの運営団体を含めることが望まれる。

### 2.4.2 委託契約の概要

## 2.4.2.1 委託契約内容

京都市は、当該介助者派遣事業を公益社団法人京都市児童館学童連盟に委託している。委託契約の概要は以下のとおりである。

委託先	公益社団法人京都市児童館学童連盟			
委託期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日			
主な委託 事項	介助者登録	一定の要件を備えている者を介助者として選定 し、登録する。		
	派遣の決定	児童館等の管理者の申請に基づき、その可否及 び介助の内容について、決定する。		
	介助者の資質向上	概ね、年2回の研修を実施する。		
委託料等	<ul><li>・委託料 15,590,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とし、事業実績報告書及び請求書に基づき精算を行う。</li><li>・派遣実績に基づき介助者に対する手当として 30 分につき 350 円を支払う。</li></ul>			

## 2.4.2.2 契約相手の選定方法

京都市は、当該介助者派遣事業を随意契約により委託している。

決定書によれば、随意契約としている理由及び契約相手の選定理由は、以下のとおりである。

#### (随意契約の根拠)

本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所等を対象としており、実施に当たっては、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する 十分な理解が求められるとともに、各児童館、学童保育所との連絡調整が必要不可欠である。障害のある児童の介助者養成及び派遣は、専門的な知識と技術を要し価 格競争だけでは実施できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

### (委託先選定理由)

公益社団法人京都市児童館学童連盟は、市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上などを目的としていることから上記の点に鑑み委託を行う。

介助者派遣事業の契約に当たっては、公益社団法人京都市児童館学童連盟と随意契約 の締結を継続している。地方自治法上、随意契約は例外的に認められたものに過ぎない ため、随意契約を行うためには、具体的な理由が必要である。

随意契約の理由として、「学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解が求められるとともに、各児童館、学童保育所との連絡調整が必要不可欠」であり、「障害のある児童の介助者養成及び派遣は、専門的な知識と技術を要する」ことを挙げている。

また、契約相手を公益社団法人京都市児童館学童連盟(以下「児童館学童連盟」という。)とした理由は、「市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上などを目的」としているためとしている。

しかし、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解のある団体は、現在の契約相手以外にも存在する可能性がある。随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性が担保できない。契約相手が切り替わる際に多少の混乱が生じるかもしれないが、安定後はサービスの質の向上が図れる可能性もある。

よって、随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性を確保するため、プロポーザル方式による公募等による契約相手の募集方法を検討することが望まれる。

なお、契約は単年度ではなく複数年度で契約することもありうることを申し添える。

#### 【意見15】障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託先の募集方法

随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性を担保できない。

随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、契約の透明性を確保するため、障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業に関しプロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。

## 2.5 児童館学童連盟助成

## 2.5.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	児童育成施設運営
事業名	児童館学童連盟助成
担当部署	育成推進課
事業目的及	児童館、学童クラブの活動支援(事業運営に係る助言指導・連絡調整・
び内容	共通事務処理の実施)及び事業の推進により、児童の健全育成を図り、
	児童福祉の向上に資することを目的に設立された公益社団法人京都市
	児童館学童連盟に対して、事務局の運営経費の一部を助成する。
根拠法令等	公益社団法人京都市児童館学童連盟補助金交付要綱
事業の支出	補助金
形態等	

(単位:百万円)

項目	負担金	合計	
令和4年度予算	33	33	
令和4年度決算	33	33	

## 2.5.1.1 公益社団法人京都市児童館学童連盟の概要

児童館学童連盟は、平成6年に発足した「京都市児童館運営委員長連絡協議会」を前身とし、平成18年に「社団法人京都市児童館学童連盟」を設立し法人化したのち、平成30年に公益社団法人の認定を経て、現在に至る。法人の目的等は以下のとおりである。

目的	児童の健全育成を図るため、児童館・学童クラブの活動を支援する		
	とともに、児童福祉関係の事業を推進し、もって児童福祉の向上に		
	資すること		
主たる事務所	京都市南区東九条東山王町 27 番地 元山王小学校		

(出典:児童館学童連盟ホームページ)

令和4年度の活動は、児童館学童連盟事業活動報告によれば、以下のとおりである。

事業名	事業内容				
健全育成・子	・委員会活動(事業推進委員会、処遇・施設委員会、予算対策特別				
育て支援事業	委員会等)				
	・児童館・学童保育所職員の資質向上のための研修				
	・障害のある児童の統合育成事業				
	• 広報活動				
	<ul><li>とびだせ!やんちゃんねるの開催</li></ul>				
	・子育て支援のための普及事業・京都はぐくみ憲章の啓発活動				
	<ul><li>読書好きの子どもになるための本の虫プロジェクト</li></ul>				
	・大学と連携した学習支援事業				
	・学童クラブ利用料金算定事業(委託を受けた児童館・学童保育所				
	の利用料算定事務)				
	・京都市家庭ごみ有料指定袋無償配布事業				
	・無料職業紹介事業				
	・大学生等職業体験事業				
	・フードドライブ事業				
	・京都市ファミリーサポート事業				
施設運営	・児童館の運営(8箇所)				
	・つどいの広場運営				
法人管理	・総会 (3回) ・理事会 (6回)				
	・コンプライアンス研修				

## 2.5.1.2 児童館学童連盟補助金の概要

京都市は、京都市における児童館・学童クラブの活動支援及び児童福祉関係の事業を 推進することにより、児童の健全育成を図り、児童福祉の向上に資することを目的に設 立された児童館学童連盟に対する補助金の交付を行っている。

### (1) 補助金の対象事業

公益社団法人京都市児童館学童連盟補助金交付要綱(以下、この項において「交付 要綱」という。)によれば、補助金の対象事業は、

- ① 児童館・学童クラブを通じた健全育成・子育て支援事業の実施
  - ア 市内児童館・学童クラブ全体における健全育成・子育て支援事業に係る各種専門 委員会(事業推進委員会、広報委員会等)の運営
  - イ 市内各児童館・学童クラブの連絡調整等の連盟が担っている事務の統括
- ② 児童館人材マッチングセンター運営である。

## 交付要綱

(交付の対象)

- 第2条 補助金の対象は、別表に掲げる連盟の事業に要する経費のうち、次の各号に 掲げるもの及び市長が適当と認めるものとする。
  - (1) 人件費(2) 報償費(3) 旅費(4) 需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費を含む。)(5) 役務費(通信運搬費を含む。)(6) 委託料(7) 使用料及び賃借料(8) 備品購入費(9) 負担金

### 別表 (第2条関係)

- 1 児童館・学童クラブを通じた健全育成・子育て支援事業の実施
- (1) 市内児童館・学童クラブ全体における健全育成・子育て支援事業に係る各種 専門委員会(事業推進委員会、広報委員会等)の運営
- (2) 市内各児童館・学童クラブの連絡調整等の連盟が担っている事務の統括
- 2 児童館人材マッチングセンター運営

令和4年度の補助金実績報告書によると決算額と補助金充当経費は、【表2.5.1.2の1】 のとおりであり、法人会計が補助金の対象となっていることがわかる。

【表 2.5.1.2 の 1】令和 4 年度補助金収支決算書の要約

(単位:千円、千円未満切り捨て)

部門	項目	人件費	事務費	計	
	決算額	17, 296	8, 625	25, 922	
法人会計	補助金充当額	17, 296	5, 740	23, 037	
	備考	事務局長・事務局次長・事務職員			
児童館・学童クラブを	決算額	31, 708	61, 087	92, 796	
公益1 通じた健全育成・子育	補助金充当額	6, 927	196	7, 124	
て支援事業	備考	主任児童厚生員			
	決算額	257, 681	91, 175	348, 857	
公益 2 児童館運営・支援事業	補助金充当額	2, 960	353	3, 314	
	備考	マッチングセン	ター従事職員給与	手当の2分の1	
公益3統合育成事業	決算額	9, 930	6, 446	16, 377	
公益3  桃口月八尹未	補助金充当額	_	_	_	
公益 4 ファミリーサポート	決算額	18, 272	13, 547	31, 820	
事業	補助金充当額	_	_	_	
公益5 やんちゃフェスタ事	決算額	-	92	92	
公益 5     業	補助金充当額	_	_	_	
合 計	決算額	334, 891	180, 975	515, 866	
口	補助金充当額	27, 185	6, 290	33, 476	

(出典:補助金実績報告書)

児童館学童連盟が提出した「事業概要」に記載されている京都市補助金を原資として 実施している事業について、交付要綱の対象事業と比較した内容は、【表 2.5.1.2 の 2】 のとおりである。

【表 2.5.1.2 の 2】補助金対象事業に関する「事業概要」と「交付要綱」の比較

	<b>車</b>					
	事業概要	交付要綱				
法人会計(管	社員総会・理事会などの会議運営、					
理部門会計)	各公益事業の財務管理、加盟団体					
	の用に供することを含めた諸規定					
	の整備等を実施					
公益1	児童館・学童クラブを通じた健全	児童館・学童クラブを通じた健全				
	育成・子育て支援事業	育成・子育て支援事業の実施				
	<ul><li>各種専門委員会の運営</li></ul>	(1)市内児童館・学童クラブ全体に				
		おける健全育成・子育て支援事				
		業に係る各種専門委員会(事業				
		推進委員会、広報委員会等)の				
		運営				
		(2)市内各児童館・学童クラブの連				
		絡調整等の連盟が担っている事				
		務の統括				
公益 2	児童館人材マッチングセンター運	児童館人材マッチングセンター運				
	営	営				

事業概要での法人会計の業務内容をみると、「社員総会・理事会などの会議運営」が含まれているが、交付要綱の対象業務と照らすと、交付対象とは言い難い。特にホテル等の外部会場で実施している総会や理事会に関連する費用を京都市が補助することは、補助金の有効性及び効率性の観点から不適切と言わざるを得ない。また、法人会計の業務内容である「各公益事業の財務管理」についても、例えば児童館学童連盟は、一元化児童館の運営を委託されており、児童館を運営するに当たって必要となる基本的な運営経費の額を委託料として受けとった上で、さらに各公益事業の財務管理のための補助金額を受け取っている。一方、他の一元化児童館の運営事業者は、同様の補助は受けておらず、公平性の観点から疑問がある。

さらに、法人会計の業務内容である「加盟団体の用に供することを含めた諸規定の整備等」については、交付要綱の対象とならない諸規定の整備等が交付対象となっており 適切ではない。

# 【指摘事項2】児童館学童連盟補助金の対象業務

社員総会・理事会などの会議運営、各公益事業の財務管理、加盟団体の用に供することを含めた諸規定の整備等の活動に関する「法人会計」の経費に対し補助金の対象としているが、交付要綱の補助金対象業務に照らし、補助金対象外とする必要がある。

現状、交付要綱の別表で掲げられている「市内各児童館・学童クラブの連絡調整等の連盟が担っている事務の統括」が法人会計の業務だと解釈している可能性がある。しかし、「市内各児童館・学童クラブの連絡調整等の連盟が担っている事務の統括」という内容では、具体的にどのような内容が補助金の対象業務に該当するか解釈の余地が生じやすい。補助金の対象業務に該当するかどうか客観的に判断しやすいよう、交付要綱の内容をより具体的な対象業務に改めることが望まれる。

#### 【意見 16】児童館学童連盟補助金要綱の対象業務の内容

児童館学童連盟補助金要綱の補助金対象業務のうち「市内各児童館・学童クラブの 連絡調整等の連盟が担っている事務の統括」という内容は、どのような業務内容を指 しているのか解釈の余地が生じやすい。客観的に判断しやすいよう、より具体的な内 容に改めることが望まれる。

# (2) 補助金実績報告書の決算金額

児童館学童連盟の令和 4 年度の経費合計金額について、財務諸表(442,018 千円、参照【表 2.5.1.2 の 3】経費合計)と補助金実績報告書(515,866 千円、参照【表 2.5.1.2 の 1】合計行の決算額)とが異なっている。

【表2.5.1.2の3】令和4年度財務諸表の経費金額

(単位:千円、千円未満切り捨て)

項目		金額	備考
経常経費 事業費		411, 834	
	管理費	25, 469	
	計	437, 303	
経常外経費		4, 714	固定資産除却損・過年度減価償却費
経費合計		442, 018	

(出典:児童館学童連盟令和4年度財務諸表「正味財産計算書」)

京都市は、財務諸表を入手した段階で財務諸表と補助金実績報告書を照合し、補助金実績報告書の正確性について確認する手続を実施する必要がある。

#### 【指摘事項3】児童館学童連盟補助金の実績報告書の決算金額

児童館学童連盟補助金に関する「補助金実績報告書」の決算額と事業者の「財務諸表」とが異なっている。京都市は提出書類である「補助金実績報告書」の決算額と「財務諸表」を照合する等、補助金実績報告書の正確性について確認する手続を実施する必要がある。

# (3) 児童館人材マッチングセンター運営に対する補助

近年の労働環境の変化に伴い児童館・学童保育所における人材の確保について困難な状況が続いている一方、学童クラブ登録児童数は増加を続けており、国の基準に応じた職員配置を実現することが、より難しくなってきていることを受け、児童館学童連盟が、児童館・学童保育所における人材の確保を進めることを目的に平成31年1月に厚生労働大臣の許可を受け「無料職業紹介 児童館人材マッチングセンター」を開設したものである。令和4年度で4年が経過し、令和4年度において採用者は2名である。

京都市は、当該児童館人材マッチングセンター運営について補助金対象事業としており、令和4年度では、3,314千円の補助金が交付されている。

令和4年度の実績は、【表2.5.1.2の4】のとおりである。

【表2.5.1.2の4】令和4年度児童館人材マッチングセンター実績

項目	採用形態	人数
求職登録	正職員	7名
	臨時的任用職員	4名
求人登録	正職員	14 件
	臨時的任用職員	65 件
採用件数	正職員	1名
	臨時的任用職員	1名

(出典:令和4年度児童館学童連盟事業活動報告)

京都市は、当該事業について評価するタイミングや具体的な評価指標を決めていない。令和元年から令和3年度までは、コロナ禍であったことを考慮すると、現時点で、当該補助金の成果を評価するのは難しい側面もあると思われるが、あえて評価するならば、令和4年度の採用者は2名、補助金の充当額は3,314千円であるため、採用者1名につき1,657千円の補助金を交付していることとなる。これを踏まえると、現時点で十分な成果がでているとは言い難い。

補助金は、時に有効性が低いにもかかわらず、長期間継続する可能性がある。その ため、当該事業を数値的に振り返り、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証する ために、評価期限と評価指標を定めることが望まれる。

# 【意見17】児童館人材マッチングセンター運営に対する補助金

令和4年度の児童館人材マッチングセンター事業による採用者は2名である。当該 事業を数値的に振り返り、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証するために、評 価期限と評価指標を定めることが望まれる。

#### 2.5.2 京都市による確認手続

京都市の担当者は、児童館学童連盟が申請した補助金の対象となる経費の正確性を確認するため、補助金実績報告書の補助金充当経費額が、交付要綱第2条に掲げる経費に一致するか、事業計画に記載された内容や金額の規模感とも照らし合わせながら、具体的な申請内容について相手方に個別確認などを行っているとのことである。

しかし、実績報告書に記載された1年間の経費の金額をみても、具体的な明細や証憑 を確認しないと実績報告書に記載された経費金額が、補助金の対象となる取引の金額か どうかわからず、したがって個別確認が必要かどうかわからない点が多いと思われる。

申請された経費金額が補助金の対象業務に関するものか、補助金対象経費の明細や給 与台帳の提出を求め担当者が確認する、もしくは担当者が実地調査により会計帳簿や証 憑を閲覧する等により真に補助金の対象業務に対応する経費かどうか確認する手続が 必要である。

#### 【意見 18】児童館学童連盟補助金に関する追加資料や実地調査の検討

申請のあった補助金対象経費が、真に対象経費かどうか確認するため、申請のあった経費の明細や給与台帳等の根拠資料の提出を求め内容を確認し、必要な場合には実地調査により会計帳簿や証憑の閲覧を実施することが望まれる。

#### 2.6 放課後児童支援員等の処遇改善

#### 2.6.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	児童育成施設運営
事業名	放課後児童支援員等の処遇改善
担当部署	育成推進課
事業目的及	学童クラブ事業運営団体における放課後児童支援員等を対象とした処
び内容	遇改善を支援することを目的として、運営団体において収入を3%程
	度(月額9,000円)引き上げるための措置を講じた場合に、その費用
	を助成する。
根拠法令等	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱
事業の支出	補助金
形態等	

(単位:百万円)

項目	負担金	給与	共済費	その他	合計
令和4年度予算	140	3	1	0	144
令和4年度決算	91	1	0	0	92

放課後児童支援員等の処遇改善事業は、国の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に伴う交付金を利用した事業である。学童クラブ事業に従事する職員(以下、この項において「職員」という。)に対し継続的に賃上げ効果に資する措置を講じることを前提に収入の3%(月額9,000円)程度の賃金改善を行う運営団体に対して、令和4年2月から令和5年3月までの間、当該賃金改善を行うために必要な費用を助成する事業である。助成額は、職員一人あたり月額11,000円(法定福利費等の事業主負担分含む。)を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額としている。なお、上記令和4年度予算及び決算は、当該事業のうち令和4年4月から令和5年3月を対象とした金額である。

#### 2.6.1.1 補助の対象者

補助の対象者は、京都市から学童クラブ事業について委託(指定管理者制度に基づく 指定を含む。)を受けている、もしくは地域学童クラブ事業の補助を受けている団体で ある。

補助を受ける団体は、賃金改善に係る計画書を作成し、計画の具体的な内容を職員に 周知する必要があり、原則として令和4年2月から令和5年3月まで職員に対する賃金改善 を実施する必要がある。 また、当該事業により継続的に賃上げ効果が出るよう、最低でも賃金改善の合計額の 3分の2以上は、基本給又は毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることを要件と している。

#### 2.6.1.2 補助金額

補助金額は、令和4年2月から令和5年3月までの期間を対象に、一人あたり月額11,000円(法定福利費等の事業主負担分含む。)を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額としている。また、補助金額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てる必要がある。なお、補助を受ける団体は、当事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させない必要がある。

令和4年度の交付額は、【表2.6.1.2】のとおりであり、全学童クラブ事業運営団体161 施設のうち157施設が交付を受けている。

【表 2.6.1.2】放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付実績

(単位:千円)

	交付団体数	対象施設	令和4年度交付額
放課後児童支援員			
等処遇改善臨時特	62団体	157施設	90, 832
例事業補助金			

(出典:はぐくみ局提供データを監査人が集計)

#### 2.6.1.3 実績報告

補助を受ける団体は、以下の対象期間ごとに実績報告書を提出する必要がある。

対象期間	提出期限
令和3年度分	令和4年4月末
(令和4年2月1日から同年3月31日までの対象経費)	
令和4年度上半期分	令和4年10月末
(令和4年4月1日から同年9月30日までの対象経費)	
令和 4 年度下半期分	令和5年4月末
(令和4年10月1日から翌年3月31日までの対象経費)	

また、実績報告書の添付書類は、以下のとおりである。

- ・賃金改善の比較対象となる令和4年1月分給与の支払額がわかる資料
- ・賃金台帳等の支払額がわかる資料等の写し

## ・その他実績額の算出に関し参考となる資料

監査人は任意に2施設を抽出し、当該施設の申請書類、実績報告書(添付書類含む。)、 交付通知書等の関連書類を閲覧し、関係法令に準拠して適切に事務が執行されているか 確認するため、必要な書類が提出されているか、また書類間に不整合がないかどうか等 を確認したが、指摘事項は発見されなかった。

#### 2.6.2 京都市による確認手続

京都市は、当該補助金の確認手続として、主に申請団体の提出書類の入力漏れや軽微な記載誤りなどの形式的確認のみを行っている。京都市としては、各運営団体に対して、事業の仕組みを記載した通知文及び書類作成に関する留意事項をまとめたQ&A、記入要領等を送付し、運営団体が当事業を十分に理解するよう取組を行っており、各運営団体から正確性の高い申請書類等を受領することができているため、形式的確認のみを行っているとのことである。

しかし、当該補助金は、申請団体からの申請に基づいて補助金を支給するものである ため、処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検 証を行うプロセスが別途必要である。

この点、はぐくみ局で所管している対象施設の指導監督事業については後述する 7.1 社会福祉法人等の指導監督事業があることから、担当課であるはぐくみ創造推進室と連携をとり、どのような視点での検証が行われているか、どのような視点で検証が弱いかを協議して、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

# 【意見 19】放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金事業における要件確認 方法の検討

処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。

#### 2.7 放課後まなび教室

# 2.7.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	放課後まなび教室
事業名	放課後まなび教室
担当部署	育成推進課
事業目的及	学校施設を活用し、保護者・地域の方々・学校運営協議会・学校ボラ
び内容	ンティア等の参画を得ながら、放課後の子どもたちに学習の習慣づけ
	を図る「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供するこ
	とを目的に実施。全市立小学校に設置。内容は各教室により異なる
	が、月曜日~金曜日のうち週3~5日、放課後の時間に自主学習(宿
	題や予習・復習)等行っている。
根拠法令等	京都市放課後まなび教室実施要綱
事業の支出	委託
形態等	(補足事項:小学校区単位、地域団体・PTA 等で構成される放課後まな
	び教室実行委員会に委託)

(単位:百万円)

項目	委託料	通信運搬費	需用費	その他	合計
令和4年度予算	127	2	1	0	130
令和4年度決算	95	1	1	0	97

平成 19 年度、国において学校で子どもたちが自主的に学ぶ場や体験活動の場、また安心・安全な活動拠点を確保することが課題となっている状況を踏まえ、全ての児童を対象とした「放課後子ども教室推進事業」と昼間留守家庭児童を対象とした「放課後児童健全育成事業」を二つの柱とする「放課後子どもプラン」が創設された。

京都市では、平成19年度から、学校施設を有効に活用し放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実を図ることを目的として、小学4年生から6年生までを対象とした「放課後子ども教室推進事業」の京都市版である「放課後まなび教室」事業をスタートさせた。

平成 21 年度からは対象学年を小学生全学年とするとともに、全ての京都市立小学校で実施している。当該事業の実施にあたり、京都市では、京都市放課後まなび教室実施要綱を定めている。当該事業の概要は、以下のとおりである。

利用対象	原則として、その小学校に在籍する1~6年生(登録制)
利用料金	参加料 無料。
	保険料 年額800円。必要に応じて教材費等実費負担あり。
実施日時	概ね年間を通じて、放課後及び長期休業日に継続的に実施する。ただ
	し、原則として年間 250 日未満とする。
	月曜日から金曜日までの週5日とするが、各学校の状況等により、週3
	日~4 日とすることができる。
	授業終了後から最長午後6時まで
	※終了時刻は学校・季節により異なる。
	※長期休業中の実施の有無は、学校により異なる。
	※土・日・祝・年末年始、学校閉鎖日は閉校
運営	学校ごとに組織する実行委員会に委託
	実行委員会の構成員は、学校運営協議会理事、自治連合会会長、小学校
	校長・教頭・教務主任、PTA会長等
実施体制	・コーディネーター
	概ね 10 小学校区あたり 1 名。放課後連携教育主事(市職員。以下、
	この項において「主事」という。)が担う。
	(役割) 放課後対策事業の連携についての調整、保護者等に対する参加
	の呼びかけ、学校や関係機関等との連絡調整、地域の協力者の
	確保の支援、学習アドバイザー及び学習サポーターの活動状
	況の総括、実行委員会の財務状況の総括など。
	・学習アドバイザー
	1 教室 1 日あたり 1 名。
	複数名による輪番制や、タイムシェアリングによる運営も可。
	(役割)教室の責任者、安全管理、活動の支援。
	(謝金) 1 時間あたり 800 円。
	・学習サポーター
	教室1日あたり2名を基本とするが、実情に応じて増減可
	(役割)学習アドバイザーの補佐、活動の支援
	(謝金) 1 時間あたり 700 円。
活動例	・自主学習
	宿題、予習・復習、プリント、読書、音読など。
	・創作・交流・体験活動
	手芸、工作、折り紙、百人一首、パズル、将棋など。
	・季節的・定期的行事
	陶芸教室、押し花づくり、年賀状づくり、漢字検定など。

# 経費 放課後まなび教室の実施に関し、謝金以外の経費は、通信運搬費、印刷製本費、事業関係者の保険料、消耗品費等、各教室の運営に必要な費用を適宜積算する。 研修等に係る経費は、謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、

研修等に係る経費は、謝金・旅費、通信連搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等、必要な費用を適宜積算する。ただし、飲食物費及び交際費に該当する経費は除く。

令和3年度からは、学校・学童クラブ・放課後まなび教室の関係者の情報共有の場を 設定し、両事業関係者の相互理解の促進や両スタッフの顔の見える関係性の構築等のた めの意見交換の場を設け、学童クラブ事業と放課後まなび教室の連携に向けた取組を行 っている。

#### 2.7.2 登録児童数等

当事業の過去5年間の登録児童数、平均登録率、平均実施日数、スタッフ数は、【表2.7.2の1】のとおりである。

令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、放課後まな び教室の実施日数は少ない傾向にあり、平均登録率も減少した。

令和4年度には、実施日数は新型コロナウイルス感染症が蔓延する前の平成30年度に近くなっている。ただし、登録児童数は、平成30年度に比べると約3割減と低調である。

【表 2.7.2 の 1】放課後まなび教室の登録児童数等の推移

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録児童数 (人)	13, 339	13, 517	9, 355	9, 326	9, 044
平均登録率 (%)	21.6	22. 2	15. 5	15.6	15. 4
平均実施日数(日)	101	100	62	38	89
スタッフ数 (人)					
学習アドバイザー	675	669	620	613	616
学習サポーター	1, 298	1, 243	1, 085	1,079	1,017

(出典:はぐくみ局提供データを監査人が計算)

【表 2.7.2 の 2】 令和 4 年度放課後まなび教室実施日数・登録率

実施日数	教室数	平均登録率	教室数
0 日	2	0%	2
1~30 日	2	0.1~20%	107
31~50 日	12	20.1~40%	38
51~70 日	19	40.1~60%	7
71~90 日	62	60.1~80%	1
91~110 日	28	80.1~100%	3
111~130 日	16		
131~150 日	9		
151~170 日	6		
171 目以上	2		
平均	89 日	平均	15.4%

(出典:はぐくみ局提供データを監査人が計算)

【表 2.7.2 の 2】からわかるとおり放課後まなび教室の実施日数は、一律ではなく、 各教室の状況等によりさまざまである。

多くの放課後まなび教室は、4月下旬から5月にかけて開校し、卒業式前の3月中には閉校するが、夏休みや冬休みなどの長期休業中に閉校する教室も多い。

長期休業中に閉校する教室が多い原因について、京都市の担当者によれば、長時間開校するためのスタッフが確保できないこと、また、要綱上「原則 1 日あたり 4 時間以内」の実施としており、1 日のうち限定された時間帯での実施となることから保護者のニーズが少ないことなどが推測されるとのことである。

しかし、京都市が平成30年度に実施した子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査によると、放課後まなび教室への要望に関しては、「長期休業中の実施など、実施日の充実」が最も高く(38.2%)、実施日の充実が望まれている。

京都市は、これまでから、担当主事を中心に学校及び地域と連携し、地域のニーズに 応じた放課後まなび教室を実施しているが、引き続き、実施日数を確保できるよう努め ていくとしている。また、スタッフの募集に関しては、市民しんぶん及び学校を通じて 保護者に配布される広報物等を活用することで、広く募集を周知している。また、ボラ ンティアセンターを置く大学に対し、学習サポーター募集のチラシを配架することで、 学生ボランティアの確保に努めている。

実施日数の少ない放課後まなび教室については、その要因を分析し、スタッフが少ないことによる場合には、その地域を中心にチラシの配架にとどまらず説明会を実施する等、スタッフの募集を強化し、さらなる放課後まなび教室の実施日の充実が望まれる。

# 【意見20】放課後まなび教室の実施日の充実

実施日数の少ない放課後まなび教室については、その要因を分析し、スタッフが少ないことによる場合には、その地域を中心にチラシの配架にとどまらず説明会を実施する等、スタッフの募集を強化し、さらなる放課後まなび教室の実施日の充実が望まれる。

# 2.7.3 委託契約の概要

放課後まなび教室の実施主体は京都市だが、放課後まなび教室の実施に当たっては、各小学校区において、地域団体・PTA・学校等により組織する実行委員会を運営主体として組織し、京都市から各実行委員会に運営を委託している。委託契約の概要は以下のとおりである。

契約相手	各実行委員会
委託事項	・放課後まなび教室の運営に関すること。
	・放課後まなび教室の運営に必要な計画の策定に関すること。
委託期間	1年間
委託料の精	・委託料は実行委員会により提出された実施計画書に基づき決定し、契
算方法等	約締結後速やかに支払う。
	・契約期間中に委託料の不足が見込まれる場合、京都市と契約相手とで
	事前に協議の上、委託料の変更契約を締結し追加分の委託料を支払
	う。
	・年度末に実行委員会より提出された実施報告書に基づき、精算処理
	し、委託料の残額が生じた場合には残額を京都市に返納する。

委託料の金額の根拠となる実施報告書の支出額の正確性については、市職員が実行委員会で保存する帳簿や通帳を照合して確認している。

また、スタッフの報酬については、実施日ごとにスタッフが作成する活動日誌を、1 か月ごとに実行委員会が取りまとめて主事に提出し、計算に誤りがないか主事が確認し、 主事の確認後、市職員もダブルチェックを行っている。

監査人は、委託契約事務が適切かつ効率的に行われているか確認するため、任意に1 施設を抽出し、実施計画書、実施報告書、通帳コピー等を閲覧したが、指摘事項は発見 されなかった。

# 2.8 子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)

# 2.8.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	子育てを支え合える地域社会づくり
事業名	子育て支援活動いきいきセンター (つどいの広場)
担当部署	育成推進課
事業目的及	【目的】
び内容	特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、
	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、
	育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや地域の子育て支
	援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩
	和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育
	て支援機能の充実を図ることを目的とする。
	【内容】
	① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
	② 子育て等に関する相談、援助の実施   ③ 地域の子育て関連情報の提供
	④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
	⑤ 地域の子育て力を高める取組の実施
根拠法令等	児童福祉法第6条の3及び同法施行規則第1条の7
	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 項第 9 号
	子ども・子育て支援交付金交付要綱   京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱
事業の支出	委託
	安江
形態等	

(単位:百万円)

項目	委託料	光熱水費	報償費	合計
令和4年度予算	237	0	0	237
令和4年度決算	227	0	0	227

京都市では、「市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり」に取り組んでおり、子育て中の親の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するために、京都市子育て支援活動いきいきセンター「つどいの広場」(以下「つどいの広場」という。)の開設を進めている。

つどいの広場は、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場所(施設)で、保育士経験者等からなる子育てア

ドバイザーが育児相談に応じるほか、地域の子育て支援に関する情報の提供や子育て講座等のイベントも開催している。

当該事業の実施にあたり、京都市では、「京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱」を定めている。つどいの広場の事業概要は、以下のとおりである。

利用対象	京都市内の子育て中の親子(主に乳幼児を育てている親とその子)
利用料金	無料。必要に応じて教材費等実費負担あり。
開設時間	原則として、午前10時から午後4時まで。
	土曜又は日曜のいずれかを含む週5日以上開設(但し、祝日・年末年始
	を除く。)
運営	事業の実施主体は、京都市だが、運営は、社会福祉法人、特定非営利活
	動法人又は民間事業者等に委託
拠点施設	・概ね 10 組程度の子育て親子が一度に利用できる広さの専用スペース
要件	を有すること。
	・流し台、便所(以上は同一建物内の他施設との兼用可能)、遊具、絵
	本等、乳幼児を連れて利用しやすい設備を有すること。
	・耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地
	震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基
	準に適合していること。
事業の内容	(基本事業:必ず実施する事業)
	・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
	子育て親子に対して、気軽にかつ自由に利用できる場所を提供する
	こと。また、地域における子育て親子の交流を促進するための取組を
	週3回以上実施すること。
	・子育て等に関する相談、援助の実施
	子育てに不安や疑問などを持つ子育て親子に対する相談、援助を実
	施すること。
	・地域の子育て関連情報の提供
	子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情
	報を提供すること。
	・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
	子育てに関心がある者や事業の利用者など、将来、子育て支援活動に
	関わることを希望する者を対象として、月1回以上、子育て及び子育
	て支援に関する講習等を実施すること。
	(充実事業:京都市が特に必要と認める場合に実施を求める事業)
	・出張ひろばの実施

	・地域の子育て力を高める取組の実施
運営する	・子育て親子の支援に関して相当の知識と経験を有する子育てアドバ
職員	イザー 2名以上
	・子育て支援に関心のあるボランティアスタッフ
委託費	基本事業を実施する場合 5,149 千円
	基本事業及び充実事業を実施する場合 6,667 千円
事業の報告	運営事業者は事業の報告のため以下のものを提出する必要がある。
	• 委託期間開始後:事業計画書
	<ul><li>委託期間終了後:実績報告書</li></ul>
	・翌月15日まで:毎月の事業の実施状況等をまとめた月報

監査人は、任意に1事業者を抽出し、令和4年度の事業計画・実績報告・月報・実施施設の平面図等関連書類を閲覧し、運営事業者が「京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱」に基づき実施しているかどうか確認した結果、指摘事項は発見されなかった。

#### 2.8.2 拠点数等

過去3年間の拠点数は【表2.8.2】のとおりである。

【表 2.8.2】 つどいの広場の拠点数

項目 令和2年度		令和3年度	令和4年度
拠点数(箇所) 37		39	39

(出典:はぐくみ局提供資料により監査人が集計)

つどいの広場の拠点数については、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするはぐくみプランにおいて、乳幼児の子育て支援機能の充実の方向性として、「児童館やつどいの広場などがないため、乳幼児の子育て支援機能が身近にない地域において、つどいの広場を少なくとも年1箇所程度新規に確保する」ことを掲げている。

そこで、京都市は、複数の学区において乳幼児を持つ親とその子どもが集い交流する機能をもつ施設の設置がない地域の中で、児童数や未設置面積、近隣施設の状況等から優先順位付けを行い、新規拠点の開設を行ってきた。

令和2~4年度で開設した学区は、以下のとおりである。

・令和2年度:樫原・川岡、二条城北

・令和3年度:下鴨、渉成

• 令和4年度: 乾隆

なお、新規拠点の開設に当たっては、プロポーザル方式により募集を行い、運営事業

者を決定している。

つどいの広場に関し、指摘事項は発見されなかった。

# 2.9 青少年活動センター

# 2.9.1 事業概要

項目名	若者支援
主要施策名	青少年育成の推進
事業名	青少年活動センター(人件費・運営費)
担当部署	育成推進課
事業目的及	青少年の福祉の増進、健全な育成及びその自主的な活動の促進を図る
び内容	ため、青少年活動を振興するための施設として設置し、居場所・相
	談・育成の3つの機能に基づいて事業を実施している。
根拠法令等	青少年の雇用の促進等に関する法律
	京都市青少年活動センター条例
事業の支出	指定管理
形態等	

(単位:百万円)

項目	委託料	備品費	需用費	合計
令和4年度予算	319	1	0	320
令和4年度決算	314	1	0	315

京都市は、青少年の福祉の増進、健全な育成及び自主的な活動の促進を図るため、青 少年活動を振興するための施設として青少年活動センター(京都市中央青少年活動セン ター及び6箇所の分館)を設置し、運営を指定管理者に委託している。運営者は、公益 財団法人京都市ユースサービス協会である。

青少年活動センターは、以下の3点の機能を有している。

居場所機能	学校でもない家庭でもない「第三の居場所 (サードプレイス)」と
	して気軽に立ち寄れ、ロビーや自習室の利用をはじめ、好きなこと
	をして過ごす。
相談機能	日常のちょっとした困り事や学校や家庭に関する悩み事などを気
	軽に相談できる。
育成機能	「こんな活動がしたい」「ボランティアをやってみたい」「地域や
	社会のためになにかしたい」など、青少年の「やってみたい」を後押
	しするような企画やイベントを実施する。

また、各青少年活動センターには、ユースワーカーと称する若者と関わる専門スタッフを配し、社会と若者の間で、若者が社会のメンバーとして自立していくことを若者の側に立って手助けし、成長の支援を行っている。

# 2.9.1.1 施設の概要

青少年活動センターの施設内容は、青少年活動センターごとに若干異なるものの、主に会議室・音楽スタジオ・トレーニングルーム・料理室等がある。また、青少年関係の利用が優先であるが、市民活動・一般教養のための学習会の開催・習い事教室・企業内の研修や会議・入社説明会など一般向けにも貸し出されている。

なお、南青少年活動センターの施設は、昭和43年に開設され、築55年と老朽化が進んでいるが、施設の老朽化に対する具体的な方策及びスケジュールについて、現時点では未定である。

青少年活動センターの施設概要は、【表 2.9.1.1】のとおりである。

【表 2.9.1.1】青少年活動センター施設一覧

		開設年月	延べ床	
名称	所在地	改築・移転年月	面 積	施設内訳
		建物構造	$(m^2)$	
中央青少年活	中京区東洞院	昭和 35 年 7 月	1,870	ロビー・会議室・和室・レ
動センター	通六角下る御	平成6年4月		ッスンスタジオ・トレー
(以下「中央」とい	射山町 262 番	鉄筋鉄骨コンクリ		ニングルーム・音楽スタ
う。)	地	ート造		ジオ等
北青少年活動	北区紫野西御	昭和 37 年 8 月	958	ロビー・会議室・多目的ホ
センター	所田町 56 番地	平成 14 年 9 月		ール・和室・調理室・レッ
(以下「北」とい	北区総合庁舎	鉄筋鉄骨コンクリ		スンスタジオ・音楽スタ
う。)	西庁舎内	ート造		ジオ等

		開設年月	延べ床	
名称	所在地	改築・移転年月	面 積	施設内訳
		建物構造	$(m^2)$	
東山青少年	東山区清水五	昭和 46 年 2 月	1,038	ロビー・会議室・創造活動
活動センター	丁目 130 番地	平成 13 年 3 月		室・創造工作室・音楽スタ
(以下「東山」とい	の 6	鉄筋鉄骨コンクリ		ジオ・レッスンスタジオ・
う。)	東山区総合庁	ート造		和室等
	舎内			
山科青少年	山科区竹鼻四	昭和 53 年 8 月	741	ロビー・会議室・和室・料
活動センター	丁野町 42 番	_		理室・スポーツルーム・テ
(以下「山科」とい	地	鉄筋鉄骨コンクリ		ニスコート等
う。)		ート造		
下京青少年	下京区川端町	昭和 49 年 4 月	3, 078	ロビー・会議室・和室・多
活動センター	13 番地	平成 27 年 4 月		目的ホール ・ 音 楽 ス
(以下「下京」とい		鉄筋鉄骨コンクリ		タ ジオ・武道場・トレー
う。)		ート造一部鉄骨造		ニングルーム等
南青少年活動		昭和 43 年 5 月	847	ロビー・会議室・和室・料
センター	南区西九条南	_		理室・スポーツルーム・テ
(以下「南」とい	田町 72 番地	鉄筋鉄骨コンクリ		ニスコート等
う。)		ート造		
伏見青少年	伏見区鷹匠町	昭和 40 年 6 月	1, 451	ロビー・会議室・和室・料
活動センター	39 番地の 2	平成 22 年 1 月		理室・スポーツルーム・レ
(以下「伏見」とい	伏見区総合庁	鉄筋鉄骨コンクリ		ッスンスタジオ等
う。)	舎内	ート造		

(出典:はぐくみ局提供資料)

# 【意見21】南青少年活動センターの老朽化対策

南青少年活動センターの施設は、昭和43年に開設され、築55年と老朽化が進んでいるが、施設の老朽化に対する具体的な方策及びスケジュールについて、現時点では未定である。今後の改修等について検討することが望まれる。

## 2.9.1.2 活動概要

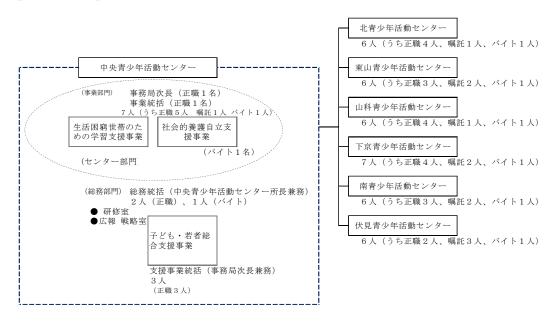
青少年活動センターは、はぐくみプランに掲げる青少年施策を具体化する施設として、 関係機関や団体等との連携のもとに、施策を推進しており、青少年の幅広いニーズや課 題に対応していくため、各センターの持つ機能や地域特性等を活かした施策を展開して いる。

利用対象	・京都市内に在住、通勤又は通学する青少年(13歳(中学生)~30歳) ・京都市内で活動する青少年団体 ・青少年育成関係者			
   開所日時	・毎週水曜日並びに年末年始を除く毎日			
, ,,,,,	・午前 10 時から午後 9 時まで(ただし、日曜日及び祝日は午前 10 時			
	から午後 6 時まで)			
実施事業	・青少年の健全な育成及び社会参加の促進のための講座、研修等の開催			
	・青少年活動のための施設の提供			
	・青少年活動の指導者の養成			
	・青少年活動に関する情報の収集及び提供			
	・青少年活動に関する相談			
	・職業的自立支援			
	・青少年活動に係る交流促進			
	・青少年の非行防止及び健全育成			
	・地域で青少年活動を支援する団体等の掘り起こしや連携			
	・センターごとのテーマ			
	中央 青少年への総合相談窓口と社会参加の促進			
	北 若者の環境学習とまちづくり活動へのサポート			
	東山 若者の創造表現活動の支援			
	山科 若者のまちづくり活動への参加の機会づくり			
	下京 スポーツ・レクリエーション活動を通した若者の社会参加			
	南 若者の居場所づくりの支援(心の居場所づくり)			
	伏見 多文化共生の地域づくりを担う若者の育成			
使用料金	会議室、スポーツルーム等貸与施設は、使用料を徴収する。			
	(使用料免除者)			
	以下のものについては音楽スタジオ、トレーニングルーム及び付属設			
	備以外の施設については使用料を徴収しない。			
	・13 歳以上 23 歳未満の者			
	・使用しようとする者の総数の 10 分の 8 以上が 13 歳以上 23 歳未満の			
	者である団体。			
	・身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付			
	を受けている者等。			
管理運営	以下の業務について、指定管理者に管理運営を委託			
	・上記実施事業に係る業務			
	・センターの維持管理に係る業務			
	・その他市長が必要と認める業務			

#### 2.9.1.3 組織及び人員体制

令和4年度の青少年活動センターの組織及び人員体制は、【図2.9.1.3】のとおりである。過去5年間、組織及び人員体制に多少の変更はあるが、大きな変更はない。

【図 2.9.1.3】令和 4年度青少年活動センターの組織及び人員体制



(出典:はぐくみ局提供資料)

#### 2.9.2 事業実績状況

# 2.9.2.1 利用人数

過去5年間の青少年活動センター全体の利用人数は、【表2.9.2.1の1】のとおりであり、新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和2年度と令和3年度は減少したものの、令和4年度は38万人が利用している。各青少年活動センターの利用者別の推移は【表2.9.2.1の2】のとおりであり、最も利用人数が少ないセンターは「南」であるが、全施設合わせて、令和4年度で3万9千人の利用がある。

【表 2.9.2.1 の 1】青少年活動センター利用人数推移

(単位:人)

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
471, 687	450, 843	267, 913	299, 110	382, 237

(出典:はぐくみ局提供資料)

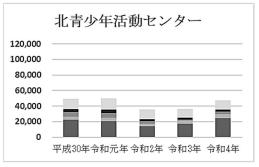
# 【表 2.9.2.1 の 2】各青少年活動センター別利用人数推移

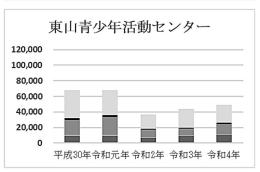
(単位:人)

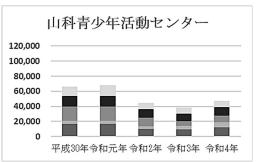
中央青少年活動センター
120,000
100,000
80,000
60,000
40,000
20,000

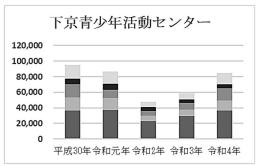
平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年

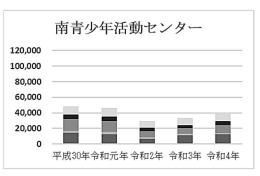
■青少年 ■育成団体 ■青少年個人 ■一般 ■事業参加数

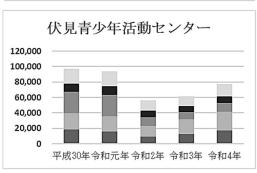












(出典:はぐくみ局提供資料)

(注) 青少年:貸館利用の青少年をカウント

青少年個人:ロビー利用やトレーニングジムの利用者など個人で利用する場合を カウント

事業参加:青少年活動センター主催・共催イベント等の参加者をカウント

# 2.9.2.2 相談件数等

令和 4 年度における青少年活動センター全体の相談件数及び回数の実績は【表 2.9.2.2】のとおりであり、青少年から年間 2,070 回の相談を受けており、相談機能を果たしていることがわかる。また、極めて相談件数の少ないセンターはなく、それぞれのセンターが相談機能を果たしているといえよう。

【表 2.9.2.2】令和 4年度相談件数及び回数

(単位:件、回)

八粨	相談内容	青少	〉年	その他	
分類 	性談門谷	件数	回数	件数	回数
学校生活	学校生活全般・人間関係・進路・就労な				
	どの生き方・不登校・いじめ	377	496	16	25
市民生活	活動内容・余暇の過ごし方・グループ内				
	での人間関係・グループ運営	254	404	110	160
職業生活	職業選択・離転職・職場適応・職場の人				
	間関係	105	262	22	45
恋愛家族	親子や家族との関係・恋愛・恋人との関				
	係	137	321	25	66
心・身体	ジェンダー・HIV・性感染症・健康	101	162	22	71
一般	生き方や行動・性格・お金・契約・法律	121	277	29	47
その他		78	148	56	113
	合計	1, 173	2,070	280	527

(出典:はぐくみ局提供資料)

# 2.9.2.3 施設別稼働率の状況

過去5年間のセンターごとの施設別稼働率は【表2.9.2.3】のとおりである。

【表 2.9.2.3】施設別稼働率推移

	施設名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	大会議室	74. 5%	70.9%	80.0%	85. 7%	77. 7%
	中会議室	79.9%	79.8%	81.5%	82.4%	79. 2%
中	小会議室A	81.8%	74. 5%	68.4%	77.8%	68.0%
央	小会議室B	78. 2%	75.0%	73.8%	76. 3%	73.6%
	レッスンスタジオ	87.6%	87.7%	89.8%	91.9%	90.0%
	和室	79.0%	77. 3%	62. 9%	76. 3%	69.4%

	施設名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	音楽スタジオ	33. 7%	37.4%	34. 9%	34. 5%	29.9%
	ピアノ室	53.8%	43.1%	44. 2%	46.0%	52. 3%
	スポーツルーム東コート	94.0%	92.3%	94. 7%	71.1%	90. 2%
	スポーツルーム西コート	97.8%	97. 3%	98.0%	58. 3%	89. 3%
	事業所計	71.6%	68.8%	67.6%	71. 3%	68.0%
	多目的ホール	81. 2%	79.4%	86.9%	88. 2%	86.0%
	小会議室	69.0%	66. 9%	71.8%	71.9%	71.6%
	中会議室	61. 7%	64. 2%	70.9%	74. 2%	68.0%
	料理室	55. 1%	58.0%	58. 7%	54.6%	49. 1%
北	和室	51.1%	53.6%	66. 5%	57.8%	51. 7%
	レッスンスタジオB	62.8%	64.8%	73. 1%	75.6%	70. 1%
	レッスンスタジオA	82. 7%	82.7%	87. 2%	89. 1%	87. 3%
	音楽スタジオ	32.3%	26.9%	22.4%	19.6%	18.9%
	事業所計	62.0%	62. 1%	67. 3%	66.4%	62. 9%
	ミーティングルームA	56. 9%	55. 7%	54. 3%	64. 1%	59.9%
	ミーティングルームB	56.6%	57.0%	54. 2%	63. 7%	59. 5%
	ミーティングルームC	50.9%	49.9%	40.2%	47. 1%	43.8%
東	創造活動室	85. 2%	77.4%	71. 9%	82.6%	74.0%
出	創造工作室	69. 2%	66. 7%	63.3%	60.6%	63.5%
	音楽スタジオ	27.6%	31.8%	13.9%	18.3%	17.4%
	レッスンスタジオ	79. 1%	73. 7%	76. 9%	84. 9%	80.7%
	和室	48. 7%	52.9%	46. 2%	51.7%	46.5%
	事業所計	59. 3%	58. 1%	52.6%	59. 1%	55. 7%
	大会議室	65. 9%	70.9%	72.0%	69. 2%	73. 9%
	中会議室	62.4%	62.5%	62. 1%	59. 2%	63.8%
	小会議室	98.6%	99.8%	99. 5%	99.0%	99. 5%
山	スポーツルーム	90.4%	91.2%	89.6%	83.6%	84.0%
科	屋外テニスコート	72. 1%	69.7%	53.3%	47.5%	49. 2%
	料理室	38.4%	37.9%	27.6%	25.6%	28. 1%
	和室	57. 3%	60.2%	55.9%	51.8%	59.9%
	事業所計	69. 2%	70.4%	66.4%	62.6%	65.8%
下	多目的ホール	69. 7%	66. 3%	78. 5%	81.6%	81. 5%
京	大会議室 A	63.4%	64.8%	67.6%	68.5%	68.3%
	大会議室 B	76.8%	74. 9%	82.6%	86.3%	84. 7%

	施設名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	中会議室 A	67. 1%	76.6%	73.3%	71.8%	69. 1%
	中会議室 B	76. 7%	76.8%	76.8%	83.4%	81.3%
	小会議室 A	71.9%	74. 3%	73.3%	68. 7%	65. 4%
	小会議室 B	92.9%	85. 1%	90. 5%	93. 2%	86.8%
	小会議室C	71.4%	74.4%	72.3%	68. 2%	67.4%
	和室	60.4%	64. 5%	61.3%	53.4%	52.9%
	武道場	74.6%	80.2%	77. 3%	77.8%	81.2%
	音楽スタジオ	37. 3%	38. 2%	21.4%	25. 4%	24. 9%
	事業所計	69.8%	70.9%	71.0%	71. 2%	69.9%
	スポーツルーム	80.4%	78. 7%	59. 5%	82.8%	82.9%
	大会議室	60.3%	59.0%	35.8%	63. 5%	61.0%
	中会議室	51. 2%	52.0%	16. 9%	51. 7%	49. 1%
南	料理室	30.0%	29.4%	0.0%	21. 1%	18.8%
円	和室	46. 7%	59. 7%	16.9%	55.8%	78.0%
	テニスコート	36. 2%	31.5%	11.4%	22.6%	14.0%
	多目的室	47. 3%	46.4%	23.0%	39.6%	36. 1%
	事業所計	51.6%	52.6%	24. 1%	50. 1%	51. 2%
	中会議室 A	75. 3%	73. 9%	53.4%	75. 1%	74. 1%
	中会議室 B	71.6%	71.0%	56. 2%	70. 2%	66. 7%
	小会議室 A (自習室)	99.8%	99. 7%	100.0%	100.0%	100.0%
	小会議室 B	79. 2%	78.0%	59. 5%	76.8%	80. 2%
伏	和室	54.4%	56.9%	43.2%	58.0%	59.3%
見	料理室	22.9%	19.4%	0.0%	8. 7%	18.0%
尤	レッスンスタジオ	75. 5%	73. 7%	68. 2%	77.6%	78.6%
	スポーツルームA	88. 2%	90. 7%	67.6%	92. 1%	90.0%
	スポーツルーム B	70. 2%	64. 5%	27. 0%	71.0%	70.6%
	スポーツルーム C	70. 2%	64. 5%	27.0%	71.0%	70.6%
	事業所計	70. 7%	69. 2%	50. 2%	70. 1%	70.8%
糸	卷 合 計	65.6%	65. 2%	63.9%	65.3%	64. 3%

(出典:はぐくみ局提供資料)

令和4年度の青少年活動センター全体の稼働率は、64.3%だが、個別にみると過年度から稼働率の低い施設もある。例えば、音楽スタジオ(北、中央、東山、下京)・料理室(山科、南、伏見)・テニスコート(南)などは、稼働率が低いといえよう。

音楽スタジオは、ドラムやアンプ等を常設し、13歳以上23歳未満の利用者が8割以上で利用する青少年グループもしくは個人の場合であっても、有料で貸し出していることが一因と思われるが、京都市としても、自ら情報発信を行う、また青少年活動センター自ら周知活動を強化するような施策を実施することが望まれる。

なお、現状、センターの施設の貸出しの情報発信は、京都市や青少年活動センターのホームページ、学生向けアプリや市民しんぶん(区版含む。)等により行っている。

# 【意見 22】青少年活動センターの貸館事業の周知

音楽スタジオ等一部の施設は稼働率が低調なものもある。京都市としても、自ら情報発信を行う、また青少年活動センター自ら周知活動を強化するような施策を実施することが望まれる。

#### 2.9.3 指定管理者の募集及び協定書の概要

青少年活動センター(京都市中央青少年活動センター及び6箇所の分館)の運営は、 公募により指定管理者を募集し、審査により指定管理者を選定している。令和5年4月1 日から令和9年3月31日までの指定期間における募集は1者のみの応募であった。指定管 理者とは協定書を締結している。協定書の概要は以下のとおりである。

指定管理者	公益財団法人京都市ユースサービス協会
業務の範囲及び	青少年の教養の向上及び社会・市政参加の促進のための講座、研修
管理の基準	等の開催に関すること等仕様書に定める。
使用料の徴収事	使用料の徴収事務を委託
務の委託	使用枠の徴収事務を委託
管理に要する費	令和 5 年度から令和 8 年度のそれぞれの年度において、
用の支払い	327,878,000 円(消費税及び地方消費税相当額 29,807,091 円を含
	t.)
	管理に要する費用の変更が必要となった場合には、相手方に対し
	て書面で申出を行い、変更の要否や変更後の金額について協議の
	うえ、変更する。
その他	・事業報告書の提出
	・利用者満足度等の把握等

- 3 子ども家庭支援課
- 3.1 児童手当給付費

# 3.1.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	児童手当
事業名	児童手当給付費
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児
び内容	童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校を修了するまで(15
	歳に達する日以降、最初の年度末まで)の児童を養育している者に対
	して手当を支給する。
根拠法令等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則
	京都市児童手当事務処理要綱
事業の支出	扶助費(市民分)、職員手当等 児童手当(市職員)
形態等	

(単位:百万円)

項目	職員手当等 児童手当	扶助費	合計	
令和4年度予算	1, 349	18, 004	19, 353	
令和4年度決算	1, 333	17, 251	18, 584	

(注)市職員分については、「職員手当等 児童手当」に計上され、市民分については「扶助費」に計上される。

# 3.1.1.1 給付額

当該制度は、昭和47年に発足し、当初は5歳未満の第3子以降に対して月額3,000円を 支給していたが、以後、段階的に拡大し、令和5年3月末現在における給付額は以下のと おりとなっている。

【表3.1.1.1】児童手当給付額(令和5年3月末現在)

児童の	児童手当の額		
八里(7)	(一人あたり月額)		
3歳未満	3歳未満		
25年。小学拉族了前	第1子・第2子	10,000円	
3歳~小学校修了前 	第3子以降	15,000円	
中学生	10,000円		

(注)「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育 している児童のうち、3人目以降をいう。

# 3.1.1.2 財源割合

本事業の財源は国(実質的に事業主負担含む。)、京都府及び京都市の三者で負担している。

【表3.1.1.2】児童手当給付費の財源割合

支給対象児童		国	事業主	京都府	京都市
			(注)		
3 歳未満	3 歳未満     被用者       非被用者		21/45	4/45	4/45
			I	1/6	1/6
3 歳~小学校修了前	第1子・第2子	4/6	I	1/6	1/6
第3子以降		4/6	_	1/6	1/6
中学生	4/6	-	1/6	1/6	

(注)事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率 (3.6/1000)を乗じて得た額を財源としている。

# 3.1.2 支給要件と所得制限

# 3.1.2.1 支給要件

- ① 一定の児童を監護し、その児童と一定の生計関係にあること。
- ② 児童を養育している者(請求者)及び養育される児童が日本国内に住所を有していること。なお、留学のため海外に居住している児童も対象となる場合がある。

# 3.1.2.2 所得制限限度額

当該制度は所得制限があり、請求者の前年または前々年の所得が、下記の所得制限限度額未満(【表3.1.2.2】①)である必要がある。ただし、所得制限限度額以上であったとしても所得上限限度額未満(【表3.1.2.2】②)であれば特例給付が適用され、一律5,000

円が支給される。

【表3.1.2.2】(所得制限限度額表)

扶養親族等の数	① 所得制	限限度額	② 所得制限上限限度額		
	限度額 (万円)	給与収入 の目安 (万円)	限度額 (万円)	給与収入 の目安 (万円)	
0人	622	833. 3	858	1,071	
1人	660	875. 6	896	1, 124	
2人	698	917.8	934	1, 162	
3人	736	960	972	1, 200	
4人	774	1,002	1,010	1, 238	
5人	812	1,042	1,048	1, 276	

# 3.1.3 児童手当支給額の実績

令和2年度以降の3年間の児童手当支給実績は、以下のとおりである。

【表3.1.3】令和2年度~令和4年度 児童手当支給実績の推移

	<b>△₹</b> □○左 <b>庆</b> 油 笠	受給者数	児童数	支給額			
	令和2年度決算	(人)	(人)	(百万円)	国庫負担	府負担	市負担
糸	合付費(市民分)	93, 600	149, 760	18, 803	13, 054	2,874	2, 874
	児童手当	81, 601	130, 562	17, 651	12, 286	2,682	2, 682
	3歳未満分	14, 744	23, 590	4, 246	3, 350	448	448
	3歳~小学生分	50, 454	80, 727	10, 255	6, 837	1, 709	1, 709
	中学生分	16, 403	26, 245	3, 149	2, 100	525	525
	特例給付	11, 999	19, 198	1, 152	768	192	192
	3歳未満分	1, 468	2, 348	141	_	_	_
	3歳~小学生分	7, 513	12, 021	721	_	_	_
	中学生分	3,018	4,829	290	_	_	_
糸	合付費(職員分)	6, 136	9,818	1, 312	0	0	1, 312
	児童手当	5, 826	9, 321	1, 283	0	0	1, 283
	特例給付	311	497	30	0	0	30
	合 計	99, 736	159, 578	20, 115	13, 054	2,874	4, 187

	<b>△</b> ₹110年 庆冲 答	受給者数	児童数	支給額			
	令和3年度決算	(人)	(人)	(百万円)	国庫負担	府負担	市負担
糸	合付費(市民分)	91, 446	146, 314	18, 319	12, 706	2,805	2, 807
	児童手当	79, 627	127, 403	17, 184	11, 950	2, 616	2, 618
	3歳未満分	13, 923	22, 277	4, 010	3, 168	421	421
	3歳~小学生分	49, 272	78, 835	10, 019	6, 678	1,670	1, 671
	中学生分	16, 432	26, 291	3, 155	2, 103	526	526
	特例給付	11, 819	18, 911	1, 135	756	189	189
	3歳未満分	1, 395	2, 232	134	_	_	_
	3歳~小学生分	7, 439	11, 903	714	_	_	_
	中学生分	2, 985	4, 776	287	_	_	_
糸	合付費(職員分)	6, 259	10, 014	1, 334	0	0	1, 334
	児童手当	5, 929	9, 486	1, 302	0	0	1, 302
	特例給付	330	528	32	0	0	32
	合 計	97, 705	156, 328	19, 653	12, 706	2,805	4, 141

	△和4左库边笆	受給者数	児童数	支給額			
	令和4年度決算	(人)	(人)	(百万円)	国庫負担	府負担	市負担
糸	合付費(市民分)	84, 228	134, 765	17, 251	11, 969	2,639	2, 642
	児童手当	76, 688	122, 701	16, 527	11, 487	2, 519	2, 521
	3歳未満分	13, 114	20, 983	3, 777	2, 988	394	395
	3歳~小学生分	47, 250	76, 032	9, 668	6, 444	1,611	1,612
	中学生分	16, 054	25, 686	3, 082	2, 055	514	514
	特例給付	7, 540	12, 064	724	482	121	121
	3歳未満分	883	1, 413	85	_	_	_
	3歳~小学生分	4, 749	7, 598	456	_	<u> </u>	_
	中学生分	1, 908	3, 053	183	_	_	_
糸	合付費(職員分)	6, 221	9, 953	1, 333	0	0	1, 333
	児童手当	5, 961	9, 538	1, 308	0	0	1, 308
	特例給付	259	415	24	0	0	25
	合 計	90, 449	144, 718	18, 584	11, 969	2,639	3, 975

(出典:はぐくみ局提供資料)

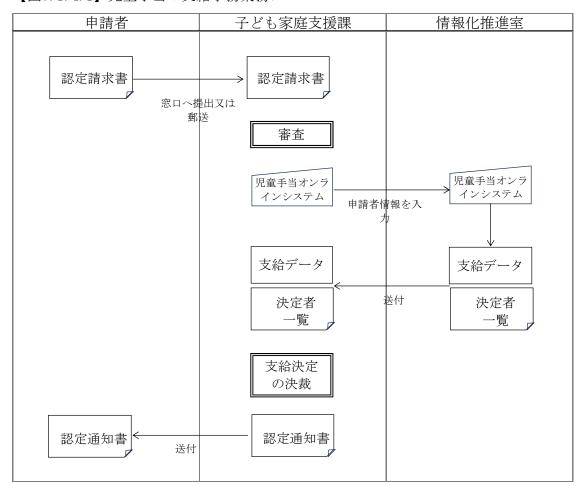
児童数の減少に伴い、児童手当の支給額が低減している。また、令和4年10月支給分から児童養育者の年収1,200万円以上(扶養親族3人の場合)の場合は、特例給付が廃止

されている。このため、令和4年度の特例給付が令和3年度と比較して大幅に減少している。

- 3.1.4 支給事務の検討
- 3.1.4.1 支給事務手順

児童手当の支給事務手順は以下のとおりである。

【図3.1.4.1】児童手当の支給事務業務フロー



- ① 子ども家庭支援課にて窓口又は郵便受付。区役所・支所の窓口受付。
- ② 子ども家庭支援課で審査(認定請求書等に不備がないか確認)し、児童手当オンラインシステムへ申請者情報を入力
- ③ 児童手当オンラインシステムに入力した内容をもとに情報化推進室で支給データ作成
- ④ 情報化推進室から支給データ及び決定者一覧等の帳票が子ども家庭支援課へ送付される。
- ⑤ 子ども家庭支援課で支給決定の決裁を行う。
- ⑥ 決定後、支給日までに認定通知書等の送付を子ども家庭支援課から行う。

# 3.1.4.2 支給認定事務の検討

児童手当の支給認定事務が適切に実施されているかについて検討するため、令和5年 3月中に審査を経て児童手当の支給決定がなされた児童手当決定者一覧から無作為にサ ンプルを抽出し、以下の手続を実施した。

	手続	結果	
1	サンプルに対応する認定請求書と	児童手当決定者一覧と認定請求書は整合	
	照合した。	していた。	
2	サンプルに対応する児童手当入力	児童手当の請求者に関して、受給者の状況	
	確認票を確認した。	及び資格等の支給要件が適切かどうかに	
		ついて検討され、児童手当の支給が決定さ	
		れていることを確認した。	

以上から、児童手当の支給認定事務は、申請者の認定請求に基づき、その内容が適切 に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

# 3.1.5 平成30年度包括外部監査の【意見】への対応状況について

平成30年度包括外部監査において、適切に所得に応じた支給が行われるようにとの趣旨で「過年度所得修正のリストを出力し返還の要否を検討すべき」との意見が記載されている。これに対して、京都市は、過年度の所得修正が行われた場合、課税情報異動リスト」を出力し、返還が必要な場合は返還金の決定を行い、追加支給が必要な場合は追加の支給を行っている。以上から、京都市は、当該意見に対して適時に対応している。

# 3.2 児童扶養手当給付費

# 3.2.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	児童扶養手当
事業名	児童扶養手当給付費
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	父母の離婚等により、父(母)と生計を同じくしていない児童の母
び内容	(父) や、父(母)に一定の障害のある児童の母(父)、又は母(父)
	に代わってその児童を育てている養育者に対し手当を支給することに
	より、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
根拠法令等	児童扶養手当法
事業の支出	扶助費
形態等	

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計
令和4年度予算	5, 496	5, 496
令和4年度決算	5, 458	5, 458

# 3.2.1.1 給付額

当制度は死別母子世帯が母子福祉年金制度において対応されたのに対して、生別母子世帯への措置も行うべく昭和36年度に発足した。その後、制度をめぐる環境の変化を受けて、就労促進、福祉貸与などを含めた総合型自立支援制度として再編されており、令和5年3月末現在における給付額は以下のとおりとなっている。

【表3.2.1.1】児童扶養手当給付額

基本支給額		一人あたり月額		
		全部支給	一部支給	
		43,070円	43,060円~10,160円	
	児童2人目	10,170円	10,160円~ 5,090円	
加算額	児童3人目			
加 <del>昇</del> 領 	以降1人に	6,100円	6,090円~ 3,050円	
	つき			

(注)「児童」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの者(障害児の場合は20歳未満)をいう。

なお、一部支給の計算式は、以下のとおりである。

- ・1人目月額=43,060円-{(受給資格者の所得額-全部支給所得制限限度額) ×0.0230070}
- ・ 2 人目加算月額=10,160 円-{(受給資格者の所得額-全部支給所得制限限度額) $\times$ 0.0035455}
- ・3人目以降加算月額=6,090円-{(受給資格者の所得額-全部支給所得制限限度額)×0.0021259}

# 3.2.1.2 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

#### 3.2.1.3 所得制限限度額

# (1) 受給資格者の場合

所得制限限度額表の(a)未満であれば全部支給の手当額、(a)以上(b)未満であれば一部支給の手当額となる。

## (2) 扶養義務者がある場合

扶養義務者の所得額が所得制限限度額表の(c)未満である場合に支給される。

扶養親族等の 人数	(a) 全支給	(b) 一部支給	(c) 扶養義務者・ 孤児等の養育者
0人	490,000円	1,920,000円	2, 360, 000円
1人	870,000円	2, 300, 000円	2,740,000円
2人	1, 250, 000円	2,680,000円	3, 120, 000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円

# 3.2.2 児童扶養手当給付費の実績

京都市から支出されている児童扶養手当給付費の推移は以下のとおりである。

【表3.2.2】令和2年度~令和4年度 児童扶養手当給付費実績の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支出金額(a)	5, 878, 669	5, 712, 611	5, 458, 445
受給資格者数 (b)	11,778人	11,542人	11,093人
一人あたり支給額	499	494	492
(a)/(b)			

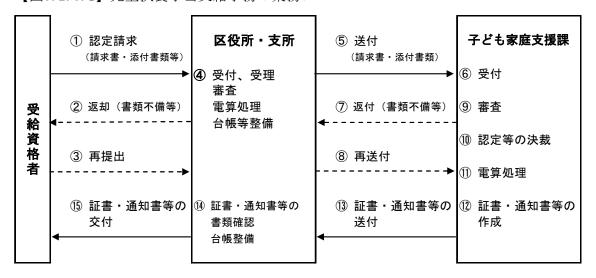
(出典:はぐくみ局提供資料)

## 3.2.3 支給事務の検討

#### 3.2.3.1 支給事務手順

児童扶養手当の支給事務手順は以下のとおりである。

【図3.2.3.1】児童扶養手当支給事務の業務フロー



- ① 区・支所で、請求者(受給資格者)から認定請求書(各種届出書)及び添付書類を受け付ける。
- ② 書類不備等の場合は、請求者(受給資格者)へ返却し、書類整備のうえ、③再提出書類を受け付け、受理する。受理の際、請求者に「児童扶養手当認定請求に関する今後のご案内」の内容を説明し、日付、氏名を記入してもらう。記入後、コピーをとり、請求者へ交付する。
- ④ 受理した書類に不備等がないか、受給要件に該当しているかを審査し、受給資格 者名簿(紙台帳)、受付処理簿の整備を行い、電算処理する。
- ⑤ 区・支所で電算出力した送付書に審査・入力済の書類を添付して、子ども家庭支援課へ送付する。
- ⑥ 区・支所から送付された書類を子ども家庭支援課で受け付ける。不備等がある場合は、子ども家庭支援課から区・支所へ⑦返付し、区・支所で書類整備のうえ、 ⑧子ども家庭支援課へ再送付する。
- ③ 子ども家庭支援課で受給要件に該当しているか審査し、⑩決裁を行う。
- ① 認定等の決定が済んだ分について電算処理を行う。
- ② 電算処理により、手当証書、決定通知書等を作成し、③区・支所へ送付する。
- ④ 子ども家庭支援課から送付された手当証書、決定通知書等を、区・支所で確認し 受給資格者名簿(台帳)、受付処理簿を整備する。
- ⑤ 区・支所から手当証書、決定通知書等を受給資格者に交付する。

#### 3.2.3.2 支給認定事務の検討

児童扶養手当の支給認定事務が適切に実施されているかについて検討するため、令和 5年3月中に審査を経て児童扶養手当の支給決定がなされた児童扶養手当決定者一覧から無作為にサンプルを抽出し、以下の手続を実施した。

	手続	結果		
1	サンプルに対応する認定請求書と	児童扶養手当決定者一覧と認定請求書は		
	照合した。	整合していた。		
2	サンプルに対応する児童扶養手当	児童扶養手当の請求者に関して、受給者の		
	受給資格者台帳(仮)を確認した。	状況及び資格等の支給要件が適切かどう		
		かについて検討され、児童扶養手当の支給		
		が決定・登録されていることを確認した。		

以上から、児童扶養手当の支給認定事務は、申請者の認定請求に基づき、その内容が 適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

# 3.2.4 平成30年度包括外部監査の【意見】への対応状況について

#### 3.2.4.1 過年度の所得修正情報の把握について

平成30年度包括外部監査において、適切に所得に応じた支給が行われるようにとの趣旨で「過年度所得修正のリストを出力し返還の要否を検討すべき」との意見が記載されている。これに対して、京都市は、過年度の所得修正が行われた場合「課税情報異動リスト」を出力し、返還が必要な場合は返還金の決定を行い、追加支給が必要な場合は追加の支給を行っている。

以上から、京都市は、当該意見に対して適時に対応しているといえる。

#### 3.2.4.2 差止理由の正確な記録と分析について

平成30年度包括外部監査において、児童扶養手当の支給の差止があった場合、それに 至る傾向や適切な対応を検討できるようにするために、差止に至ったケースの原因分析 を行うべきとの意見が記載されている。

これに対して、京都市は、各区役所・支所から差止依頼を受ける際に、詳細な理由を確認し、児童扶養手当システム内の備考欄等に理由を入力するようにしている。また、差止理由を踏まえて、必要な届出に関するチラシを現況届送付時に同封し、該当する場合は速やかに届出るよう周知を行うことで、差止を未然に防ぐことができるよう取り組んでいる。

以上から、京都市は、当該意見に対して適時に対応しているといえる。

# 3.3 子ども医療費支給事業

# 3.3.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	子ども医療費支給事業
事業名	子ども医療費
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及 び内容	子どもについて、医療費の一部を助成することにより、子どもの保健 の向上を図り、福祉の増進に寄与する。
根拠法令等	京都市子ども医療費支給条例
事業の支出 形態等	扶助費

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計
令和4年度予算	2, 284	2, 284
令和4年度決算	2, 225	2, 225

# 3.3.2 支給要件

#### 3.3.2.1 対象者

京都市に住居を有し、健康保険に加入している0歳から中学3年生までの子ども。

# 3.3.2.2 支給の内容

保護者が支払う医療費(健康保険の自己負担額)の一部であり、保護者等の所得制限はない。ただし、以下のような場合は対象外となる。

- ・生活保護、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療を受けている場合は、支給対象 外。
- ・自立支援医療やスポーツ災害共済給付など、国、地方公共団体若しくは独立行政法人 の負担による医療費の支給を受けることができる場合、その範囲は対象外。

# 3.3.2.3 利用者負担額

児童及び保護者に所得等の制限はないが、医療機関等の窓口で以下の一部負担金の支払いが必要となる。

	就学前		小学生	中学生
	0~2歳	3~6歳	小子生	<b>十子生</b>
入院		1医療機関につ	き200円/月	
通院	1医療機関につき 200円/月		1,500円/月	

(注) 令和5年9月診療分以降、3歳以上小学校6年生までの通院医療費の自己負担額を 1医療機関につき200円/月へ引き下げられている。

なお、京都府内の医療機関等を受診した場合には、受給者は医療費のうち自己負担額 のみ医療機関において支払い、受給者の自己負担額を超える金額を京都市が直接医療機 関等に子ども医療費を支払う。ただし、子ども医療に対応していない府外医療機関等を 受診した場合や治療用装具を作成した場合には、受給者は一旦、医療費を窓口で支払い、 後日、京都市に払い戻しを申請することにより子ども医療の給付を受ける(償還払)。

#### 3.3.3 手続

## 3.3.3.1 申請受付

受給者証の交付には保護者による申請が必要となる。申請者は所定の事項を申請書に記入し、子ども家庭支援課へ郵送や区役所・支所で受付される。区役所・支所で受け付けた申請は添付書類や記載内容に過不足がないかを確認して、受付票としてまとめて子ども家庭支援課まで送付する。当該受付票には通常、併用されることが多い制度である児童手当についても同時に送付・通知を行っている。

## 3.3.3.2 内容確認、受給者証交付

郵送または区役所・支所から子ども家庭支援課へ送付された申請書等は、子ども家庭支援課において不備がないか確認し、申請者の住民基本台帳ネットワークシステム情報との整合を確認する。添付書類漏れや不備が検出された場合には、子ども家庭支援課から申請者に追加の提出を促すよう対応する。最終的に不備なしとなった申請者については子ども家庭支援課にて受給の決定を行う。

受給を決定した申請者に、発行した受給者証を郵送する。

## 3.3.4 子ども医療費の支給実績

子ども医療費については、当初は乳幼児等に対する医療費の助成制度であったが、平成以降、少子高齢化が進行する中で子育て世代の負担を軽減するため、支給対象者の範囲が徐々に児童から子どもに拡大されている。

令和2年度から令和4年度の子ども医療費の支給実績及び対応する期間の年間平均受給者数、総受診件数は以下のとおりである。

【表3.3.4】子ども医療費の支給実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支出金額(千円)	1, 760, 141	2, 145, 123	2, 225, 316
年間平均受給者数(人)	147, 448	144, 654	141, 217
総受診件数 (件)	756, 285	915, 042	998, 082

(出典:はぐくみ局提供資料)

令和3年度以降、支出金額及び総受診件数が増加している。これは令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大により受診者が減少した一方で、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染者数に減少がみられたことにより、受診者が増加に転じたことが原因である。

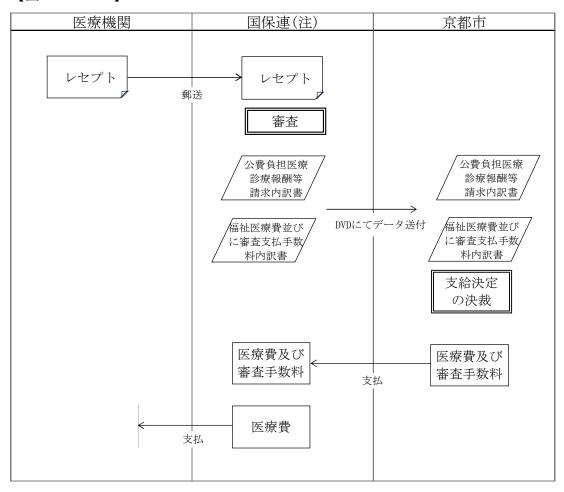
### 3.3.5 支給事務の検討

## 3.3.5.1 支給事務手続

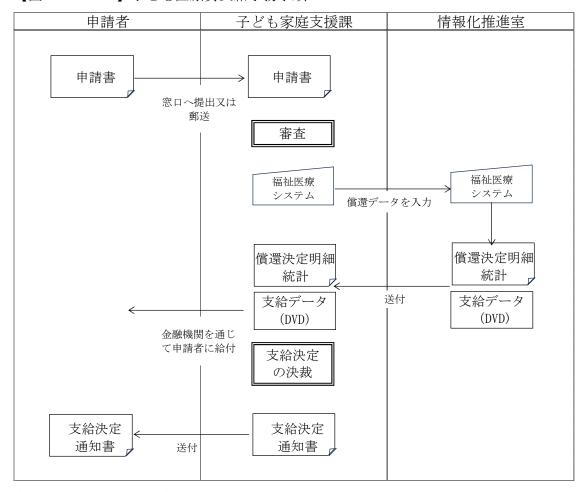
子ども医療費の支給事務手順は以下のとおりである。

(1) 受給者が自己負担額のみ医療機関に支払った場合

【図3.3.5.1の1】



- (注) 国保連:京都府国民健康保険連合会を指す。以下の項において全て同じ。
- ① 医療機関等が国保連にレセプトを提出する。
- ② 国保連が審査のうえ、「公費負担医療診療報酬等請求内訳書」及び「福祉医療費並び に審査支払手数料内訳書」(請求書等)を京都市に送付する。請求書等はセキュリティ保護されたデータをDVDに保存して送付される。
  - なお、国保連は当月診療分を翌月に審査し、翌々月に京都市に請求書等を送付する。 (例) 4月診療分は国保連が5月に審査し、6月に京都市に請求書等を送付する。
- ③ 京都市で支出決定を行い、国保連に医療費及び審査手数料を支払う。
- (2) 受給者が一旦全額医療費を支払ったうえで償還払いを申請する場合 【図3.3.5.1の2】子ども医療費支給事務手順



- ① 受給者が医療費の支給申請を行う。
- ② 子ども家庭支援課が審査のうえ、福祉医療システムに償還データを入力する。
- ③ 情報化推進室が支給明細、統計等の帳票を作成し、支給データをDVDに保存する。
- ④ 情報化推進室が③の帳票及びDVDを子ども家庭支援課に送付する。
- ⑤ 子ども家庭支援課が支出決定を行い、支給決定通知書を受給者に送付する。

⑥ DVDを金融機関に提出し、受給者に医療費が給付される。

## 3.3.5.2 支給認定事務の検討

子ども医療費の支給事務が適切に実施されているかについて検討するため、令和5年 3月中に医療費の償還払いに係る審査を経て決定がなされた償還払決定明細から無作為 にサンプルを抽出し、以下の手続を実施した。

	手続	結果
1	サンプルに対応する医療費支給申	償還払決定明細と医療費支給申請書の申
	請書と照合した。	請内容は整合していた。
2	サンプルに対応する医療費支給申	医療費支給申請書の請求内容が支給要件
	請書の請求内容支給要件が適切か	について検討されていることを確認した。
	どうかについて検討されているか	
	について確認した。	

以上から、子ども医療費の償還払に係る支給事務は、申請者の医療費支給申請に基づき、その内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

## 3.4 学童う歯対策事業

## 3.4.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	学童う歯対策
事業名	学童う歯対策事業
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	児童の健全な発育の増進を図るため、歯の成長に大切な時期である小
び内容	学生のう歯(むし歯)の早期治療を目的に、児童のう歯治療に要する
	費用の自己負担相当額を京都市が負担することとし、その医療費の請
	求に対する審査・支払事務を行っている。
根拠法令等	京都市学童う歯対策事業取扱要綱
事業の支出	委託・扶助費
形態等	

(単位:百万円)

	項目 扶助費 そ		その他	合計
	令和4年度予算	382	9	391
Ī	令和4年度決算	374	8	382

#### 3.4.2 給付要件

#### 3.4.2.1 対象者

制度の対象となるのは京都市内に住所を有し、社会保険や国民健康保険等の健康保険 に加入している小学生。ただし、生活保護、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療 などの他の制度で医療費の支給を受けている児童は対象とならない(子ども医療の受給 者は制度の対象となる。)。

#### 3.4.2.2 う歯の処置範囲

学童う歯対策事業の処置範囲は、永久歯及び乳歯のう蝕症第1度から第4度(C1、C2、C3、C4)のものに関連する処置である。

## 3.4.2.3 所得制限と利用者負担額

所得制限はなく、対象児童は医療機関で自己負担額なしで治療を受けることができる。

## 3.4.3 手続

本事業による処置を受けようとする児童は、受診する前に各種健康保険の被保険者証等を医療機関等に提出し、医療機関等は被保険者証等により、児童が当該助成の対象者であることを確認して処置を行うものとする。

### 3.4.4 学童う歯対策費の実績

当該制度は、当初、国民健康保険加入世帯の児童に対して、う歯(虫歯)の治療経費を 市が負担する「学童歯科対策事業」として実施されていたが、昭和43年から京都市内に 住所を有する小学生を対象とする「学童う歯対策事業」へと移行することとなった。

令和2年度から令和4年度の学童う歯対策費の支給実績及び対応する期間の処置件数は以下のとおりである。

【表3.4.4】学童う歯対策費の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
扶助金額(千円) (a)	333, 824	357, 028	374, 171
処置件数(件)(b)	107, 701	115, 483	119, 306
一件あたり支出金額(円) (a)/(b)	3, 099	3, 091	3, 136

### 3.4.5 支給事務の検討

### 3.4.5.1 支給事務手続

本事業の取扱医療機関等は、一般社団法人京都府歯科医師会に加入している保険医療機関及び本事業の取扱いに同意した保険医療機関及び保険薬局である。

医療機関等は、実施費用の支給を受けようとするときは、処置を行った月の翌月10日までに学歯診療報酬総括表(第1号様式)、学歯診療報酬明細書又は学歯調剤報酬総括表(第2号様式)を子ども家庭支援課に提出し、請求を行う。子ども家庭支援課ではその請求内容を審査し、支給額を決定・通知のうえ、請求のあった翌月25日までに実施費用を支給する。なお、子ども医療の受給資格がない場合、学歯対象外との混在請求の場合等を除いて、申請受付、審査等は国保連及び社会保険診療報酬支払基金京都支部に委託している。

#### 3.4.5.2 支給認定事務の検討

学童う歯対策費について、医療機関に対する実施費用の支払事務が適切に実施されているかについて検討するため、令和5年3月中に審査を経て支払決定がなされた北区の「学歯取扱機関別受付表」に記載されている医療機関からサンプルを抽出し、以下の手続を実施した。

	手続	結果
1	請求した実施費用に対応する学歯	実施費用の請求にあたり、学歯診療報酬総
	診療報酬総括表が提出されている	括表が提出されている。
	かについて確認した。	
2	学歯取扱機関別受付表に記載され	学歯取扱機関別受付表に記載されている
	ている実施件数と学歯診療報酬総	実施件数と医療機関が請求している実施
	括表の実施件数とを照合した。	件数は整合していた。
3	請求した実施費用に対応する学歯	実施費用の請求にあたり、学歯診療報酬明
	診療報酬明細書が提出されている	細書が提出されていることを確認した。
	かについて確認した。	

以上から、学童う歯対策費について、医療機関に対する実施費用の支払事務は、実施 医療機関の請求に基づき、その内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘 事項は発見されなかった。

## 3.4.6 過年度包括外部監査における指摘

学童う歯対策事業については、平成24年度の包括外部監査以降、数回にわたって事業の有効性に関する指摘がなされており、直近では平成30年度の包括外部監査にて、事業の有効性及び継続要否に係る措置状況の検討に6年も要しており、その対応スピードが不十分であるとの指摘がなされている。

これに対して、平成29年度から当該事業は、はぐくみ局に移管されており、子どもを対象とした他の医療制度とも併せた医療費の助成制度として運営されている。学童う歯対策事業の見直しについては、子どもを対象とした他の医療制度である子ども医療費支給制度と一体的に検討が行なわれている。令和4年度に今後の子ども医療の制度改正を検討が行われる際に、学童う歯対策事業も含めた事業効果について、以下のとおり検証が行われた。

まず、令和2年度の小学生う歯罹患率については、政令指定都市の中で京都市は5番目 に低い結果となっている。

【表3.4.6の1】令和2年度 政令指定都市における小学生う歯罹患率

さいたま市	静岡市	名古屋市	広島市	京都市	岡山市	浜松市	千葉市
27. 09%	30. 12%	31. 03%	33. 71%	33. 89%	33. 92%	34. 01%	34. 81%
仙台市	神戸市	川崎市	福岡市	堺市	札幌市	熊本市	北九州市
35. 42%	36. 80%	36. 98%	39. 34%	40. 36%	44. 36%	44. 60%	50. 78%

(出典:政令都市学校保健協議会 研究資料)

(注)横浜市、相模原市、新潟市、大阪市についてはデータの集計方法が異なり比較可能なデータがないため、上記表からは除かれている。

また、上記の小学生う歯罹患率が低い政令指定都市5市(京都市を除く。)では、子ども医療費支給制度における助成額が一人あたり約17,000円~33,000円であるのに対し、子ども医療費支給制度に加えて学童う歯対策事業を実施している京都市においては、子ども医療費の一人あたりの助成額が約16,000円である。

【表3.4.6の2】子ども医療費一人あたり支給金額

(単位:円)

さいたま市	静岡市	名古屋市	広島市	京都市
26, 821	21, 141	33, 554	17, 832	16, 437

(出典:令和3年度 二十一大都市 主管課長会議資料)

京都市は、当該扶助によりエナメル質のう歯等の初期段階において処置が行われることにより、う歯の進行を予防するなど、う歯の処置に対する助成に特化して施策を講じることで、効率的にう歯の罹患率の低下に貢献している。このことから、本事業については、大きな見直しの必要がないものと結論づけている。

## 3.5 高校進学·修学支援金支給事業

## 3.5.1 事業概要

主要施策名	高校進学・修学支援金支給事業
事業名	高校進学·修学支援金支給事業
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	本市における福祉事業の一環として、高等学校等に在学している者で
び内容	生活困窮のため学資の負担が困難であると認められるものに対し、そ
	の修学に要する費用の一部を援助することにより、修学を奨励する。
根拠法令等	京都市高校修学支援奨学金給付要綱
	京都市高校修学支援奨学金給付事務取扱要領
事業の支出	扶助費
形態等	

(単位:百万円)

項目	扶助費	その他	合計
令和4年度予算	185	1	186
令和4年度決算	185	1	186

## 3.5.2 入学支度金

## 3.5.2.1 給付対象者

市民税が課税されていない世帯で高等学校等に進学する高校生等(新1年生)または 生活保護受給世帯で私立の高等学校等に進学する高校生等(新1年生)で、以下の全て に該当する高校生等

・ 扶養者が京都市内に在住していること

・ 高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校の前期課程、外国人を対象とする学 校の高等部などの学校教育法で規定されている高等学校等に修学予定であること

なお、過去に京都市高校進学・修学支援金の入学支度金の支給を受けている場合は対象とはならない。

#### 3.5.2.2 支給金額

#### ●市民税非課税世帯

11.4 4 10 20 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
国公立(全日制・定時制)	63,000円
私立(全日制)	178,000円
私立 (定時制)	137,000円
通信制 (国公立・私立)	45,000円
専修学校(国公立・私立・全日制・定時制)	45,000円

# ●生活保護受給世帯(私立高校進学者に限る。)

私立(全日制)	110,000円
私立 (定時制)	69,000円

## 3.5.3 学用品購入等助成金

## 3.5.3.1 給付対象者

市民税が課税されていない世帯(生活保護受給世帯を除く。)に属し、以下の全てに該当する高校生等

- ・ 扶養者が京都市内に在住していること
- ・ 高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校の前期課程、外国人を対象とする学 校の高等部などの学校教育法で規定されている高等学校等に修学していること

なお、過去に同一学年で京都市高校進学・修学支援金の学用品購入等助成金の支給を 受けている場合は対象とはならない。

## 3.5.3.2 支給金額

基本となる支給額は144,000円であるが、京都府の「京都府奨学のための給付金」と併給調整のうえ支給され、「京都府奨学のための給付金」と合わせて144,000円となるように、学用品購入等助成金が支給される。

#### 3.5.4 手続

#### 3.5.4.1 申請及び給付

高校生等に対する学用品購入等助成及び入学支度金(以下「奨学金」という。)の給

付を受けようとする高校生等は、高校修学支援奨学金給付申請書に、①在学証明書、②申請者及び申請者の扶養義務者の属する世帯全員が市民税非課税であること又は生活保護を受給していることを証する書類を添え、市長に提出しなければならない。

市長は、当該申請があったときは、審査のうえ、奨学金の給付の可否を決定し、その結果を文書により当該申請者に通知し、申請を受け付けた日の属する月の翌月末日までに給付する。

### 3.5.4.2 奨学金の額の変更、給付の取消し

市長は、奨学金の給付の決定を受けた者について、申請書に記載された世帯の状況や在学している学校が異なるとき、または当事業以外の法令等による奨学金に類する給付等を受けたときは、奨学金の額を変更することがある。奨学金の額が変更された場合、変更後の奨学金の額が当初決定を受けた額未満となるときは、既に給付した奨学金の返還を請求されることがある。

また、不正の手段により奨学金の給付を受けた場合や目的に反して奨学金を使用したときには、奨学金の給付の決定を取り消し、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を請求されることがある。

#### 3.5.4.3 届出

奨学金の給付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、高校修学支援奨学金変 更届出書により、直ちにその旨を市長に届出なければならない。

- ・ 申請者又は申請者及び申請者の扶養義務者の属する世帯の者が氏名若しくは住所を 変更し、又は死亡したとき。
- ・ 申請者又は申請者及び申請者の扶養義務者の属する世帯の者の収入に変更があった とき。
- ・ 申請者が退学、停学等の処分を受け、又は休学、復学その他修学状況の変更があったとき。

## 3.5.5 高校進学・修学支援金支給事業の実績

高校進学・修学支援金は、平成24年より市民税が課税されていない世帯や生活保護を 受給している世帯の高校生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的として 助成が行われている。

令和2年度から令和4年度の高校進学・修学支援金支給事業の支給実績及び対応する期間の年間件数は以下のとおりである。

【表3.5.5】高校進学・修学支援金の支給実績の推移

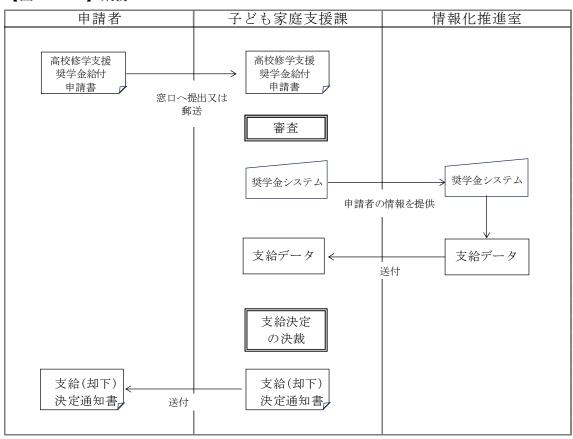
	令和	口2年度	令和	3 年度	令利	日4年度
	支給 件数	支給金額	支給 件数	支給金額	支給 件数	支給金額
学用品購入 等助成金	2,478件	119, 159 千円	1,843件	72,478 千円	1,655件	62,340 千円
入学支度金	994 件	119,697 千円	979 件	116, 294 千円	1,025件	122,806 千円
計	3,472件	238,856 千円	2,822件	188,772 千円	2,680件	185, 146 千円

(出典:はぐくみ局提供資料)

- 3.5.6 支給事務手続の検討
- 3.5.6.1 支給事務手順

高校進学・修学支援金の支給事務手順の概要は以下のとおりである。

【図3.5.6.1】業務フロー



① 申請者が高校修学支援・奨学金給付申請書を子ども家庭支援課若しくは区役所・支 所の窓口又は郵便にて提出する。

- ② 子ども家庭支援課で審査(認定請求書等に不備がないか確認)し、奨学金システム へ申請者情報入力・件数等について確認する。 この際、過去に当給付金を受け取っていないかどうかについても確認する。
- ③ 奨学金システムに入力した情報をもとに情報化推進室で支給データについて市民税が課税になっている者、京都市に住民票がない者等を確認する。
- ④ 情報化推進室で支給データ確認後、子ども家庭課で給付対象者、却下対象者を作成。
- ⑤ 子ども家庭支援課で支給決定の決裁のうえ、支給・却下決定通知書等を発送する。

## 3.5.6.2 支給認定事務の検討

高校進学・修学支援金の支給認定事務が適切に実施されているかについて、令和5年3 月中に高校進学・修学支援金に係る審査を経て決定がなされた支給入学支度金決定者一 覧及び支給学用品決定者一覧のそれぞれから無作為にサンプルを抽出し、以下の手続を 実施した。

	手続	結果
1	決定された支給金額と京都市高校	決定された支給金額と京都市高校進学・修
	進学・修学支援金支給申請書に記載	学支援金支給申請書に記載している支給
	している支給予定金額とを照合し	予定金額は整合している。
	た。	
2	決定した支給金額について支給要	決定した支給金額について支給要件と整
	件と整合しているかについて京都	合していた。
	市高校進学・修学支援金支給申請書	
	に記載している内容を確認した。	
3	京都市が京都市高校進学・修学支援	京都市が修学支援金チェックシートを用
	金支給申請書の内容について検討	いて申請内容の適切性を検討しているこ
	しているか確認した。	とを確認した。

以上から、京都市高校進学・修学支援金に係る支給事務は、申請者の申請に基づき、 その内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

#### 3.6 不妊治療費助成(国基準)

#### 3.6.1 事業概要

項目名	母子保健対策
主要施策名	不妊治療費等助成制度
事業名	不妊治療費助成 (国基準)
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及び内容	次世代育成支援の一環として、不妊治療に要した費用の一部を負担 することにより、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図 る。
根拠法令等	国:少子化社会対策基本法第13条、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(平成17年8月23日雇児発第0823001号) 市:京都市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱、京都市不育症検査費用助成事業実施要綱
事業の支出 形態等	扶助費

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計
令和4年度予算	177	177
令和4年度決算	173	173

## 3.6.2 不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療のうち特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることが出来ず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療を受けている夫婦に対し、その治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的として「不妊に悩む方への特定治療支援事業」が運営されている。なお、令和4年4月1日より特定不妊治療の保険適用範囲の拡大に伴い、国の特定不妊治療費助成制度が終了している。これによる経過措置として、令和4年3月31日までに治療等を開始し、令和4年4月1日以降に終了した治療については、助成制度が継続されている(令和5年6月30日をもって受付終了)。

#### 3.6.2.1 対象者

- 京都市に住民票を有する夫婦(事実婚含む。)
- ・ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦

- ・ 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師 に診断された者
- ・ 指定医療機関において特定不妊治療を受けた者
- ・ 令和3年1月1日以降に治療が終了した者又は治療期間の初日が令和4年3月31日以前 であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した者

#### 3.6.2.2 支給金額

特定不妊治療を受けた夫婦に対して、当該治療に要した医療費を1回の治療につき、 治療等の内容に応じて30万円または10万円を限度として助成される。

また、特定不妊治療の一環として、精子を精巣から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は、30万円まで追加で助成される。

### 3.6.2.3 申請及び給付

助成を受けようとする者は、特定不妊治療費助成金交付申請書等を市長に提出し申請する。

市長は、上記の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その申請内容が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者にその旨を通知するとともに速やかに助成金を交付する。

## 3.6.2.4 医療機関の指定

市長は、施設・人員が不妊に悩む方への特定治療を行う医療機関として整備されており、かつ当該治療について高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関を助成の対象となる特定不妊治療を実施することが適当と認められる医療機関として指定する。当該指定は医療機関からの申請に基づいて行う。

#### 3.6.2.5 不妊に悩む方への特定治療支援金の支給実績

不妊に悩む方への特定治療支援事業の支給実績は以下のとおりである。

【表3.6.2.5】不妊に悩む方への特定治療支援事業の支給実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成額(千円)	299, 981	702, 398	173, 253
承認人数 (人)	992	1, 763	658
承認件数(件)	1,626	3, 305	802

(出典:はぐくみ局提供資料)

当助成金は、3.6.2に記載したとおり令和4年4月1日より特定不妊治療の保険適用範囲の拡大に伴い、国の特定不妊治療助成制度が終了し、これによる経過措置として、令和4年3月31日までに治療等を開始し、令和4年4月1日以降に終了した治療については、助成制度が継続されている。

このため、令和4年度の当制度による助成額、承認人数及び承認件数は大幅に減少している。

### 3.6.3 不育症検査費用助成事業

現在研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療に位置付けられた 不育症検査を対象として、当該検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症 患者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、「不育症検査費用助成事業」が運営 されている。

#### 3.6.3.1 対象者

- ・ 京都市に住民票を有する夫婦
- ・ 既往流死産回数が2回以上の者

#### 3.6.3.2 支給金額

研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据えて先進医療として実施されるものを対象に、1回の検査に掛かる費用の7割に相当する額について、1人あたり6万円を上限として助成する。なお、令和4年3月31日までの対象検査を実施する場合、1回の検査に掛かる費用について5万円を上限として助成する。

### 3.6.3.3 申請及び給付

助成を受けようとする者は、不育症検査費用助成事業申請書等を市長に提出し申請する。

市長は、上記の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その申請内容が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者にその旨を通知するとともに速やかに助成金を交付する。

#### 3.6.3.4 不育症検査費用助成金の支給実績

当助成金は、令和3年度から支給開始されており、支給実績は以下のとおり限られた件数である。

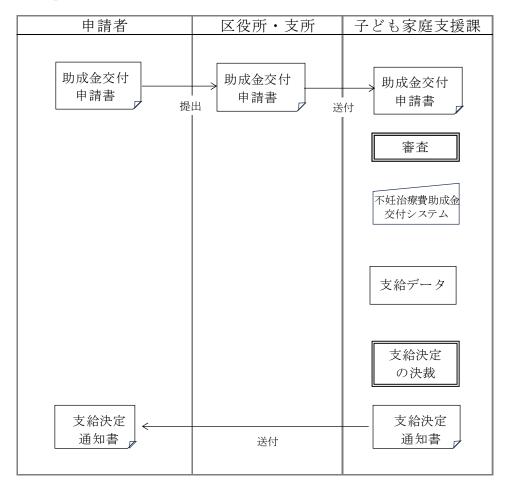
【表3.6.3.4】不育症検査費用助成金の支給実績の推移

	令和3年度	令和4年度
助成額(千円)	250	50
承認件数 (件)	5	1

- 3.6.4 支給事務手続の検討
- 3.6.4.1 支給事務手順

不妊治療費助成金(国基準)の支給事務手順の概要は以下のとおりである。

【図3.6.4.1】業務フロー



- ① 申請者が特定不妊治療費助成金交付申請書又は不育症検査費用助成事業申請書を区役所・支所に提出する。
- ② 区役所・支所において、上記申請書、証明書等の必要書類が揃っているか確認する。
- ③ 区役所・支所が子ども家庭支援課に書類を提出する。
- ④ 子ども家庭支援課で審査を行い、システムに入力する。

- ⑤ システムに入力した内容をもとに子ども家庭支援課で支給データ作成する。
- ⑥ 子ども家庭支援課で支給データをチェックし助成額の上限チェックを行う。
- ⑦ 子ども家庭支援課で支給決定の決裁のうえ、支給決定通知書を申請者へ送付する。

はぐくみ局では、不妊治療費助成に係る支給認定事務手続は、一定の手順は確立されているが、当該手順についてマニュアル等により文書化されていない。

事務手続に関してマニュアル等により文書化されていないと、手続が属人的となり、 担当者の業務の習熟度や解釈の仕方、担当者自体の変更により手順や確認事項が重複又 は脱漏する可能性がある。

従って、不妊治療費助成に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書化し、事務 手続が属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望まれる。

#### 【意見 23】不妊治療費助成に係る支給認定事務手続の文書化

不妊治療費助成に係る支給認定事務手続は、手順についてマニュアル等により文書 化されていない。

不妊治療費助成に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書化し、事務手続が 属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望まれる。

## 3.6.4.2 支給認定事務の検討

不妊治療費助成(国基準)の支給認定事務が適切に実施されているかについて、令和5年3月中に審査を経て決定がなされた特定不妊治療に係る助成金支給決定者のリストから無作為にサンプルを抽出し、以下の手続を実施した。

	手続	結果
1	対応する特定不妊治療費助成金交	特定不妊治療費助成金交付申請書の申請
	付申請書及び医療機関からの特定	金額と医療機関からの特定治療支援事業
	治療支援事業受診等証明書を照合	受診等証明書の領収金額は整合していた。
	した。	
2	決定した支給金額について、特定治	決定した支給金額は特定治療支援事業受
	療支援事業受診等証明書と整合し	診等証明書と整合していた。
	ているかについて確認した。	
3	京都市が特定不妊治療費助成金交	京都市が申請金額等や証憑書類を検討し、
	付申請書の内容について検討して	申請内容の適切性を検討していることを
	いるか確認した。	確認した。

以上から、不妊治療費助成(国基準)の支給認定事務は、申請者の申請に基づき、その内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

## 3.7 不妊治療費助成 (府基準)

## 3.7.1 事業概要

項目名	母子保健対策
主要施策名	不妊治療費等助成制度
事業名	不妊治療費助成 (府基準)
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	次世代育成支援の一環として、不妊治療に要した費用の一部を負担
び内容	することにより、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図
	る。
根拠法令等	国:少子化社会対策基本法第13条、厚生労働省雇用均等・児童家庭局
	長通知(平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号)
	市:京都市不妊治療費等助成制度実施要綱
事業の支出	扶助費
形態等	

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計
令和4年度予算	154	154
令和4年度決算	61	61

## 3.7.2 給付要件

#### 3.7.2.1 対象者

- ・ 京都府内に1年以上住民票を有する夫婦(事実婚含む。)。
- ・ 国民健康保険法及び医療保険各法に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの者 の被扶養者。
- ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する扶助を受けている世帯に属する者ではないこと。
- ・ 本市に住民票を有している間に助成対象範囲の治療等を受けた者。

## 3.7.2.2 対象事業及び支給金額

(1) 一般不妊治療費等助成(府制度)

健康保険が適用される不妊治療及び先進医療について、治療費として支払った額

の 2 分の 1 を助成する。1 年度の治療につき 1 人あたり 6 万円を上限とする(先進医療を伴う場合は 10 万円)。

## (2) 不育症治療費助成事業 (府制度)

健康保険が適用される不育症治療及び検査について、治療費として支払った額の2分の1を助成する。1回の妊娠につき1人あたり10万円を上限とする。

### 3.7.2.3 申請及び給付

助成を受けようとする者は、不妊治療費等助成金交付申請書等を市長に提出し申請する。

市長は、上記の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その申請内容が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者にその旨を通知するとともに速やかに助成金を交付する。

なお、不妊治療を受ける者は治療を受ける際、治療計画の時点で保険診療か自由診療 か選択し、保険診療を選択した場合は不妊治療助成(府基準)制度を申請する。自由診療 を選択した場合は前述の3.6で記載した不妊治療助成(国基準)の申請要件を満たす場合 は申請する。

## 3.7.2.4 不妊治療費助成金の支給実績

当事業は、平成22年より不妊治療及び不育症治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部が助成されている。

不妊治療費助成金の支給実績は以下のとおりである。

【表3.7.2.4の1】令和2年度から令和4年度の一般不妊治療費等助成の支給実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成額(千円)	72, 334	75, 619	60, 506
承認人数 (人)	1,762	1,879	1, 251
承認件数(件)	2, 484	2, 695	1,687

(出典:はぐくみ局提供資料)

【表3.7.2.4の2】令和2年度から令和4年度の不育症治療費助成事業の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成額(千円)	589	604	564
承認件数 (件)	40	47	37

(出典:はぐくみ局提供資料)

## 3.7.3 支給事務手続の検討

## 3.7.3.1 支給事務手順

不妊治療費助成金(府基準)の支給事務手順の概要は、3.6.4.1で記載した不妊治療費助成金(国基準)と同様である。

## 3.7.3.2 支給認定事務の検討

不妊治療費助成(府基準)の支給認定事務が適切に実施されているかについて、令和5年3月中に審査を経て決定がなされた不妊治療に係る助成金支給決定者のリストから無作為にサンプルを抽出し、以下の手続を実施した。

	手続	結果
1	対応する不妊治療費等助成金交付	不妊治療費等助成金交付申請書と医療機
	申請書と医療機関からの一般不妊	関からの一般不妊治療等医療機関等証明
	治療等医療機関等証明書を照合し	書に記載されている申請の種類は整合し
	た。	ていた。
2	決定した支給金額について、一般不	決定した支給金額は一般不妊治療等医療
	妊治療等医療機関等証明書と整合	機関等証明書と整合していた。
	しているかについて、確認した。	
3	京都市が不妊治療費等助成金交付	京都市が不妊治療費等助成金交付申請書
	申請書の内容について検討してい	について申請金額等や証憑書類を検討し、
	るか確認した。	申請内容の適切性を検討していることを
		確認した。

以上から、不妊治療費助成(府基準)の支給認定事務は、申請者の申請に基づき、その内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

## 3.8 妊産婦健康診査(扶助費)

## 3.8.1 事業概要

項目名	母子保健対策
主要施策名	妊産婦健康診査
事業名	妊産婦健康診査(扶助費)
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	母子保健法第 13 条に基づく妊産婦に対する健康診査の費用を助成す
び内容	ることにより、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る
	ことを目的とする。
根拠法令等	母子保健法第13条、京都市妊産婦健康診査実施要綱、
	京都市妊産婦健康診査費助成金交付要綱
事業の支出	扶助費
形態等	

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計	
令和4年度予算	825	825	
令和4年度決算	809	809	

## 3.8.2 給付要件

## 3.8.2.1 対象者

京都市内に住民票を有する妊産婦が対象者である。なお、所得制限はない。

#### 3.8.2.2 対象となる妊産婦健康診査

妊娠期間中14回の妊婦健康診査及び2回までの産婦健康診査に加えて、血液検査や超音波検査等の追加受診についても手厚くカバーされている。

### 3.8.2.3 手続

- ① 京都市は妊婦に対して母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査受診券の綴りを交付し、妊産婦が委託医療機関で妊産婦健康診査を受診するときは、該当する受診券を提出するとともに、母子健康手帳を提示する。
- ② 委託医療機関等は、妊産婦健康診査を行ったときは、妊産婦健康診査費請求書に 妊産婦から受け取った受診券を添付のうえ、京都市に対して給付費を請求する。
- ③ 委託医療機関等より市へ請求があった場合、京都市はすみやかに内容を審査のう

え委託医療機関等に対して給付費の支払いを行うものとする。

④ 京都府内の委託医療機関については、請求内容の審査及び給付費の支払事務を国 保連に委託、京都府以外の委託医療機関及び償還払いについては、京都市が直接 審査及び支払いを行っている。

## 3.8.3 妊産婦健康診査扶助費の支給実績

妊産婦健康診査費は、母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対する健康診査を実施し、その費用を公費負担するものである。また多胎妊娠は、単胎妊娠よりも母体に負担が掛かるため、令和2年度から、妊婦健康診査を通常よりも多く受けられるよう、妊婦健康診査受診券(多胎用)を追加で交付し、妊婦健診の費用助成が行われている。さらに、産婦に対する健康診査を実施し、その費用を公費負担することにより、産後の初期段階における母子に対する支援が強化されている。

妊産婦健康診査扶助費の支給実績は以下のとおりである。

<b>L</b> <	【35.6.5】[742十反75][744十尺071至州民家的且认明真971年9					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度		
助成額(千円)		870, 439	839, 245	792, 499		
	国保連 (千円)	817, 400	793, 773	751, 320		
	他都市 (千円)	42, 365	35, 201	32, 239		
	償還払 (千円)	10, 674	10, 271	8, 940		
	受給者数(人)	9, 978	9, 450	8, 826		
	承認件数(件)	258, 225	248, 837	234, 179		

【表3.8.3】令和2年度から令和4年度の妊産婦健康診査扶助費の推移

### 3.8.4 支給事務手続の検討

### 3.8.4.1 支給事務手順

妊産婦健康診査費の委託医療機関への支給事務手順の概要は、以下のとおりである。

- ① 委託医療機関等が妊産婦健康診査を行ったときは、妊産婦健康診査費請求書に受診券を添付し、妊産婦健康診査実施月の翌月10日までに子ども家庭支援課に給付費を請求する。なお、京都府内の医療機関からの給付費の請求については、審査支払事務を国保連に委託しているため、請求も国保連に対して行う。
- ② 国保連に対する請求分については、国保連が請求内容を審査し、国保連から委託 医療機関へ支払う。
- ③ 国保連は子ども家庭支援課に対して上記支払分を請求し、子ども家庭支援課は国保連に対する支払を決定する。
- ④ 子ども家庭支援課に対する請求分については、子ども家庭支援課にて請求内容の 審査が行われ、委託医療機関への支払が決定される。

## 3.8.4.2 支給認定事務の検討

妊産婦健康診査費の支給認定事務が適切に実施されているかについて、令和5年3月中に審査を経て決定がなされた妊産婦健康診査費の支払一覧から無作為にサンプルを抽出し、以下の手続を実施した。

	手続	結果	
1	対応する妊産婦健康診査費の支払	妊産婦健康診査費の支払一覧の金額と京	
	一覧の金額と京都市妊産婦健康診	都市妊産婦健康診査費請求書の請求金額	
	査費請求書の請求金額とを照合し	は整合している。	
	た。		
2	京都市が京都市妊産婦健康診査費	京都市が京都市妊産婦健康診査費請求書	
	請求書の請求内容について検討し	の請求内容について受診券と照合して請	
	ているか確認した。	求内容の適切性を検討していることを確	
		認した。	

以上から、妊産婦健康診査費の支給認定事務は、申請者の申請に基づき、その内容が 適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

## 3.9 乳幼児健康診査

## 3.9.1 事業概要

項目名	母子保健対策
主要施策名	乳幼児健康診査
事業名	乳幼児健康診査
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及び内容	市内の乳幼児に対して健康診査を実施し、適切な指導を行うとともに、 心身障害の発見に努め、療育指導を行うとともに保護者の心理や育児 状況の把握に努め、育児支援を行うものとする。
根拠法令等	母子保健法第 12 条、第 13 条、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知 京都市乳児健康診査実施要綱、京都市 1 歳 6 箇月児健康診査実施要綱、 京都市 3 歳児健康診査実施要綱
事業の支出 形態等	扶助費

(単位:百万円)

項目	報酬	報償費	委託料	その他	合計
令和4年度予算	60	44	7	14	125
令和4年度決算	60	43	7	11	121

報酬及び報償費は乳幼児健康診査に従事した医師、心理士等に報酬として支払われるものであり、委託料については、区役所・支所で実施する乳幼児健康診査において、より精密な検査が必要と判断した者に対し、「精密健康診査(判定相談)受診票」を交付し、受診票に基づき、精密健康診査を実施した委託医療機関に対して支払われるものである。

## 3.9.2 給付要件

## 3.9.2.1 対象者

- ・ 京都市内に住民票を有する生後4か月及び8か月の乳児
- ・ 京都市内に住民票を有する1歳6か月の幼児
- ・ 京都市内に住民票を有する3歳の幼児 なお、所得制限はない。

## 3.9.2.2 実施される乳幼児健康診査

当該制度は、母子保健法に基づき、生後4か月及び8か月の乳児、1歳6か月及び3歳の幼児を対象に、以下の健康診査等を実施し適切な指導を行う。

生後4か月及び8か月児	1歳6か月児	3歳児
・発育、栄養状態	・身体発育状況	1歳6か月児に実施した健診
・精神、運動機能の発達状	・栄養状態	内容に加えて、以下を診査
況	・脊柱及び胸郭の疾病及び	する。
・疾病又は異常の有無	異常の有無	・眼の疾病及び異常の有無
・親の心身の健康、育児協	・皮膚の疾病の有無	・耳、鼻及び咽頭の疾病及
力者の有無等育児上問題	・歯の疾病及び異常の有無	び異常の有無
となる事項	・四肢運動障害の有無	・その他の疾病及び異常の
・予防接種の実施状況	・精神発達の状況	有無
	・言語障害の有無	
	・予防接種の実施状況	
	・その他育児上問題となる	
	事項	

精密検査が必要な場合は、委託医療機関への精密健康診査受診票を発行し、健診費用を公費で負担する。

### 3.9.2.3 実施場所

区役所・支所子どもはぐくみ室(なお乳児健康診査は京北出張所でも実施)。

なお、必要に応じて京都市児童福祉センター、京都市第二児童福祉センター、市長 が適当と認めた個別委託医療機関等にて精密検査が実施される。

### 3.9.3 乳幼児健康診査における報償費及び委託料の支出実績

令和 2 年度から令和 4 年度の乳幼児健康診査に係る報償費及び委託料の実績は以下のとおりである。

【表3.9.3】乳幼児健康診査に係る報償費及び委託料の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
報償費	33, 027	47, 139	43, 190
委託料	3, 838	5, 020	6, 765

(出典:はぐくみ局提供資料)

## 3.9.4 支給事務手続の検討

区役所・支所で実施する乳幼児健康診査において、状況によっては京都市の委託医療機関にて精密検査を受診する場合があり、その際の支払事務手順は以下のとおりである。

- ① 精密な検査が必要と判断した者に対し、「精密健康診査(判定相談)受診票」を交付する。
- ② 対象者が受診票を持参し、医療機関で精密健康診査を受診する。
- ③ 医療機関は区役所・支所に精密検査の結果を通知するとともに、子ども家庭支援課に請求書等を提出する。
- ④ 子ども家庭支援課が医療機関に委託料を支払う。

乳幼児健康診査事務手続を確認した結果、指摘事項は発見されなかった。

## 3.10 小児慢性特定疾病医療費制度

## 3.10.1 事業概要

項目名	母子保健対策
主要施策名	小児慢性特定疾病医療費等医療給付
事業名	小児慢性特定疾病医療費
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医
び内容	療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の
	医療費の負担軽減を図る。
根拠法令等	児童福祉法第 19 条の 2、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、
	京都市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱、
	京都市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱
事業の支出	委託・扶助費
形態等	

(単位:百万円)

項目	扶助費	その他	合計
令和4年度予算	407	1	409
令和4年度決算	407	1	409

## 3.10.2 対象者

小児慢性特定疾病医療費制度は、小児慢性特定疾病医療費助成と小児慢性特定疾病児 童等日常生活用具給付事業からなる。

小児慢性特定疾病医療費助成の対象者は京都市内に住所を有する者のうち、「厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する18歳未満の児童である。

また、18歳到達時において指定小児慢性特定疾病医療支援を受けており、かつ、18歳 到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの者も対象と なる。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の対象者は、小児慢性特定疾病医療費 医療受給者証を持ち、在宅での日常生活を営むうえで著しく支障のある者である。

なお、所得制限はない。

#### 3.10.3 支給の対象となる医療の範囲

小児慢性特定疾病医療費の支給対象となる医療の範囲は以下のとおりである。

- · 診察
- 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ・ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 移送(医療保険による給付を受けることができない者の移送に限る。)

## 3.10.4 手続

#### 3.10.4.1 小児慢性特定疾病医療費助成

申請者は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書に必要書類を添付し、市長に申請する。市長は、申請に基づき京都市小児慢性特定疾病審査会において支給の認否を速やかに審査し、支給認定することを決定したときは、申請者に対し、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証及び自己負担上限額管理票を交付し、支給認定しないことを決定したときは、申請者に対し、小児慢性特定疾病医療費支給認定不承認通知書を交付する。

### 3.10.4.2 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

申請者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書に小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の写し及び日常生活用具の見積書を添えて市長に申請し、市長は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地調査し、用具の給付の要否を決定する。市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券を、その申請を却下することを決定した場合には、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請却下決定通知書を、それぞれ申請者に交付する。

## 3.10.5 小児慢性特定疾病医療費制度における扶助費の支給実績

小児慢性特定疾病医療費助成は、平成27年から「小児慢性特定疾患治療研究事業」 から「小児慢性特定疾病医療費制度」に移行しており、現在は小児慢性特定疾病医療 費及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業から構成されている。

京都市の小児慢性特定疾病医療費制度に係る扶助費の支給実績は以下のとおりである。

【表3.10.5の1】令和2年度から令和4年度の小児慢性特定疾病医療費助成の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給実績 (千円)	350, 727	391, 339	406, 389
受給者数(人)	1, 493	1, 327	1, 294

上記のとおり、受給者数が減少しているが、これは少子化により児童数が減少していることや、他の医療費助成が拡充していることが原因である。一方で、受診1件あたりの医療費単価は上昇しており、支給実績に増加がみられる。

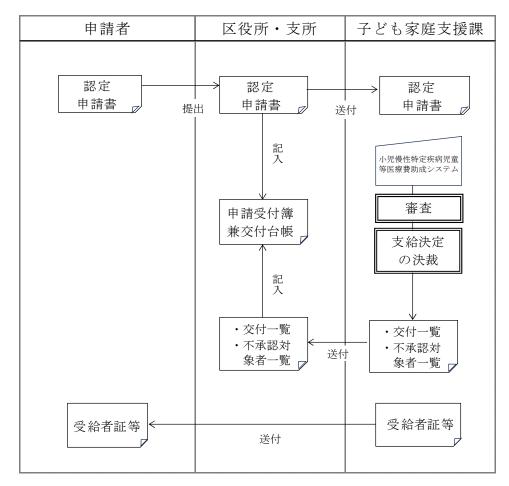
【表3.10.5の2】小児慢性特定疾病に掛かる日常生活用具給付費の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給実績 (千円)	1, 512	2, 159	1, 093
受給者数(人)	17	30	19

## 3.10.6 支給事務手続の検討

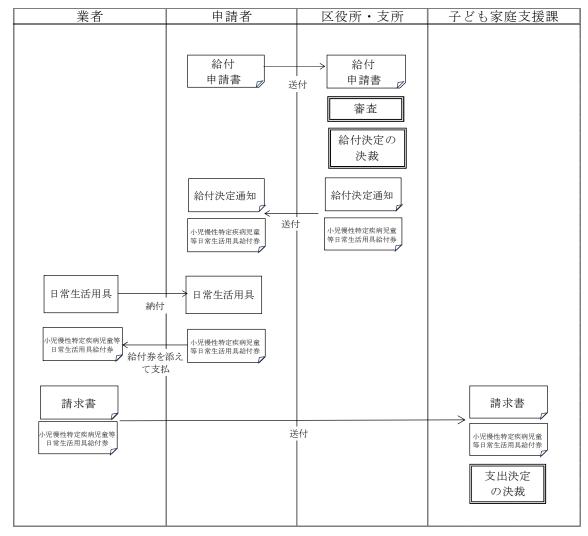
## 3.10.6.1 支給事務手順

小児慢性特定疾病医療費等の支給事務手順の概要は、以下のとおりである。



【図3.10.6.1の1】小児慢性特定疾病医療費の支給事務手順

- ① 申請者が小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書を区役所に提出する。
- ② 区役所・支所において、必要書類が揃っているか確認したうえで、「小児慢性特定疾病医療費助成申請受付簿兼受付台帳」に、受付年月日、申請区分、受診者氏名、申請者氏名、生年月日、電話番号を記入する。
- ③ 区役所が子ども家庭支援課に申請書類を送付する。
- ④ 子ども家庭支援課で申請者情報をシステムに入力する。また、新規申請に係る高額 医療費の所得区分の照会を行い、審査会を実施する。
- ⑤ 子ども家庭支援課は、システムに入力した内容をもとに交付一覧又は不承認対象者 一覧表を作成する。
- ⑥ 子ども家庭支援課で支給決定の決裁を行う。
- ⑦ 区役所・支所は交付一覧又は不承認対象者一覧表をもとに、申請受付簿に当該内容 を記入する。
- ⑧ 子ども家庭支援課から受給者証・不承認通知書等を申請者へ送付する。



【図3.10.6.1の2】小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付費の支給事務手順

- ① 申請者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書に小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の写し及び日常生活用具の見積書を添えて区役所・支所に提出する。
- ② 区役所・支所は、当該対象者の身体の状況、家庭の経済状況等を実地調査し、用具の給付の要否を決定する。
- ③ 区役所・支所は、用具の給付を行うことを決定した場合には、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券を、その申請を却下することを決定した場合には、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請却下決定通知書を、それぞれ申請者に交付する。
- ④ 利用者は、用具の給付を受けたときは、用具を納付する業者に対して給付券を 添えて利用者負担額を支払う。
- ⑤ 用具を納付した業者は給付券を添付して、用具の購入額から利用者負担額を減じた額を子ども家庭支援課に請求する。

⑥ 子ども家庭支援課で支出決定の決裁及び業者への扶助費の支払を実行する。

## 3.10.6.2 支給認定事務の検討

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付費の支給認定事務が適切に実施されているかについて、当該用具を納付した業者の中から無作為にサンプルを抽出し、以下の手続を実施した。

	手続	結果
1	用具を納付した業者に対する小児慢	支出命令書と請求書の金額は整合した。
	性特定疾病生活用具給付費の支出命	
	令書と株式会社三笑堂からの請求書	
	及び申請者の給付券の金額と突合し	
	た。	
2	用具を納付した業者からの請求書と	請求書と給付券の金額は整合した。
	申請者の給付券の金額と突合した。	

以上から、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付費の支給認定事務は、申請者の申請にもとづき、その内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

## 3.11 民営児童福祉施設措置費

## 3.11.1 事業概要

項目名	要援護児・心身障害児対策	
主要施策名	児童養護施設、障害児通所施設等運営	
事業名	民営児童福祉施設措置費	
担当部署	子ども家庭支援課	
事業目的及	児童福祉法に基づき、児童福祉施設等に児童を措置委託したとき、そ	
び内容	の児童を保護養育するための費用として、児童福祉施設等へ支払う義	
	務的経費である。	
根拠法令等	児童福祉法第 50 条及び第 53 条	
	国交付要綱「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金につ	
	いて」	
事業の支出	扶助費	
形態等		

(単位:百万円)

項目	扶助費	その他	合計
令和4年度予算	3, 738	0	3, 738
令和4年度決算	3, 528	_	3, 528

## 3.11.2 対象施設

民営児童福祉措置費等は、児童福祉法に基づき京都市が児童を措置委託している児童福祉施設等に対し、児童福祉施設等を運営するために必要な人件費及び管理費等(事務費)や、措置委託されている児童のために使われる一般生活費、教育費、医療費等の諸経費等(事業費)を、国及び京都市の負担により支給(支弁)するものである。

これらは、児童福祉法に基づき京都市が支弁し、国がその2分の1を負担している。 また、措置費の各費目や単価の設定方法、支弁額の算式や支弁の方法等の交付基準は交 付要綱によって示されている。

当該制度における対象施設は以下のとおりである。

施設名	施設概要
乳児院	保護や養護を必要とする、概ね2歳までの子ど
	もを入所させて、養育することを目的とする施設
児童養護施設	概ね2~18歳の保護者がいない子どもや虐待さ
	れている子ども、家庭環境その他の環境上養護を
	要する子どもを入所させて、養育することを目的
	とする施設
児童心理治療施設	環境上の理由により社会生活への適応が困難
	となった児童を短期入所させ、又は保護者の元か
	ら通わせて社会生活に適応するために必要な心
	理に関する治療及び生活指導を主として行うこ
	とを目的とする施設
児童自立支援施設	非行性のある児童や家庭環境その他の環境上
	の理由により生活指導等を要する児童が入所し、
	児童に最も適した生活指導等により、児童が社会
	的に自立できるよう育成することを目的とする
	施設
自立援助ホーム	義務教育を修了して、就学あるいは就労が安定
(児童自立生活援助事業)	していない児童に対し、生活の場を提供し社会的
	自立を支援する事業
ファミリーホーム	家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を
(小規模住居型児童養育事業)	活かしつつ養育を行うことが必要とされる児童
	を養育する事業
里親	何らかの事情で実親が養育することができな
	い子どもを、自らの家庭に迎え入れ、養育する者
母子生活支援施設	母子家庭等の自立を支援するための入所施設
	で、母親の経済的・精神的自立と子どもの健やか
	な成長を生活を通して支えることを目的とする
	施設
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由
	により入院助産を受けることができない妊産婦
	を入所させて助産を受けさせることを目的とす
	る施設

# 3.11.3 民営児童福祉施設措置費の支給実績

民営児童福祉施設措置費の施設ごとの支給実績は以下のとおりである。

【表3.11.3の1】民営児童福祉施設措置費の支給実績の推移

(単位:千円)

施設種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳児院	436, 780	411,602	422, 270
児童養護施設	1, 991, 084	2, 036, 693	2, 005, 863
児童心理治療施設(入所)	247, 812	249, 222	245, 649
児童心理治療施設(通所)	13, 474	12, 422	12, 351
児童自立支援施設	42, 221	69, 449	76, 981
自立援助ホーム	58, 870	92, 808	102, 657
ファミリーホーム	20, 518	35, 832	53, 382
里親	94, 545	109, 523	87, 175
母子生活支援施設	338, 406	319, 752	322, 427
助産施設	112, 855	87, 490	93, 661
一時保護	22, 701	27, 893	30, 479
上記児童福祉施設に係る医療費	65, 231	70, 932	75, 392
合計	3, 444, 497	3, 523, 618	3, 528, 288

(出典:はぐくみ局提供資料)

上記のとおり、児童自立支援施設及び自立援助ホームの措置費が逓増している。

児童自立支援施設については、令和3年度においては措置児童の延べ人数が増加したこと、令和4年度においては、京都市の措置児童が占める割合が大きい京都府所管施設において入所定員が増加し、市の支弁割合が増加したことが、扶助費の増額に繋がったものである。

自立援助ホームに係る扶助費の増額は、令和3年度に1箇所新規開所されたこと及び 措置人数が増加したことが原因である。自立援助ホームは、高校生等の高年齢児童の措 置が増加傾向にある中、当該児童への支援の受け皿として児童相談所等からのニーズが 高まっている。

なお、児童自立支援施設及び自立援助ホームの措置児童の延べ人数については以下のとおりである。

【表 3.11.3 の 2】児童自立支援施設及び自立支援ホームの措置児童の延べ人数の推移

施設種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童自立支援施設(人)	97	173	167
自立援助ホーム(人)	74	84	122

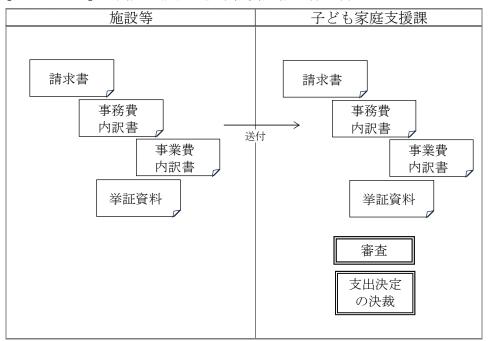
(出典:はぐくみ局提供資料)

## 3.11.4 支給事務手続の検討

### 3.11.4.1 支給事務手順

民営児童福祉施設措置費の支出事務手順の概要は、以下のとおりである。

【図3.11.4.1】民間児童福祉施設措置費支給事務手順



- ① 各施設等は、請求書に事務費内訳書(里親は事務費対象外)、事業費内訳書及び挙 証資料を添付して子ども家庭支援課に提出する。
- ② 子ども家庭支援課は、請求内容を確認・審査する。内容に不備がある場合等、必要に応じて施設に確認や修正依頼をする。
- ③ 子ども家庭支援課にて、支出金額の決裁を行う。

#### 3.11.4.2 支給認定事務の検討

民営児童福祉施設措置費の支給認定事務が適切に実施されているかについて、無作 為にサンプルを抽出し以下の手続を実施した。

	手続	結果
1	支出決定書に添付されている施設措置	施設措置費一覧表と請求書の金額は整
	費一覧表の金額と請求書と突合した。	合している。
2	請求書金額と事業費内訳書及び事務費	請求書金額と事業費内訳書及び事務費
	内訳書の合計金額を突合した。	内訳書の合計金額は整合している。

以上から、民営児童福祉施設措置費の支給認定事務は、申請者の申請に基づき、その 内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

子ども家庭支援課において、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務手続は、一定の手順は確立されているが、当該手順についてマニュアル等により文書化されていない。

事務手続に関してマニュアル等により文書化されていないと、手続が属人的となり、 担当者の業務の習熟度や解釈の仕方、担当者自体の変更により手順や確認事項が重複又 は脱漏する可能性がある。

従って、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書化 し、事務手続が属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望まれ る。

#### 【意見 24】民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務手続の文書化

はぐくみ局では、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務手続は、一定の手順は確立されているが、当該手順についてマニュアル等により文書化されていない。

事務手続に関してマニュアル等により文書化されていないと、手続が属人的となり、担当者の業務の習熟度や解釈の仕方、担当者自体の変更により手順や確認事項が 重複又は脱漏する可能性がある。

従って、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書 化し、事務手続が属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望 まれる。

# 3.12 障害児施設給付費

# 3.12.1 事業概要

項目名	要援護児・心身障害児対策
主要施策名	児童養護施設、障害児通所施設等運営
事業名	障害児施設給付費
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	・障害児施設給付費
び内容	保護者と施設との契約に基づき、児童が障害児支援施設においてサー
	ビス提供を受けた際に、定率の利用者負担分(1割)を控除した費用を
	行政が負担する義務的経費。
	• 障害児施設措置費
	行政が児童を施設に措置した場合の費用を行政が負担する義務的経
	費。
根拠法令等	児童福祉法
事業の支出	扶助費
形態等	

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計
令和4年度予算	7, 746	7, 746
令和4年度決算	7, 148	7, 148

## 3.12.2 対象事業者

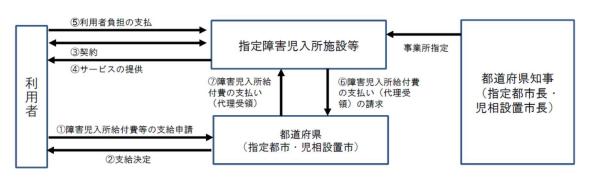
障害児施設給付費は、障害児が障害児福祉施設を利用した際に、利用者の負担部分を超える費用を国庫で負担する制度であり、障害児施設給付費の対象となる事業者は以下の障害児施設の運営事業者である。

- · 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)
- ・ 放課後等デイサービス
- · 居宅訪問型児童発達支援
- · 保育所等訪問支援
- · 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- · 障害児相談支援

### 3.12.3 手続

障害児施設利用者は、京都市から通所受給者証や入所受給者証を受領し、障害児福祉施設 と契約のうえサービスを利用し、利用者負担を支払う。一方、障害児福祉施設事業者は京都 市に対して障害児入所等給付費の請求を行い、当該請求に基づいて京都市は障害児福祉施 設事業者に対して支払いを実行する。

【図3.12.3】障害児施設の利用及び措置費・給付費等



(出典:厚生労働省資料 障害児入所施設の利用及び措置費・給付費等について)

## 3.12.4 障害児施設給付費の支給実績

令和 2 年度から令和 4 年度の障害児施設給付費のサービスごとの支給実績は以下のとおりである。

【表 3.12.4】障害児施設給付費の支給実績の推移

(単位:千円)

サービス種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉型障害児入所施設	50, 580	55, 266	52, 701
医療型障害児入所施設	58, 842	63, 036	48, 363
児童発達支援	1, 697, 744	1, 964, 260	2, 066, 554
医療型児童発達支援	_	40	_
居宅訪問型児童発達支援	1, 402	1, 698	1, 339
放課後等デイサービス	4, 085, 929	4, 328, 984	4, 788, 838
保育所等訪問支援	3, 733	6, 569	9, 600
障害児相談支援	35, 335	43, 602	49, 474
合 計	5, 933, 565	6, 463, 455	7, 016, 867

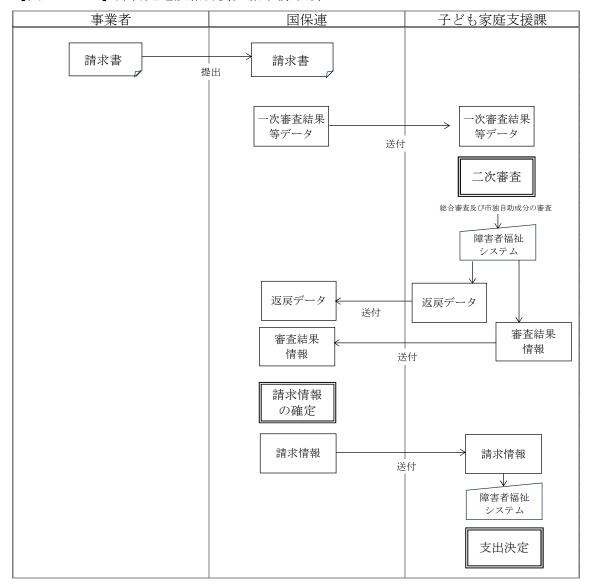
(出典:はぐくみ局提供資料)

## 3.12.5 支給事務手続の検討

## 3.12.5.1 支給事務手順

障害児施設給付費の支給事務手順の概要は、以下のとおりである。

【図3.12.5.1】障害児施設給付費支給事務手順



- ① 国保連は事業所からの請求データと受給者台帳、事業所台帳を突合し、請求内容を審査し、一次審査結果等データを障害保健福祉推進室を通じて、子ども家庭支援課に提出する。
- ② 子ども家庭支援課は、事業所の請求と受給者情報等を参照し、独自助成の請求が正しいか、給付費本体の請求と齟齬はないか等を審査する。 また、保有する事業所、受給者の情報と請求データを照合し、定員超過の有無、請求と事業所の届出内容との合致、重複利用の有無、利用者負担の過大・過小請

求はないか等、データ突合だけでは判定できない項目を職員の目で審査する。

- ③ 子ども家庭支援課は、審査の結果、却下(返戻)する請求を確定し、障害保健福祉推進室を通じて審査結果情報及び返戻データを国保連に送付する。
- ④ 国保連は返戻データを反映し、最終的な請求情報を確定し、障害保健福祉推進室を通じて子ども家庭支援課に請求書情報を送付する。
- ⑤ 子ども家庭支援課は、請求情報に基づき給付費、独自助成の支出を行う。

障害児施設給付費の支給事務手続を検討の結果、指摘事項は発見されなかった。

## 3.13 障害児施設給付費(市独自軽減分)

## 3.13.1 事業概要

項目名	要援護児・心身障害児対策
主要施策名	障害児福祉サービス利用支援策「新京都方式」
事業名	障害児施設給付費(市独自軽減分)
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及び内容	障害児施設給付費の支給にあたり、所得に応じて設定されている利用者負担上限について、障害のある子を持つ世帯の経済的負担を軽減するため、上限を国基準から引き下げた本市独自の上限を設け、国基準との差額を負担するもの。
根拠法令等	京都市障害児通所支援利用者負担助成要綱 京都市障害児入所支援利用者負担助成要綱
事業の支出 形態等	扶助費

(単位:百万円)

項目 扶助費		合計
令和4年度予算	96	96
令和4年度決算	89	89

## 3.13.2 対象者

京都市の障害児通所給付費又は障害児入所給付費の給付決定を受けた者

## 3.13.3 助成額

当該制度による助成額は、給付決定保護者等の市町村民税所得割の額に応じて、障害児通所給付費については、小学校就学の始期に達するまでの障害児については【表

3.13.3 の 1】、それ以外の者は【表 3.13.3 の 2】に定める額を超える額である。また、障害児入所給付費については【表 3.13.3 の 3】に定める額を超える額である。

# 【表 3.13.3の1】

市町村民税所得割額の区分		額
市町村民	· 税非課税世帯	0円
市町村民	R税均等割のみ課税世帯	0円
市町	(市町村民税所得割額) 3万3千円未満	300 円
税世品	3万3千円以上28万円未満	700 円
帯税	28 万円以上	6, 200 円

# 【表 3.13.3の2】

市町村民税所得割額の区分		額
市町村民税非課税世帯		0 円
市町村民税均等割のみ課税世帯		0円
市 町 は	(市町村民税所得割額) 28 万円未満	2, 300 円
世帯税	28 万円以上	18,600 円

# 【表 3.13.3の3】

市町村民税所得割額の区分		額
市町村民税非課税世帯		0円
割市町み村	(市町村民税所得割額) 3万3千円未満	3,000円
	3万3千円以上28万円未満	9, 300 円
課税世帯を含む。)民税課税世帯(均等	28 万円以上 39 万円未満	24,000 円
む。)	39 万円以上	31,000円

### 3.13.4 手続

当該制度による助成を受けようとする者は市長に申請し、市長はその資格を審査し、対象であると認定した給付決定保護者に対し通知する。指定障害児通所支援事業者等が行った指定通所支援等に要した費用の範囲内で当該給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌し、保護者の自己負担分の全部または一部について助成する。

### 3.13.5 障害児施設給付費(市独自軽減分)の支給実績

令和2年度から令和4年度の障害児施設給付費(市独自軽減分)のサービスごとの支給実績は以下のとおりである。

【表 3.13.5】障害児施設給付費(市独自軽減分)の支給実績

(単位:千円)

サービス種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉型障害児入所施設	107	405	0
医療型障害児入所施設	172	139	138
児童発達支援	23, 521	23, 842	24, 226
医療型児童発達支援	_	0	0
居宅訪問型児童発達支援	59	69	45
放課後等デイサービス	76, 007	83, 748	64, 690
保育所等訪問支援	2	54	54
合 計	99, 869	108, 257	89, 154

(出典:はぐくみ局提供資料)

#### 3.13.6 支給事務手順

障害児施設給付費(市独自軽減分)の支給事務手順の概要は、3.12.5で記載した障害 児施設給付費と同様である。

### 3.13.7 助成の効果

## 3.13.7.1 京都市及び他都市の助成の状況

障害児施設給付は、児童福祉法に基づき設定されている利用者負担上限について、当該上限から引き下げた本市独自の上限を設け、低所得者、サービスの重複利用者に対する配慮として利用者負担の軽減を行っている。特に、児童発達支援を利用する未就学児については、早期発見・早期療育が何より重要な乳幼児期において、早期に必要な支援につなげることを目的に手厚く軽減している。

このような国が定めた上限額を超えた助成を行っている都市は以下のとおりである。

・ 他の指定都市における同様の助成実施状況(令和3年度)

実施なし:10都市(札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、横浜市、静岡市、浜

松市、堺市、岡山市、北九州市)

実施あり:10都市(上記以外)

京都市が調査した上記都市に係る同様の助成に係る令和 3 年度の予算額を確認した ところ、京都市における障害児施設給付費(市独自軽減分)に係る令和3年度の予算及び 実績は上記の他都市を上回っており、京都市は他都市と比較して手厚い助成が行われて いるといえる。

### 3.13.7.2 助成の効果

障害児施設給付の全体の大半を占める児童発達支援及び放課後等デイサービスの支 給決定者数は以下のとおり年々増加している。

【表 3.13.7.2】児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定者数の推移

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	2, 324	2, 397	2, 442	2, 495	2, 623
放課後等デイサービス	2, 499	2,815	3, 056	3, 249	3, 576

(出典:はぐくみ局提供資料)

上記は、障害児施設利用者数が増加していることが要因であり、この状況を踏まえる と、市独自の助成制度のみが要因とは言えないものの、支援の拡大に一定の効果がある と考えられる。

障害児施設給付費(市独自軽減分)を検討した結果、指摘事項は発見されなかった。

### 3.14 障害児福祉手当

## 3.14.1 事業概要

項目名	要援護児・心身障害児対策
主要施策名	障害児福祉手当
事業名	障害児福祉手当
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度障害
び内容	のある子どもに障害児福祉手当を支給する。
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
事業の支出	扶助費
形態等	

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計	
令和4年度予算	124	124	
令和4年度決算	120	120	

## 3.14.2 対象者

20 歳未満で、視力や身体の機能または精神等に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする者

ただし、以下のいずれかに該当する場合は受給できない。

- ・ 障害を支給事由とする公的年金を受けることが出来る。
- ・ 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所している。
- ・ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている。

## 3.14.3 手当の額

月額 14,850 円 (令和 4 年度)

### 3.14.4 手続

当該手当を受給しようとする者は、障害児福祉手当認定請求書に必要書類を添付して市長に提出する。市長は提出された請求書等に基づき受給資格の審査を行い、受給資格を認定したときには、障害児福祉手当認定通知書を受給資格者に送付し、受給資格を認めないと決定したときには、障害児福祉手当却下通知書を請求者に交付する。

# 3.14.5 障害児福祉手当の支給実績

令和2年度から令和4年度の障害児福祉手当の支給実績は以下のとおりである。

【表 3.14.5】障害児福祉手当の支給実績の推移

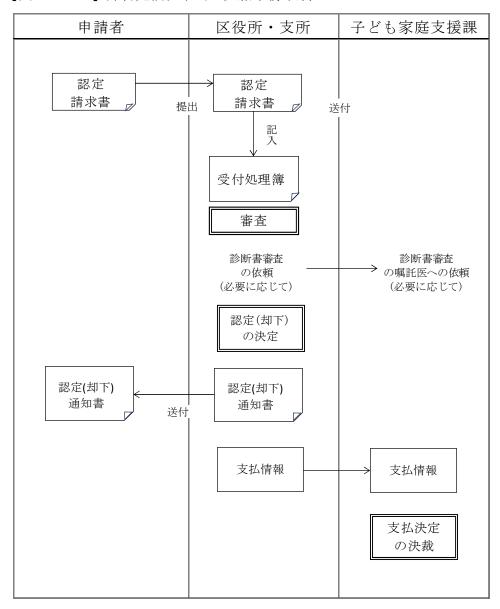
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給額	134,034 千円	125,065 千円	120, 222 千円
件数	3,052件	2,851件	2,745件

(出典:はぐくみ局提供資料)

- 3.14.6 支給事務手続の検討
- 3.14.6.1 支給事務手順

障害児福祉手当の支給事務手順の概要は、以下のとおりである。

【図3.14.6.1】障害児福祉手当の支給事務手順



- ① 申請者が区役所・支所に、障害者福祉認定請求書を提出する。区役所・支所は 申請の受付を行い、受付処理簿に受付年月日、請求者氏名、認定を受けようとする 者の氏名及び住所等をそれぞれ記入する。
- ② 区役所・支所は申請者等の所得制限等の要件審査を行う。その際、障害の程度の審査において、診断書での審査が必要な場合は子ども家庭支援課が取りまとめて嘱託医に審査を依頼し、審査結果を区役所に通知する。
- ③ 区役所・支所は上記審査をもとに、障害者福祉手当の認定・却下の決定を行い、認定通知書又は却下通知書を申請者等に送付する。
- ④ 区役所・支所から支払い情報を集約し、子ども家庭支援課が支払決定の決裁を 行い、申請者に障害児福祉手当が支払われる。

# 3.14.6.2 支給認定事務の検討

障害児福祉手当の支給認定事務が適切に実施されているかについて、令和5年3月中に 審査を経て決定がなされた障害児福祉手当の随時支払一覧から無作為にサンプルを抽 出し、以下の手続を実施した。

	手続	結果
1	対応する障害児福祉手当の随時支	障害児福祉手当の随時支払一覧の金額と
	払一覧の金額と障害児福祉手当認	障害児福祉手当認定請求書の請求金額は
	定請求書の請求金額とを照合した。	整合している。
2	請求内容と随時支払いの根拠とな	対象者の状況の異動に係る届と請求書の
	る対象者の状況の異動に係る届を	内容と整合している。
	確認した。	

以上から、障害児福祉手当の支給認定事務は、申請者の申請に基づき、その内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

## 3.15 ひとり親家庭等医療費

## 3.15.1 事業概要

項目名	母子・父子及び寡婦福祉
主要施策名	ひとり親家庭等医療費支給事業
事業名	ひとり親家庭等医療費
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及 び内容	母子家庭又は父子家庭の児童とその親及び両親のいない児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の保健の向
	上を図り、福祉の増進に寄与する。
根拠法令等	京都市ひとり親家庭等医療費支給条例、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則に規定する申請書、文書及び異動届に関する要綱
事業の支出 形態等	扶助費

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計
令和4年度予算	987	987
令和4年度決算	987	987

## 3.15.2 対象者

京都市内に住所を有し、社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入している者で、次のいずれかに該当する者

- ・ 生計を一にする父のない児童及び生計を一にする母のない児童
- ・ 上記の児童と生計を一にする母又は父
- ・ 両親(父母)のいない児童
- ・ 両親(父母)のいない児童を扶養している 20 歳未満の者 なお、児童は、満 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。 ただし、以下に該当する場合には対象外となる。
- ・ 世帯の主たる生計維持者の給与収入額等から給与所得控除や医療費控除額、ひとり 親控除、寡婦控除などの諸控除を差し引いた後の所得が以下の金額未満のとき。

税法上の扶養親	所得基準額
族の人数	
0 人	2, 360, 000 円
1人	2,740,000 円
2 人	3, 120, 000 円
3 人	3,500,000円

- ・ 生活保護法、京都市重度心身障害者医療費支給条例、その他結核予防法等国の法律や 地方公共団体による同様の医療の給付が受けられるとき。
- ・ 児童が、児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く。)へ入所していたり、里親へ委託されたりしているとき。または、児童福祉法による一時保護児童であるとき。

### 3.15.3 手続

当該制度による給付を受給しようとするものは、市長に対してひとり親家庭等医療費 受給者証交付申請書に必要書類を添付して提出する。市長は提出された申請書等に基づ き受給資格の審査を行い、受給資格を認定したときには福祉医療費受給者証(親)を交 付する。

## 3.15.4 ひとり親家庭等医療費の支給実績

令和 2 年度から令和 4 年度のひとり親家庭等医療費の支給実績は以下のとおりである。

【表 3.15.4】ひとり親家庭医療費の支給実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給額(千円)	909, 768	979, 369	987, 206
年間平均受給者数(人)	25, 081	24, 649	23, 975
総受診件数(件)	289, 301	312, 023	320, 301

(出典:はぐくみ局提供資料)

上記のとおり、令和3年度以降、支給額及び総受診件数が増加しているが、これは令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に医療機関の受診控えが起きたため、受診件数が例年より減少した一方で、令和3年度以降は感染拡大の影響も徐々に薄れ、支給額及び総受診件数が増加に転じたものであると思われる。

一方、年間平均受給者数は令和3年度以降減少傾向にあるが、これは、少子化により

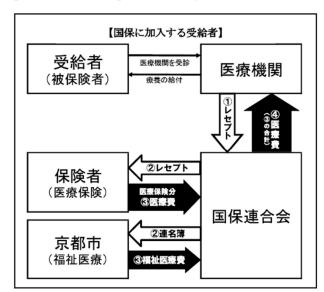
児童の数が年々減少していることが原因であると思われる。

- 3.15.5 支給事務手続の検討
- 3.15.5.1 支給事務手順

ひとり親家庭等医療費の支給事務手順の概要は、以下のとおりである。

(1) 受給者が国民健康保険に加入している場合

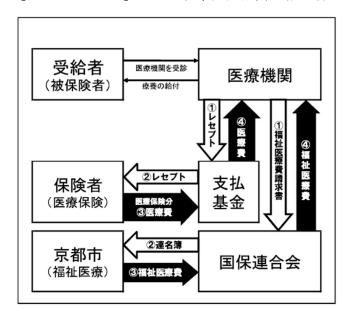
【図3.15.5.1の1】ひとり親家庭医療費支給事務手順(国民健康保険加入)



#### ≪医療費等の流れ≫

- ① 各医療機関は併用レセプトを国保 連合会に送付
- ② 国保連合会は審査のうえ、保険者 にはレセプトを、京都市には連名簿 を送付
- ③ 保険者は医療保険分医療費を、 京都市は福祉医療費を国保連合 会に支給
- ④ 国保連合会は各医療機関に医療 費を支払い
- (2) 受給者が社会保険に加入している場合

【図3.15.5.1の2】ひとり親家庭医療費支給事務手順(社会保険加入)



#### ≪医療費等の流れ≫

- ① 各医療機関はレセプトを支払基金に、福祉医療費請求書を国保連合会に送付
- ② 審査後、支払基金は保険者にレセプトを、国保連合会は京都市に連名簿をそれぞれ送付
- ③ 保険者は医療保険分医療費を支払基金に、京都市は福祉医療費を 国保連合会にそれぞれ支給
- ④ 支払基金は医療保険分医療費を、 国保連合会は福祉医療費をそれぞ れ各医療機関に支払い

# 3.15.5.2 支給認定事務の検討

ひとり親家庭等医療費の支給認定事務が適切に実施されているかについて、令和5年 3月中に審査を経て決定がなされたひとり親家庭等医療費のうち国保請求分について、 以下の手続を実施した。

手続	結果
支出決定書に添付されている算出根拠	支出決定金額と「公費負担医療受給者別一
明細書の国保分の金額と「公費負担医療	覧表」の公費負担額の合計に過誤調整額を
受給者別一覧表」の京都市各区の公費負	考慮した金額は整合している。
担額の合計金額を突合した。	

以上から、ひとり親家庭等医療費の支給認定事務は、申請者の申請に基づき、その内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

# 3.16 高等職業訓練促進給付金等事業

## 3.16.1 事業概要

項目名	母子・父子及び寡婦福祉
主要施策名	ひとり親家庭自立支援対策
事業名	高等職業訓練促進給付金等事業
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及び内容	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の 安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格の取得に係る養成 機関における修業期間について高等職業訓練促進給付金を支給すると ともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修 了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図 り、資格取得を容易にすることを目的とする。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、京都市高等職業訓練促進給付金等事 業実施要綱
事業の支出 形態等	扶助費

(単位:百万円)

項目	扶助費	合計
令和4年度予算	140	140
令和4年度決算	127	127

### 3.16.2 給付金の種類

- · 高等職業訓練促進給付金
- · 高等職業訓練修了支援給付金

## 3.16.3 対象者

高等職業訓練促進給付金の対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、高等職業訓練修了支援給付金の対象者は養成機関におけるカリキュラムを修了した日において、京都市内に居住するひとり親家庭の親であって、児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあり、看護師、介護福祉士及び保育士等の資格を取得するため養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる等の一定の要件を満たす者である。

## 3.16.4 支給時期及び支給金額

	高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修	了支援給付金
支給時期	当該資格に係る養成訓練の受講		当該資格に係る	養成訓練修了後
	期間(上限4年)			
支給金額	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯
	100,000 円/月	70,500 円/月		
	(最終年度はそれぞれ 40,000		50,000 円	25,000 円
	円追加)			

<sup>(</sup>注)「課税」、「非課税」は、住民税の課税の有無を指している。

## 3.16.5 手続

当該制度による給付を受給しようとするものは、市長に対して京都市高等職業訓練促進給付金等支給申請書に必要書類を添付して提出する。市長は提出された申請書等に基づき支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定し、支給の決定を行った場合には、遅滞なく、京都市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書により、当該ひとり親家庭の親に通知するものとする。

### 3.16.6 高等職業訓練促進給付金等の支給実績

令和 2 年度から令和 4 年度の高等職業訓練促進給付金等の支給実績は以下のとおりである。

【表 3.16.6】高等職業訓練促進給付金支給実績の推移

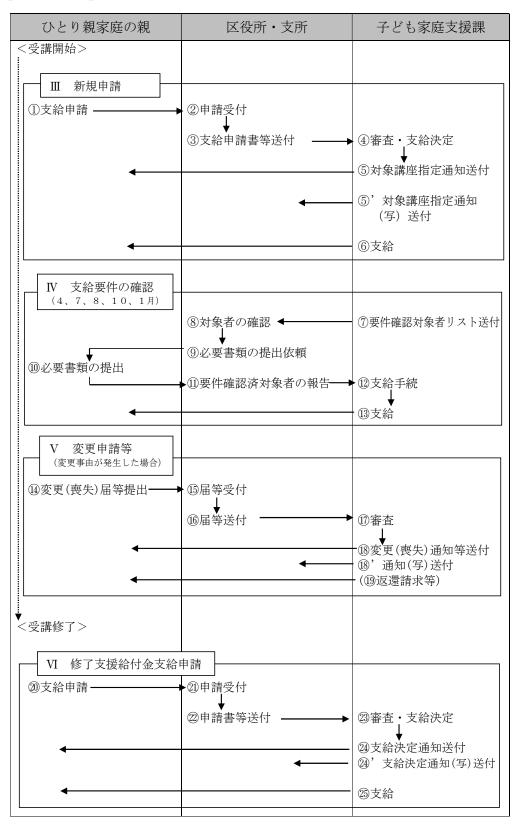
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
高等	等職業訓練促進給付金			
	支給実績(千円)	97, 175	115, 177	125, 008
	支給人数(人)	80	105	117
高等	等職業訓練修了支援給付金			
	支給実績(千円)	1,025	875	2, 375
	支給人数(人)	24	20	49

# 3.16.7 支給事務手続の検討

# 3.16.7.1 支給事務手順

高等職業訓練促進給付金の支給事務手順の概要は、以下のとおりである。

【図3.16.7.1】高等職業訓練促進給付金支給事務手順



### 3.16.7.2 支給認定事務の検討

高等職業訓練促進給付金の支給認定事務が適切に実施されているかについて、高等職業訓練促進給付金の支給対象者一覧から無作為にサンプルを抽出し、以下の手続を実施した。

手続	結果
支給対象者一覧の金額と京都市高等職	支給決定一覧の金額と支給決定通知書の
業訓練促進給付金等支給決定通知書の	金額は整合している。
金額を突合した。	
京都市高等職業訓練促進給付金等支給	支給決定通知書と支給申請書に記載され
決定通知書と京都市高等職業訓練促進	ている養成機関、養成区分、修業資格及び
給付金等支給申請書を突合した。	修業期間は一致しており、両者は整合して
	いる。

以上から、高等職業訓練促進給付金の支給認定事務は、申請者の申請に基づき、その 内容が適切に審査され、支給決定がなされており、指摘事項は発見されなかった。

### 3.17 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

#### 3.17.1 事業概要

母子家庭、父子家庭や寡婦の方の経済的自立を支援し、生活の安定や子どもの福祉の 増進を図るために、各種資金の貸付を行っている。

# (1) 貸付対象

- ・ 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している者)
- ・ 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している者)
- ・ 父母のいない児童(法定代理人の同意が必要)
- ・ 寡婦(かつて配偶者のない女子として児童を扶養していた方で、配偶者の ない女子)
- ・ 40歳以上の配偶者のない女子

### (注)児童とは、20歳未満の者をいう。

配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。

配偶者のない女子、配偶者のない男子とは例えば以下のような者をいう。

- ・ 配偶者と死別した方で、現に婚姻をしていない者
- ・ 離婚した方で、現に婚姻をしていない者
- ・ 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者など

# (2) 貸付金の種類

			償還期間
資金名	貸付対象	内容	(以内)
市光明47次 7	ロフィルフェ	古光た即44十2のにと西も記供典	1,5,
事業開始資金	母子・父子・	事業を開始するのに必要な設備費、	7年
	寡婦	什器、機械等購入資金	
事業継続資金	母子・父子・	現在営んでいる事業を継続するため	7年
	寡婦	に必要な商品、材料等を購入するた	
		めの運転資金	
技能習得資金	母子・父子・	自ら事業を開始又は会社等に就職す	概ね10年
	寡婦	るために必要な知識・技能を得るた	
		めに必要な授業料、材料、交通費等	
		の資金	
就職支度資金	母子·父子·	就職するために直接必要な被服、履	6年
	児童・寡婦	物等及び通勤用自動車等を購入する	
		資金	
住宅資金	母子·父子·	住居を建設、購入、補修、保全、改	6年(増改築
	寡婦	   築又は増築するために必要な資金	は7年)
転宅資金	母子・父子・	住居を移転する際に必要な賃借料そ	3年
	寡婦	   の他の資金	
医療介護資金	母子・父子・	医療又は介護を受けるために必要な	5年
	児童・寡婦	資金(自己負担分)	·
	母子・父子・	以下の期間の生活補給資金	① ⑤:10年
	寡婦	① 知識技能を習得している期間	② ④:5年
	97°/11	② 医療若しくは介護を受けている	③ :8年
		期間	
		間もない (7年未満) 母又は父の	
		生活を安定・継続する期間	
		④ 失業中の生活を安定・継続する	
		のに必要な期間	
I has NY Viras A	ID * / - \	⑤ 家計が急変した場合	limit ) t
修学資金	児童(子)	高等学校、高等専門学校、大学、大	概ね10年
		学院及び専修学校に就職させるため	専修学校(一
		に必要な授業料、書籍代、交通費等	般課程)5年
		の資金	
就学支度資金	児童 (子)	高等学校、高等専門学校、大学、大	概ね5年

次人友	貸付対象	内容	償還期間
資金名	<b>其</b> 的 对 豕	PJ谷	(以内)
		学院及び専修学校並びに就業施設に	
		入学又は入所するに当たって必要な	
		資金	
修業資金	児童 (子)	事業を開始し、又は就職するために	概ね6年
		必要な知識、技能を習得するのに必	
		要な資金	
結婚資金	児童 (子)	結婚するために必要な挙式披露等の	5年
		経費及び家具、什器等を購入する資	
		金	

(出典:京都市ホームページ)

## (3) 利子

修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金(児童対象分)については無利子、その他の資金については連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.0%とする。

## (4) 審查

以下に示す共通必要書類の他、各資金ごとに定めた必要書類の提出を受け、償還能力、貸付の必要性等について審査を行う。事業開始資金及び事業継続資金については、申請書を提出する前に事業計画書、見積書等の提出を別途受け、中小企業診断士による経営診断を行っている。

### (共通必要書類)

- 母子父子寡婦福祉資金貸付申請書
- 母子・寡婦福祉資金貸付申請予備票(必須ではないが、必要に応じて提出を 求める)
- 審査票
- 申請者の住民票謄本(原則として申請前1ヵ月以内のもの)
- 申請者の所得証明書 (源泉徴収票、納税証明書等)
- 配偶者が精神及び身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている ことにより申請する場合は、医師の診断書又は身体障害者手帳等、そのこと を証明する書類。なお、児童扶養手当証書の写しにて代えることができる。
- 配偶者による遺棄又は配偶者が拘禁、生死不明により申請する場合は、それ を証する官公署の発行する書類。なお、児童扶養手当証書の写しにて代える

ことができる。

● 口座振込依頼書及び通帳の写し(公金受取口座での受給を希望する場合は通 帳の写しの提出は不要)

申請の受付は各区役所・支所で行っており、各区役所・支所での審査結果を受けて 子ども家庭支援課で必要書類の徴収状況、審査結果の妥当性に関してダブルチェッ クが行われている。

## 3.17.2 貸付実績

過去3事業年度における貸付実績は以下のとおりである。

【表3.17.2】過去3事業年度における資金種別貸付実績

(単位:件・千円)

(1)						
資金種別	令表	和2年度	令	和3年度	令和4年度	
貝並性別	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	_	_	1	2, 510	1	2, 562
事業継続	-	_	_	-	-	-
技能習得	7	3,820	4	2, 111	5	2, 569
就職支度	_	_	_	-	-	_
住宅	-	_	_	-	1	1,500
転宅	1	200	3	608	4	978
医療介護	-	_	-	_	1	-
生活	4	3, 347	4	2, 094	5	2, 719
修学	215	164, 568	145	111, 048	111	85, 972
就学支度	9	2, 916	8	2, 683	7	1,986
修業	2	1,008	1	816	_	_
結婚	_	_	_	_	_	_
合計	238	175, 859	166	121, 869	134	98, 287

(出典:はぐくみ局提供資料)

過去3事業年度の貸付実績が減少傾向にある。これは令和2年4月から高等教育の修学 支援新制度が施行され、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の授業料・入学金の 免除または減額と返還を要しない給付型奨学金が大幅に拡充されたことにより、これら を利用する学生が増加したためと考えられる。

#### 3.17.3 収入未済額の状況

貸付資金は資金ごとに定められた一定期間の据置期間を経た後、月賦償還、半年賦償還、年賦償還のいずれかで償還される。なお、いつでも繰上償還することが認められており、償還払いの方法は口座振替のほか、納付書による振込を選択することができる。

また、定められた償還計画に沿った返済が行われず、収入未済額が発生することがある。収入未済額が発生すると子ども家庭支援課から主償還人宛てに催告書を送付し、その後もなお収入未済となっている場合は速やかに文書・電話・訪問等により納付折衝や納付相談を実施することとなる。その際、一括納付や月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には分割納付の措置をとる。

さらに、催告書を送付しても連絡が取れない、納付折衝や納付相談に応じない等の徴収困難な収入未済については、弁護士事務所に債権回収を委託している。その中でも特に悪質と判断されるものについては、滞納処分などの法的措置を検討することとなる。また、債権の状況により管理を続けることが妥当でないものについては、要件に応じて債権放棄の手続を行っている。

なお、令和4年度末の発生年度別収入未済額(過年度調定分)は以下のとおりである。

【表3.17.3】令和4年度末の発生年度別調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額 (金額:千円)

	発生年度	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
貸付回	昭和55年度	49	_	_	49
収金	56年度	91	_	_	91
	57年度	313	_	66	247
	58年度	361	2	185	174
	59年度	259	4	207	48
	60年度	215	26	14	176
	61年度	805	ı	67	738
	62年度	677	-	116	560
	63年度	1, 337	177	119	1,040
	平成元年度	1, 424	112	109	1, 203
	2年度	1, 947	281	109	1, 557
	3年度	2, 750	333	98	2, 318
	4年度	3, 583	446	97	3, 039
	5年度	5, 083	516	97	4, 470
	6年度	7, 315	792	97	6, 427

	発生年度	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
	7年度	8, 681	1, 076	97	7, 508
	8年度	10, 581	1, 493	97	8, 990
	9年度	11, 543	981	97	10, 465
	10年度	11, 340	609	200	10, 531
	11年度	12, 146	893	160	11,092
	12年度	13, 602	1, 115	255	12, 232
	13年度	15, 352	1, 424	159	13, 768
	14年度	18, 153	1, 678	134	16, 341
	15年度	20, 156	1, 671	364	18, 121
	16年度	26, 592	3, 709	895	21, 988
	17年度	33, 501	2, 675	919	29, 907
	18年度	39, 218	3, 174	870	35, 175
	19年度	48, 535	4, 447	838	43, 260
	20年度	55, 934	3, 457	874	51,603
	21年度	62, 149	4, 505	1, 111	56, 533
	22年度	66, 212	6, 305	1,025	58, 882
	23年度	67, 447	5, 499	1, 104	60, 844
	24年度	70, 820	5, 897	1, 104	63, 819
	25年度	70, 444	6, 645	551	63, 248
	26年度	68, 990	4, 367	-	64, 623
	27年度	69, 371	3, 924	-	65, 446
	28年度	67, 890	3, 524	-	64, 367
	29年度	53, 889	3, 132	-	50, 757
	30年度	48, 610	1, 986	-	46, 625
	令和元年度	42, 523	1, 248	-	41, 274
	2年度	38, 083	846	-	37, 237
	3年度	38, 232	1, 319	-	36, 913
	小計	1, 116, 201	80, 290	12, 238	1, 023, 686
貸付金	小計	1,658	160	40	1, 459
利子					
	合計	1, 117, 859	80, 449	12, 277	1, 025, 145

(出典:はぐくみ局提供資料より監査人が集計)

なお、当該貸付債権については、私債権(私法上の原因に基づいて発生する債権)に 区分され、消滅時効期間が到来しているからといって一律に不納欠損処理を行えるもの ではなく、各債権の債務者全員から時効援用の申出がない限り、消滅時効期間を迎えて も債権は消滅するものではない。また、分納誓約書の提出、一部弁済による債務承認、 法的措置の実施により、時効は更新される。

ただし、これ以上の徴収及び管理が困難と認められる収入未済額については、京都市の債権管理条例に掲げる要件に則り、債権を放棄したうえで不納欠損処理をすることは可能である。

## 3.17.4 個別検証

滞納者との折衝記録について任意に抽出した3件及び昭和55年から昭和62年の間に発生し、令和4年度中に納付のなかった事案3件について査閲した。

それぞれ6件の折衝記録には詳細な記載が行われており、催告書の作成・送付、頻繁な電話対応、個別の納付書作成・送付、弁護士への相談事項など非常にきめ細やかに対応されている過程が見て取れる。

一方で全ての案件に同様の手間がかかっているとはいえないまでも、このような個別対応には膨大な手間がかかっていることも予想される。【表3.17.3】にもあるように、令和4年度末の発生年度別収入未済額には最も古いもので昭和55年に貸し付けた残高が残っており、これらについても相当な時間を掛けて対応されている。【表3.17.4】に昭和55年から昭和62年の間に発生し、令和4年度中に納付のなかった事案3件についての折衝記録の内容を簡単にまとめてみた。

【表3.17.4】

事案	閲覧した折衝記録の期間	記録されている概要			
尹采	及び記録回数	山外で40℃~の似女			
1	平成27年12月から令和5年	催告書の送付、債権放棄に関する弁護士との			
	10月まで (20回)	相談、借主の戸籍照会、連帯保証人への催告			
		書の送付、連帯借人への現地訪問など			
2	平成27年11月から平成30	0 催告書の送付、連帯保証人等との電話対応、			
	年1月まで(13回)	連帯保証人への催告書の送付、連帯借人の住			
		所確認など			
3	平成27年11月から令和2年	催告書の送付、借主との電話対応、連帯借人			
	11月まで(16回)	の預金調査、支払督促申立など			

この点、京都市では弁護士事務所に一部の債権回収を委託しており、令和4年度現在の委託実績は821件、448,070千円となっている。適正な債権管理を行うとともに、事務

負担を軽減して効果的・効率的な債権回収を図っているという点から評価できる取組であるが、今回抽出の対象となったかなり古くに発生した債権などは、すでに通常の交渉で債権回収が進捗するものではなく、法的な手続や判断が必要となると考えられる。今回抽出したようなある程度滞納が継続した債権は法的な専門家である弁護士への委託をより積極的に推進することで、法的手続に関するアドバイスの他、回収に係る手間やコスト面での助言も受けて、債権放棄等の判断にも活用することとし、一方で子ども家庭支援課の担当者は滞納が発生しはじめて間もない借主へのきめ細やかな対応に業務を集中することが、より効果的・効率的な債権回収につながるのではないかと思料する。例えば、滞納回数や滞納月数でフェーズを区分し、基準を超えた債権については強制的に弁護士に委託する等の対応も検討の余地があると考える。

### 【意見25】弁護士への債権回収委託の積極的な推進

効果的・効率的な債権回収のために、ある程度滞納が継続した債権は法的な専門家である弁護士への委託をさらに積極的に推進することを検討することが望まれる。

# 4 子育て支援総合センターこどもみらい館

# 4.1 事業概要

項目名	子ども育成支援
主要施策名	子育て支援総合センターこどもみらい館運営
事業名	こどもみらい館管理運営費
担当部署	こどもみらい館
事業目的及	幼児の健やかな育成を図るため、子育ての支援に資する事業を総合的
び内容	に行うために設置した施設であり、以下の事業を行っている。
	・ 施設管理・貸館
	・研究・研修
	・ 子育て相談・こども元気ランド
	・ 子育て支援事業
	・ 子育て図書館の運営
	・ 子育て支援ボランティア養成
根拠法令等	京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例
	京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則
事業の支出	京都市直営
形態等	

(単位:百万円)

項目	委託料	光熱水費	使用料	その他	合計
令和4年度予算	17	18	10	12	56
令和4年度決算	17	18	10	11	56

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館(以下「こどもみらい館」という。)は、少子化・核家族化・地域コミュニティの希薄化など子どもたちを取り巻く環境が著しく変化する中、子育てに不安や悩みを持つ保護者の方々を支援し、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備する施策の一環として、平成 11 年 12 月に開館した。

こどもみらい館は、相談・研究・研修・情報発信・子育てネットワークの構築の5つの機能を柱に様々な事業を行い、多くの市民ボランティアが各種事業に参加するなど市民との共汗を基本として運営を行う等「子育て支援の中核施設」である。

# 4.1.1 施設概要

# 4.1.1.1 建物の概要

こどもみらい館は、京都市中京区に位置しており、最寄り駅である京都市営地下鉄丸 太町駅から徒歩5分と交通の便利の良い場所に立地している。建物の概要は【表 4.1.1.1 の1】のとおりである。

【表 4.1.1.1 の 1】こどもみらい館建物概要

所在地	建築年月	総敷地面積 (m²)	延べ床面積 (m²)	構造	備考
中京区間之町通竹	平成 11 年	2, 797. 46	4, 670. 92	鉄筋コン	貸館施設あり
屋町下る楠町 601	11月			クリート	駐車場 22 台あり
番地の1				造	

(出典:こどもみらい館ホームページ)

こどもみらい館の休館日及び利用時間は、以下のとおりである。

休館日	毎週火曜日(祝日の場合は開館、翌平日休館)				
	年末年始(12月28日)	~1月4日)			
利用時間	こども元気ランド	1日3回の入替制(各回2時間)			
		午前 9 時 30 分~・正午~・午後 2 時 30 分~			
		・定員:70人、利用方法:事前申込制			
	子育て図書館	平日 :午前9時30分~午後7時			
		土日祝:午前9時30分~午後5時			
	貸研修室•貸会議室	午前:午前9時~正午			
		午後:午後1時~午後5時			
		夜間:午後6時~午後9時			
		ただし、日・祝日は午後5時まで			

また、こどもみらい館では、6つの団体が建物内の一室を使用している。目的外使用 状況は、【表 4.1.1.1 の 2】のとおりである。

【表 4.1.1.1 の 2】令和 4 年度こどもみらい館目的外使用状況

使用者	使用目的	面積 (m²)	使用料
有限会社ダンカン	喫茶コーナー経営	27. 53	有料
竹間自治連合会	竹間自治連合会会議室の設	94. 28	免除
	置		
京都市学校医会	健康相談事業の実施に伴う	45. 14	免除
	事務局の設置		
公益社団法人京都市保育園	市立·私立、保育園(所)·幼	116. 51	免除
連盟	稚園の「共同機構」とし		
公益社団法人京都市私立幼	て、子育て支援事業を推進	58. 68	免除
稚園協会	する事務局の設置		
京都市立幼稚園長会		52.65	免除

(出典:目的外使用許可書)

なお、京都市は、令和3年3月23日付け京都市行財政局資産管理課通知「公有財産の使用料等の減免について」を発出し、令和4年度からの使用料の減免額について再検討を行っている。当該通知に基づき、はぐくみ局が検討した結果、前年度に引き続き竹間自治連合会、京都市学校医会、公益社団法人京都市保育園連盟、公益社団法人京都市私立幼稚園協会及び京都市立幼稚園長会の目的外使用料については100%免除している。

## 4.1.1.2 駐車場の概要

こどもみらい館は地下1階に有料の駐車場(22台)がある。

駐車場の利用料金の推移は【表 4.1.1.2 の 1】のとおりである。令和 2 年度から令和 3 年度にかけて新型コロナウイルス感染症蔓延防止のためこどもみらい館の閉鎖期間があり、またこども元気ランドを事前予約による定員制に変更したこともあり、駐車場利用料は減少している。なお、令和 4 年度においてもこども元気ランドの安全な使用を目的に定員数等を緩和しつつも予約制を継続している。

【表 4.1.1.2 の 1】駐車場の利用料金推移

(単位:千円)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
駐車場使用料金	8, 710	7, 902	3, 721	3, 975	4,605

(出典:はぐくみ局提供資料)

駐車場の利用料金単価の推移は、【表 4.1.1.2 の 2】のとおりである。

【表 4.1.1.2 の 2】こどもみらい館駐車場利用料金単価の推移

改訂時期	利用料金(3	30 分あたり)	改訂理由
以前时朔	一般	当館利用者	以訂连田
開館当初	200 ⊞	100 ⊞	
(平成 11 年)	200 円	100円	
平成 22 年 4 月	200 円	平日 100円	駐車場出入口が面している道路に
1日以降		土・日・祝日 200	車列ができる状況があり、当館駐
		円	車場料金が近隣のコインパーキン
			グより安く民業を圧迫するため。
			当館利用者が本当に利用者か確認
平成25年11月	平日	100 円	が煩雑なため「当館利用者」とい
15 日以降	土・目・	祝日 200 円	う要件を外し、平日を 30 分 100 円
			に統一。

現状、こどもみらい館近隣の民間コインパーキングの相場は、こどもみらい館による と昼間 30 分あたり 150 円~300 円、夜間 50 円~55 円程度とのことである。よって、現 状の当館駐車場の「平日利用 30 分あたり 100 円」は、近隣相場よりも安価な状況であ る。

民業を圧迫しないよう、駐車場利用料金について当館利用か一般利用かの区別をした うえで、一般利用の駐車場利用料金については、近隣の民間コインパーキングの相場よ りも安い利用料金状況を改善することが望まれる。

なお、駐車券発行時に当館利用者かどうか確認するため、こども元気ランド受付職員・ 子育て図書館カウンター職員・相談対応者等が、利用者に利用者であることを証するカードを提示する等の方法がある。駐車場の利用料金に関し当館利用か一般利用かの区別をする場合には、駐車券発行時の当館利用者の確認方法についても工夫することが望まれる。

## 【意見26】こどもみらい館の駐車料金

こどもみらい館の駐車場利用料金について、当館利用か一般利用かの区別をしたうえで、一般利用については、民業を圧迫しないよう、近隣の民間コインパーキングの相場よりも安い利用料金単価の状況を改善することが望まれる。

また、駐車場の利用料金に関し当館利用か一般利用かの区別をする場合には、駐車券発行時の当館利用者の確認方法についても工夫することが望まれる。

### 4.1.2 活動概要

こどもみらい館では、①施設管理・貸館、②研究・研修、③子育て相談・こども元気

ランド、④子育て支援事業、⑤子育て図書館の運営、⑥子育て支援ボランティア養成等 を実施している。

### 4.1.2.1 職員数

こどもみらい館の職種別職員数の推移は、【表 4.1.2.1】のとおりである。保育士・幼稚園教諭・心理士も配置している。

【表 4.1.2.1】こどもみらい館職種別職員数推移

(単位:人)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職種別職員数		41	39	33	32	32
<常勤>		13	11	12	12	12
事務		7	5	5	5	5
保育士		3	4	5	5	5
幼稚園	教諭	1	1	1	1	1
心理		0	1	1	1	1
臨時的	任用職員	2	0	0	0	0
<非常勤>		28	28	21	20	20
非常勤	嘱託員	28	28	1	1	1
会計年	度任用職員			20	19	19

(出典:はぐくみ局提供データ)

(注) はぐくみ局所管の職員数。このほか教育委員会所管の子育て図書館職員が12名勤務 (令和4年度3月時点)

会計年度任用職員は令和2年度より始まった雇用形態である。

### 4.1.2.2 貸館業務

こどもみらい館は、研修室3部屋・会議室1部屋の貸館業務を行っている(研修室の うち2部屋は2分割可能、会議室は2分割可能)。

### (1) 貸館利用料及び貸館稼働率

こどもみらい館の過去 5 年間の貸館利用料金推移及び貸館稼働率推移は、それぞれ【表 4.1.2.2 の 1】【表 4.1.2.2 の 2】のとおりである。利用料金及び稼働率は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度及び令和 3 年度は減少した。令和 4 年度においても新型コロナウイルス感染症蔓延前の水準には戻っていない状況である。

なお、乳幼児の子育ての支援を主たる目的とする団体が、子育ての支援に資する事業を行うためにこどもみらい館施設を使用する場合は、貸館利用料金について 50%

の減額を受けられる。

【表 4.1.2.2 の 1】貸館利用料金推移

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸館利用料金	9, 471	8,819	6, 999	6, 492	7, 093

(出典:はぐくみ局提供資料)

【表 4.1.2.2 の 2】貸館稼働率推移

年度	区分	第1句	肝修室	第2页	肝修室	第3页	肝修室	会請	<b>養室</b>	合	計
		回	%	回	%	回	%	回	%	回	%
₩.	午前	402	65. 7	360	58.8	282	92. 2	396	64. 7	1, 440	67. 2
平成 30	午後	463	75. 7	469	76. 6	261	85. 3	400	65. 4	1, 593	74. 4
年度	夜間	147	30.8	186	38. 9	67	28. 0	105	22. 0	505	30. 2
十尺	計	1,012	59. 5	1,015	59. 6	610	71. 7	901	52. 9	3, 538	59. 4
令和	午前	380	62. 1	359	58. 7	275	89. 9	293	47. 9	1, 307	61.0
元	午後	450	73. 5	434	70. 9	246	80.4	389	63.6	1, 519	70. 9
年度	夜間	131	27.8	170	36.0	56	23. 7	104	22.0	461	27. 9
十反	計	961	56. 7	963	56.8	577	68.0	786	46. 3	3, 287	55. 4
△≠□	午前	256	41.8	243	39. 7	167	54.6	229	37. 4	895	41.8
令和 2	午後	300	49.0	306	50.0	80	26. 1	291	47.5	977	45. 6
年度	夜間	108	22. 5	102	21. 3	6	2.5	62	12.9	278	16. 5
十反	計	664	39. 0	651	38. 2	253	29. 7	582	34. 2	2, 150	36. 0
△≠□	午前	323	52. 6	298	48.5	240	78. 2	223	36. 3	1,084	50. 4
令和 3	午後	334	54. 4	319	52. 0	115	37. 5	365	59. 4	1, 133	52. 7
年度	夜間	98	20.3	114	23. 7	8	3.3	43	8.9	263	15. 6
十及	計	755	44. 2	731	42. 7	363	42.5	631	36. 9	2, 480	41. 4
令和	午前	336	54. 9	273	44. 6	230	75. 2	225	36.8	1,064	49. 7
77 <sup>1</sup> 和 4	午後	387	63. 2	353	57. 7	137	44.8	344	56. 2	1, 221	57. 0
年度	夜間	82	17. 1	108	22. 5	50	20.8	13	2. 7	253	15. 1
十戌	計	805	47. 2	734	43. 1	417	48.9	438	34. 2	2, 538	42.6

(出典:はぐくみ局提供資料)

(注) 第1、第2研修室及び会議室については2分割して利用可能のため、それぞれ2室として利用回数、利用率を算出。

# (2) 貸館利用料金の調定までの一連の流れ

利用料金は申込後、すみやかに納める必要があり、仮予約の場合は、受付後 10 日 以内に利用料金を納める必要がある。期日までに利用料金を納められない場合は、予 約は取り消される。

貸館利用料金の収納に関する業務の流れは以下のとおりである。

- ① 担当職員がこどもみらい館システムから前日の貸館売り上げの「日報」帳票を出力する。
- ② 担当職員が「日報」に記載されている金額が、以下の項目と一致するかどうか確認のうえ、収納金出納簿及び払込番号簿に金額等を記入する。
  - ・金庫内に保管されている現金(つり銭を除く。)
  - ・前日の使用許可書(管理用)に記載されている合計金額
- ③ 担当職員が財務会計システムで「調定」の入力をし、払込書…①を出力する。
- ④ 担当職員が郵便局へ提出する「歳入金・公金納付依頼書」…②を作成する。 (郵 便局所定の様式)
- ⑤ 担当職員が現金と合わせて①及び②を郵便局へ持っていき、郵便局から領収書を 受け取る。
- ⑥ 担当職員が収納金日計報告書を作成する。
- ⑦ 担当職員が「調定」の決裁の添付資料として、以下の書類を回議し、金額等に誤りがないか3名の職員(係員、担当係長及び総務課長)が確認(承認)する。
  - ・収納金日計報告書・領収書・使用許可書(管理用)・収納金出納簿

監査人は、令和5年3月31日に収受した貸館利用料金について、収受した収入が適切に記帳され出納されたか否かを確認するため、収納金日計報告書・領収書・使用許可申請書・日報を閲覧した結果、指摘事項は発見されなかった。

### 4.1.2.3 研究·研修

### (1) 研究事業

こどもみらい館では、保育園(所)・幼稚園、認定こども園、私立・市立・国立の 垣根を越えた「共同機構」として、保育内容の更なる充実・発展や子育て支援を目指 し、平成16年度から研究事業を推進している。令和4年度のテーマは、「心の育ちを つなぐ保幼小連携・接続」である。

### (2) 研修事業

こどもみらい館では、保育園(所)・幼稚園、認定こども園、私立・市立・国立の 垣根を越えた「共同機構」として、「保育の質の向上」「子育て支援」「気になる子 どもと保育」「保幼小連携」等、今日的な課題を見据えた研修を推進している。また、 保育者を目指す学生に対して、資質向上を目指す講座を実施している。 過去3年間の受講者数推移は以下のとおりである。なお、令和4年度は、対面で8回 (参加人数381人)、動画配信で3回(参加人数490人)開催した。

【表 4.1.2.3】研修受講者数推移

(単位:人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者数 (人)	209	565	871

(出典:はぐくみ局提供資料)

# 4.1.2.4 子育て相談・こども元気ランド

こどもみらい館では、子育て支援の観点から、乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ保護者等がいつでも気軽に相談できるよう、公認心理師等が応じる対面相談、専門医等が応じる健康相談、保育士が応じるこども元気ランドでの気軽な相談を行っている。過去3年間の相談件数及びこども元気ランドの利用者数推移は、【表 4.1.2.4 の 1】のとおりである。また、令和4年度の行政区別の相談人数は【表 4.1.2.4 の 2】のとおりであり、こどもみらい館周辺の左京区や中京区の相談利用が多い。

【表 4.1.2.4 の 1】相談件数及びこども元気ランドの利用者数推移

(単位:件、人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子育て相談件数	1,807	1,062	1, 268
健康相談件数	72	64	65
こども元気ランド利用者数	31, 131	41, 565	46, 102

(出典:はぐくみ局提供資料)

【表 4.1.2.4 の 2】令和 4 年度の行政区別の相談人数

(単位:人)

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	全市	備考
子育て	5	6	10	21	1	3	5		相談
相談人	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	75	件数
数	0	5	-	0	0	9	1	75	1, 268
	8	ວ	5	0	2	3	1		件
	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	全市	備考
健康相	2	6	12	18	3	4	3		相談
談人数	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	65	件数
	2	10	2	0	1	2	0		65 件

(出典:はぐくみ局提供資料)

# 4.1.2.5 子育て支援事業

こどもみらい館では、各分野での専門的な知識を持った講師による「子育て講座」や、 こどもみらい館職員(保育士)による「子育ての井戸端会議」「ハイハイよちよちパー ク」等の事業を展開している。

【表 4.1.2.5】子育て支援事業参加者数推移

(単位:人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	3, 351	3, 153	4, 430

(出典:はぐくみ局提供資料)

### 4.1.2.6 子育て図書館の運営

こどもみらい館内にある子育て図書館は、京都市で唯一の子育て支援に特化した専門性の高い図書館で、乳幼児向けの絵本や子育てに関する本、保育・幼児教育に関する専門図書などを揃え、他の京都市図書館 18 館とコンピュータネットワーク「京 ライブラリーネット」で結ばれており、様々なサービスを提供している。

【表 4.1.2.6】子育て図書館貸出点数推移

(単位:点)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸出点数	258, 341	282, 670	275, 963

(出典:はぐくみ局提供資料)

## 4.1.2.7 子育て支援ボランティア養成

こどもみらい館では、市民参加による事業運営とボランティア活動を通して身につけた子育でに関する経験・専門知識の社会還元を図り、全市的な子育で支援の風土づくりを目指し、子育で支援ボランティアの養成を行っている。

新規の登録ボランティアは、基礎編と実践編の研修を受講し、また継続ボランティアも含め年1回の全体研修会を開催している。また、ボランティアの方にはボランティア1回あたり図書カード500円相当を渡しており、令和4年度実績は1,289千円であった。過去5年間の業務内容別のボランティア数推移は【表4.1.2.7の1】のとおりである。

【表 4.1.2.7 の 1】業務内容別登録ボランティア数推移

(単位:人)

業務内容	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
こども元気ランド	57	62	65	77	93
図書館	43	46	40	43	38
読み聞かせ	56	54	47	37	42
総合案内	15	14	14	14	7
計	156	162	152	157	173

(出典:はぐくみ局提供資料)

## (注)総合案内は他業務の兼務である。

令和 4 年度におけるボランティアの属性は【表 4.1.2.7 の 2】のとおりであり、「会社員・自営業など」「無職」「主婦」の順で多い。

【表 4.1.2.7 の 2】令和 4 年度ボランティアの属性

職業	割合	職業	割合
無職	24. 4%	主婦	22. 0%
会社員・自営業など	29. 3%	学生	7. 3%
保育·教育関係	9.8%	その他	7.3%

(出典:はぐくみ局提供資料)

(注) 令和4年度養成講座受講申込書に記載された職業から割合を算出。

### 4.2 委託契約

監査人は、契約事務が適切かつ効率的に行われているか確認するため、令和4年度こどもみらい館に関する委託料明細より、下記取引を抽出し、決定書・契約書類等関連書類を確認した。

内容	委託先	金額(千円)
清掃業務	特定非営利活動法人無門社	4, 488
常駐警備業務	株式会社丸起	5, 497
設備・管理業務	和光建物総合管理株式会社	3, 630

委託契約に関し、指摘事項は発見されなかった。

# 5 児童福祉センター

# 5.1 事業概要

項目名	要援護児・心身障害児対策
主要施策名	児童福祉センター運営
事業名	児童福祉センター施設管理費
担当部署	児童福祉センター
事業目的及び内容	児童福祉センターの管理運営に係る経費。 児童福祉センターの運営経費に加えて、管理棟(昭和6年竣工、昭和58年改装)、本館(昭和56年竣工)、第一別館(昭和58年竣工)、第二別館(昭和40年竣工、昭和59年改装)の建物及び設備の老朽化が激しいため、その修繕費及び保守管理費の支出を担っている。
根拠法令等	京都市児童福祉センター条例 京都市児童福祉センター条例施行規則
事業の支出 形態等	京都市直営

事業名	発達相談所診療部門運営費
担当部署	児童福祉センター
事業目的及	医療法に定める診療所として、主に心身障害又はその疑いのある児童の
び内容	総合診断、治療業務と児童相談所等に係る医学判定業務を行う。
	また、療育方針樹立のための障害原因の解明、障害像の把握等も行う。
根拠法令等	医療法
	京都市児童福祉センター条例
	京都市児童福祉センター条例施行規則
事業の支出	京都市直営
形態等	

事業名	一時保護所運営費
担当部署	児童福祉センター
事業目的及	緊急保護、行動監察及び短期入所指導が必要な児童を、一時的に保護する
び内容	施設を運営する。また、保護児童に係る医療費の支出も行う。
根拠法令等	児童福祉法
	京都市児童福祉センター条例
	京都市児童福祉センター条例施行規則

事業の支出	京都市直営
形態等	

事業名	児童相談所運営費
担当部署	児童福祉センター
事業目的及	児童相談所、発達相談所発達相談課に係る業務運営に係る経費を支出す
び内容	る。
	虐待をはじめ、児童に関する様々な相談に応じ、児童及びその家族に対す
	る必要な調査や判定(社会診断、心理診断、医学診断及び行動診断等)、
	指導(在宅指導、施設入所措置等)などを行う。
	また、里親制度の充実を図るため、養育技術向上のための研修会の実施や
	里親の確保、里親委託の促進を行う。
	その他、18 歳以上の知的障害者及びその家族を対象に、相談、判定、指
	<b>導等も行っている。</b>
根拠法令等	児童福祉法、知的障害者福祉法
	京都市児童福祉センター条例
	京都市児童福祉センター条例施行規則
事業の支出	京都市直営
形態等	

項目名	要援護児・心身障害児対策
主要施策名	児童福祉センター運営
事業名	児童福祉センター療育事業委託
担当部署	子ども家庭支援課
事業目的及	児童福祉センターで実施している児童発達支援センター「こぐま園」の運
び内容	営のうち、療育に係る部分について、平成24年度から社会福祉法人京都
	基督教福祉会に委託している。
根拠法令等	京都市児童福祉センター条例
事業の支出	委託
形態等	

(単位:百万円)

(千匹:口次十五)						
児童福祉センター施設管理費						
項目	委託料	光熱水費	通信運搬費	その他	合計	
令和4年度予算	33	33	12	7	85	
令和4年度決算	32	33	11	6	82	
発達相談所診療部	部門運営費					
項目	委託料	需用費	使用料	その他	合計	
令和4年度予算	16	3	4	3	27	
令和4年度決算	15	3	2	3	23	
一時保護所運営	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
項目	報酬	需用費	扶助費	その他	合計	
令和4年度予算	4	18	4	3	30	
令和4年度決算	4	18	3	3	28	
児童相談所運営	B.					
項目	報酬	期末手当	需用費	その他	合計	
令和4年度予算	12	2	3	13	30	
令和4年度決算	11	2	2	10	25	
児童福祉センター療育事業委託						
項目	委託料	-	_	-	合計	
令和4年度予算	108	-	_	_	108	
令和4年度決算	108		-	-	108	

### 5.1.1 沿革

児童福祉センターは、昭和6年京都市上京区において、母性保護及び児童保護を目的とする社会事業施設として発足した。その後、法律の改正等に伴い、児童相談所や一時保護所の設置、総合療育所(現発達相談所)の新設による診療・療育機能の充実などを行い、昭和57年に「児童福祉センター」として再発足させている。

また、平成24年には、センターの機能及び体制の強化と充実を図るとともに、関係機関及び地域との連携強化などの課題を解消するため京都市南部(南区、伏見区)を所管する「第二児童福祉センター」を京都市伏見区深草に設置し、児童福祉の総合的な相談・支援等を行っている。

令和6年には、地域リハビリテーション推進センター・こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一層の機能充実、連携体制による相乗効果の発揮、専門的中核機関としての役割の発揮、耐震性能を満たしていない児童福祉センターの一部の施設の効率的かつ効果的な整備の充実等を目的として、3センターを一体化し、新たな施設を整備する事業により、児童福祉センターは、中京区の新施設に移転した。今後、障害に関

する課題が複合化、複雑化し、高い専門性が求められる中、3 センターの連携強化や専門性の強化・発揮が期待される。

なお、令和5年11月に児童福祉センター条例の一部を改正し、「児童発達支援センターこぐま園」の運営方式について、新施設の設備機能を最大限に活用し、運営法人による柔軟な運営や、利用ニーズを的確に踏まえた更なる療育支援の充実を図るため、委託から指定管理へと移行することとした。

#### 5.1.2 事業内容及び組織

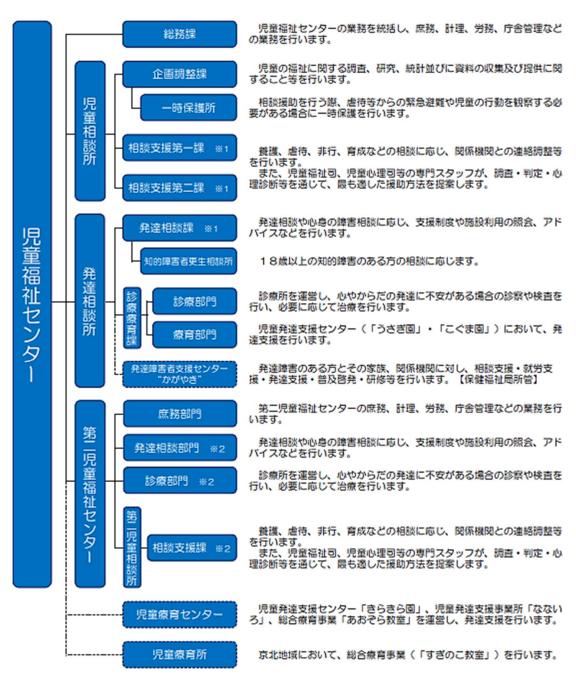
児童福祉センターは、児童、知的障害者及び発達障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。)の福祉の増進を図るため、①児童に関する総合的な相談・指導・訓練等、②知的障害者に関する相談・指導等、③発達障害者に関する相談・支援等を行う施設である。

児童福祉センターの主な事業内容は以下のとおりである。

主な事業内容	根拠法令等
虐待・非行及び養護等に係る相談の受付	児童福祉法第12条第2
虐待の相談・通告に係る初期対応	項
虐待・非行及び養護等に係る支援	
(一時保護・施設入所・在宅支援・里親委託等)	
障害児に係る相談の受付	
療育手帳に係る判定	児童相談所運営指針
障害児通所支援及び放課後等デイサービス等の給付決定	児童福祉法第21条の5
	の7第1項
短期入所及び日中一時支援の給付決定	障害者総合支援法第
	22条第1項及び第7条
	第1項
発達障害に係る地域支援	発達障害者支援法第
	13 条
障害児入所支援の給付決定	児童福祉法第24条の3
	第2項
知的障害者に対する支援 (療育手帳に係る判定・進路や生	知的障害者福祉法第
活に係る相談支援等)	12 条第 2 項
発達障害児・発達障害者に対する支援	発達障害者支援法第
(相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発・研修)	14 条第 1 項各号
診療所	医療法第1条の5第2
(小児科・児童精神科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科)	項

上記のほか、福祉型児童発達支援センターとしての事業(言語障害・難聴児対象、知的障害児対象)等を行っている。児童福祉センターの組織は【図 5.1.2】のとおりである。

【図 5.1.2】児童福祉センターの組織図



※1 所管地域:北区、上京区、左京区、中京区、東山区、山科区、下京区、右京区、西京区

※2 所管地域:南区、伏見区

(出典:京都市ホームページ)

# 5.1.3 職員数

児童福祉センターの過去5年間の職種別職員数は【表5.1.3】のとおりである。 昨今の虐待通告件数増加に伴い、児童福祉司及び児童心理司が増員されている。

【表 5.1.3】職種別職員数推移

(単位:人)

【衣 5.1.3】 椒性別椒貝	0.1.3】				
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<常勤>	180	185	195	208	213
事務(行政)	42	39	44	45	42
事務 (福祉)	10	11	16	17	14
医師	11	11	11	11	11
薬剤師	3	3	3	3	2
放射線技師	1	1	1	1	1
臨床検査技師	1	1	1	1	1
保健師	12	14	17	22	20
看護師	9	10	7	6	7
理学療法士	1	2	2	2	2
作業療法士	1	1	1	1	1
管理栄養士	1	1	1	1	1
保育士	43	52	49	51	62
施設指導員	6	2	2	2	3
心理職	29	27	30	36	37
言語聴覚士	10	9	9	9	9
消防職	0	1	1	0	0
<非常勤>	35	35	41	42	43
事務	2	2	0	0	0
調理師	5	5	5	5	5
医師	9	10	10	11	11
看護師	5	5	7	7	7
理学療法士	1	0	0	0	0
心理職	6	6	6	6	7
電話相談員	5	5	5	5	5
学習指導員	2	2	2	2	2
調査啓発員	0	0	6	6	6
常勤・非常勤合計	215	220	236	250	256

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
常勤職員数の内数		75	79	90	95	102
	児童福祉司	57	61	69	72	74
	児童心理司	18	18	21	23	28

(出典:はぐくみ局提供資料)

# (注) 欠員を含む。併任職員は含まず。

児童福祉司、児童心理司は常勤の各職種から任命される。

### 5.1.4 診療報酬

児童福祉センターの診療部門の過去 5 年の外来診療報酬及び外来患者数等の推移は 【表 5.1.4】のとおりである。院外処方への切替えに伴い、令和 4 年度から外来診療報 酬は減少している。

【表 5.1.4】外来診療及び外来患者数等の推移

(単位:千円、人)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外来診療報酬	107, 987	108, 177	95, 825	102, 116	56, 565
未収未済残高					
(窓口、その他)	_	_	_	_	_
外来患者数	11,848	11, 409	10, 279	11, 259	10, 468
一日平均外来患者数	48.6	47. 5	42. 3	46. 5	43. 1

(出典:はぐくみ局提供資料)

診療所での窓口診療報酬の現金の収納に関しては、京都市会計規則及び公金収納受託者の収納事務業務マニュアルに基づき、日次で現金チェック等を行っている。収納金は翌営業日に収納機関に払い込んでいる。

監査人は、収受した収入が適切に記帳され出納されたか確認するため、令和5年3月30日の領収書控え・収納金日計報告書・領収調書・収納金出納簿・収納機関の領収書を照合した結果、指摘事項は発見されなかった。

#### 5.2 委託契約

監査人は契約事務が適切かつ効率的に行われているか確認するため、令和4年度児童 福祉センターに関連する委託料の明細より、下記取引を抽出し、決定書・契約書類等関 連書類を確認した。

(単位:千円)

内容	委託先	金額
京都市児童福祉センター警備業務	国土警備保障株式会社	11, 266
児童福祉センター診療所における医事業務	株式会社ソラスト	11, 906

上記のうち、児童福祉センター診療所における医事業務の委託先は、【表 5.2】の要領により、プロポーザル方式で選定されている。

【表 5.2】児童福祉センター診療所における医事業務募集要項概要

委託内容	京都市児童福祉センター診療所 医事業務
	京都市第二児童福祉センター診療所 医事業務
委託事項	患者受付業務
	会計業務
	諸証明及び診断書(各種意見書等を含む。)に関する医事業務
	公金収納関係業務
	診療報酬請求業務
	精密健康診査費請求業務
	公費負担医療費の受付等業務等
委託期間	令和3年度~令和5年度
評価基準	【企画提案書】
	・仕様書の業務内容を正確、かつ円滑に実施するための計画であるか。
	・企画提案書及び仕様書の業務内容を確実に実施するための適正な業務
	社員の配置と計画がされているか。
	・業務社員は、正確な事務処理を実施するための資格と経験を有してい
	るか。
	・正確な診療報酬請求を実施するために、診療報酬請求書の作成及び点
	検方法の実施計画が確立されているか。
	・利用者と直接接する業務であることから、応対や個人情報の保護に関
	する研修や教育が計画的に実施されているか。
	・京都市公金収納受託者として正確な事務処理を実施するための体制が
	確立されているか。
	・業務実施計画全般について、利用者に対しより良いサービスの提供を
	実施するための計画がされているか。
	【価格】
	・企画提案書と仕様書の業務内容を確実に実施し、なおかつ効率的な価
	格となっているか。

京都市は、プロポーザル等実施手続ガイドラインを発出し、プロポーザル等(契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、プロポーザル、コンペ等の手法を用いて主として価格以外の要素における競争によって相手方を選定する手続をいう。以下同じ。)により契約の相手方を選定する場合の運用上の留意点を定めている。

当該ガイドラインによれば、「「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの」については、プロポーザル等により、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定するものとする」とある。

この点、児童福祉センター診療所における医事業務の募集要項では詳細な仕様書の内容を定めており、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なものとまでは言い難い。

プロポーザル方式による発注は、応募者にとっては企画提案書等を作成する必要があり、また選定者にとっては企画提案書を査閲し評点を配する必要がある等応募者・選定者ともに一定の負担の掛かる発注方法である。

「児童福祉センター診療所における医事業務」の業務内容を踏まえ、入札参加条件として一定の資格・実績等を付す等により品質を確保できる場合には、プロポーザル方式によらない発注方法を検討することが望まれる。

なお、「京都市児童福祉センター警備業務」については、指摘事項は発見されなかった。

# 【意見 27】児童福祉センター診療所医事業務の発注方式

「児童福祉センター診療所医事業務」は、プロポーザル方式により業者を選定しているが、詳細な業務内容について定めている仕様を委託する契約であり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難な業務とまでは言い難い。

応募者・選定者ともに一定の負担の掛かるプロポーザル方式によらない発注方法に することが望まれる。

# 6 桃陽病院

# 6.1 事業概要

項目名	施設運営その他
主要施策名	桃陽病院運営
事業名	桃陽病院管理経費
担当部署	桃陽病院
事業目的及び内容	桃陽病院は、慢性疾患等を患っている 20 歳未満の者に対し、診療及 び療養の指導を行うための病院である。桃陽病院管理経費は、当該病 院での職員手当・需用費・役務費・負担金等の事務的費用及び院内設 備の修繕・維持・保全に要する費用である。
事業名	桃陽病院診療経費
担当部署	桃陽病院
事業目的及 び内容	桃陽病院診療経費は、慢性疾患にかかっている 20 歳未満の者に対し 当該病院での診療及び療養指導を行うために要する費用である。
根拠法令等	京都市桃陽病院条例施行規則

(単位:百万円)

桃陽病院管理経費							
項目	委託料	需用費	光熱水費	その他	合計		
令和4年度予算	12	2	20	10	44		
令和4年度決算	11	1	20	7	39		
桃陽病院診療経費	•						
項目	委託料	需用費	光熱水費	その他	合計		
令和4年度予算	40	25	_	3	68		
令和4年度決算	40	16	_	1	57		

# 6.1.1 目的及び特徴

桃陽病院は、慢性疾患等を患っている 20 歳未満の者に対し診療及び療養の指導を行 うための病院である。

特徴としては、ぜん息やアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患、高度肥満症や糖尿病、腎炎などの小児慢性疾患、発達障害、心身症や不登校などの心の病など様々な理由で学校に通えない小・中学校の子どもたちが、入院しながら隣接の京都市立桃陽総合支

援学校で学ぶことという、療養と教育(療育)を行っている点にある。

桃陽病院は、地方公営企業法に基づき公営企業の範囲に入る病院ではなく、一般行政 目的から設置される病院、いわゆる一般行政病院である。

地方公営企業として経営される病院の場合、経済性の発揮が強く求められ特別会計に おいて経理処理される。一方、桃陽病院は、一般行政病院であり、一般会計において直 接経理・経営される病院である。

#### 6.1.2 沿革

桃陽病院は昭和 27 年に小児結核保養所として開設されたことに始まる。沿革は以下のとおりである。

昭和27年3月 小学生を対象に小児結核保養所として開設(旧桃陽学園、病床数66床)

昭和32年8月 中学生の入園開始

昭和43年8月 一部の病床をぜん息、腎炎、ネフローゼ疾患の病床に変更

昭和54年4月 桃陽養護学校として独立

昭和57年10月 桃陽病院として改築 病床数100床

平成5年6月 外来診療開始

#### 6.1.3 建物の概要

桃陽病院は、京都市伏見区深草の伏見桃山城の東側にあたる峠を上った小高い丘に位置し、病弱児支援学校である京都市立桃陽総合支援学校に隣接する。最寄り駅は、JR 奈良線藤森駅もしくは京阪墨染駅であるが、ともに徒歩で約20分もしくは約25分掛かるうえ、急な坂道を登る必要がある。土地の総敷地面積は41,006㎡ある。建物の概要は【表6.1.3】のとおりであり、本館建物は昭和57年に建築した鉄筋コンクリート造3階建て(一部4階)である。本館内は広々と設計されており、プレイルーム・食堂・図書館等が配置されている。

【表 6.1.3】桃陽病院建物概要

所在地	建築年月	延べ床面積 (m²)	構造	備考
伏見区深草大亀	昭和 57 年 8 月	4, 751. 12	鉄筋コンク	本館
谷岩山町			リート造	
	昭和 57 年 8 月	62. 64	鉄筋コンク	看護師寄宿舎
			リート造	平成22年以降使
				用せず。
	昭和 54 年 3 月	62. 64	鉄骨	ガレージ

(出典:京都市ホームページ)

# 6.1.4 診療科目·外来時間·病床数

桃陽病院の診療科目・外来時間・病床数は、【表 6.1.4】のとおりである。一般病床は80 床であるが、ナースステーションが1箇所のみであるため、病院の入院基本料等に関する施設基準に照らし、一般病床の利用可能な病床は60床である。

【表 6.1.4】診療科目·外来時間·病床数

診療科目	小児科、内科、発達小児科
外来診療時間	毎週月曜日から金曜日
	午前9時30分から11時30分
	午後1時30分から4時30分
	原則電話予約制
休診日	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日
病床数	100 床 (一般病床 80 床、結核病床 20 床)

(出典:京都市ホームページ)

# 6.1.5 職員数

桃陽病院の過去5年間の職種別職員数は【表6.1.5】のとおりである。常勤の保育士や非常勤の心理士が配置されている。また、令和3年度からは常勤の医師が1名体制となっている。

【表 6.1.5】職種別職員数

(単位:人)

			平成	令和	令和	令和	令和
			30 年度	元年度	2 年度	3年度	4年度
職種別	別職員数	Ţ	31	35	36	34	34
	常勤		26	30	31	29	29
		医師	2	2	2	1	1
		看護師(注1)	17	19	20	19	19
		薬剤師(注1)	2	3	3	3	3
		管理栄養士	1	2	2	2	2
		保育士	1	1	1	1	1
		事務職員	3	3	3	3	3
	非常勤		5	5	5	5	5
		医師 (注2)	2	2	2	2	2
		心理士	1	1	1	1	1

		平成	令和	令和	令和	令和
		30 年度	元年度	2 年度	3年度	4年度
	事務職員	1	1	1	1	1
	ボイラー技士	1	1	1	1	1

(出典:はぐくみ局提供資料)

- (注1) 産前産後休暇・育児休暇職員を含む
- (注2) 常勤換算数(小数点以下切り捨て)

## 6.2 事業実績状況

## 6.2.1 患者数

外来患者数・入院患者数等の推移は、【表 6.2.1 の 1】のとおりである。

1日あたり平均外来患者数が10人以下と少ないが、これは精神及び行動の障害の患者が多く、診断に時間の掛かることが多いためであると考えられる。

入院患者数は令和3年度より減少している。これは、主にコロナ禍のもと入院を忌避する患者が増加したことと、常勤医師が2名から1名に減少した影響による。

入院患者1人平均在院日数は、令和4年度で25日であるが、実態としては、京都市立桃陽総合支援学校で連続休暇(ゴールデンウィーク・春・夏・冬休み等)が始まるといったん退院して在宅し、学校が始まると再入院することを繰り返すことが通例で、患者によっては三連休でも退院する場合がある状況である。【表6.2.1の2】令和4年度病名別月末入院患者数をみると、7月末の入院患者は7名、12月末は1名、3月末は0名と入院患者が非常に少ない、もしくはいない状況だが、これは、7月・12月・3月の末日は、それぞれ夏・冬・春休み中であるためである。また、入院患者は京都市南部に集中しており、約半数が伏見区在住である。

【表 6.2.1 の 1】外来患者数・入院患者数等の推移

(単位:人、日、%)

	平成	令和	令和	令和	令和
項目	30 年度	元年度	2 年度	3年度	4年度
外来患者数(注1)	2, 208	2, 158	1,895	2, 288	2, 102
1日あたり平均外来患者数	8. 4	9. 0	7.8	9. 5	8. 5
入院患者数(延人/年)(注2)	9, 690	9, 885	7, 219	4, 991	4,624
入院患者1人平均在院日数	30	32	28	22	25
1日あたり平均入院患者数(注2)	26. 5	27. 1	19.8	13. 7	12. 7
病床利用率(注3)	26. 5	27. 1	19.8	13. 7	12. 7

(出典:はぐくみ局提供資料)

(注1) 小児科のみ

# (注2) 入院患者数÷365

(注3)1日あたり平均入院患者数÷100床(休床20床及び結核病床20床含む。)

【表 6.2.1 の 2】令和 4 年度病名別月末入院患者数

(単位:人)

											(+	-11/	<i>)</i> ()
病名	月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
アトピー性皮膚炎	1	1	1		1	1	1	1		1	1		9
 肥満													38
肥満症	1	2	3	1	3	2	2	2		2	3		21
脂肪肝	2	2	2	3	2	2	1	1		1	1		17
発達障害													20
発達障害		2	2		2	1	1	2		2	2		14
自閉症スペクトラ													
ム障害				1		1	1	1		1	1		6
精神疾患	'												60
不安障害	1	2	2		3	2	2	3		2	2		19
不安神経症	1	1	1		1	1	1	1		1			8
社会不安障害	1	1	1	1	1	1	1	1			1		9
適応障害	2	2	2		3	2	2	1		1	1		16
うつ状態		1	1				1	1		1	2		7
解離性障害		1											1
心身症	•											•	10
摂食障害						1	1	1	1	1	1		6
過敏性腸症候郡	羊		1		1						2		4
その他													6
成長ホルモン分泌													
不全低身長症	1	1	1	1	1	1							6
合計	10	16	17	7	18	15	14	15	1	13	17		143

(出典:はぐくみ局提供資料)

# 6.2.2 診療報酬等

診療報酬等の推移は、【表 6.2.2】のとおりである。

入院診療報酬は、入院患者数の減少に伴い令和3年度より減少している。

また、窓口報酬に関する収入未済残高は、令和4年度で352千円であり、主に退院した患者の自己負担額である。

【表 6.2.2】診療報酬及び収入未済残高推移

(単位:千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外来記	診療報酬	18, 550	22, 696	20, 642	21, 457	18, 524
入院記	診療報酬	188, 813	190, 059	149, 902	106, 567	104, 517
収入	未済残高	300	311	301	234	352
	窓口報酬	300	311	301	234	352
	その他	_	_	_	_	_

(出典:はぐくみ局提供資料)

桃陽病院での窓口診療報酬の現金の収納に関しては、京都市会計規則及び公金収納受託者の収納事務業務マニュアルに基づき、日次で現金チェック等を行っている。収納金は翌営業日に金融機関に預け入れている。

監査人は、収受した収入が適切に記帳され出納されたか確認するため、令和5年3月30日の領収書控え・収納金日計報告書・領収調書・収納金出納簿・収納機関の領収書を照合した結果、指摘事項は発見されなかった。

#### 6.3 委託契約

監査人は、契約事務が適切かつ効率的に行われているか確認するため、令和4年度の 桃陽病院管理経費及び診療経費に関連する委託料の明細より、下記取引を抽出し、決定 書・契約書類等関連書類を確認した。

(単位:千円)

内容	委託先	金額
桃陽病院庁舎清掃業務	株式会社クリーンライフ	3, 520
桃陽病院送迎等運行業務	彌生自動車株式会社	2, 402
桃陽病院空調設備等保全管理業務	株式会社大興設備開発	1,056
桃陽病院給食調理等業務	株式会社ニチダン	28, 776
桃陽病院医事業務	株式会社ソラスト	10, 203

上記のうち、桃陽病院給食調理等業務及び桃陽病院医事業務の委託先は、プロポーザル方式で選定されている。

桃陽病院医事業務の募集要項の概要は、【表 6.3】のとおりである。

【表 6.3】桃陽病院医事業務の募集要項概要

委託内容	桃陽病院医事業務委託
委託事項	新規・再来患者受付業務
	外来・入院会計業務
	入院関係業務
	諸証明及び診断書(各種意見書等を含む。)に関する医事業務
	公金収納関係業務
	診療報酬請求業務
	その他の医事業務
委託期間	令和3年度~令和5年度
評価基準	【企画提案書】
	・仕様書の業務内容を正確、かつ円滑に実施するための計画であるか。
	・企画提案書及び仕様書の業務内容を確実に実施するための適正な業務
	社員の配置と計画がされているか。
	・業務社員は、正確な事務処理を実施するための資格と経験を有してい
	るか。
	・正確な診療報酬請求を実施するために、診療報酬請求書の作成及び点
	検方法の実施計画が確立されているか。
	・利用者と直接接する業務であることから、応対や個人情報の保護に関
	する研修や教育が計画的に実施されているか。
	・京都市公金収納受託者として正確な事務処理を実施するための体制が
	確立されているか。
	・業務実施計画全般について、利用者に対しより良いサービスの提供を
	実施するための計画がされているか。
	【価格】
	・企画提案書と仕様書の業務内容を確実に実施し、なおかつ効率的な価
	格となっているか。

桃陽病院医事業務の募集要項では詳細な仕様書の内容を定めており、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なものとまでは言い難い。

プロポーザル方式による発注は、応募者にとっては企画提案書等を作成する必要があり、また選定者にとっては企画提案書を査閲し評点を配する必要がある等応募者・選定者ともに一定の負担の掛かる発注方法である。

「桃陽病院医事業務」の業務内容を踏まえ、入札参加条件として一定の資格・実績等を付す等により品質を確保できる場合には、プロポーザル方式によらない発注方法を検

討することが望まれる。

なお、桃陽病院医事業務以外の契約については、指摘事項は発見されなかった。

#### 【意見 28】桃陽病院医事業務の発注方式

「桃陽病院医事業務」は、プロポーザル方式により業者を選定しているが、詳細な業務内容について定めた仕様を委託する契約内容であり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難な業務とまでは言い難い。

応募者・選定者ともに一定の負担の掛かるプロポーザル方式によらない発注方法に することが望まれる。

### 6.4 桃陽病院の在り方の検討

平成31年度から令和3年度の経営状態は【表6.4の1】のとおりである。入院患者数が減少傾向にあり、これに伴い入院収益及び収支も悪化傾向にある。稼働可能な一般病床数は60床あるにも関わらず、令和4年度の一日あたりの入院患者数は12.7人と非常に少ない。また、【表6.4の2】のとおり、1病床あたりの経常損益は、令和3年度において16,220千円の損失となる。一人の患者が1年間入院していると仮定すると当該一人の患者に税金16,220千円を投じていることになる。

#### 【表 6.4 の 1】経営状態推移

(単位:千円)

	項目	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度
収入	入院収益	173, 405	136, 424	95, 314
	外来収益	39, 457	34, 120	32, 710
	その他	1, 366	1, 446	8,645
	収入計	214, 228	171, 990	136, 669
支出	人件費	294, 895	283, 362	260, 220
	経費	75, 442	78, 835	77, 856
	その他	25, 850	23, 400	20, 807
	支出計	396, 187	385, 597	358, 883
経常損	益	△181, 959	△213, 607	△222, 214

(出典:京都市桃陽病院経営分析報告書)

(注) △:マイナス金額(損失)

# 【表 6.4 の 2】1 病床あたりの収支

(単位:千円、人)

項目	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度
経常損益 ①	△181, 959	△213, 607	△222, 214
1日あたり平均入院患者数 ②	27. 1	19.8	13. 7
1病床あたりの経常損益 ①÷②	△6,714	△10, 788	△16, 220

(出典:京都市桃陽病院経営分析報告書より監査人が計算)

### (注) △:マイナス金額(損失)

京都市は、経営状況の悪化を受け、令和4年12月から令和5年3月にかけて、外部機関に経営分析を依頼した。当該経営分析では、入院患者数の減少の原因として、学校長期休暇中における病床稼働率の急減・伏見区外での認知度の低さや医師不足等があげられている。

また、上記のほか、個室がなく集団生活が可能な患者に限定せざるを得ないこと、入院患者が通学する場合は京都市立桃陽総合支援学校への入学・転籍が必要であること、現建物構造では男女間のエリア分けができない状況等、患者が入院の意思を決めるにあたり、場合によっては躊躇する環境があることも原因の一つと考えられる。

桃陽病院については、発達障害や不登校などで学校へ通えない小・中学校の子どもたちに、療養と教育(療育)を行うという役割を担っているということは理解できるが、現状の入院患者数の状況では、昨今の京都市の財政状態を踏まえると京都市が桃陽病院を設置する意義が十分にあるかどうか、疑問である。

桃陽病院の建物は建設から 41 年が経ち、法定耐用年数 39 年を超過し、施設・設備の 老朽化もすすんでいる。

「事業内容等経営状態の改善施策とあわせて改修や建て替え工事をする」、「他の医療機関に併合する」、或いは「京都市の財政状況を踏まえ他の選択肢をとる」等、桃陽病院の今後の在り方について、専門家も交え早期に検討を開始することが望まれる。

#### 【意見 29】桃陽病院の在り方の検討

現状、桃陽病院については、建物の老朽化が進んでおり、入院患者数の減少により 経営状態が悪化している。

「事業内容等経営状態の改善施策とあわせて改修や建て替え工事をする」、「他の 医療機関に併合する」、或いは「京都市の財政状況を踏まえ他の選択肢をとる」等、 桃陽病院の今後の在り方について、専門家も交え早期に検討を開始することが望まれ る。

# 7 はぐくみ創造推進室

7.1 社会福祉法人等の指導監督事務費

### 7.1.1 事業概要

項目名	施設運営その他
主要施策名	社会福祉法人等の指導監督
事業名	社会福祉法人等指導監督事務費
担当部署	はぐくみ創造推進室
事業目的及	社会福祉法人等が関係法令、通知等を遵守し、入所者又は利用者等に
び内容	対する適切な処遇並びに適正な法人及び施設運営を行っているかを確
	認し、入所者等の処遇の向上及び運営の適正化を図るため、京都市が
	施設等に立入り、指導又は助言等を行うもの。
根拠法令等	社会福祉法、児童福祉法
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
	法律
	子ども・子育て支援法
事業の支出	京都市直営
形態等	

令和4年度の当該事業における予算額及び決算額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	委託料	その他	合計
令和4年度予算	8	2	10
令和4年度決算	8	1	9

#### 7.1.2 実施状況

厚生労働省への指導監査実施報告の対象となる全ての施設に対して市職員が書面監査、 実地監査を行っている。

また、児童福祉施設の健全な事業経営をサポートすることを目的として、財務管理に 関する指導監査や経営改善指導を公認会計士等に一部委託することにより実施してい る。委託している具体的な業務は以下のとおり。

### (1) 計算関係書類の事前点検

計算関係書類、市職員が作成した事前点検チェックリスト及び意見書を点検する。 なお、公認会計士等に提供される事前資料には財務諸表、財産目録、附属明細書、 注記、経理規定及び過去の監査結果が含まれる。

### (2) 実地による指導助言

市職員が行う実地監査に同行し、財務管理について指導・助言を行う。

### (3) 特に改善が必要な社会福祉法人等に対する改善指導

過去の指導監査等において、指摘数が多い、もしくは複数年にわたり未改善が継続 している施設又は経営状態が悪化し直ちに改善策を講じる必要のある施設について 集中的かつ継続的に改善指導を行う。

### (4) 相談支援業務

市職員からの会計処理に関する疑義や法人等に対する指導方法等に関する相談業務を行う。

### (5) 職員研修

会計に関する指導監査を実施するのに備えるべき知識、着眼点、留意事項等について市職員に対して研修を行う。

なお、令和4年度に実施された件数は以下のとおりである。

【表7.1.2の1】はぐくみ局が所管する監査の件数

		監査実施件数
児童福祉施設		294
	民間保育園等	267
	公営保育所	14
	児童養護施設	13
障領	害福祉施設	13
	障害児入所施設等	13
幼稚園型認定こども園		7
新制度幼稚園		1
認可外保育施設		128
児童館		129
合計		572

(出典:はぐくみ局提供資料より監査人が集計)

【表7.1.2の2】公認会計士等に委託した助言・指導の件数

	業務委託書上の 想定施設数	監査実施施設数
計算関係書類の事前点検	130件	131件
実地による指導助言	10件	9件
特に改善が必要な社会福祉法人等に	畐祉法人等に 4件	
対する改善指導	41十 	4件

(出典:はぐくみ局提供資料)

助言・指導の対象とされた施設は認定こども園、新制度幼稚園、保育園、児童養護施設等である。なお、業務仕様書に記載された想定施設数と実績数に差があるが、委託先への説明したうえで委託料の減額、増額は行われなかったとのことである。

### 7.2 指導監査実施結果

監査の実施結果はそれぞれの施設に対して文書で報告が行われており、指導監査結果の概要は京都市ホームページに法人、施設別指導監査結果として掲載されている(注)。

(注) 令和5年11月末時点では社会福祉法人等指導監査結果(はぐくみ局所管分)及び障害児入所施設、通所支援事業所等の指導等結果は令和3年度分まで掲載されており、令和4年度分は未掲載である。ただし、京都市ホームページの社会福祉法人等指導監査結果(保健福祉局所管分)には令和4年度社会福祉法人等指導監査結果概要が掲載されており、はぐくみ局が所管する法人・施設の指導監査結果も含まれている。

令和4年度に文書で指摘が行われた施設の数は以下のとおりである。

		監査実施数	指摘施設数
児童福祉施設		294件	157件
	民間保育園等	267件	156件
	公営保育所	14件	0件
	児童養護施設	13件	1件
障*	害福祉施設	13件	4件
	障害児入所施設等	13件	4件
幼稚園型認定こども園		7件	4件
新制度幼稚園		1件	0件
認可外保育施設		128件	63件
合計		443件	228件

はぐくみ局で所管している社会福祉法人等に対する指導監督のうち、児童福祉施設等(幼稚園等)及び障害児入所施設等は必要に応じて外部専門家の協力を得ながら実施されており、監査結果は京都市ホームページで公表されている。監査結果には指摘事項の詳細な内容とその後1年間での改善状況も記載されており、対象施設に対する指導監督の実施状況とその効果が見て取れた。

なお、令和4年度社会福祉法人等指導監査結果概要に記載されている児童福祉施設(保育園等)及び障害児入所施設等に対する指摘項目は以下のとおりである。

【表7.2】令和4年度に実施された指導監査の指摘内容

1200-1	文化大地で私の口目中血血の月	10.41 4 H
対象施設	指摘項目	詳細内容
児童福祉施設	処遇改善等加算Ⅰの加算率	対象外の職員を記入している又は対
等 (保育園等)	算定に係る経験年数算定表	象の職員を記入していない事例を多
	への対象外職員の記入	数確認した。
	誤った時間外保育利用料の	保育標準時間認定の児童について、園
	徴収	が設定している標準的な開園時間の
		範囲内であるにも関わらず、保護者と
		の間で取り決めた個別決定時間から
		お迎えが遅れたことのみをもって時
		間外保育料を徴収している事例を多
		数確認した。
障害児入所施	医療的ケア区分に応じた基	医療的ケア児に指定児童発達支援を
設等	本報酬の算定が不適切	提供する時間帯を通じて全く看護職
		員を配置していないにも関わらず、医
		療的ケア区分での基本報酬を算定し
		ている。
		配置看護職員数の1ヶ月間の延べ人数
		が必要看護職員合計数未満となった
		月について、基本報酬が適切に算定さ
		れていなかった。

また、【意見1】児童数の実在性確認の検討、【意見2】保育士等処遇改善臨時特別事業における要件確認方法の検討、【意見4】時間外保育事業における利用実態の確認方法の検討、【意見6】一時預かり事業(一般型)における利用実態の確認方法の検討、【意見7】一時預かり事業(幼稚園型)における利用実態の確認方法の検討、【意見19】放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業における要件確認方法の検討、において、はぐくみ

局所管事業で保育所等の各施設から提出される申請書等についてのそれぞれの担当課でのチェックはあくまで形式的な確認のみを行っており、利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が行われていない旨の意見を記載している。

この点について、各施設への実地監査を行っているはぐくみ創造推進室に質問したと ころ、利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証は実地監査では行って いないとの回答であった。

しかし、各施設から提出された申請書等が利用実態と整合しているかどうかを検証することは必要な手続であり、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行われる仕組みを構築することが望まれる。例えば、以下のような対応を図ることが考えられるため、参照されたい。

- 各担当課からはぐくみ創造推進室に監査の一項目として検証対象に含めるよう依頼することとし、はぐくみ創造推進室の担当者が各施設への実地監査の際に検証を行う(意見を記載した全ての事業を毎年度対象とせず、年度ごとに事業を選定して検証対象とすることも考えられる。)。
- はぐくみ創造推進室の担当者が各施設への実地監査の際に必要書類のコピー等を 入手し、検証は各担当課で行う。

#### 【意見30】検証項目に関する各担当課との連携

利用実態のない申請が行われていないか等の視点で、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行われる仕組みを構築するために各担当課と連携して対応を図ることが望まれる。

なお、令和4年度分の社会福祉法人等指導監査結果(はぐくみ局所管分)及び障害児 入所施設、通所支援事業所等の指導等結果は令和5年12月27日付で京都市ホームページ に掲載されたことを確認した。

また、児童館及び放課後児童健全育成事業に対する指導監査は平成30年度から監査を開始しており、令和3年度までの4年間に実施した監査結果は各施設への個別の通知にとどまっていたが、令和4年度実施分からは京都市ホームページ上でも監査結果を公表する旨が全ての児童館及び放課後児童健全育成事業へ伝えられており、令和5年12月27日付けで公表されていることが確認できた。

以上